

平成 17 年

伊豆市議会会議録

第 2 回（ 7 月 ）臨時議会

7 月 13 日開会 ~ 7 月 13 日閉会

第 3 回（ 8 月 ）臨時議会

8 月 22 日開会 ~ 8 月 22 日閉会

第 3 回（ 9 月 ）定例会

9 月 8 日開会 ~ 9 月 29 日閉会

伊 豆 市 議 会

平成 17 年第 2 回 (7 月)

伊 豆 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 17 年 7 月 13 日 開会

平成 17 年 7 月 13 日 閉会

平成17年第2回(7月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(7月13日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3
議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	18
閉会宣告.....	22
署名議員.....	23

平成 17 年第 2 回（ 7 月 ）伊豆市議会臨時会

平成 17 年 7 月 13 日(水曜日)

* 出席議員（ 24 名 ）

1 番	杉 山 誠	2 番	鈴 木 基 文	3 番	小 森 勝 彦
4 番	内 田 勝 行			6 番	山 下 一
7 番	加 藤 章	8 番	室 野 英 子	9 番	飯 田 正 志
10 番	森 良 雄	11 番	古 見 梅 子		
13 番	鍵 山 堅 一	14 番	杉 山 羌 央	15 番	飯 田 宣 夫
16 番	酒 井 勲 一	17 番	木 内 一 郎	18 番	塩 谷 尚 司
19 番	関 邦 夫	20 番	小 野 忠 宏	21 番	大 川 孝
22 番	三 須 重 治	23 番	堀 江 昭 二	24 番	高 田 和 正
25 番	遠 藤 正 寿	26 番	木 村 建 一		

* 欠席議員

5 番 森 嶋 正 太
12 番 磯 晴 雄

* 出席説明員（ 15 名 ）

市 長	大 城 伸 彦	助 役	児 島 保 次
収 入 役	石 田 佑 次	教 育 長	室 野 純 司
土 肥 支 所 長	平 田 秀 人	天 城 湯 ヶ 島 支 所 長	鈴 木 幸 司
中 伊 豆 支 所 長	佐 藤 央 一	総 務 部 長	堀 江 正 身
市 民 環 境 部 長	福 室 恵 治	健 康 福 祉 部 長	内 田 政 廣
観 光 経 済 部 長	鈴 木 直 道	土 木 部 長	土 屋 亨
上 下 水 道 部 長	水 口 信 夫	企 業 部 長	渡 邊 玉 次
教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 本 準 次		

* 議会事務局職員（ 3 名 ）

事 務 局 長	長 谷 川 與 志 衛	局 長 補 佐	森 修 司
主 査	山 下 正 恵		

平成17年第2回(7月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成17年7月13日(水曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第83号 専決処分の報告及びその承認について(平成17年度伊豆市一般会計補正予算(第1回))
日程第 4 議案第84号 工事請負契約の締結について(修善寺東小学校屋内運動場建築工事)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(24名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
13番	鍵山堅一君	14番	杉山羌央君
15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
23番	堀江昭二君	24番	高田和正君
25番	遠藤正寿君	26番	木村建一君

欠席議員(2名)

5番	森嶋正太君	12番	磯晴雄君
----	-------	-----	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 大城伸彦君 助 役 児島保次君

収 入 役	石 田 佑 次 君	教 育 長	室 野 純 司 君
土 肥 支 所 長	平 田 秀 人 君	天 城 湯 ヶ 島 長 支 所	鈴 木 幸 司 君
中伊豆支所長	佐 藤 央 一 君	総 務 部 長	堀 江 正 身 君
市民環境部長	福 室 恵 治 君	健 康 福 祉 部 長	内 田 政 廣 君
観光経済部長	鈴 木 直 道 君	土 木 部 長	土 屋 亨 君
上下水道部長	水 口 信 夫 君	企 業 部 長	渡 邊 玉 次 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 本 準 次 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	長谷川 與志衛	局 長 補 佐	森 修 司
主 査	山 下 正 恵		

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成17年第2回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） その前に、欠席届が出ておりますのでご報告申します。5番、森嶋議員、12番、磯議員でございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名をいたします。15番、飯田宣夫議員、16番、酒井勲一議員を指名いたします。

会議の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第3、議案第83号 専決処分の報告及びその承認について（平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第1回））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第83号の提案理由を申し上げます。

専決処分しましたのは、平成 17 年度伊豆市一般会計補正予算(第 1 回)であります。今回、法人市民税において還付が生じました。この税は、加算金とともに還付しなければなりません。還付金とともに還付加算金が年 4.1%で発生しているため、早急に対応する必要があるための措置であります。

なお、ウエルネス産業の振興につきましても、県の補助決定がなされており、早急に事業化する必要があるため、法人市民税の還付にあわせて、専決処分により予算を補正したものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますのでこれを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第 83 号、市長提案に係る詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入・歳出の総額にそれぞれ 8,533 万 2,000 円を増額いたしまして、歳入・歳出の総額をそれぞれ 157 億 5,133 万 2,000 円とするものであります。

歳入について詳細を申し上げます。5 ページ、6 ページをお開きください。

まず、先ほども提案理由でありましたように、県の総務管理費の補助金ということで、総務費の補助金、これが 1,500 万円。これにつきましては、伊豆メッカづくりの推進事業補助金ということでウエルネス産業の振興に全額を充当するというところでございます。

続きまして繰越金でございます。今回、7,033 万 2,000 円でございます。これにつきましては、税の還付の方へ 6,760 万円、それからウエルネスの一般財源として 273 万 2,000 円を予定をしております。

続きまして、7 ページ、8 ページをお開きください。

まず、企画費の中のウエルネス産業の育成事業の補正でございます。ウエルネス産業につきましては、自然体験のプログラムと、それから温泉を組み合わせました伊豆市独自の健康保養プログラムの商品化と P R を目的といたしまして、ウエルネス産業育成の予算を今回 1,773 万 2,000 円増額いたしまして、積極的に誘致促進活動を推進していく予定でございます。

内訳といたしましては、歳入でも申し上げましたように、県費の 1,500 万円、それから繰越金としての一般財源 273 万 2,000 円を財源とさせていただくものでございます。

事業の主なものとして、本年の 10 月を湯治月間と位置づけまして、メインイベントの T O - J I 博覧会を開催いたします。その関係で委託料に 520 万円。それからガイドブックの製作委託に 360 万円。広告代理店の宣伝契約ということで、250 万円が主な支出の内容となっております。

また、年間を通して体験モデルツアーを行うほか、人材育成や健康食の開発等も積極的にやりたいと考えております。体験ツアーの商品の体験モデルツアー事業等には、490万円を委託するという補正内容ということになっております。

続きまして、その下の方の税務の総務費の中に償還金の利子及び割引料ということで6,760万円を今回計上させていただきました。

この内訳を申し上げます。まず還付金でございます。これにつきましては、提案理由でもありましたように、法人市民税の法人税割ということで7,048万2,900円の還付が7月1日付で生じました。これを支払うための補正でございます。既に補正の前に1,300万円の現計の予算がございますので、今回の補正とあわせまして7,900万円の中で、こちらを支出していきたいということでございます。

続きまして還付の加算金でございます。これは4.1%の年額でございます。現在までに計算をいたしました加算金の総額が175万1,100円ということになります。したがって、当初あった90万円に今回160万円を補正して、総額250万円の中で175万1,100円を支払うという内容でございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。2点ほど質問させていただきます。

4.1%という高額の利子を払わざるを得ないということですね。いま我々が貯金しても0.02という利息ですよ。これ、どこから4.1%というあれが出てくるのか。それと、相手はどこなのか。これ、たしか1億円近い金を納税してくれたところではないかと思うんですけども。これ、下手に勘ぐると、町へ金を預けておいた方が儲かるということになるのではないかと思う。その辺の経過を詳しくお聞きしたい。

それともう1点、これ、専決処分ということですね。7月1日付でこういう事態が発生しているわけですから、どういう理由で専決をしたのか。確かに急いでいるということだと思うんですが、本日は7月13日。専決しなくても、専決はいつ行ったのかということをお聞きしたい。それと、いつ行って、今日に至った経過ですね、をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） いくつかありますので、まず、還付の加算金の利率の関係でございますけれど、これにつきましては、地方税法に定められた金額でございます。地方税法によって規定されているということでございます。

それから業者につきましては、市内の業者ということで、本会議の席上でございますので、A社ということで、1社でございます。

それから専決の理由でございますけれど、還付の加算金が生じまして、これをですね、4.1%

を日に換算いたしますと、7,750 円が毎日発生していることとなります。したがって、これにつきましても本日の議決を待つというよりは1日でも早く専決をして、加算金の支払う日にちを1日でも縮めるということの中で行いました。

専決の時につきましては、記憶は確かでございますけれども、先週専決をして、失礼いたしました。7月7日でございます。こちらは議案に出しております。専決日は、そういうことで7月7日でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

予算でいくと、予算書からいくと、利息は160万円払うということになるんですね。だと思えるんですけど、いつからの計算なのでしょう。要するに、最初からもらった…。ひとつずつ、いいですか、それだけ回答をもらうということで。

議長（遠藤正寿君） はい。総務部長。

総務部長（堀江正身君） それではですね、予定納税が昨年11月30日で予定納税をいたしました。したがって、還付加算金については翌日からということで、12月1日から発生しております。

金額については、先ほどの詳細の説明で申し上げましたように175万1,100円ということでこの金額を確定してございます。

それですね、現在、今回の補正する金額以外に当初の予算で90万円ございますので、それと合わせて175万1,100円を支払うということでございます。

10番（森 良雄君） 1日7,750円の利息が発生するということは、やはり一刻も猶予できないということは私も理解できますけれども、1社に対して170万円の支払をするということは、やはりどこだかわかりませんではちょっとすまないのではないかなと思うんですね。場合によっては、これ、いつこういう事由が発生したんですか。少なくとも、個人でいけば3月末までには確定申告しなければならない。法人だと確定申告はいつになるんでしょうか。相手方にしても一刻も早くわが市に連絡する必要があるのではないかなと思うんですが。その辺、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 伊豆市長宛に当該業者から還付金の返還の請求というものが出されて、それを受け付けた日付が7月1日でございます。それですね、この還付の事由が生じた日、決算の確定になった日というのが17年6月29日ということでございます。

したがって、当該の業者は翌日の6月30日に郵便で市長宛に請求を出して、私どもの税務課の方で翌7月1日にこれを受け取ったと。これが事実が生じた日でございます。

議長（遠藤正寿君） はい。3回済みしましたので、これで次の方へ移ります。

10番（森 良雄君） 次も私でいいんでしょう、質問するのは。

議長（遠藤正寿君） 3回済んでいますから。

10番（森 良雄君） まだありますよ、ほかの事由で。専決処分について質問したい。

議長（遠藤正寿君） 専決処分について3回目ですから。

10番（森 良雄君） 今は税金のことについて言ったんですよ。専決処分を実施したということについて質問したい。

議長（遠藤正寿君） この議題について、専決処分のことについて質問しているわけでしょう。3回ですから。

10番（森 良雄君） 私は個々について質問していいですかということを知っているはずですよ。中間で。

議長（遠藤正寿君） ですから、3回までは認めています。こういうルールですから、これで終わります。

10番（森 良雄君） 議長。専決処分を皆さんどういうふうに理解しているか知りませんが、これ、違法行為ですよ。

〔「議事進行」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） これは地方税法上に則ってやっておりますので。

次の方、おりますか。三須議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

8ページのウエルネス産業の部分ですが、いくつか委託料というのがあるんですが、委託料そのものはいいんですが、伊豆まるごとTO-JI体験であるとか、ちょっと内容的に、もう少しどういうものであるとか、説明の13-41ですか、それとか健康食試作とか、どういうものであるか、内容的にもう少し教えてもらいたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、伊豆まるごとTO-JIということで10月に行っていることのイベントの、少し詳細について説明させていただきます。

イベントのコンセプトにつきましては、伊豆市全体がウエルネスのテーマパークということで位置づけて、特にどこの地区を指定してイベントをやるということではなくて、伊豆市全域にこのイベントを広げると。要するに、パビリオンのない博覧会という具合に位置づけをしていただければと考えております。それで開催の期間でございますけれど、10月1日から30日を予定しております。

どういう内容をやるかということでございますが、まずウエルネスの商品化をこの期間によって確立するということが大きなテーマでございます。その一つは、ウエルネスの日帰りのプログラムでどのようなものができるのかということで、これをスペシャルプログラムと位置づけまして、パイロット的な事業を行うと。それから運動、癒し、あと自然体験、歴史・文化のような個別のプログラム、それからホテルの旅館と宿泊。ホテル、旅館にも一部呼びかけまして、ウエルネス的な関係でお客様をとっていただくというようなことござい

まして、こういうような、入浴それからランチプラン、そしてあと日帰りの入浴の施設のサービスイベント。あと、市長がよく言いますように、地産地消でございます。ヘルシーメニューであるとか地場産品の紹介というようなことを集中的にこの10月に行っていきたいということでございます。

あとは、広報活動をすぐに取りかからなければなりませんので、たとえば新聞社であるとかあるいはJR、それから伊豆箱根、こういうようなところをお願いをして中吊り広告を中心としたPR活動、こういうようなものも考えております。

イベントの内容につきましては以上でございますが、この10月のイベントがすべてではございません。この10月を一つのモデルケースとして行いまして、既に10月に向けてさまざまなものも商品化をしてございますし、10月を過ぎてもいろんな形でリピーターが来るような、こういうような施策についても行っていきたいと。料理についてもそれらの一環として市民の力もいただきながら行っていくということでございます。

議長（遠藤正寿君） 他に質疑はございますか。

小森議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。

突然出てきた議案にしては中身が濃すぎる。少なくとも前日までには、市当局はこれくらいの資料は議員に渡さなければ、議員にまともに議論をして欲しいというふうに考えているとは思えません。議長さんに、今後市当局に厳しく申し入れるようお願いしたいと思います。

1,700万円のイベント事業ですから、こんな簡単なことではないと思いますが、質問を、本当は時間をいただかないとなかなかできないぐらいすごいことだと思います。

まず、企画から運営、事業の全行程にわたる、担当している体制。市当局とそれから関連する産業、業界とかあると思いますが、体制を細かく教えてほしい。

それから、その方たちの協力体制。恐らくいろんな業界の方がその体制の中に入ってらっしゃると思うんですけども、例えば観光協会も入っているというならば、観光協会からの協力体制は、彼らはどういう動きをするのかとか、そういうこともお聞きしたい。

それから、この期間に商品の商品化をするとおっしゃってますけれど、こういうイベントですから、この10月の1ヶ月間のイベントというのはイベントを実施する側から言えば、実施する側にいない人たちに対して行うイベントですよね。そうすると、当然イベントに突入するまでに少なくとも商品化は、それが最終かどうか知りませんが、試作品かどうか分かりませんが、商品化ができていくということになります。現状と突入するまでの間にどんな商品がどのような方によって開発されているのか、されたのか、される予定なのかをお聞きしたい。

それから、イメージがつかめなかったんですけど、イベント会場がないイベント、要するにパビリオンのない博覧会とおっしゃってましたけれども、言葉の意味はよくわかるんで

すけど、イメージ的にほとんどわからないんですが、どんなイメージになるのか具体的に教えていただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それではまず初めの、企画それから協力団体ということでございますけれど、現在、ウエルネスセンターの事務局の中で全ての企画を行っております。当然、協力体制につきましては、これから各種団体に呼びかけていくということでございます。

それから商品化につきましてはですけど、先ほども言いましたように、これも非常に漠然としたものでございまして、メニュー的にはどのような、日帰りのプログラムの中でどのようなものが商品化できるかと。あとは施設の入浴した場合にはどのようなものがメニュー化できるのかと。あと取り組んでおりますヘルシーメニュー、これらについてもパッケージ商品として、なるべく当日を迎えるまでにいくつかの商品ができればというようなことで考えておりまして、いずれにいたしましても、現在は準備中ということでございます。

理由的にはですね、7月1日付で県の補助金がついたということでございます。したがって、非常にその準備の期間についても限られた中で10月を迎えなければならないということでございます。

いずれにいたしましても、県の補助金の決定を待たないと、さまざまな事業に事前に着手ができなかったというようなこともございます。

10月を迎えるまでについて、特に今一番力を入れるのは事前のPR、あるいはそのいくつかの商品化ができるようなこういうような準備作業ということになります。

それからパビリオンのない博覧会ということでございますけれど、市内の健康、温泉、自然等のウエルネス産業を活かした既存のサービスを広げていくということでございまして、これも少し抽象的な言い方にしかなりませんが、今ある資源を十分に、お見えになったお客様にぶつけていくというようなことを考えております。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 悪い言葉でずさんな言うんですけども、そういうふうには僕は言いたくはないんですが、時間がなかったことで、そういう意味じゃないですけど、補助金決定後に企画された事業であるならそれも仕方ないと。しかし、補助金を貰いたいと言い出したのは、もしこちらであるとすれば、こういう事業したいという内容が既にあったとも受けとれるわけで、それなのに7月1日に補助金が決まったから、まだ内容が決まってないという答えはおかしいと思います。

それについてどう思うか、お答えください。

それから、なんせ言葉だけの説明なので、書類もまったくないんで、本当に何をどう聞いていいかわからないんですけども。思い出しました。本当にこの計画で、計画が終わったとき

に、いいイベントができたということを実感できる自信があるかどうかだけをお答えください。

議長（遠藤正寿君）はい。総務部長。

総務部長（堀江正身君） それではまず準備の関係でございますけれど、私どものウエルネスセンターの方で様々な補助金のメニューを調査をして、最終的にこれでいこうと決定したのがウエルネスの補助金でございます。これの申請の方が5月20日に終わってございます。

したがって、そこから、当然県が補助をいただくというような前提のもとでは、若干準備作業を進めてきたわけでございますけれど、最終的には7月1日に交付が決定されてから、思いきった準備作業に着手をできる状態になったということでございます。その辺で少し時間が足りなかったということでございます。

私、担当の部長としては、是非イベントを盛り上げて成功させて、その後もこのイベントに限らず、宿泊産業あるいは市内の産業全体にこのイベントの波及効果が及ぶようなイベントに仕上げたいという気持ちでございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

木村議員。

26番（木村建一君） 26番、木村。

まず最初に、専決処分をなぜやったのかということからお尋ねします。

二つありまして、今、還付の関係ということであるならば、ある程度理解できるんです。議会が招集できない。するとそういう損失というか、出るということでの理解というのは、ある意味ではわかるんですけれどもね。議会の、本来ならば、議会の議決を必要とすることについて、特別な場合にということで、専決処分とは法律にちゃんと書かれてありますね。179条ですよ。その中に4つあって、その中の1つについて、今やろうとしているんですよ。市長でおやりになったと。それで、いわゆる議会の招集する暇がないと客観的に認めているときに初めて専決処分がある。専決処分になるとどうなるかということ、議会が、極端な話、今日承認しようがしまいが、もう動いちゃうんですよ。そのお金というのは、だから特別に重要だし、客観的な議会招集の時間的なゆとりがないということを認めている場合に限って、繰り返します、そういうふうに専決処分が提案されたということで、その辺の理解がいまいまいちわからないんです。というのは、7月1日付で今、県補助金になったと。で、当局の考えているウエルネス産業育成については、10月1日から自分たちの準備期間がないから専決処分をやりたいということなんですけれどもね。じゃ、6月24日に前の議会終わりました。今日の間までにできなかった客観的な状況がなぜなかったのかということです。その辺をまず第一にお尋ねしたい。なぜできなかったのか。自らのスケジュールが10月1日から間に合わないからということでは私は理由にならない。なぜ10月1日からせざるを得なかったのかということも含めながらお尋ねしたいと思います。それが大きな1点目の質問です。

二つ目に、今いろいろと、小森議員もお話しされていましたが、なんとなく分かるん

ですが具体的にどんなイメージでやるのかさっぱりわからない。それで、既存のウエルネス産業を活かしていきたいというような話がありました。ウエルネス産業でいろいろ湯治づくりで一生懸命やっている旅館とか、私は聞いています。そして、天城温泉会館もそういう一環としてやられていることは、当然知っているんですけども、じゃあ既存のウエルネス産業って、いったい今、伊豆市にどのくらいの受け入れ態勢があるのか。というのは、ホテル・旅館等に呼びかけてということですよ。ウエルネスというのは、宿泊産業ではないですよ、ウエルネスです。それで当然、様々な協力関係が今後とっていききたいということなんです、何かから出発してこの1ヶ月間でモデル事業やろうとしているのか、わからないものですから、もう少し現状、今ウエルネス産業、これを提案したときに受入態勢がどうなっているのか、いくつかの施設・団体とかあるのかお尋ねしたい。

それから三つ目にですね、1,770万円の内のどこにどういうふうに割り振られているのかなと思ってみたんですが、委託料が1,000万円くらいですよ、全部足すと。だと思いません。今貰ったもんだから聞きながら計算したから間違っているかも知れませんが、多分1,000万円以上。半分以上が委託料なんです。そうしますと、市民の力をお借りしながらということも言われましたけれども、そうすると、じゃあ市民の力をお借りするのに半分以上のお金で、いろいろと講師謝礼とかなんかあるんですけども、どうもイベントのそういう会社に依頼するのが半分以上だと。そうすると、地元のそういう、やりたいね、この事業に参画したいねという方たちへどうアプローチするのが予算措置がよく分からない。

その点で説明してください。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） まず、イベントの、現在何を中心に行いたいかということにつきましては、やはり綿密な企画、それとPRでございます。それをもって10月を迎えたいということでございます。

受入施設については、市内の旅館それから天城温泉会館、こういうようなところの中でこの趣旨に賛同してくれるところを、もう少し幅広く考えていきたいということでございます。

それから委託料の関係でございますけれど、確かに委託料が多くなってございます。委託先については、現在まだどういう方法で委託ということも考えてございませませんが、市民の考え、あるいは業界の考えを十分に反映できるような、そういうところが委託、あとは、これは県との共同の事業でございますので、やはり県とのコンセプトが合うというようなところも一つの考えの中に入れた業者を考えていきたいということでございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

26番（木村建一君） よくない。答えていない。

専決処分であるので市長が政治的判断がありますので、市長にちょっとお答え願いたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 補足説明をさせていただきます。

先ほどからご議論になっている何をしたいか、それから受入施設、それから委託料、それからなぜ専決処分したかということですが、このウエルネス産業というのは、私が市長になってから申し上げている三本柱の一つでございます。それはご理解いただいていると思います。その中で何をやるかというのはですね、幅もありますし、それぞれ深みもあると思います。

それで、そのサイクルフェスティバルとかね、あるいは年輪ピックとか、そういうイベントとは違うんですよ。それはご理解いただけると思います。これから市にですね、こういうウエルネス産業を育てて、多くの交流客に来てもらいたいというのがコンセプト。それは何回も申し上げています。それをご理解していただきたい。そのメニューづくりを、いろんなメニューがあると思います、を出して、その集大成、湯治がその一つとなっております、湯治のやり方もいろいろとあると思います。これをやっていかなきゃならないというふうに考えています。

それで、先ほどから言っていますように、県との補助金の関係で、県もこういうことというのは多分初めてだろうと思います。で、補助金をつけていただくための作業をしてきました。で、補助金がつきました。で、用意ドンになったわけです。これから10月に向かって各方面の協力を得ながらやっていかないと、まずこれが成功するか、うまくいくか、いかないかの一つのキーワードになると思います。先ほどから何をやるんですか、どうするんですか、どうなってますか。これからやっていかなければならない。これを、全部メニューができてやって、それで1,500万円ということになれば、それはもうハード事業になっちゃうんですね。ハード事業と同じです。それができればいいんですよ。しょっちゅう変わってくると思います。

先ほどから、受入施設はどうかと。受入施設もいっぱいあると思います。旅館さん、ホテルさん、それからあるいは、その日帰り温泉とか、その他自然のウォーキングだとか、考えるといっぱいメニューはあると思います。

大きなイベント、これがそうだよというね。ねんりんピックのようなイベントではないですから。いくつかをまとめていかなければならない。幾つかを作って、それを一つずつやっていくと。それを定着させていくことが、私は伊豆市の将来に大きなメリットがでてくると考えているわけです。

それから、委託料についてもですね、業者に行くということですが、そういう考え方からすれば、市内の方でグループを作って、手をあげてもらってもいいんじゃないかと思うんです。先ほど総務部長が言ったように、委託業者はまだ決まってませんから。こういうことをやりたいんだよと、むしろ積極的にですね、そのプロポーザル方式というんですか。提案していただいて、いいなということになれば、それに向かっていきたいと思っています。

そんなことを含めてですね、県も財政の少ない中を、伊豆市がそういう考えでやるならやれということでしたらいただけたものなので、専決処分させていただいたと。早くにやって早くス

スタートしたいということです。

是非ご理解をいただいて、ご承認をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 市長の言われることもよくわかります。別に何かを大きな事業をドーンとやって、やろうというものじゃないということも私も理解しています。様々な事業をやるであろうし、ある意味では期待もやっているわけですが。

専決処分が、なぜしたのかがいまだに分からない。議会をきちっとやっぱりこういう論議をして煮詰めていくというのが議会ですから。これ、専決処分にしたんですから、いろんな意見を言ったって、もうスタートしちゃうんですよね。もう繰り返しませんけれども、24日に議会が終って、7月1日に降りたよというのであるならば、じゃあ、その間の中で、本当にこの件については、議員の皆さんにきちっと説明をしてスタートしてもらおうというようなところが諮れるゆとりがないということ自体が、私は理解できないんです。

それと、いわゆる既存のウエルネス産業を活かしていくというときに、新たに、新たにですよ、何もやってないところからするならば、これを湯治の問題とかさまざまな健康食品を作ったりとか、ウォーキングとか市長が言われていますが、それをじゃあ、早く立ち上げなくちゃならないというときに、本当にその受入態勢というのは、現実には私は、その市内の、経験もないし、今さら練っていくというときに相当僕は期間がかかるであろうというふうに、僕は思っています。そう簡単に、はいわかりました、やりましょうということにならないであろうと。そうしますと、10月1日からやらざるを得ない理由もちょっとよくわからない。それは市が考えていることだろうと僕は理解しているんで。本当に市民の皆さんの力をお借りしながら、委託料についてもなるべく市民の皆さんにということであるならば、はたしてこういう期間でできるのかなというようなことも考えているんですけど。

最後の方の答だけ、いいです。専決処分は、私はこれ、いまだによくわからないもので、また、見解がありましたら、二つについて述べてください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 今から10月でできるかできないかということだろうと思います。それを聞いているんだろうと思います。これ、できないつもりでやったらできないと思います。できるつもりでやらないとできないと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。はい、他に質疑はございますか。

鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。

ウエルネスの関係につきまして、皆さん、こういう場をもって大分興味を持っていただけたということは、すごく市にとっていいことだなと思っています。実際に活動している側の

意見としまして、一つ二つ発言させていただきます。

この1,500万円の事業が、たぶん今まで民間、行政と一緒に取り組んできた結果に対して県がそれを認めてくれて付けた予算であると私は認識しています。それがなければ、たぶん今、ブランド創生、県の方が3億円出す出すと言いながら非常にハードルが高くて、決定しているところは非常にまだ少ないです。

そんな中で、たぶんこれ、500が2分の1の事業で、1,000万円が100%事業じゃないかと思います。100%は県で4箇所しか付かない事業を、県が伊豆市に付けてくれたということは、これまでの実績を評価してくれた。で、実績の今までのがあるからこそ、これができたというふうに思っています。

その中で今、皆さんのいろいろな意見が出ているわけですが、私が思うのには、これが今ここで、事業内容の問題等があります。率直に言わせてもらいますと、ここで市がこれこれやりますという全部計画を立てられては、実際にやっている側としては困ります。既に40軒かの、これに対する市内の参加者がいます。これは企業であったり個人であったりするわけですが、その人たちがそれでは今年度、何をやりたいのか、どうすることがこの事業にとって一番いいのかということをご自分でちゃんと出してもらって、それに合うような事業をこれから展開していく。していってほしい。それがまず一番強い要望です。

できれば計画を出す前に、予算をとりに行く前に、そういう話が会議の中で出してもらって、こういうものがもし取れたら、どういうふうな事業を行おうとか、そんな話がもしあれば、非常に良かったのかなというふうに思っています。しかし、これ、初めての予算取りということもあって、100%の事業がまさか取れると思わなかったと、実は私どもも思ったところがあるんですが。

次年度に向けて是非、それでは来年度どういう補助金があって、これを取りに行くためには何の事業を組み立てていくかということ、実は今から来年度に向かって、何かそんな話をして行く場が欲しいなというふうに思っています。

ですから、ウエルネス室だけでなく、他の事業に関しましても、今非常に市の財政も逼迫している時期ですから、いいお金、本当に必要なお金というものを引っ張ってくるところからの事業展開が必要となってくると思いますので、その辺りの体制をぜひ作ってほしい。

今回たぶん失敗したところは、市の場合は言いませんけれど、国の予算3,000万円を取りに行きまして、それがだめだった。ウエルネスで3,000万円あれば、もっともっとやりたいことがすごくたくさんあった。なぜその国の予算がこれ100%の事業だったんですが、だめだったかという、今から反省をして、来年度に向けてこの事業をやるためにこれが必要だという組み立てをぜひ進めて、来年度は、県だけでなく国の、本当にやりたいことを、必要な事業と一緒に取りに行くようなことも考えてほしいと思います。

議長（遠藤正寿君） 鈴木君。この議案に対しての質疑をしてください。

2番（鈴木基文君） すみません。ということで、これからウエルネス事業が来年度に向け

て、どのように有効に活用させていくかということに関しまして、民間の意見の吸い上げということに関して、市長さんのご意見を伺いたと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 鈴木議員がほとんど答を言ってくれていたと思うんですけど。

まず、今回第1回でもって、その辺どこまでオープンにするかというのは、やっぱり行政としてはいろいろ考えるところがあります。出してしまっ、向こうばかりいって、おらうちには何にも教えてくんにゃあという話もなきにしもあらずなので、やや最初は、行政指導といいますか、少ない人数で、予算も取れるか、補助金も取れるかどうかわかりませんのでやらせていただきました。先ほど来それについてご質問がございました。それはご理解いただきたいと。

ぜひそれを、短い時間ではありますけれども、10月に向かって成功させていただいて、継続して取ればですね、まさに協働、コラボレーションですね。一緒になって私も協働ということは、就任当時から申し上げているわけでご覧しまして、それにはこのウエルネスだけではないんですけど、ぜひ強力なバックアップをお願いしたい。

そして40何軒のグループがおりますけれども、それからやっぱり提案をしていただいて、まさにこの1,500万円が多いのか少ないのか、少なくなってそれ以上の効果が出ることを私も期待しております。

今までの行政の中で定められたパターンでやっている事業ではないと思います。新しいチャレンジ部分があると思います。だから3本柱の1本として挙げています。成功するようにご支援をお願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 他に質疑はございますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。はい、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。反対討論をさせていただきます。

本件は、皆さんの質疑を聞いておりますと、税金の還付と、それからウエルネス産業に二つに分かれておると思います。

私は本件について、専決処分がなされたということについて、問題にしたいと思います。税金の問題もウエルネス問題も、専決の必要性は全くない。議員の皆さんに私は訴えたい。専決処分というのは議会を超えた処分なんです。はっきり言わせてもらえば、専決処分が常時行われるなら議会は必要ない。先ほども言いましたように、これは違法行為です。違法行為を認めるわけにはいかない。

まず、本件において税金の還付がどこにされたかということが表明されていない。これは6月末に発生したということでありますから、少なくとも個人の問題ではない。国税当局がタッチしている相当大きな法人の問題であります。見方によってはですね、これを予定納税

したところは最初から還付を要求することを考えればですね、4.1%という大変高額なね、投資をしているということと同じなんですよ。こういうことをあっさり認める。それも専決処分で認める。少なくとも本当に専決の必要性があるなら、7月1日に発生した事項なら2日に議会を開くこともできるはずだ。なんら緊急性を必要とした事案ではない。議会で十分に話し合うことができるはずだ。なぜこういうことを私が言うかということを理解できないと思いますけれども、先ほど木村議員が申しとおりましたように、地方自治法179条で専決処分は確かにできることになっております。しかし、この専決処分ができる要件というのは、厳しく規制されているはずですよ。

ぜひこの辺を、議員の皆さんは理解していただきたい。どういうことがあるか。木村さん、さっき四つと言いました。一つは議会が成立しないというときなんです。もう一つは自治法113条で決められた事項、これは事項が決められておりますから専決してもよろしいでしょう。三つ目は議会を招集する暇がない時。たぶんこの辺でもって専決したんだと思いますが、この議会を招集する暇がないということも、大変厳しく、これは判例等で決められております。どのぐらいかと、一日あればできるはずだということも判例等は示しているんです。四つ目は議会が必要な時期までに議決しないということなんです。この四つ。いずれも今回執行部が専決した事項は、この四つに該当しない。また、専決処分を認める場合は、客観的理由を証明しなければいかんということも判例等では言っているんです。

どこに専決しなければならなかったという客観性がここにあるんですか。これらの事項はですね、違法行為だとまでも言っているんです。私は、議会としてこのような違法行為が、はっきり言わせてもらいます。違法行為です。違法行為を到底認めることはできません。

議員の皆様も、この我が伊豆市議会が正々堂々と市民の前で意見を発表するなら、違法行為を認める必要はありません。違法行為を認めることはできません。

以上の観点から、私は本案件を反対させていただきます。

議長（遠藤正寿君） 賛成討論はございますか。

11番（古見梅子君） 賛成討論。

議長（遠藤正寿君） はい、ちょっと待ってください。反対賛成、賛成はありませんか。では、反対討論。

11番（古見梅子君） 賛成討論。

議長（遠藤正寿君） すいません。聞こえませんでした。それでは賛成討論。

11番（古見梅子君） ただいまの83号の専決処分について、賛成の立場で討論させていただきます。

専決処分しました還付金の件であります。これは一刻も早く返還をしなければなりません。例えば、専決しなかった場合ですね、あとから議会を開いた場合に、なぜ専決しなかったかという大きな問題になろうかと思えます。遅い早いはですね、非常に基準が難しいですが、2週間を過ぎた時点でしたらちょっと遅いかと思うんですけれども、2週間内の中です。

ったということは決して遅いという感じはいたしません。いかがでしょうか。かえって専決処分をしないとですね、大変マイナスな面があるんじゃないでしょうか。

もう1点の専決処分であります、ウエルネスに力を入れております。機構改革、4月1日からウエルネスセンターも発足しております。その前から準備もしてまいりました。

伊豆市の観光をですね、活性化するっていうことに、ウエルネスに力を入れるって、どういう形でやって行くかというモデルのですね、最初のスタートが10月に切れるというのは非常に希望があると思います。

これからどういうふうに取り組んでいくかということは、議会だけでなく、伊豆市に住む観光業者、あらゆる人たちが知恵を出す。こういう場合、大変尊い補助金をいただいたわけです。こんなにうれしく喜びのことはないと思うんですね。

これを専決処分をして、今案が出されたわけですから、これから中身を詰めていくことが大事だと思えます。

以上で、大変うれしい補助金が付いたことについて感謝をし、賛成討論とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 他に討論ございますか。

26番（木村建一君） はい。

議長（遠藤正寿君） どちらの討論。

26番（木村建一君） 反対です。

二つの専決処分が行われましたが、繰り返しますけれども、いわゆる地方自治法の179条の運用をどういうふうに判断するのかということです。その運用を誤ると議会が何のために存在するのかわからなくなるという立場をしっかりと私は持つ必要があると思うんです。

それで、一つ目のいわゆる還付金の件については、6月29日に国の方から決まって、そしてその通達というお知らせが7月1日に来た。そうしますと、いわゆる招集する時間を持つよりも早く処分したほうがいいだろうということは、私はそういう意味では納得いきます。1日でも2日でも早くやった方がよろしいでしょうと。中身が、早く招集するとか遅くするからとかで、それがどういう影響が出てくるのかということになると、遅ければ遅いほど、今市長から提案されたようにどんどん市の税金が出て行くということになるわけですから、その点では納得しております。

ただし、ウエルネス産業の、市長が当初所信表明で述べた一つの大きな柱として掲げようとしているときに、繰り返しになりますけれども、6月24日に議会が終わって、そして、この間、本当にこれが大事だよと言ったときに専決処分すること自体が、私は正しかったのかどうか、中身の問題を私は注目し、本当にこれが地域産業興しに結びついていけばいいのかなというふうな期待もするし注目しております。ただ、その取り扱いの方法、議決すべきことなのに専決処分をするということ自体が、果たして本当に今回正しかったのかどうか。客観的に、本当にこの間招集できない条件があったのかどうかということも質疑の中で私は

お尋ねしましたが不明確でした。

今後のこともありますので、我々議会がどういうふうに市長提案に対して態度を取るべきかというところ、しっかりと位置付けると同時に、市部局においても、専決処分というのが本当に客観的に、なるほど議会を招集してははその時期を失ってしまうということが、本当に明らかなような、客観的な提案理由のときの説明を求めて、今後の改善を要求して反対討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 他に討論はございますか。

はい、小森議員。

3番（小森勝彦君） 反対討論いたします。反対の立場から討論いたします。

内容についてはすべて賛成します。しかし、ウエルネス産業育成事業の1,773万2,000円を増額補正する件については、これこそは議会で、議案として提出し、議論すべき事案です。このようなことが専決処分を通るということでしたらば、本当に議会はいらないと思います。

先ほどの税の還付については、1日1日市の支出が、経費が無駄に増えていくという点から考えれば、専決はいたしかたないと思います。

ただし、こちらのウエルネス産業育成事業の増額補正は、本当に議員と市当局がともに議論して内容を深めていくということが必要で、それは省略されるべき手続きではないと考えます。これこそ、日にちがなくても議会の開催日まで待っていただきたい。またはどんなに忙しくても、どんな緊急な感じでも、臨時議会を開催して討議、議論すべき内容であったと思います。

以上の理由で反対です。

議長（遠藤正寿君） 他に討論ございませんか。討論なしと認めます。

これより、議案第83号 専決処分の報告及びその承認についてを採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） はい。起立多数であります。よって、議案第83号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第4、議案第84号 工事請負契約の締結について（修善寺東小学校屋内運動場建設工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第84号の提案理由を申し上げます。

平成17年7月12日に指名競争入札に付した伊豆市立修善寺東小学校屋内運動場建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の

議決を求めるものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 議案第 84 号、市長提案理由の詳細につきまして、申し上げます。

修善寺東小学校屋内運動場、つまり修善寺東小体育館でございますが、既存の体育館は体力度が低く、改築を要する基準であります 5,000 点以下であり、耐震性に問題があるために、建て替えをするものです。

契約につきましては、市長の提案どおりに議案の 9 ページに記載してございます。

なお、東小体育館につきましては、過日 6 月 24 日、全員協議会であらましを説明申し上げました。

建物の概要につきましては、鉄筋コンクリート造、一部 2 階建て、延べ床面積は通路を含めると 1115.21 平方メートルですが、体育館のみでは 1084.5 平方メートル。その内訳は 1 階が 954 平方メートル、2 階が 130.5 平方メートルです。間取りにつきましては、1 階が玄関、アリーナ、運動するところです。それからステージ、男女トイレと男女の更衣室、身体障害者や赤ちゃんのおむつ替えができるファミリートイレ、倉庫 3 ヶ所。2 階が多目的室、倉庫 1 ヶ所となります。屋根は切妻型で防錆に優れるフッ素ガリユバリウム鋼板を使用いたします。

工期は、契約後の夏休み中に旧体育館を解体いたしまして、翌年の 8 月いっぱいまでの 2 年の事業となり、当初予算で継続費としてご承認を受けてございます。

工事はこの契約分、議案であります本体の建築工事と設備工事、電気工事の分離発注いたしました。

建物は従来と違い、校舎の壁面と平行となるよう配置いたしました。これと、旧来の体育館の面積よりやや大きくなることもありまして、隣接の土地所有者のご理解をいただき、校地を少し広げることになります。

なお、東小体育館は、広域避難所ともなっておりますことを申し添え、以上で提案理由の詳細説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） ここで、10 時 50 分まで休憩をいたします。

この間に、ただいま上程されました議案に対しまして質問また討論等ございましたら、通告を願います。

それでは休憩といたします。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 51 分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより質疑を行います。質疑の申し出がありますのでこれを許します。初めに 10 番、森議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄です。

議案第 84 号 工事請負契約の締結について、質問させていただきます。契約額の落札率についてお聞きしたい。本工事の工期についてお聞きしたい。参考的に、設計業者についてもお聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 落札率についてのみ私がお答えいたします。落札率については、現在公表しておりますのが、設計額から落札を割った、いわゆる請負比率を現在公表しております。したがって、入札の予定価格については公表しておりませんので、その請負比率については 94.5%ということになります。

議長（遠藤正寿君） それでは教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 工期につきましては、契約の翌日から来年、平成 18 年 8 月 31 日とする予定です。

それから設計業者でございますが、小林建築事務所、これ清水町にあるかと思いますが、小林建築事務所ということになります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10 番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

落札率は算出できないということですが、例えば今日の一般紙の一面は道路公団の談合、一面トップで出ている。連日ですね、ここでもどこでも、落札率いくらだということは堂々と言っているわけですよ。

まず一つ、なぜ落札率が公表できないんだ。一般的に、当然予定価格を公にしたいくないというお気持ちはわかりますけれども、いま落札率と言ったならば分母に予定価格をもってくるのが大方の国民が承知しているはずです。また、落札率といえば予定価格から算出されるものだということはもう十分承知している。堂々と落札率というものは公表しております。

当然、わが町においても、今までも落札率を質問すれば、当然返事を聞くことができました。当然これからもしていただきたい。今回、本日、請負比率 94.5%、当然落札率はもっと

高率になるはずです。今、私口が悪いと言われてますけれども、言われたついでですから言ってしまうけれども、95%以上の落札率は大変疑問が多いと言われてるんです。当然、これも請負比率で94.5%だったら落札率では95%を超えるはず。

市長にお聞きしたい。95%を超えるような落札率で何か問題はないかどうかお聞きしたい。当然、道路公団の最近の落札率は、問題発生後は85%を割っていると聞かれます。競争がなされた契約でしたら、一般的には80%あたりまで落ちるだろうと言われております。

まず、落札率を公表していただきたいということと、高率の落札率が起こることについて、市長はどのようにお考えかお聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

道路公団の例を出して比較されているようですけれども、道路公団と地方自治体は違いますので、一概には、一般的なことというのがまた一般的でありまして、何をお聞きになるのか全くわからないわけでございます。市として落札率を公表しないというのは、全体では、全体の全ての工事を受けて、今年度あるいは何件かの平均というのは申し上げてますけれども、個々には申し上げておりません。そういうことで今まで運営してましたので、もしその中で談合とかそういう事実があるとしたら、大変問題だろうと思ってますけれども、そういう事実はないと認識してますので、これで進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。これで終わりですから。

10番（森 良雄君） 一つだけお聞きしたい。落札率が公表できない。今までは私、ずっと聞いてきたんです。その都度聞いております。なぜ今回から落札率が公表できないのか。多くの自治体は、この工事は落札率いくつだったと公表しております。伊豆市がなぜ公表できないのかお聞きします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、個々には発表してませんので。これは森議員さんのお取り違いだと思っています。

議長（遠藤正寿君） ほかに質疑はございますか。通告は1名ですのでこれで質疑は終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 84 号 工事請負契約の締結について、採決いたします。原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これにて平成 17 年第 2 回伊豆市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 00 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 遠 藤 正 寿

署 名 議 員 飯 田 宣 夫

署 名 議 員 酒 井 勲 一

平成 17 年第 3 回（ 8 月）

伊 豆 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 17 年 8 月 22 日 開会

平成 17 年 8 月 22 日 閉会

平成 17 年第 3 回（ 8 月 ）伊豆市議会臨時会会議録目次

第 1 号（ 8 月 22 日 ）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議案第 85 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3
議案第 86 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
閉会宣告.....	13
署名議員.....	15

平成17年第3回(8月)伊豆市議会臨時会

(第1号 8月22日)

平成 17 年第 3 回（ 8 月 ）伊豆市議会臨時会

平成 17 年 8 月 22 日(月曜日)

* 出席議員（ 26 名 ）

1 番	杉 山 誠	2 番	鈴 木 基 文	3 番	小 森 勝 彦
4 番	内 田 勝 行	5 番	森 嶋 正 太	6 番	山 下 一
7 番	加 藤 章	8 番	室 野 英 子	9 番	飯 田 正 志
10 番	森 良 雄	11 番	古 見 梅 子	12 番	磯 晴 雄
13 番	鍵 山 堅 一	14 番	杉 山 羌 央	15 番	飯 田 宣 夫
16 番	酒 井 勲 一	17 番	木 内 一 郎	18 番	塩 谷 尚 司
19 番	関 邦 夫	20 番	小 野 忠 宏	21 番	大 川 孝
22 番	三 須 重 治	23 番	堀 江 昭 二	24 番	高 田 和 正
25 番	遠 藤 正 寿	26 番	木 村 建 一		

* 欠席議員

なし

* 出席説明員（ 6 名 ）

市 長	大 城 伸 彦	助 役	児 島 保 次
収 入 役	石 田 佑 次	教 育 長	室 野 純 司
総 務 部 長	堀 江 正 身	教育委員会事務局長	山 本 準 次

* 議会事務局職員（ 3 名 ）

事 務 局 長	長 谷 川 與 志 衛	局 長 補 佐	森 修 司
主 査	山 下 正 恵		

平成17年第3回(8月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成17年8月22日(月曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第85号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)について
日程第 4 議案第86号 工事請負契約の変更について(土肥小学校屋内運動場建設工事)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(26名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
5番	森嶋正太君	6番	山下一君
7番	加藤章君	8番	室野英子君
9番	飯田正志君	10番	森良雄君
11番	古見梅子君	12番	磯晴雄君
13番	鍵山堅一君	14番	杉山羌央君
15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
23番	堀江昭二君	24番	高田和正君
25番	遠藤正寿君	26番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君

総務部長 堀江正身君

教育委員会
事務局 局長 山本準次君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 長谷川 與志衛

局長補佐 森 修司

主 査 山下正恵

開会 午後 1時30分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、平成17年第3回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。17番、木内一郎議員、18番、塩谷尚司議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第3、議案第85号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第85号の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、衆議院の解散に伴い、来る9月11日に衆議院議員総選挙が行われるにつき、その執行経費を計上するものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に際して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、議案第 85 号の補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、第 2 回でございます。理由は先ほどの提案理由にもありましたように、8 月 30 日の公示、9 月 11 日の投開票ということで、衆議院の総選挙が行われることになりました。その管理執行の経費でございます。

歳出から説明させていただきます。6 ページ以後をお開きください。

6 ページで、総額がございます。合計が 2,588 万 9,000 円。これにつきましては、すべて県の委託金を予定をして、一般財源の支出はございません。

7 ページから、歳出の内訳を申し上げます。

まず報酬関係でございます。これは投開票の管理者並びに立会人、それから選挙管理委員の報酬でございます。

続きまして、時間外勤務手当。これにつきましては、本庁、それから各支所の間で期日前投票を行います。それに応じます職員の時間外手当を予定しております。

臨時雇賃金につきましては、やはり期日前投票が主でございますが、特に臨時をお願いをいたしまして、管理執行に万全を期したいということでございます。

次の協力員の謝礼につきましては、当日の投開票に従事する職員並びに協力者の謝礼ということでございます。

続きまして、主なものを拾います。消耗品でございます。消耗品が 180 万円ございますけれど、これらにつきましては、投開票の事業用品の補充、こういうようなものの経費に充てさせていただきますということでございます。

郵便料につきましては、192 万 6,000 円ございますけれど、入場券の郵送の経費等が主なものでございます。

続きまして、選挙用の看板の設置の業務委託。これらについては、主にシルバー等を予定してございます。

それから投票用紙の分類機の調整業務委託。これにつきましては、投票を読取機にかけるわけでございますけれど、この読取機が特殊な機械でございますので、当日専門家に委託をして、万遺漏がないように、事務を進めるという経費でございます。

続きまして、9 ページに移ります。ポスターの掲示板の借上料。従来は看板を買っていたわけですが、リースといたしまして、借上ということになります。今回 8 区画の借上を予定しております。

それから、事務備品の購入費、これが100万円ございますけれど、これらについては、投票の数が増えるということで、投票箱を補充させていただくと。それから、開票台、これについても開票作業で影響が出ますので、こういうようなものを備品として揃えたいということでございます。

歳入に戻ります。5ページをお開きください。

歳出の方でもちょっと申し上げましたけれど、2,588万9,000円のすべての経費を県の委託金で賄うということでございます。これにつきましては、国費ではございますけれど、県で経費を取りまとめて、県が支出する分、市町村に委託としてお願いする分ということで分けますので、もとの財源は国でございますけれど、扱い上は県の委託金ということでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ここで13時45分まで休憩といたします。

この休憩の間に、ただいまの議案に対して質問のあります方は、通告を願います。

それでは45分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時45分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより質疑に入るわけでございますが、現在通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。ただいまのところ、討論の通告はございませんので討論がないものと認めます。

これより議案第85号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、採決をいたします。原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） はい、起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第 86 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第 4、議案第 86 号 工事請負契約の変更について（土肥小学校屋内運動場建設工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 86 号の提案理由を申し上げます。

平成 16 年度に土肥小学校屋内運動場建設工事は、青木興業株式会社と 2 億 6,145 万円で工事請負契約を締結いたしました。その後、実際の工事に当たりまして、土工事や地ならし工事等にやむを得ない事情が生じ、720 万 3,000 円の増となりました。

したがって、この額を加え、変更後の額を 2 億 6,865 万 3,000 円とする工事請負契約変更の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出があります。これを許します。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 提案理由の補足説明を申し上げます。

議案第 86 号でございます。議案の方は 10 ページになります。

土肥小学校屋内運動場建設工事は 2 億 6,145 万円で本体工事の請負契約を平成 16 年度に締結をいたしました。その契約金額を、720 万 3,000 円を増額し、変更後の額を 2 億 6,865 万 3,000 円とする工事請負契約の変更をお願いするものでございます。

変更の主な内容は、次のとおりです。

、現場の発生土がシルトで、地下水がありまして、性状が悪く、その処分や、客土工事が必要となりました。

、隣地の石垣等への影響を考慮し、杭打ち工事をダウンザホールに変更することにいたしました。

、校内で水道管や温泉管の埋設が発見され、それらの仮設や本設を行いました。また、それにより渡り廊下の構造を R C 鉄筋コンクリート造から S 造鉄骨造へ変更いたしました。

これらの変更は、実際の工事に当たりまして、対処したものでございます。なお、できるだけ節減できるよう最後まで努力してまいりましたが、結果的には、720 万 3,000 円の増となりました。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） ここで 5 分間、13 時 55 分まで休憩といたします。

その休憩中にご質問等のある方は提出してください。

それでは、13 時 55 分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時56分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質問がございましたので、これより質疑を行います。質疑は通告順に行います。

まず10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第86号 工事請負契約の変更について。平成16年度伊豆市立土肥小学校屋内運動場建設工事の契約金額の変更について、変更内容について質問いたします。

変更の内容、その必要性を説明いただきたい。増額だけでなく、工法の改良や、同質で優良な部材などの使用で減額されたものもあると思うが、そのような提案はありましたか。ありましたらその内容をお聞きしたい。

土質が悪いと聞いていますが、設計時に土質調査がされましたか。その結果はどのようなものでしたか。土質はどのような、どの部分がどのように悪かったのでしょうか。調査方法、判定結果、改良方法、改良結果についてお聞きしたい。

土肥小学校屋内運動場建設工事の予算は、10款2項1目9節、説明15-41では2億6,612万5,000円ですが、これを超えるものはどの予算を使うのでしょうか。付帯工事1,800万円が流用・減額されるようでしたら、その理由をお聞きしたい。

土肥小学校建設事業の予算は3億28万円ですが、決算では全額消化されるのでしょうか。見込みをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまのご質問に対して、詳細にわたっております。

教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） まず、ご質問の、変更の内容、その必要性ということでございますが、詳細説明の中で申し上げます。主には、現場の発生土がシルト状、非常に細かい粒子、0.75ミクロン以下のものを言うんだそうですが、その土壌、それと地下水、かなり表面から出ている地下水ではなくて、地下の見えないところに流れている地下水があって、性状が悪くて、その取った土を処分をする、取り除いて処分をするのと、もう一つは、その客土、いい泥を持ってくると、こういうことの工事ということになります。

それからですね、隣地に、現場をご覧になっていただきますとわかるわけですが、東側の方に石垣がございます。これは、非常に近くにありますので、その石垣に影響を与えてはいけないということで、普通の杭打ちの工法を、あまり振動が生じないような工法、ダウンザ

ホールという工法があるんだそうですが、それに変更をいたしました。

それから、校内にですね、水道管や温泉管の埋設が発見されて、それらの仮設やそれから完成後の本設を行わなければいけないということで、それを行いました。それに伴いまして、渡り廊下の部分をやはり見直さなければいけないということで、構造の見直しをいたしました。

最初の変更の内容、その必要性ということは、以上でおわかりをいただけたかと思います。

それからですね、減額の部分ですが、確かに増額部分をそのまま持ってくるわけには、なかなかまいりませんし、できるだけ節約の方法を取りましたが、実際には設計の段階で良質な部材であるとか、そういった内容については検討してございますので、あまり効果的なものは、もう設計の段階でありますので、内容についてはほとんど緊急用で対処をしたということになります。

それから、土質が悪いということで、土質調査をしたかどうかということの答えですが、旧土肥町の時期にですね、平成 15 年になるわけですが、旧土肥町でこの体育館を上げてございます。16 年度に 1 年間で建てようということで、当初 16 年度の予算に計上したかと思いますが、それを上げる前に 15 年に調査をしてございます。その調査はですね、その結果ということなんですが、2ヶ所でした。2ヶ所で、簡単に申し上げますと、8メートルから 13メートルぐらいに地体力のある基盤があるというようなことがわかってはおりましたが、均一ではないと。土肥の大川がありまして、そこでかなり前から氾濫とかをして、その土壌が入っていると。それから、火山性で近くにも噴火口があるというようなことで、非常に複雑であって、なかなか均質な土壌ではないというような調査をいただいております。ですから、ちょっと掘って、やってみなければわからないなというようなところがございまして、実際にやってみたとところが、やはりちょっと泥が悪かったりですね、工法を多少変えなければいけないというような、杭打ちの工法を変えなければいけないということが発生をいたしました。

それから、土質はどのように悪かったのでしょうかということ、それから調査方法、判定結果、改良方法、改良結果ですが、これはですね、やはり先ほど申し上げましたように、土質が非常に細かいシルト質の土壌で、それに水分なんかが入ってきますと膨らんだり、変形したりというような状況があるんだそうです、そのシルトというのは。そして、下側が駐車場に今回なっておりますので、やはりしっかりした土質をいれなければいけないということで、そういった考えがありまして、それを取り除いてそのまま戻さないで新しいものを入れたと、こういうようなことになります。

それから、次の土肥小学校の運動場建設の予算の件でございますが、これは森議員さん、平成 16 年度の当初予算のことをおっしゃっておるかと思っております。ですから、これを超えるもの、どの予算を使うかということですが、平成 16 年度の当初予算ではなくて、2 年計画にさせていただきまして、しかも増額をいたしました。その増額をしたものがあるわけですが、平

成 16 年度と 17 年度の継続ですので、16 年度は少しあまっているお金がございます。ですから、16 年度と 17 年度のお金を使ってお支払いをするということになりまして、工事費については足りないということはありません。本体工事で約 50 万円ぐらい残るのではないかというふうに、180 万円補正をいただいたんですが、50 万円ぐらいは残るであろうというふうに考えてございます。

付帯工事の方ですが、この 1,800 万円というのもですね、16 年度の予算の 1,800 万円ということを上げてございますが、実際、平成 17 年度では 2,100 万円ちょっとという金額で議決をいただいております。

それから、土肥小学校の予算、3 億 28 万円ですが、決算では全額消化されるかというようなことですが、本体工事ですと先ほど申し上げましたとおり、50 万円ぐらいは残る。その他についても、多少は余ってくるのではないかと思います、それは今度決算の方で詳しくお答えいたしたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10 番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

この増額の部分のお話は、大部分が土質に関連するものだと思うのですが、土質がなぜ悪いのか、本来だったら、先ほどのお話ですと、いわゆる駐車場になる地下部分だというようなお話ですよね。最も重要な部分だと思うんです。この工事を始める前に土質調査はやっていなかったんですか。

また、この青木興業はこれを受注した時に、工事を始める前に、試し掘りはやらなかったのかどうか。

これ、いろいろお話を聞いているとね、例えば水道管があったとか、温泉管があったと。今日は上下水道部長が出ていないようだけれども、旧土肥町の水道管の管理はどうなっているんだということも、本来だったら指摘したい。それはさておいてね、水道管がどこにあるかというようなことは、試し掘りはやったのかどうか。

それから、土質調査、土質が悪かったというのだったら、土質調査を行った上で、発注者に対して、これこれこういうデータでもって土質が悪いのだから、この部分がどのぐらいの土量を交換したいんだというような、そういう話があったのか。そのデータがあるのかどうか。その辺をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 水道・温泉管の部分でございますが、これは上下水道管理ではなくてですね、これはメーターから中の校内になりますので、むしろ教育委員会の管理ということになるかと思っております。

ただちょっと、旧土肥からの引き継ぎでございますが、その部分が図面には、かなり前の段階に布設をしたかと思っておりますけれども、そういったものがございました。それらをですね、

土質調査でわかるかということでございますが、なかなか実際には図面になければ、わからないわけでございます。

それから、土壌の悪さでございますけれども、先ほども申しましたとおり、非常に均一ではない土壌であるということですが、行っていただければわかりますが、かなりの岩石、岩が山にございまして、それから沖積平野を、平野と言いますか、沖積の平らな部分があるわけですが、それらは侵食と言ってもあれですから、ほとんど山・川の堆積物だということになります。しかも、いろんな状況で土壌が均一ではないということで転石なんかもあるわけでございますが、転石と言っても、大きさは様々でございまして、ボーリングでそれに当たるかどうかはわかりませんし、当たったところが全部大きな石が下にあるのかと言えばそういったわけではございません。わかりやすく言うならば、宝くじの、よく福引の券があるんですが、当たりはずれというのはいっぱいあるわけでございます。これらは引いてみなければ、どれが当たりではずれかわかりません。というように、やはり土質調査につきましても、どこに石があるのか、どれが、どこに伏流水が流れておるのかというようなことは、ちょっとわかりかねるのではないかというふうに考えます。

土質調査につきましてもお金がかかりますので、実際掘ってみて、全くやらないわけではございませんので、それらを参考に、実際に工事をしてみて、悪ければそれで対応するということがむしろ合理的であるかと思えます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） いろいろご説明があったんですけれどもね、抽象的なご説明は確かに立派なご説明だと思います。しかし、700万円近い土壌の交換をしたんでしょう、これ。少なくとも、なんで交換が必要なのか。シルト分なんていうのはどんな土壌にも入っているんですよ。この泥には何%ぐらいのシルト分が入っているからこれは交換しなければならんと判断した根拠を知りたいんだ、私は。そういうのをやっていないようですよ、どうも。

私は、今日はじめてここでこの質問をしているわけではないんだ。ちゃんとこういう質問をするから、データを持ってきてくれということを言っているはずですよ。

この増額分700万円、どこから出てくるのか、大変興味があったんですけれども、50万円ぐらい残るといってお話がある。はっきり言わせてもらうけれど、要は、予算を消化するための増額変更ではないのか。その辺をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） お答えいたします。

予算を消化するための工事とか、そういったことは一切ございません。予算がありましても、この工事ばかりではございませんけれども、伊豆市の財政の事情はよく職員も理解しておると思えます。実際にはどうしたら節減できるかというようなことを考えております。

繰り返し申し上げますが、予算の消化ではなくて、この変更の主な内容、3つの項目につ

いての変更増額ということになりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） これで森議員の質問を終わります。

次に、26番、木村議員。

26番（木村建一君） 変更するには、当然最初の契約とは違う内容が出てきたから増加するというふうに私は見ているもので、それで今、1点目を中心にしてですね、今質疑がやられましたけれども、私は2つ目と3つ目についてもう少しお尋ねします。

隣地の石垣が崩れないようにという意味でしょう。いわゆる振動を与えないように工法を変えたんだということなんですけれど、それは変更する前の契約は、変更する前のときにその辺がわからなかったのかどうかということですね。どういう契約をなされたのか。

それから、水道管、温泉管が地中に埋まっていたからというお話も少し質疑の中で聞きましたけれども、図面が全くないということじゃないというふうに私は理解しているんですね。当然、正確な場所はひょっとしたら確定できないかも知れないけれども、今回その小学校の体育館、屋内運動場を建設するに当たって、当然その中に埋まっているだろうという想定はできたはずなんです。

そうしますと、あらかじめその辺を考慮しながら契約をしたのかなと思ったら、どうもそうじゃなくて、後になってやってみたら、水道管と温泉管が出てきましたということで、契約の変更をしたいということになると、旧町時代の図面にも当然、戻らざるをえないんですけど、その辺の図面、正確でなくてもある程度の、繰り返しになりますけれども、その建設する面積の中に入っている恐れは十分にあり得るだろうということで契約をしなかったのかどうか、お尋ねします。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、教育委員会事務局長より答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） まず、最初の、石垣の件でございますが、行けるかなというようなことだったんですが、実際、杭を打つところがですね、かなり、何と言いますか、硬い地盤に当たってしましまして、実際、杭を打つ場合に、地盤の関係もあろうかと思いますが、かなり振動して、石垣がちょっと影響が出てくるだろうと。

それから、もう一つ、私ちょっと申し上げませんでしたけれども、その石垣はですね、そこのお隣の清雲寺というお寺さんでございますけれども、石垣ばかりではなくて、石垣の横に山門、立派な山門があるわけですが、むしろ山門への影響があるのかなというようなことで、ちょっと山門まで申し上げるのもどうかと思いましたが、ご質問がありましたので石垣ばかりではなくて、山門への影響、かなり文化財的なものでございますので、それらへの影響をできるだけ避けたということになります。

それから、本管の配置図がどうかということになります、本来ですと、ちゃんと配管図というものを揃えておくわけでございますが、少しなくてですね、これを機会に揃えて

おきたいと、こういうふうに考えております。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 全てをこう、土質をボーリングすると、確かに、正確にわかるんだけど、その調査費だけでけっこうかかるから、そういう意味である程度理解しているんですけどね、石垣の件はちょっと、いいでしょう。

水道管、温泉管が埋設しているかどうか、わからないで契約するというのは、どうしても私は合点が行かない。というのは、当然、そこに水道管が、学校があるわけだから入っているわけでしょう。それを図面を見ないで契約するということ自体は、どっちが悪いのか。そういう条件を全然加味しないで提案したのが悪いのか、受けた方が悪いのかわからないですけど、ちょっとこの辺は当然、掘るんですからね、何があるかわからないというのが想定のお元であれば、当然、水道管、温泉管は、どこの辺りというのがだいたいわからないでその広大な面積のなかで掘らして契約する、掘るための契約というか、いわゆる地盤造りですよ、基礎造りをやるということは、ちょっと契約時点で合点が行かないんですが、どのように考えていますか。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） お答えいたします。

校内がですね、非常に広くて、本管の方がですね、本管といいますか、元管なんですけど、どんなふうに配置されてるかっていうのは、非常にわからなかったということになります。実際には、何て言いますか、ちょっと考えられないと言いますか、校内ですから何かはあるかもしれませんが、実際そこに結果的には配管があったということになります。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 広い校内だから、わからなかったということをお話しなさいましたけど、そうしますと、調査してわからなかったのか、もともと調査をせずに工事契約をしたのか、出てきて、増額補正ですから、当然、市民の税金がそれだけ必要だからプラスされたというふうに私も理解しているんですが、責任の所在も含めて、教えてください。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） すみません、もう一度、おっしゃっていただけますか。

議長（遠藤正寿君） もう一度お願いします。

26番（木村建一君） 1つ目、調査してわからなかったのか、それとも調査をしなくて契約して、後でそれがわかったのか、ということです。

続いて、そうすると、責任所在はどこにあるんでしょうねと。増額する。ということですね。

よろしいですか。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 調査して、というよりもですね、そこに本管の位置図がないわけですね。ですから調査しようがないと言いますか、非常に、あれば実際にそういったことでわかるかも知れませんが、調査、掘る場合には、管とか電話線とか、そういったものに気をつけて掘るには、一般的には掘るわけですが、それがちょっと図面がなかったものなので、ちょっとわからなかったと。だから、実際にそれがどう走っているのかと詳細に調査をすれば、可能かも知れませんが、そこまでの調査はしないで掘ったということになります。

したがって、責任といいますのは、工事者ではなくて、教育委員会の方にあるというふうに考えます。

議長（遠藤正寿君） それでは、以上で通告による質疑は終わります。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第 37 条 2 項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。すみません、これより討論を行います。ただいまのところ討論の通告がありませんので、討論をこれで終結いたします。

これより議案第 86 号 工事請負契約の変更についてを採決をいたします。原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これにて平成 17 年度第 3 回伊豆市議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2 時 47 分

平成 17 年第 3 回（ 9 月）

伊 豆 市 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 17 年 9 月 8 日 開会

平成 17 年 9 月 29 日 閉会

平成17年第3回(9月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(9月8日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	4
開会宣告.....	5
開議宣告.....	5
議事日程説明.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	5
各常任委員会行政視察報告.....	8
災害対策特別委員長報告.....	14
議案第87号～議案第104号の上程、説明.....	18
議案第105号～議案第112号の上程、説明.....	44
議案第113号～議案第117号の上程、説明.....	52
議案第118号の上程、説明.....	54
諮問第1号の上程、説明、採決.....	54
散会宣告.....	55

第2号(9月12日)

議事日程.....	57
本日の会議に付した事件.....	57
出席議員.....	57
欠席議員.....	57

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	5 7
職務のため出席した者の職氏名.....	5 8
開議宣告.....	5 9
議事日程説明.....	5 9
一般質問.....	5 9
飯 田 正 志 君.....	5 9
木 内 一 郎 君.....	6 4
内 田 勝 行 君.....	6 7
森 良 雄 君.....	7 0
飯 田 宣 夫 君.....	8 1
杉 山 誠 君.....	8 7
関 邦 夫 君.....	9 6
酒 井 勲 一 君.....	1 0 3
鈴 木 基 文 君.....	1 0 6
森 嶋 正 太 君.....	1 1 0
散会宣告.....	1 1 4

第 3 号 (9 月 1 3 日)

議事日程.....	1 1 5
本日の会議に付した事件.....	1 1 5
出席議員.....	1 1 5
欠席議員.....	1 1 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 1 5
職務のため出席した者の職氏名.....	1 1 6
開議宣告.....	1 1 7
議事日程説明.....	1 1 7
一般質問.....	1 1 7
小 森 勝 彦 君.....	1 1 7
三 須 重 治 君.....	1 2 6
加 藤 章 君.....	1 2 9

大川 孝君.....	131
木村 建一君.....	134
散会宣告.....	150

第 4 号 (9月15日)

議事日程.....	151
本日の会議に付した事件.....	152
出席議員.....	152
欠席議員.....	153
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	153
職務のため出席した者の職氏名.....	153
開議宣告.....	154
議事日程説明.....	154
議案第87号の質疑、委員会付託.....	154
議案第88号～議案第104号の質疑、委員会付託.....	168
議案第105号の質疑、委員会付託.....	179
議案第106号～議案第112号の質疑、委員会付託.....	187
議案第113号～議案第117号の質疑、委員会付託.....	188
議案第118号の質疑、委員会付託.....	191
散会宣告.....	192

第 5 号 (9月29日)

議事日程.....	193
本日の会議に付した事件.....	194
出席議員.....	195
欠席議員.....	195
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	195
職務のため出席した者の職氏名.....	195
開議宣告.....	196
議事日程説明.....	196

議案第 87号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	196
議案第 88号～議案第 104号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	209
議案第 105号～議案第 112号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	222
議案第 113号～議案第 117号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	228
議案第 118号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	238
議案第 119号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	239
議案第 120号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	240
発議第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	242
決議第 2号の上程、採決.....	245
収入役辞任の挨拶.....	246
閉会宣告.....	246
署名議員.....	247

平成17年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第1号 9月8日）

平成17年第3回(9月)伊豆市議会定例会

議事日程(第1号)

平成17年9月8日(木曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 各常任委員会行政視察報告(総務・観光経済・土木水道委員会)
- 日程第 6 災害対策特別委員会委員長報告(最終報告)
- 日程第 7 議案第 87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 88号 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 89号 平成16年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 90号 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 91号 平成16年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 92号 平成16年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 93号 平成16年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第 94号 平成16年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 95号 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第 96号 平成16年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第 97号 平成16年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第 98号 平成16年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 9 議案第 9 9 号 平成 1 6 年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 1 0 0 号 平成 1 6 年度伊豆市上水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 1 0 1 号 平成 1 6 年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 1 0 2 号 平成 1 6 年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 1 0 3 号 平成 1 6 年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 1 0 4 号 平成 1 6 年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 1 0 5 号 平成 1 7 年度伊豆市一般会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 2 6 議案第 1 0 6 号 平成 1 7 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 2 7 議案第 1 0 7 号 平成 1 7 年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 2 8 議案第 1 0 8 号 平成 1 7 年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 2 9 議案第 1 0 9 号 平成 1 7 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 3 0 議案第 1 1 0 号 平成 1 7 年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 3 1 議案第 1 1 1 号 平成 1 7 年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 3 2 議案第 1 1 2 号 平成 1 7 年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 3 3 議案第 1 1 3 号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 1 1 4 号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 1 1 5 号 伊豆市国民宿舎設置等に関する条例及び伊豆市国民宿舎使用料条例の廃止について
- 日程第 3 6 議案第 1 1 6 号 伊豆市教育振興審議会条例の制定について
- 日程第 3 7 議案第 1 1 7 号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 1 1 8 号 市道路線の変更について
- 日程第 3 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26名）

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
5番	森嶋正太君	6番	山下一君
7番	加藤章君	8番	室野英子君
9番	飯田正志君	10番	森良雄君
11番	古見梅子君	12番	磯晴雄君
13番	鍵山堅一君	14番	杉山羌央君
15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
23番	堀江昭二君	24番	高田和正君
25番	遠藤正寿君	26番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君
中伊豆支所長	佐藤央一君	総務部長	堀江正身君
市民環境部長	福室恵治君	健康福祉部長	内田政廣君
観光経済部長	鈴木直道君	土木部長	土屋亨君
上下水道部長	水口信夫君	企業部長	渡邊玉次君
教育委員会事務局長	山本準次君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 長谷川 與志衛

局長補佐 森 修司

主 査 山下 正恵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまから平成17年第3回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 議案説明のため地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたのでご報告申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第81条の規定により議長において指名いたします。19番、関邦夫議員、20番、小野忠宏議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月29日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から9月29日までの22日間と決定いたしました。

議長諸般の報告

議長（遠藤正寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より法に基づく例月出納検査結果報告につきましては特に指摘事項はありませんので、その他議長の会議、出張等についてはお手元に配付したとおりであります。

市長行政報告

議長（遠藤正寿君） 日程第4、行政報告を行います。これを許します。

市長。

市長(大城伸彦君) 平成17年第3回伊豆市議会定例会に先立ち関係する議案を提出するとともに行政報告を申し上げ、議員各位を始めとする市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ここで先の参議院では郵政民営化法案の否決を受け、小泉首相は衆議院を解散し9月11日には衆議院選挙が行われることになりました。1ヶ月の政治空白の間、財務省が暫定的な概算要求基準の設定を決めるなど、政府は異例の予算編成作業を強いられている模様であります。

また、衆議院選挙後に政局が流動化するの必至とみられ、小泉首相が内閣の重要政策として推進した三位一体改革や、懸案となっている年金・医療の各制度改革も何らかの影響を受けるものと思われまます。

このような中、静岡県では地方行政改革の推進をすべく、平成9年の自治省事務次官通知である「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」に基づき、6つの柱を定めて取り組んでおります。

まず第1として、行政改革大綱における定員管理の数値目標の設定に取り組み、第2に定員管理の適正化、第3として給与の適正化、そして第4には指定管理者制度を含む民間委託等の推進、第5に行政評価制度の導入、最後第6に行政手続条例の制定や、情報公開条例の制定等、公正の確保と透明性の向上を目指しています。

さて、伊豆市におきましては合併2年目を迎え、お隣には本年4月に伊豆の国市が誕生し、いよいよ市としての真価が問われることとなりましたが、職員ともども資質の向上に努め、個々が市職員としての自覚を持った行動を取るよう改善を図ります。

さらに、伊豆市行政改革推進本部を立ち上げ、県に準じた行政改革の推進に努めてまいります。

ここで、まず土木部関係ですが、まず今年の台風22号による災害復旧も滞りなく進捗し、ほとんどの箇所が完成しましたが、工事が輻湊していた数件については、工事を継続しております。去る8月25日の台風11号では、幸いなことに大きな被害はなく、安心しましたが、今後も注意を怠ることなく、1日も早い復旧工事の完成を目指しているところであります。

天城北道路関係ですが、本線の本立野トンネル工事は予定どおり進んでおり、8月末現在、約460メートルまで掘削が進んだとのことです。また、大平インターより南側の第2工区の用地買収を行うため、8月末から4日間にわたって地権者への説明会が行われました。また、市が施工するアクセス道路については新しい橋の建設にかかわる河川協議を継続し、実施してまいりましたが、調整作業も終盤を迎え、今月中にも本申請が提出されるものと思いますが、河川協議が整い次第、市としては速やかに下部工、橋脚の建設に着手したいと考えております。

次に、県土木が施工する合併支援重点道路整備事業ですが、昨年度着手した日向地区につ

いては、路線が決まり、本年度は稲の刈り取りが済み次第、幅杭の設置等、用地買収の準備が進められる予定です。また、本年度、この合併支援重点道路整備事業については、伊豆市への追加配分がありましたので、同路線の矢熊今垂地区を要望し、承認されました。天城北道路や、合併支援道路整備にあわせ、市としましても市域の一体化促進に寄与する道路整備の必要に迫られておりますが、今後の整備は、優先順位を定め、計画的に進める必要があることから、去る7月28日に、「天城北道路及び伊豆市幹線道路網整備促進期成同盟会」を立ち上げ、官民協働で整備促進を図ることといたしました。

次に企業部関係では、4月27日に市営施設運営委員長より、平成16年11月5日付で諮問しておりました、国民宿舎木太刀荘・土肥ふじみ荘・中伊豆荘及び虹の郷の市営施設の管理運営について答申がありました。7月13日の全員協議会において説明したとおり、虹の郷については指定管理者制度を活用し、三つの国民宿舎にあっては売却もしくは廃止の方向で、担当部へは細部について詰めるよう指示しました。また、7月22日の全員協議会においては、タイムスケジュール並びに売却にかかわる応募要領の案を提示したところであります。

次に、最近話題になっておりますアスベストの飛散防止対策については、市有施設は目視による調査が全施設で終了し、天井材等に使用されている石綿セメント板等を除き、吹き付けによるアスベストが5箇所発見されたため、精密検査を早急に行います。なお、一部については、既に飛散防止対策は終了しております。

ここで、6月定例会以降の主な行事について振り返ってみたいと思いますが、まず、7月4日から5日にかけて静岡県市長会定例会が伊豆市を主催地として、ラフォーレ修善寺で開催されました。新市誕生2年目にしての受入れは、やや戸惑いもありましたが、県内各市長へ伊豆市のPRとしては、効果的であったと思います。

続く7月6日から8日にかけては、日本の滝全国協議会総会が当市で開催され、この催しにつきましても、総会、全国滝サミット、市内視察が行われ、全国の加盟市町村に向けて伊豆市の魅力が発信されたと信じております。

さらにまた、22日、23日の両日には、森林浴の森全国協議会総会が当市において開催され、1ヶ月の間に大きな会合が目白押しとなり、新生伊豆市をPRする格好の機会となりました。

次に、7月14日には駿河湾フェリー増便記念式典が行われ、議員の皆様ともどもに新造船となったカーフェリー「富士」の船上にて、伊豆市と静岡市との交流を深めていただきましたが、海の航路を活用して、新たな活性化の方策が議員の皆様の胸中に芽生えたことと思えます。

また、温泉を利用したウエルネス産業の育成を目指す一環として、ウエルネスセンターを新設いたしました。このたび、「伊豆市まるごとTO-JI博覧会」を開催する運びとなり、毎年10月2日を「伊豆市湯治の日」として、今回は10月1日土曜日から30日日曜日の間、温泉・健康食・グリーンツーリズム・ウォーキングなど、伊豆市内で体験可能なサービスプログラムを、周遊ツアーや体験型イベントとしてメニュー化し、集中的に実施することとな

りました。この企画を皮切りに、ウエルネス・ツーリズムの発信地として、自然・健康志向にマッチした新しい時間の過ごし方等を、大々的に提案していくことを目標としております。

さらに、8月7日から11日にかけて、伊豆市を中心に隣の伊豆の国市も会場に、「第5回全国中学生K - B a l l 野球選手権大会」が開催されました。志太スタジアムをメイン会場として、全国各地から32チームが参加する大会となりました。伊豆地区の代表は惜しくも入賞はなりませんでした。全国レベルの交流の中で技術的なものを学ぶには絶好の機会であったかと思えます。また、選手や保護者に、伊豆市をPRする絶好の機会となりました。

また、さらに8月17日から26日にかけて、カナダへ中学生ホームステイが実施され、今年度より旧修善寺町に限らず、伊豆市内全域の中学生を対象として実施され、16名が参加されました。なお、6月議会で採択された姉妹都市提携に伴い、カナダ・ブリティッシュコロンビア州のネルソン市及びホープ市の両市と姉妹都市の協定書を取り交わしました。

次に、9月1日の防災の日にちなみ、4日の日曜日には、市内各地区で防災訓練が行われましたが、特に狩野ドームを中心として、会場型訓練が実施されました。訓練内容は、けが人の症状に応じて保健師が識別するトリアージ訓練、家屋の耐震診断と耐震補強を促すT O K A I - 0の展示、けが人搬送のための応急救護訓練、起震車やはしご車、自衛隊車両等を用いた特殊車両体験訓練、土砂崩れを想定した負傷者搬送のためのドクターヘリ搬送訓練等、11の訓練項目を実施し、災害時への対応と緊張感を強めました。

また、先ほど監査についてですが、監査委員・遠藤常美氏が、健康状態が思わしくなく、監査役を辞任したいという申し出がございました。9月1日、16年度の監査内容の説明をいただきまして、9月1日付けで辞任を受けました。後任を早急に選任したいと思っておりますし、遠藤様には静養いただいて、健康を回復していただきたいとお祈り申し上げる次第でございます。

以上、行政報告を申し上げましたが、厳しい行財政の中で、先にも述べました行政改革を推し進め、全ての面において無駄を省き、効率のよい予算執行をすることができるよう、職員ともども努力してまいりますので、今後とも議員並びに市民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで、行政報告を終わりました。

各常任委員会行政視察報告

議長（遠藤正寿君） 日程第5、各常任委員会行政視察報告を行います。

最初に総務委員会。総務委員長、高田君。

総務委員長（高田和正君） 総務委員会の視察研修報告をさせていただきます。

研修期間は平成17年8月17、18日でございます。視察先、福島県東白川郡矢祭町。目的は行財政改革等の研究でございます。

矢祭町は人口 6,991 人、世帯数 2,048 世帯。平成 17 年度一般会計当初予算は 29 億円です。歳入は、地方交付税が 13 億 6,500 万円（47%）、自主財源の町税は 5 億 2,941 万円（18%）。歳出では、義務的経費が 7 億 4,021 万円（25.52%）です。公債費が 25.38%、投資的経費が 10.34%となっております。

矢祭町の根本町長との意見交換が行われましたけれど、根本町長によりこれまでの経過と自分の考え方などを話された後、質問形式による意見交換会が行われました。

矢祭町が平成 13 年 10 月 31 日の臨時議会で「市町村合併をしない矢祭町宣言」を全会一致で決議したということでございます。そうしましたら、全国からの行政視察のラッシュが始まりました。今回も我々は、伊豆市だけではなく、兵庫県稲美町議会町民クラブ、そこは人口 3 万 2,000 人、それと、元四国の川島町長、この方は 27 歳で町長に立候補し、2 期目に合併をさせて、今では政治の勉強などで早稲田大学大学院で勉強されている方も来ました。矢祭町の町長は、合併してなぜここに来るんだと、伊豆市も同じなんですけれど、そんなことも話されていました。

最初に、根本町長は、話題が先行しすぎて、中身があまりなかったですけど、しかし、視察に来る人からいろんな質問が受けまして、行政改革の必要性を感じ、逆に質問を受けて徐々に進めることで、二セモノだった合併しない町が、本物になってきているということでございます。

その中で、行革の焦点は役場内での縄張り意識やポストの維持を打破し、多すぎる嘱託職員の処遇をどうするかであった。7 課を 5 課に統合、自立推進課を新設、係も廃止し、グループ制を導入した。職員の増減については、委託職員を 34 名から 6 名にし、今まで委託にやらせていた仕事を一般職員がするようにしたということでございます。一般職員は定年退職による自然減、新たな雇いはしないということでございます。現在職員数 86 名、5 年後には 68 名、10 年後には 50 名にするとのことでございます。

その他、議会は 18 人から 10 人、特別職の報酬も、総務部長と同額の月額 53 万 3,000 円としたということでございます。その他、農業委員は 20 名から 16 名、それから補助金、負担金、委託料を見直し、減額したということです。

行政サービスでは、役場窓口業務にフレックスタイムの導入、町民が不便をきたすことのないように勤務時間を変更し、窓口業務は 1 年中行っている。平日は午前 7 時半から午後 6 時 45 分まで、休日は午前 8 時半から午後 5 時 15 分までやっているということでございます。

しかし、この町の特徴は、矢祭ニュータウンと矢祭工業団地にあると言われております。ニュータウンは 97 年に造成し、現在 274 区画中 226 区画が売れたが、聞くところによると、高齢者が多いとのこと。一方、工業団地には、空圧機器メーカーで国内最大大手の S M C、本社は東京でございますけれど、新設工場の建設が決まり、従業員が 2,000 人規模の新設工場を 7 年後に進出させる協定に調印をいたしたそうでございます。このことは、町の自立に大きな可能性をもたらし、固定資産税や法人税などで、1 年で最低 5 億円増収するので

はないかと言われております。しかし、この従業員の住宅確保のために、山林を切り開き、新たに宅地の造成が間に合うかどうかの心配もされております。

結論として昭和の大合併に懲りて合併をしない宣言をしたことにより、全国の注目を浴び、視察に訪れる全国の人たちからの情報で町長が危機感を持ち、行財政改革をやらざるをえなくなってきたということです。それからは死に物狂いで研究し、実行したことにより、町民の共感を得て、現在町民も協力してくれるようになったということでございます。

最後に、根本町長は、今の世の中、当たり前前の方が当たり前でないことが多すぎて、当たり前前の方がニュースになってしまって、逆に非常に視察が多くて困っているという話も出ました。合併した方がよかったのか、しなかった方がよかったのか、その結論はこの先何十年もたたないとわからないと思うが、しかし合併しても合併しなくても、そのときの時代の流れで周知を集め、よりよい方法として選んだことであることは間違いのない。結果はその結果をどのようにして受けとめて 10 年、20 年先のことを考えて前向きに新しいまちづくりをしていくのが重要だと町長は胸を張っておっしゃっておいりました。

以上、報告とさせていただきます。

議長(遠藤正寿君) 次に、観光経済委員会委員、山下一君。

観光経済委員(山下 一君) 観光経済委員会の視察報告をいたします。

視察日は本年の7月8日、9日の1泊2日で行いました。視察先は長野県の立科町・蓼科農ん喜村、それと、松本市の奈川地区の大原クラインガルテン、宿泊先は群馬県の草津町であります。視察の目的は今年度中伊豆地区に計画している体験農園事業を成功させるため、先進地の事業内容を視察し、役立たせることと、もう一つは、低迷している伊豆市の観光業をどうしたらよいか、入込み客数の安定している草津町を参考にするという目的であります。

視察内容でございますが、まず立科町は人口8,500人、耕地率22%、林野率60%の中間農業地域で、主な農作物は水稲、リンゴ、畜産などがあります。担い手の減少、急激な高齢化により耕作放棄地が20%に達しているのが現状でございます。このままでは農村が崩壊する危惧さえ叫ばれ、農業生産活動の活性化を促進するため、グリーンツーリズムを主体とする交流基盤を整備してきました。平成13年から15年にかけて、施設を建設し、立ち上げてきたわけです。

主な施設の内容でございますが、三つございまして、一つは農産物の直売・加工施設。これは山村振興等農林漁業特別対策事業で、1億6,900万円。

二つ目のクラインガルテンでございますが、これは休憩施設、ラウベと言います、ラウベ付きの市民農園、1区画250平米で、うち農園面積が100平米、15区画で1区画1年に30万円で利用してもらっております。これはやすらぎの交流空間整備事業という資金で行いました。1億2,700万円。その他に体験農園として28区画、1区画500平米で、これは農園だけですので、年に500平米を7万円で貸しております。

三つ目に、交流促進センターでございますが、これは体験実習のできる設備でございまし

て、資金の方は中山間地域総合整備事業を使いまして、約1億1,200万円。

これらの施設の管理は立科町と一部事務委託で主に農事組合法人の蓼科農ん喜村が管理運営にあっております。

組合法人農ん喜村ラインガルテンでございますが、これはそれぞれが出資しまして、出資金が1口1万円で最高30口までということで、現在組合員数は120名、出資額が500万円になっております。借地料でございますが、300坪、10アール、22,500円。現在15棟契約済みでございます。ここにまだ利用したいという予約者が25名待機しているということでございます。活性化のため、地域との触れ合いを義務づけて地域とのイベントへの参加を呼びかけています。

ここの組合長が非常に熱心な方ございまして、この組合長の信念と情熱を持って経営に当たっているということが成功の秘訣だと感じました。

次に、もう1箇所のがわ大原ラインガルテンでございますが、ここは平成17年、今年の4月に市町村合併により130年続いた奈川村から松本市奈川になったところでございます。標高が1,000メートルの位置にあり、ここもやはり遊休農地が増加、荒れ始めておりました。土地の有効活用と交流人口の増加を見込んで村の活性化につなげるため、新山村対策事業と中山間整備事業の国と県の補助を受け、平成8年より13年3月まで1期工事から5期工事まで施設の拡大を行ってきました。現地は場所は棚田ではありますが、非常にロケーションがよく、幹線道路からもアクセスがよいなどの理由で選定したそうでございます。

事業主体は松本市で、奈川楽農クラブおおはらへ管理委託しております。委託料は年280万円でございます。このクラブは年間費7,000円で、変わっているところが地元とそこを利用する利用者で立ち上げたこのクラブでございます。事務局は管理人と支所の職員の2名で行っております。

35区画ありまして、すべてラウベ付き、1区画350平米で、うち菜園は150平米、利用料金は大きさが異なりますので、タイプによりまして年38万円から25万円。現在55名の利用希望者が空きを待っているということでございます。借地は20年契約で、300坪30万円でございます。12月から3月までは雪のため農園の使用は不可になるということでございます。

ここのクラブも地域との交流を図るため、地元の運動会、文化祭等に積極的に参加しているということでございます。

この2箇所のラインガルテンを考察してみまして、今着々と準備が進められている伊豆市下白岩地区体験農園について、現在管理組合員は10名程度であります。今月中に地元より再度公募する予定でございます。利用料、借地料については利用目的、効果を考えたとき、また、視察先と比較した場合妥当と思われれます。ラウベ付き農園については、人気があると思われれますが、農園だけの区画農園については、宿泊施設とのセットなど、企画も必要と思われれます。

現在、出資金を出し合い管理組合を立ち上げることになっておりますが、成功するために

はすべて今後の管理運営にかかっていると思います。

最後に、観光の面でございますが、群馬県草津町です。この草津温泉の特徴ですが、入込み客数が年間 28 万人から 30 万人ということで、過去 10 年間平均して推移しております。温泉の湧出量は毎分 36,000 リットルと、非常に豊富な湯量でございます。源泉の温度が 96 度と高いため、水道と熱交換した際にできる温水を各家庭に給湯しております。水よりもその温水の方が安いということです。

それから、ホテル・旅館はマイクロバスで客を湯畑の方へ行ってきなさいということで、マイクロバスで送って行って来て、そこを散策しまして、また時間が来たら迎えに来るといふようなことで、午後 10 時頃まだ人がぞろぞろ非常に多いと、活気のある町でございました。

町の 9 割が観光業に携わっているということで、議会 14 人でございますが、議会と各種団体の代表が毎年 11 月ごろエージェント、それからマスコミめぐりをし、売込みを行っているということでございます。

なぜ入込み客数が安定しているかということ伺ったところ、まず草津には歴史があると。それから、草津節という歌がある。非常に良い温泉がある。それから、温泉が健康にいいということの PR をしている。あとは、湯畑の効果があると。最近ですが、サッカーのザスパ草津が J2 に昇格したということで非常にその知名度も上げている。もう一つは、東京との距離がそんなに遠くないということですが、これらをこの伊豆市と比較しましても、伊豆市も非常にこれに比較してみますと当てはまることも多いと思います。是非、これからも参考にすべき点はしていきたいと思っております。

先ほど市長の方からありましたけれど、10 月から伊豆市まると TO - J I 博覧会が 1 ヶ月限定で各イベントを行うわけでございますが、これで伊豆市の知名度を上げていこうということで、一つはこれに期待している次第でございます。

報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道委員会委員長、杉山君。

土木水道委員長（杉山弐央君） 土木水道委員会の行政視察報告を行います。

去る 8 月 23、24 日で昨年の新潟県中越大地震の被災状況と復旧対策について、所管の視察研修のため、新潟県長岡市に行って参りました。

初めに市庁舎で長岡市復興推進室の佐藤次長から被災及び復旧対策の概要の説明をいただきました。スライド等による説明でテレビ報道された以上の恐ろしさを実感させられました。特に急傾斜地の土砂崩れ、山崩れ、地盤崩壊と多種多様な災害は想像を絶するものでありました。中でも上下水道の埋設された道路の崩壊は現地であれば実感の沸かない状況でした。埋設工事のときに埋め戻しに砂を客土としたために地震による液化化現象で中継柵の飛び出しや道路の大幅な陥没、その他の災害復旧に大きな支障を来たしたとのことでした。また皆さんもテレビでご覧になったと思っておりますけれども、新幹線の脱線を目撃した人はまるでトン

ネルから火の玉が走って出たようだったとも話していたそうでございます。

震災時の状況は、まずライフラインにつきましては、電話は携帯電話等で2時間程度で復旧したので、連絡、情報収集ができましたが、電気・ガス・水道の復旧は1週間程度で回復しましたが、一部では相当の混乱をきたしたとのことでした。

次に、職員の出勤体制は震度5以上になると全職員が出動する。勤務時間以外に地震が発生した場合、職員への災害対策指令は、地震をもって発令されたものとし、職員は自主参集することになっているそうです。しかし、職員も議員も被災者でありまして、その中で議員さん方からあれこれ、あれをしる、これをしるという勝手な指示があったため、災害本部は相当混乱をきたした。その後、議員発議で窓口を一本化し、議会事務局を通して市長部局へ要望をするようにしたとのことでした。これは私たちに大いに参考になることではないかと感じました。

また、地域防災無線について、災害時に有効であった避難所となった学校はどこでも職員室に無線機が設置してあります。職員室は施錠してあるため、体育館に設置場所が必要だという問題を生じたということでした。

被災直後の最重要課題は、被災状況の確認と避難民の掌握ですが、集会所やビニールハウスなどの指定避難所以外に避難していた人たちは行政側は把握しきれず、支援の手が回らなかったということです。全住民を行政が見るのは不可能なので、住民からの情報を行政側に発信してもらい、避難所と連絡をとるようにしてもらいたいとの提案がありました。

また、日本中からの支援の状況で、感謝とともに問題も山積しているが、被災直後に電話で確認があり、給水車を10台ほど一時も早く現場に着くため、これは確か宮城県だったと思いますけれども、空車のまま回送させ、被災地近くで給水をしたので、いち早く現場に駆けつけていただけた。臨機応変な判断をした応援自治体や、救援物資の搬送に現地の人手不足を考えて人員まで同伴してくれた自治体もあったと。これは我々の今後の大きな教訓になったと思います。

その他、中越大地震で変更になった国の制度、被災者生活再建支援法、住宅応急修理制度、それから長岡市が独自で取り組んだ対策等、多くの問題と対策や反省と、今後の提案を聞くことができました。

最後に質疑応答で各委員から避難所のプライバシーの問題、救援物資の問題、孤立地帯の断水時の対策、避難した人のペットの扱い等、数多くの質問・発言があり、大幅な時間延長となりましたが、その後、被災地現場へ向かいましたが、山古志地区へはいまだ入れないので、テレビでご覧になりましたように男の子が奇跡的に救出されました崩落現場と急傾斜地の孤立集落、山崩れによる上の家が下の家を押つぶし老夫婦が亡くなったという現場、その後上に乗っておりました家も冬の大雪で潰れてしまったという現場を視察させていただきました。今もそのままの状態ですと現場に着きますと自然に手をあわせたくないような惨状でした。

最後に、地震当時の議員の対応については、基本的には地元の避難所に入って、市職員とともに状況判断されたそうですが、正副議長は2週間ぐらい交互に本部に泊まり込み、1日2回行う対策本部会議にオブザーバーとして出席をしたそうです。対策本部で出た資料は議会事務局からファックスで各議員に送り、その最新情報を避難されている方々に報告するといった方法をとられたようです。

まだまだ教訓とすべきことが数多くありますが、高速道路を始め、市内のあらゆるところで工事が行われている新潟県長岡市を後にしてまいりました。

以上で報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で報告を終わります。

災害対策特別委員長報告

議長（遠藤正寿君） 日程第6、災害対策特別委員会委員長報告を行います。

同委員会より会議規則第39条第1項の規定により、最終報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許します。災害対策特別委員会委員長、飯田宣夫議員。

災害対策特別委員長（飯田宣夫君） 災害対策特別委員会から最終報告を行います。平成17年9月8日、15番、飯田宣夫でございます。

平成16年第4回伊豆市臨時議会11月19日にて設置され、当委員会に付託された台風22号、23号による災害の復興状況並びに市民生活の安全確保のための調査研究につきまして、以来、市担当部局より災害の現況報告を受け、現地調査や意見交換を行うなど、精力的に調査研究に取り組んでまいりました。

災害復旧工事については、一部に他の事業との関係等により未完了の箇所もありますが、ほぼ完成の目途がつかしました。主な調査や復旧の経過については3月と6月の定例会にて中間報告をさせていただいておりますので、最終的な調査結果並びに各委員から提出された意見等を取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

始めに、現在の復興状況について、8月12日、第5回災害対策特別委員会を開催し、各担当部課長より7月末日現在の復旧状況及び今後の対策について説明を受けましたので報告をいたします。

最初に総務部関係であります。災害の初動態勢について、地形・地理のわかる職員の配備や防災監の配置を行った。また、防災監を中心に情報伝達の見直しや避難の勧告・呼びかけを早めに対応するなど、防災面全体の見直しを実施したとの報告がされた。これに対し、委員より、指揮命令系統の徹底を図るよう申し入れがあった。さらに、避難勧告方法の手段として同報無線や有線放送に代わるものの有無について、一つとして消防団組織を利用したとのことであった。

続いて、観光経済部関係では、災害査定の関係で工事発注が2月初旬から中旬になったため、一部繰越の承認をいただき工事を進めてきた。現段階で農地2箇所、農業用施設2箇所、

治山 1 箇所計 5 箇所が未完了となっている。この中には県の河川工事との関係で遅れているものもある。このほかに、修善寺の風倒木の処理関係では森林組合に依頼のあった件数が 40 件ほどで、中には場所や材質が良好で地元の製材業者の方に依頼して処理を行ったところもあるように聞いている。しかし、全体で見ると処理がされていないところが多く、今後も森林組合を通して周知を図っていく。また、行政としても連携して処理を考えていきたい。森林整備の関係における森林の荒廃防止と対策が課題であり、現在、修善寺川流域の検討会議を県土木、東部農林事務所、地元関係者等を交えて行っている。

観光経済部は農林部会という中で特に森林整備の関係について検討を行っており、今後は森林所有者や地域を交えて整備方針を作成し、地域のモデルになるように考えながら、現在河川沿いの風倒木の処理を進めている。

治山の関係では、昨年に危険度のランク付けを行い、それに沿って進めてきている。今後も県などをお願いし、公共治山・県単・県営治山等の補助事業により随時進めていきたいと考えている。

観光施設では市の施設と県から管理を受託している観光施設がそれぞれ 2 件の計 4 件ほどあったが完了している。

意見として、溪流沿いの風倒木の河川への流入が多く見られたことから、樹種の広葉樹への変換が急務である。また森林ボランティアの育成も必要と考える。しかしながら、生産性の問題もあり、地主の理解・協力を得ることが難しい状況にある。これに対し、市で苗木の支給や人夫賃の支給等も必要では、との質問、その他、農地や施設災害の対策として地元で水路や水門の徹底管理も必要との意見も出された。風倒木の根の処理の方法の有無については、2 次災害や公共施設への影響が見込まれる箇所のみ対応を考えていると。

次に、公共土木の関係では、道路・河川合わせて、応急工事を含み 58 件あり、16 年度には 28 件が完了しています。繰越は 30 件あり、現在 20 件が未完了となっている中で、上船原の浜井場の治山工事が優先となっており、この工事が完了しないと着手できないものや、冷川の一本松や旧修善寺の越路のように工事費も大きく、また他の工事と重複しているものはまだ少し時間がかかる状況にある。市単分については、38 件中 2 件が繰越となっていますが、これも他工事との関係によるものです。このほかに委託が 9 件ありました。このほか、災害関連として県施工の急傾斜地崩壊対策事業が公共県営 2 件と県単県営 3 件の 5 件ありますが、完了年度が 19 年度となっておりますが、これも上船原の浜井場などは治山工事、それから小立野の治山工事等の関係によるものです。また、河川の浚渫、特に内側の堆積土砂の除去の必要性が言われました。費用と対処時期などの問題があるとの回答がありました。

最後に上下水道部関係であります。ライフラインである水道・下水道関係については水道施設における管の破損、ポンプ設備等及び浄水場・配水池関係の復旧、下水道では管渠や設備の復旧工事等がありましたが、他に比べ比較的小規模な災害であり、法面の処理、復旧については道路防災、治山事業としての復旧等をさまざまな観点から検討された白岩配水池

の関係が繰越事業となったほかは速やかに復旧されたとのことでした。白岩配水池法面の復旧工事のみ繰越になっているが8月中に完成の見込みであることが説明されました。なお、災害時の迅速な対応のため、市内の管工事組合と協定を締結したとの報告がされました。

また、土肥・天城湯ヶ島地区では水源を表流水に依存している現状から、現在良い水源を探すべく情報の収集中であるとの説明がありました。

次に委員会として取りまとめた災害対策、防災に関する意見・提言がありますので要約して申し上げます。始めに、今回は台風災害でしたが、災害の原因は地震やその他いろいろ想定できるわけですが、それぞれに関連性を持つものを無作為にまとめてありますのでご了承をお願いいたします。

山林災害の対策について。

1、風倒木の整備を急ぐとともに、樹木転換を図るための植林を推進する。生態系を考慮した自然環境保護による山林等の治山治水の保全活動を行い、落葉樹を増やし、有害鳥獣等の駆除を行うと同時に市民への森林保護の重要性を積極的にPRしていく。また、急傾斜地の崩壊対策や治山事業の計画に当たっては、流路工や砂防堰堤などにそれぞれの状況に応じて対策が考えられると思うが、流木を堰き止める効果の高い方式の導入が望ましい。

2番、森林資源の有効活用と流木の原因箇所の整備をする。長期的な展望に立ち、里山の整備や計画的な森林整備を推進、木質バイオマスなど新エネルギー対策に絡めた循環型の森林整備を行うことにより、新しい産業の創出に取り組む必要がある。

3番、森林の保護や整備のために森林環境保護税の創設を伊豆全域の自治体で考える。今、森林は木材生産としての利用より国土保全・水源涵養としての価値観が高まってきているので、伊豆市森林整備事業補助金交付制度などをさらに普及させ、林業に携わる人の育成を図っていく必要がある。

4番、今後、急傾斜地など危険地域の住宅等、建物の設置許可をできる限り与えない。

次に河川災害の対策について。

1番、河川の護岸、河床の整備をする。堤防の高さや流域面積、橋桁と河床の高さ等、断面面積の確保がされていない箇所の調査、整備を早急に行う必要がある。現在、例としては独鈷の湯の周辺とか古川橋周辺があるわけです。

2番、用水路の整備を促進させる。

次に道路災害の対策について。

1番、多くの道路には、下水道、我々住民生活を支えるライフラインが埋め込まれているわけですので、この安全性の確保と迅速な復旧のための準備が大変重要です。この点の見直しとともに生活道路、予備道路等道路網の点検と対策を行い、必要ある情報は市民にも公開する。

2番、土砂崩れなどで孤立化する恐れ、可能性のある地域の調査を行い、予想される地区には事前に対処方法を知らせておく。

3番、早期復旧のため災害時協定を各業者団体と締結し綿密な打ち合わせをする。

次に行政・地域の防災力を高めるために。

1、防災実施計画、防災体制を充実させる市民一体となった防災訓練を定期的に行い、市民の災害に対する意識の高揚を図り防災に関するPRや情報公開を続ける。また、各地域に合った防災マニュアルを作成する必要がある。

2番、各地区の自主防災会を至急に充実させる。まだ地区によっては、宛職による自主防災会が多く、行政指導で自主防災会を充実させる必要がある。そのためには自主防災会への助成はメリハリをつけ積極的に行う。

3番、住宅倒壊による死者が一番多いとのことを市民に認識させ、耐震診断をもっと呼びかける。

4番、防災減債対策の予算は災害予防事業とみて財政の効率性を考えれば必要性が高いと思われるので優先順位をつけて実施していく。

次に、的確な情報収集及び迅速な伝達と住民生活の確保のために。

1番、市民への情報伝達方法は同報無線だけではなく二重三重の方法を考え、できれば全戸に簡易無線、これは有料でも配置を至急行う必要がある。さらに災害時の情報収集と伝達更新のためにも各避難所・避難地へ防災無線を配置する。

2番、避難勧告は情報・状況を把握し早めに出した方がよい。避難地、避難所の確保と住民によく理解させるための広報活動、誘導等は各地区自主防災会へ任せられるよう指導訓練をしていく。なお指定地域外の避難所等の把握をしておく。

3番、災害時における食糧や飲料水の確保は各自主防災会にもお願いする。なお給水車や簡易トイレは想定内で常備すること。

4、仮設住宅の建設箇所を地域ごとに事前に確保する。

5、他県自治体との災害協定はいくつかすべきである。救援物資等についても必要品以外を断る勇気を持つ必要がある。

6、災害者生活再建支援法、住宅応急修理制度の改定を強く国に要望していく。住宅再建支援制度の充実を市としても図る必要がある。

以上、委員会の意見・提言ですが、来て欲しくない災害に備えて伊豆市の今後の防災に役立てて頂くことを期待するわけでありませう。

終わりにこのたびの災害復旧にご尽力をいただきました市民の皆様や市関係者各位のご苦勞に感謝を申し上げますとともに、今後とも市民生活の安全・安定を維持するために災害対策に一層のご尽力をいただきますことを心よりお願い申し添え、災害対策特別委員会の最終報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの委員長報告をもって災害対策特別委員会の調査を終了いたします。

ここで休憩いたします。10時45分再開いたします。それでは休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

議案第87号～議案第104号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第7、議案第87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、議案第104号 平成16年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの18議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

市長（大城伸彦君） 議案第87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第104号 平成16年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの18議案の提案理由を申し上げます。

平成16年度伊豆市一般会計決算及び各特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

合併初年度であり、旧年度に措置すべき経費が伊豆市に引き継がれて処理された部分もあり、また、通常年度より多額の決算内容となりました。なお、10月に発生した台風被害に伴い、予算の繰り越し等も行っております。

各会計の決算の詳細につきましては、担当部長に説明をさせます。よろしくご審議の上、認定くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第87号について、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは議案第87号につきましての詳細説明を行います。

伊豆市一般会計歳入歳出決算書の、ちょっと飛びますけれど310ページをお開きください。ここに実質収支に関する調書というのがございます。歳入総額が203億487万2,000円、歳出総額が185億808万5,000円。歳入歳出の差引額が、17億9,678万7,000円、これは、3ページにはここまでしか書いてございません。この続きでございますけれど、翌年度へ繰越、これが継続費それから繰越明許、事故繰越、以上で3億6,000万円ほどございます。この翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、14億3,656万8,000円が実質収支でございます。この金額を本年度の基金の繰入れと対比をいたしますと、基金の繰入額が14億2,400万円ということでございます。実質的にはトントンというような状況でございます。なお、この実

質収支の中から半分を決算積み立てということで、基金に繰り入れをいたしました。

それでは、歳入から説明させていただきます。13ページにお戻りください。

12ページ、13ページの関係で、まず、市税でございます。収入済額が、48億2,468万8,075円でございます。総体的な収納率が78.98%、市民税におきましては、15億4,800万円、収納率が92.54%、固定資産税28億円ほどでございます、収納率が73.47%でございます。こちらの詳細につきましては、別にあります平成16年度伊豆市決算概要報告書、こちらの方の29ページに詳細に記載をしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、14ページ、15ページに入ります。地方譲与税、3億7,455万9,000円でございます。以下、利子割交付金から19ページの交通安全対策特別交付金、これにつきましては、概要書の30ページに詳細に記載をしております。主なものについては、地方譲与税、それから地方消費税の交付金、ゴルフ場利用税の交付金、このような経費となっております。なお、その中の地方交付税につきましては、普通交付税が45億4,730万9,000円、特別交付税が8億2,400万円、これらは災害等を見込んで多額の交付となっておりますが、概要書の31ページに詳細に記載をしております。

続きまして、18ページ、19ページの分担金及び負担金でございます。2億8,828万6,245円でございます。この主なものにつきましては、給食費の負担金等が占める割合が多くなっております。

続きまして使用料及び手数料、その下の方でございますけれど、21ページになります。1億8,301万円。これらにつきましては、各施設の使用料、あるいは戸籍業務等の手数料ということになります。主なものとしては、23ページの下ほどにあります市営住宅の使用料等が主なウエイトを占めております。

続きまして、26ページ、27ページに移ります。国庫支出金でございます。総額が17億1,301万7,293円でございます。これらについては、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金ということに分かれますけれど、主なものにつきましては、土肥小学校体育館の建設の負担金、それから中伊豆給食センター建設事業の補助金等でございます。

なお、総務費の補助金の中に、31ページの一番下になりますけれど、地域公共ネットワーク事業の整備の補助金ということで2億3,500万円、合併市町村の補助金ということで1億6,300万円、こういうようなものも交付されております。

続きまして、32ページ、33ページに入ります。県の支出金でございます。収入済額が、10億4,600万円ほどでございます。これらにつきましては、主なものは35ページの真ん中から下にありますような県補助金で、合併特別交付金、これが2億4,400万円、自主運行バスの補助金2,300万円等でございます。

続きまして、42ページ、43ページへ行きます。財産収入の上の方でございますけれど、収入済額が5,112万円ほどでございます。これらにつきましては、普通財産の売払い、それから財産の売払いにつきましては、土地の売払い、立木の売払い、このような経費でございます。

す。

下の方の寄附金につきましては、571万3,000円ほどでございますが、主に一般の寄附金ということでございます。

続きまして、44ページ、45ページに移ります。繰入金でございます。これが15億5,695万6,000円でございます。まず、特別会計、老人保健特別会計、それから介護保険特別会計が特別会計の繰入でございます。基金の繰入でございますが、主なものは、財調、9億6,700万円ほどでございます。減債基金が3億8,200万円。

続きまして、その下の諸収入でございます。14億6,900万円ほどでございます。これにつきましては、51ページの雑入で記載をしてございます消防団員の退職報償金の受入、それから真ん中から下ほどにありますけれど、静岡県市町村振興協会の基金の配分金、これは町村会館を建てるということで、旧町の時代に積み立てをしたお金が、市になったということで、雑入として戻ってきた金額が、1億1,900万円ほどございます。

続きまして、市債でございます。52ページ、53ページでございます。総額で、24億6,500万円。内訳は、総務債で、臨時財政対策債、それから減税補てん債、平成7年、8年の借換分を含めました減税補てん債。それから合併特例債につきましては、天北道路の用地測量等の経費に充当ということでございます。合併推進債については、県道の改良部分に財源充当ということでございます。続きまして、農林水産業債につきましては、この53ページの一番下にありますように、臨時地方道の整備事業債、ふるさと林道、55ページへ行きまして、過疎対策事業債、それから土木債といたしましては臨時地方道整備事業債、辺地対策事業、それから歩道橋架設、一般公共ということになります。それから教育債といたしましては、義務教育の施設、特に体育館等の建設における事業債でございます。一番下の災害復旧事業債を1億400万円ほど見込みました。

続きまして歳出に入ります。

56ページ、57ページからお願いをいたします。議会費でございますけれど、1億9,875万8,000円。これについては、職員の人件費、あるいは議員の活動の諸経費ということでございます。なお、歳出全般に共通することでございますけれど、主要工事の概要、これにつきましてはただいまの概要報告の32ページからにまとめてございます。なお、委託業務の概要については38ページから、それから補助金等の交付状況については42ページから詳細に記載をしておりますので、そちらの方もご覧いただきたいと思っております。

続きまして、58ページ、59ページの総務費の関係でございます。30億249万8,000円ほどでございます。総務管理費、それから文書広報費、財政管理費、会計管理費、財産管理費等がございます。この中で、各支所の経費については、財産管理費の64ページ以後に詳細に記載をしております。それから、公有林管理については、74ページ、75ページに記載をさせていただきます。管理の状況につきましては、こちらの決算概要の41ページをご覧いただきたいと思っております。以下、企画費、それから企画費のなかで、新市のイベントの負担金等の経

費も臨時ということで発生してございます。

続きまして、82 ページ、83 ページに電子計算費が 8 億 5,000 万円ほどございます。通常の経費のほかに、83 ページの真ん中から下に、13 の地域公共ネットワーク保守委託料、これが 1,522 万 5,000 円。それから続きまして 85 ページの上の方に、通常の三島田方情報センターの負担金が 1 億 1,900 万円、それから合併の分の伊豆市としての負担が 1 億 6,000 万円ほどございました。その下の方に、地域公共ネットワークの基盤整備事業ということで、4 億 8,400 万円ほどございます。

企業管理費につきましては、5,027 万 1,000 円ほどでございます。87 ページの諸費につきましても、4,674 万 8,000 円、これらについては、自治会の活動事業、その他の事務事業ということでございます。

88 ページの徴税費については、2 億 3,500 万円ですけれど、徴税職員の人件費、その他の経費、賦課徴収にかかる経費ということでございます。91 ページに、戸籍住民基本台帳費、それから続きまして、93 ページは選挙費でございます。選挙の主なものにつきましては、95 ページの下の方の、市長の選挙費、それから飛びまして 97 ページの市議会議員の選挙費、参議院議員の選挙費、99 ページにいきますと農業委員会の選挙、それから海区の漁業委員会の委員の選挙費ということでございます。合併の初年度といたしましては、選挙が相次いだ年でございます。

続きまして、101 ページに入ります。統計調査費の内訳でございますけれど、指定統計費が 650 万円ほどございます。経費といたしましては、農林業センサス、あるいは商業、工業ということで、これも統計の当たり年だったということでございます。

続きまして、102 ページ、103 ページの民生費でございます。28 億 8,584 万 2,000 円。社会福祉費、これについては民生委員、それから社会福祉協議会等の活動費、その他の事務ということでございます。高齢者の福祉事業につきましては、2 億 4,900 万円ほどございます。これについては、107 ページの事業の中で、敬老会それから在宅福祉、次の 109 ページへいきまして高齢者の生きがい対策、あるいは施設の入所、その他事務事業等を行っております。108 ページ、109 ページの心身障害者の福祉費、これについても、主に中豆の授産所の管理委託と、こういうようなものを含めて心身障害者福祉事業を展開してございます。

続きまして、112 ページ、113 ページでございます。国民年金の事務費ということで、これについても職員の給与、それから国民年金の通常事務ということでございます。次の国民健康保険の事業費、2 億 5,600 万円ほどでございますけれど、これについては、115 ページのなかで、国保の会計への繰出が 1 億 7,900 万円ほど出ております。それから、老人保健、これにつきましても老人保健への繰出ということで、3 億 2,200 万円ほど、介護保険といたしましては、このページの一番下にございますように、介護保険事業で、次のページへ行きまして 117 ページ、介護保険特別会計への繰出が 3 億 2,000 万円ほどございます。福祉施設の管理費につきましては、中伊豆交流センター、それから老人憩いの家の管理、社会福祉施

設の維持管理ということでございます。

続きまして、118 ページ、119 ページ、児童福祉費でございます。8 億 500 万円ほどでございますが、これは、児童福祉の中では福祉、それから乳幼児の医療の助成等を行っております。120 ページ、121 ページ、児童措置費、1 億 9,700 万円ほどでございますけれど、児童扶養手当の給付事業、それから児童手当の給付事業、これらが主なものでございます。次の、保育所費、5 億 400 万円ほどでございますけれど、これらについては市内の保育園関係の管理事業でございます。続きまして、128 ページ、129 ページに移ります。児童遊園費が 203 万円、子供広場の管理事業ということでございます。

130、131 ページは、生活保護費でございます。2 億 2,516 万 6,000 円でございます。生活保護扶助費。

それから、災害救助費については、災害家屋の調査等も行っております。

続きまして、132 ページ、133 ページ、衛生費、12 億 5,000 万円でございます。これらにつきましては、特に保健衛生の総務、それから予防、健康づくりの推進というような事業をいたしてございます。

続きまして、144 ページ、145 ページ、清掃費、8 億 176 万 7,000 円でございます。特に廃棄物の処理対策、それから環境美化、合併浄化槽の整備、その他事務ということでございます。塵芥処理につきましては、塵芥処理の事業、それから組合の負担金、そして災害の廃棄物の処理ということでございます。し尿処理につきましては、特に職員給与、それからし尿処理ということで、土肥衛生プラント処理の運営事業についても、この経費でございます。最終処分場についても、2,400 万円ほどの経費でございます。

上水道の 3,439 万 8,000 円につきましては、簡易水道特別会計への繰出金、それから上水道事業会計への繰出金、こういうようなものでございます。

労働費につきましては、主にシルバー人材センター運営費の補助でございます。

続きまして、農林水産業費でございますけれど、農業委員会費、それから農業総務費ときまして、160、161 ページで農業振興費、これにつきましては、農業経営の基盤強化、それから中山間の直接支払い、それから農業委員、農業施設の整備・管理事業というようなことでございます。

続きまして、164、165 ページ、山村振興事業費、これについては、主に 167 ページにありますように、集落道の改良、それからグリーンツーリズムの推進事業等を行っております。土地改良事業費、これは 168 ページにありますように、農業用排水路の改良、それから農業基盤整備の維持管理、県単の農業基盤の整備、それからその他というようなことでございます。それから、農業農村整備ということでございます、170、171 ページへいきますけれど、中山間地域の総合整備、それから農業集落排水事業、中山間地の農林業の整備事業、モノレール等の工事もここで行っております。

林業費につきましては、173 ページにありますように、林業の振興、それから治山林道、

治山林道につきましては、特に治山に4,200万円、林道整備に5,400万円ということでございます。それから公共林道が1,100万円、県営林道の整備3,300万円、水産業費につきましては、水産振興、その他事務ということで3,300万円、漁港の整備で3,200万円。

商工費につきましては、商工振興、この中にはにぎわい振興事業、そして観光費、183ページになりますけれど、4億8,100万円。185ページには観光振興事業ということで、各種の振興、それから観光協会の補助、あと、各種施設の運営管理、その他観光の施設の管理ということでございます。

続きまして、192ページ、193ページ、土木費でございます。20億7,300万円ほどございます。これは、土木の管理、それから建築指導、196、197ページで、道路橋梁費、これについては市道の維持補修、そして、道路新設改良、198ページ、199ページでございます。緊急（特定）地方道路整備事業、それから市道の整備事業、国・県道の関連事業と。200ページ、201ページになりますと、高規格道路の整備費、これらにつきましては、天城北道路の関連事業ということでございます。

河川費につきましては、河川管理、その他事務と。河川維持については、特に河川清掃、それから河川の調査の委託と。続きまして、砂防費につきましては、急傾斜の対策ということでございます。

漁港費は、港湾の整備を行います。

都市計画につきましては、主に、下水道、208ページ、209ページにございますように、最後の下水道費、下水道事業会計への繰出というようなものが主になっております。

住宅費については、市営住宅の通常の管理の経費が2,500万円ほどでございます。

続きまして、消防費でございます。212、213ページでございます。9億5,800万円、田方消防の負担金、それから各分団の運営費、消防施設整備、それから災害対策というような経費でございます。

続きまして、218、219ページになります。教育費でございます。22億119万8,000円。これにつきましては、特に、222、223ページの小学校費、この中で、体育館の整備、これについては、235ページの上から2行目に、土肥小学校の体育館の建設事業ということで1億1,600万円ございます。続きまして、小学校の教育振興費、これは各学校の教育振興経費でございます。

それから中学校費でございます。1億7,200万ほどございますけれど、市内の各中学校の管理運営経費、並びに、252ページからは中学校の教育振興事業費ということになります。幼稚園の経費につきましても、市内の各幼稚園、事務の一般、それから各幼稚園の管理経費ということになります。

社会教育費につきましては、264、265ページでございます。3億2,100万円ほどございます。特に、図書館費で、274、275ページ、1億1,000万円ほどございます。図書館の事務、それから図書館の通常の維持管理ということでございます。

それから、280 ページ、281 ページが保健体育費、10 億 54 万 8,000 円でございます。体育の施設費、この中でも各種の施設の維持管理費用を支出をいたしました。

主なものは、続きまして、学校給食費に入ります。290、291 ページで、7 億 6,700 万円でございます。これにつきましては、297 ページ、中伊豆給食センターの建設事業ということで、3 億 7,200 万円でございます。

続きまして、災害復旧費につきましては、特に小災害、それから農林施設の小災害、農林水産業の施設災害復旧、林業、農業用施設、公共土木の災害復旧等がございまして、10 億 7,969 万 4,000 円の支出でございます。

304 ページ、305 ページは公債費でございます。30 億 7,400 万円。

諸支出金については、307 ページに積立金ということで、基金の積立が 2 億 3,900 万円ほどでございます。

予備費としての支出はございません。

以上、詳細説明といたします。よろしくお願いいいたします。

議長（遠藤正寿君） 本決算につきましては、監査委員から決算審査の意見書が提出されております。

ここで、監査委員から、意見書の補足説明を求めます。磯監査委員。

監査委員（磯 晴雄君） 監査委員の磯でございます。最前、行政報告のなかで市長の方から、代表監査遠藤さんが病弱のため辞任ということでありまして、平成 16 年度の監査につきましては、全部締め上げて、辞任ということでございますので、一応ご了解いただきたいと思います。

平成 16 年度伊豆市決算審査の意見を申し上げたいと思います。合併初年度でありまして、いろいろ大変なことがあったと思いますけれど、項目別に、ちょっといきたいと思っております。

1 といたしまして、平成 16 年度伊豆市一般会計、特別会計と企業会計の 17 会計における歳入と歳出について、決算審査をいたしました。

2 といたしまして、審査期間、7 月 11 日から 7 月 22 日、計 6 日間、短期間ではありましたが、部課長または関係職員のご協力をいただき、終了することができました。

3、各会計は決算書に基づき、関係部課長に出席していただき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書により、決算ヒヤリングを行い、総合的に審査を行いました。

4、審査結果につきましては、計数的に正確であり、内容も正当なものと認定いたします。詳細につきましては、別紙決算審査意見書をお目通しいただきたいと思っております。

5、一般会計の財政運営について申し上げたいと思っております。歳入総額 203 億円、執行率 100%。歳出総額 185 億円、執行率 91.5%。前年比では増加しており、同規模市町村の財政規模より見て課題ではないかと考えます。しかし、合併初年度で旧 4 町の持ち寄り予算と 15 年度を 3

月 31 日で打ち切り、16 年度に編入された関係が大きなものになっております。これからの財政運営はますます厳しい状況が予想されますので、自主財源確保のため、なお一層の努力と、行財政全般にわたり、合理化・統合化、または補助金、委託料等の見直しにより、経費の節減に積極的に対応をお願いしたい。合併の効果として、市民の一番関心が大きく、期待しているところであります。しかし、不用額が 6 億 1,000 万円と多額でありましたが、合併初年度であり、補正予算の対応が十分でなかったかと思われまます。

また、17 年度への繰越金 11 億円と、収入未済額 12 億円の執行管理については、多額でもあり、特設の配慮をしてもらいたい。

一方、財政調整基金に 7 億 1,000 万円の積立ができたことは、財政執行が計画的かつ堅実に行われた結果と認められます。

一般会計については以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これより、特別会計の補足説明に入ります。

まず、議案第 88 号について、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、議案第 88 号の詳細説明を申し上げます。

特別会計の歳入歳出決算書の歳入、8 ページ、9 ページをお開きください。財産収入につきまして、これは土地の売却収入でございます。年川・大野地域の土地を飯田工業というところに売却をした経費が、5,471 万 4,000 円。それから、土地の開発基金の繰入、これが 5,340 万円。それから、あと歳計剰余金、旧修善寺町、旧土肥町、旧中伊豆町からの剰余金、これらを全部合計いたしまして、収入済額が 1 億 4,364 万 4,391 円でございます。

歳出につきましては、総務管理費のなかで、土地の公有財産の購入ということでございます。詳細については、15 ページの土地の表に記載をしております。

それから、公債費を見込みまして、支出済額が 1 億 3,731 万 8,487 円ということでございます。

戻っていただきまして、3 ページ、歳入歳出の差引額が 632 万 5,904 円ということでございます。

よろしくお願ひいたします。以上、詳細説明を終了いたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて議案第 89 号について、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは、議案第 89 号、平成 16 年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計決算について、補足説明をいたします。別冊の 19 ページからがこの会計になっております。

まず歳入総額は、3 億 5,243 万 7,267 円、歳出の総額が、3 億 5,199 万 4,942 円であります。歳入歳出差引額は、44 万 2,325 円となっております。

20 ページからをご覧いただきたいと思いますが、歳入の内訳ですが、平成 15 年度に旧修善寺町が国土交通省に代わりまして、代行取得をした用地の再取得費、国土交通省が伊豆市から買い上げる分ですが、その取得費が国庫支出金として 1 億円。起債等の端数処理にかか

る一般会計からの繰入金が 34 万 7,000 円。平成 15 年度に旧修善寺町の歳計剰余金として計上してありましたものが、諸収入として 19 万 267 円収入済みとなっております。さらに、公共用地先行取得等事業債を 2 億 5,190 万円借り入れております。以上が歳入の総額になると思います。

歳出の内訳ですが、用地取得事務、それに従事する職員の人件費として、総務管理費から 535 万 4,456 円。用地取得費それから建物等補償費の合計額 2 億 4,555 万 3,601 円と登記書類等の作成、そういうふうな用地取得に直接かかる事務費の総額が、108 万 6,885 円。これを合わせた 2 億 4,664 万 486 円が用地取得事業費として道路橋梁費から支出されております。さらに、平成 15 年度分の起債の償還金として、公債費から 1 億円が支出されておりますが、買収予定のうち、用地取得費 2,237 万円、建物等補償費 3,130 万円の合計 5,367 万円を、平成 17 年度に繰り越しをしております。

補足説明は以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 90 号及び議案第 97 号から 99 号、並びに議案第 102 号から 104 号までの 7 議案を、企業部長。

企業部長（渡辺玉次君） それでは、自然公園会計からふるさと広場の会計までをご説明させていただきます。

まず、自然公園特別会計でございますが、歳入総額を 6 億 1,128 万 4,423 円、歳出総額を 5 億 9,599 万 1,543 円、差引額 1,529 万 2,880 円となっております。続きまして、34、35 ページをお開きいただきたいと思います。まず使用料でございますが、収入済額 4 億 62 万 86 円ということで、15 年度に比較しますと、4,000 万円ほどの減という状況となっております。それから、繰入金でございますが、8,610 万 4,000 円、4,799 万 7,000 円ほど今年度増えております。それから諸収入でございますが、1 億 2,146 万 261 円ということで、前年に比較しますと、3,575 万 3,335 円ほど増えているという状況になっております。

続きまして、次の歳出のページをお開きいただきたいと思います。総務費につきまして、支出済額は 5 億 7,450 万 8,193 円ということで、前年と比較しますと、4,127 万 8,297 円の増という状況になっております。土木費は 2,148 万 3,350 円ということで、前年度より 833 万 6,106 円ほど増えているという状況になっております。

内容をちょっとご説明申し上げますと、次の 38、39 ページをお開きいただきたいと思います。まず、自然公園の使用料でございますが、4 億 62 万 86 円という状況でございます。うち、虹の郷の入園料でございますが、比較しますと、2,732 万 2,436 円ほど減ということで、入園者数を見ても前年度が 34 万 5,277 人であったところが、29 万 1,516 人ということで、5 万 3,000 人ほど減になっているというのが状況でございます。

続きまして、繰入金でございますが、達磨山キャンプ場管理運営に關しての繰入金が 909 万 3,000 円、これは 17 万 2,000 円ほどの増になっております。それから、虹の郷関連の管理運営費分の繰入金が、6,031 万 1,000 円、これは 4,612 万 5,000 円の増という状況になってお

ります。虹の郷の整備繰入につきましては、1,670万円ということで、前年度より約170万ほど増えているという状況でございます。

それから、ちょっとここで次のページのところで、実質収支といいますが、達磨山関係と虹の郷関係の実質収支をちょっと比較してみました。達磨山関係でいきますと、収入額が2,981万6,249円。それに対して、達磨山に関する委託料が3,849万5,000円ということで、実質的には867万8,000円ほどの赤字、マイナスという状況でございます。

虹の郷につきましては、収入関係が全部合わせますと、4億6,743万2,122円、委託料が5億1,944万円でございますので、マイナス5,200万7,878円というような実質収支になっておろうかと思えます。

以上が自然公園関係でございます。

続きまして、189ページ、湯の国会館事業特別会計の決算を報告させていただきます。歳入総額が9,277万5,032円、歳出総額は8,129万3,894円、差引額が1,148万1,138円ということになりました。

次のページの、使用料でございますが、使用料の収入額が4,967万5,365円ということで、前年に比較しますと、352万1,265円ほど減になっております。手数料につきましては、605万3,655円ということで、67万5,184円ほどの減になっております。それから、諸収入の収益事業でございますが、2,529万539円ということで、154万2,000円ほど減になっております。

歳出のページです。192、193ページをお開きいただきたいと思えます。総務費におきましては、5,240万5,778円ということで、146万9,000円ほどの減、それから、事業費につきましては、2,325万583円ということで、2万3,000円ほどの増というような状況になっております。続きまして、194、195ページをお開きいただきたいと思えます。会館の使用料でございますが、先ほど申し上げましたように、若干の減でございますが、入館者を見ますと、前年度より2,938人の減で7万5,353人という状況になりました。それから、諸収入の方のレストラン食収入でございますが、1,231万750円ということで、こちらの利用者もですね、132人の増ではあったわけでございますが、売り上げ的には前年比較しますと85.1%ということで、減になっております。それから、レストラン飲収入でございますが、480万1,355円で前年比132.6%ということで、こちらは増額になっております。

続きまして、歳出の主なところだけご説明をさせていただきます。196、197ページの、燃料費関係でございますが、これは前年対比をしますと83.7%ということで、これは灯油の入れ方を調整しましたところ、かなり減額になったということで、この辺は支配人の努力が報われたなというように感じております。続きまして、198、199の、項目のレストラン費でございます。下の方の、レストラン食原材料というところで、496万9,658円でございます。原価率が40.4%という状況でございます。それから、飲原材料費が43.4%という原価率になっております。208万5,114円ということでございます。それから売店でございますが、605

万 5,975 円ということで、こちらは地元のものを販売しているというようなこともありまして、原価率が 74% ということで、若干高くなっております。

201 ページをお開きいただきたいと思います。諸支出金でございますが、繰出金として 563 万 7,533 円、これにつきましては、木太刀荘に借入をしております償還分の 560 万円ほどの償還をするというものでございます。

続きまして、昭和の森会館事業特別会計の報告をさせていただきます。207 ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額 6,235 万 3,035 円、歳出総額 5,331 万 3,562 円、差引額が 903 万 9,473 円というような状況になっております。

まず、次のページの 208、209 ページの分担金及び負担金の負担金でございますが、1,933 万 2,403 円ということで、これにつきましては前年に比較しますと 30 万円ほど減になっております。使用料でございますが、819 万 3,066 円ということで、これは 130 万円ほど減額になっております。繰入金につきましては、これはグリーンガーデンの管理ということがございまして、職員 2 名分、それからそれに関連する原材料等の関係で、1,300 万円、旧町時代からの引き継ぎで 1,300 万円入れていただいております。それから諸収入でございますが、その中の収益事業収入、1,025 万 2,845 円でございますが、これは基本的には売店収入が主なものでございます。しかしながら、キャンプ場の収入が前年度はあったものですから、439 万 9,273 円の減ということで、キャンプ場の収入がなくなった分、ここに減額になっているという状況でございます。

続きまして、次のページの 210、211 ページでございます。歳出でございますが、総務管理費 3,374 万 3,833 円ということで、前年比較しますと、713 万 6,844 円ということで、大幅な減になりました。それから事業費でございますが、1,956 万 9,729 円ということで、これは 1,081 万 6,724 円ということで増額になっております。いわゆるグリーンガーデンの管理の費用については、一般会計で今までみていたという経緯がございまして、このように増額になると。一般会計で見ていたものを昭和の森会館の会計に持ってきたということからこういう状況が生まれているということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、212、213 ページの、歳入の明細でございます。まず負担金でございますが、1,933 万 2,403 円、これは主なものは、施設管理負担金、いわゆる三つのテナントさんが入っておりますが、そちらからの負担金が主なものでございます。それから、会館使用料でございますが、819 万 3,066 円。入館者につきましては、754 名の増ということで、1 万 7,499 人という結果になりました。しかしながら、1 人あたりの単価を落としましたということもございます。100 円ほど前年に比較しますと落としまして、468 円というような状況で入館増を図っていくというようなことでございます。それから、繰入金は先ほど申し上げましたように、1,300 万円ということでございます。それから諸収入ですが、先ほど申し上げましたように、売店収入が主でございまして、特にここでは書籍関係、それから今年度から手作り品の販売、こういったものをやっております。意外と手作り品関係は好調でして、何とか前年と同じ

ような売店収入を残すことができました。

続きまして、歳出でございます。217 ページをお開きいただきたいと思います。備考欄の中の11、電気料でございますが、751万4,618円でございます。しかし、これにつきましてはテナントより440万円ほどバックしてもらっておりますので、実質的には300万円ほどの支出であるというふうにご理解いただければと思っております。それから219ページ、売店費でございます。売店費の一番下の原材料費でございますが、57.5%ということの原価率でやっておりますので、比較的原価率が安いものですから、この大きな財源になっているというふうにご理解いただければと思っております。それから、221ページの、ガーデン管理費というところがございまして、ガーデン管理費だけでいいまして90万4,000円ということで決算を出していますが、人件費は事業費の中に入れてございますので、それを加味しますと概ね1,300万円近くのお金になるというふうにご理解いただければと思っております。

続きまして、天城温泉会館でございます。歳入総額が7,814万3,153円、歳出総額は7,390万7,087円、差引423万6,066円というようなことになりました。これにつきましては、比較が前年度はできないということと、それから期日が7月から3月ということで、3ヶ月分は別途の株式会社で実施していたということで、単純比較はできませんので、内容的にちょっとご説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、234ページ、235ページをお開きいただきたいと思います。温泉館の使用料でございます。3,114万1,165円の決算でございます。入館者数につきましては、7月から3月までが4万2,341人。4月から6月がライブピア天城という会社で経営していたわけですが、4月から6月の間が1万2,364人ということで、計5万4,705人という結果になりました。これは前年に比較しますと、8,339人の減という状況でございます。非常に厳しい経営であるというふうにご理解できるかと思っております。それから劇場使用料につきましては、92件のご利用がありまして、44万6,570円の収入となっております。夕鶴記念館につきましては、7月から3月までは123人の利用がありまして、4万4,100円ということでございます。

ちょっとここで、使用料、雑入等を全部あわせますと、これが3,481万7,408円になりますが、それを単純に総務費で差し引きますと、差し引き1,776万8,099円という実質的な収支が出てまいりました。

続きまして、次の236、237ページの歳出をご覧いただきたいと思います。ここで、備考欄の中の11節、電気料というところをご覧いただきたいと思います。1,183万1,640円ということで、これは劇場を抱えているということもございまして、こういった大きな金額になります。これが7月から3月ということですので、非常に割高と言いますが、そういう状況になっております。それから、ちょっとここで人件費を比べてみました。ライブピア天城当時、15年度ですが、5,082万7,841円という人件費を払っておったわけですが、16年におきましては、4月、6月の間は当然、ライブピア天城でやっておりましたので、1,048万4,504円

という結果になっておるわけですが、7月から3月についてはかなり人員を減らしました。その関係で、2,310万6,516円という結果となりまして、合計しましても3,359万1,020円ということですので、ここで人件費が1,700万円ほどの減になったという状況でございます。

続きまして239ページのレストラン費の賄材料費のところでございますが、原価率を概ね40%という形でやっております。それから売店の方につきましては、76.8という状況でございます。ちなみにレストラン収入・支出の差引をしますと、レストランの収入が1,400万円ほど、支出も同じようで1,400万円、概ねトントン、若干で言いますと82,000円ほど減ということですので、支出が多いという状況が生まれております。レストランが赤字の一つの要因になっていると。それから売店収入・支出をみますと、200万円ほどのプラスでございますので、売店については何とかやりくりしているというのが実情でございます。

続きまして、301ページをお開きいただきたいと思います。これからは企業会計でございます。まずこの説明に入ります前に、306ページと307ページが入れ替わっております、306ページにあります利益剰余金の部という剰余金計算書ですが、こちらが右側にくると。そして損益計算書が左側にくるといふうにご了解いただきたいと思います。誤りでございますので訂正していただきたいと思います。

その上で、まず損益計算書のご説明をさせていただきます。営業収益については、1億747万7,048円ということで、前年に比べまして1,600万円ほどの減です。それから売店収入については、260万円ほどの減で、562万4,739円。合計が1億1,466万8,883円という状況でございます。それから施設経営費については、1億2,047万1,300円、これも460万円ほどの減と。これは人件費の削減、それから売店材料の減、バス借り上げ料の減といったようなことをやりまして、460万円ほどの減になっております。減価償却は805万677円ということで、実はこれは水門工事、皆さんご存知かと思いますが、向かって右側に水門をつくっておりますが、その補償関係の工事の建設改良分が、今年度より減価償却になってまいります。その関係で160万円ほど減価償却分が増額したということでございます。それから資産減耗は、同じく水門工事に伴いまして、建物の除去がございましたものですから、150万円ほどの計上になりました。差し引き、当年度の純損失が1,527万9,782円というような状況になっております。

剰余金につきましては、本来ですと剰余金処分計算書というのがこの後に入ります。しかしながら、1,500万円の赤字でございますので、処分計算はないということで、今回処分計算書はここに添付してございません。

続きまして、309ページの貸借対照表をご覧いただきたいと思います。固定資産合計が1億5,569万1,233円。流動資産のうちの現金預金が7,451万5,914円というような状況でございます。資産合計が2億3,330万7,772円ということでございます。次に負債の部が816万8,089円ということでございますので流動資産から流動負債を引いても十分な剰余金があるということにご理解いただければと思います。非常に流動比率はいいということです。

それから資本金でございますが1億6,144万1,604円ということで当年度の未処分利益剰余金であります317万1,076円をいれて、負債資本合計が2億3,330万7,772円ということでイコールになっているということでございます。

312ページの業務量をお聞きいただきたいと思います。ここで本年度と前年度の入込みの比較をしております。1万4,816人が本年度の入込みで1万5,576人が前年度でございます。1,336人ほどの減。ただ休憩につきましては576人の増。ただここで利用率というのは30.2という数字がございますが、この数字が非常に悪いというのが唯一の欠点、というふうにご理解いただければと思っております。ちなみにこの数字が35から45位までの間であれば健全の運営であるというふうに言われておりますが、ここが非常に悪いというのが実情かと思えます。

続きまして国民宿舎木太刀荘でございます。損益計算書からご説明します。326ページでございます。宿舎営業収益利用収益が一番上の方でございます。1億4,893万7,812円ということで前年に比較しますと1,800万円ほどの減でございます。結果として営業収益としては1億6,139万7,614円ということですので、比較でいきますと2,000万円ほどの減でございます。一方宿舎営業費用でございますが1億5,963万4,031円ということです。こちらも経費削減を行いまして1,334万円ほどの減額になっております。最終的に当年度の純利益が下から3段目にあります246万4,521円ということになりました。

続きまして329ページをお聞きいただきたいと思います。これは木太刀荘の利益が出たことによります剰余金の処分計算書の案でございます。先ほど申し上げましたように、未処分利益剰余金が前ページからくる357万7,685円。これを建設改良積立に150万円、それから利益積立として100万円と、計250万円を積み立てますと。それから翌年度へ繰り越す剰余金が107万7,685円ということでこれについてもご了解をいただけますように思っております。

貸借対照表につきましては、次の330から331ページをお聞きいただきたいと思います。流動資産の現金預金については1億533万5,904円ということでございます。流動資産合計が1億826万3,921円ございまして、次のページにあります負債を差し引いても十分な資金需要はあるというふうにご理解をいただければと思っております。負債資本の合計6億3,186万297円がイコール資産合計の数字となっております。

それから336ページ、業務報告でございますが、国民宿舎の利用実績というところ、3番です。宿泊が1万7,686人、前年に比較しますと2,052人減。休憩1,111人、マイナス160人ということで、休憩宿泊あわせまして18,757人ということでございます。ここに書いてあるように修正宿泊利用率43.2という数字がございますが、先ほど言ったようなことからすると、まだこの木太刀荘については十分対応できる状況があるというものを表していると思っております。

以上でございます。

続きましてふるさと広場をお開きください。347 ページでございます。損益計算書からご説明をします。営業収益の中の宿舎収益 4,566 万 5,241 円ということで、475 万円ほどの減になっております。宿泊関係につきましては平塚市に従業員、車を運転して送迎をやったりしたんですが、なかなか思うように行かずこの結果になっております。しかしながら簡易宿泊関係とそれからゴルフ場関係、これについては宿舎関係では 284 万 3,632 円ということで前年に比較しますと 61 万円ほどの増です。ゴルフ場につきましては 1,483 万 4,862 円ということで、これについても 600 万円ほどの増額になっております。トータルで 7,977 万 9,392 円ということで 400 万円ほどの減額になっております。

費用の分野でございますが、宿舎経営費で 6,891 万 1,445 円。これについては 520 万円ほどの前年比較減でかなり経営を狭めて、頑張ったという状況でございます。それからキャンプ場については 223 万 5,002 円ということでこれについても 300 万円ほどの減をしたという状況でございます。トータル 9,077 万 7,353 円ということで経費的には 680 万円ほどの減額をしたという状況でございます。営業損失で 1,000 万円ほどございますが、最終的に当期純利益は補助金等いただいている関係上 624 万 4,700 円のプラスという結果になりました。

それから処分案でございますが、354 ページをお開きいただきたいと思います。未処分利益剰余金 2,139 万 7,076 円ございました。これに対しまして、利益積立、これは法定積立というんですが 31 万円ほど積み立てさせていただきます。それから現在進めております温泉の改良関係の工事もございます、建設改良費に 1,500 万円ほど積み立てをさせていただきます。それでも繰越利益剰余金は 600 万円ほどあります。こういう表でございますのでこれについてもご理解いただければと思っております。

続きまして貸借対照表でございます。流動資産につきましては、現金預金合わせまして 4,484 万 6,607 円ほどございます。資産合計が 5,009 万 5,259 円ということでございます。それらを網羅いたしまして最終的な負債資本合計も同じように 5,009 万 5,259 円になっております。

それでは 358 ページ、業務量でございます。こちらに野球場、多目的と利用実績ございます。最近傾向としてはテニスの利用が減っているというのがおわかりになるかと思えます。それから宿泊関連につきましては先ほど言いましたように 6,080 人の利用がありましたけれど前年に比べますと 153 人の減という状況になっております。ここで先ほど言った利用率の問題は、実はこの場合は補助金をもらっている関係がございます、ここでは利用率等は出しておりません。それからキャンプ場でございますが、このような状況でございます、前年に比較しますといずれも減になっているという状況でございます。ただ傾向としては、自動車を取り入れているオートキャンプ、こういったものにシフトしているように聞いております。それから宿泊関連につきましては、先ほど言いましたように 715 名の増という状況でございます。ゴルフ場につきましては 5,729 人と、10 月 1 日からやってきた数字ですので単純比較はできませんが、現状としてはゴルフ場が唯一の資金源になっているというのが実

情でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて議案第 91 号、議案第 92 号について、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） それでは大変恐れ入りますけれども資料を替えていただきたいと思います。決算概要報告書をお願いいたします。国民健康保険特別会計の決算状況についてご説明をさせていただきます。決算概要報告書の 74 ページになります。74 ページを見ていただきたいと思います。

まず（１）の歳入でございますけれども歳入の主なものは国保税及び国庫支出金等で決算総額 41 億 3,640 万 9,000 円で、4 億 9,436 万 2,000 円の増額となりまして 113.6%の伸びでありました。

（２）の歳出でございますけれども、主なものは保険給付費及び拠出金で決算総額は 39 億 8,382 万 4,000 円で 5 億 2,552 万 4,000 円の増額となりまして 115.2%の伸びとなりました。

（４）の保険税額でございますけれども、左側の方の 1 世帯当たりの負担額は、14 万 7,757 円で一人当たりの負担額は 7 万 2,559 円となりまして、ともに前年度より下回っているところでございます。

（５）の療養諸費の状況でございますけれども、療養給付費及び療養費ともに前年度より増額となりました。

（６）の療養給付件数と費用額の状況でございますけれども、給付件数及び費用額ともにすべてが前年度より上まっていることがこの表で確認ができると思われま。

次に資料 76 ページの老人健康特別会計の決算状況について説明をさせていただきます。

（１）の歳入でございますが、主なものは支払基金交付金で決算額は 43 億 9,478 万 8,000 円で 5 億 1,351 万 1,000 円の増額となりまして、113.23%の伸びでございました。

次に（２）の歳出でございますけれども、主なものは医療給付費等で決算額は 43 億 7,640 万円で 6 億 4,075 万 9,000 円の増額となりまして、117.15%の伸びとなりました。

補足説明は以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて議案第 93 号について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第 93 号 平成 16 年度伊豆市の介護保険特別会計の決算について概要説明をさせていただきます。概要説明の 79 ページをお開きいただきたいと思ひます。収入総額が 23 億 8,084 万 7,000 円。歳出総額が 23 億 2,336 万 2,000 円で歳入歳出差し引き額が 5,748 万 5,000 円であります。前年度対比で見ますと歳入総額では 23.1%、歳出総額では 30.0%の大幅な増となっております。これは 15 年度決算が合併によりまして、3 月打ち切り決算となったためでありまして、歳入では 4 月分の支払基金交付金、歳出では 3 月分の給付費がそれぞれ未収金、未払金として含まれたこととなります。

1 号被保険者の状況でございますが、平成 16 年度末で 1 万 11 人、15 年度から約 134 人、

1.4%の増となります。介護認定者につきましては16年度末で1,438人、平成15年度末よりも55人の増となっております。認定率では14.4%、昨年より0.4%の上昇ということになっております。

概要の79ページですけれども、歳入につきまして、介護保険料3億3,968万2,655円で、収納率では96.6%。現年度分につきましては98.5%となっております。

国庫支出金が5億8,222万7,494円。支払基金交付金が7億1,210万円。県の支出金2億7,738万7,434円。これらにつきましては、法定割合によりまして収納されておまして、市からの一般会計繰入金は3億2,186万7,000円であります。

諸収入は歳計剰余金として1億4,689万7,714円で、これは前年度の旧町組合からの繰越金に当たるものでございます。

歳出につきまして、総務費3,755万8,149円は介護保険料事業の執行に必要な事務費、人件費等でございます。保険給付費21億9,392万6,691円でありますけれども、これは13ヶ月分の給付費となっておりますので1ヶ月平均に直しますと前年対比で8%の増となっております。居宅サービス費の伸びが14.7%、これに対しまして施設サービス費の伸びは1.7%の伸びにとどまっております。

財政安定化基金拠出金207万2,445円。それから諸支出金8,980万5,086円は精算のため国庫支払いそれから支払基金への返還金それから一般会計への繰入金等でございます。基金につきましては移動がございません。以下資料をご覧になっていただきたいと思っております。

以上をもちまして説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 続いて議案第94号、議案96号及び議案100号、議案101号までの5議案について、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 先ほどから数字による決算説明でお疲れと思いますが、上下水道部が最後ですので今しばらくお付き合いのほどお願いいたします。上下水道部からは所管の5会計につきましてご説明を申し上げます。全般的に申し上げられますけれども、平成16年度予算は合併初年度ということで旧町の持ち寄り予算となっております。事業量が多く加えて昨年の10月の台風22号による災害復旧もございましたが、災害復旧の一部を除いて順調に事務事業を実施することができました。それでは決算書の順序にしたがいまして、会計別にご説明を申し上げます。

簡易水道特別会計でございますが、115ページから計数的なものを記述してございます。まず、平成16年度の簡易水道特別会計は歳入総額6,186万円。歳出総額5,630万7,000円で、歳入歳出差引額は555万3,000円となりました。本年度は10月9日の台風22号により天城湯ヶ島地区を中心に一部給水停止や断水を余儀なくされましたが、いずれも数日後には復旧をいたしております。

主な事業内容でございますが、持越・金山配水管布設替工事及び関連工事、大沢簡水水源調査委託を主たる事業として施工いたしております。使用量でございますが37万8,314立米

で対前年比 92.1%となっており前年度に比べまして使用量が 3 万 2,505 立米減少をいたしました。

歳入でございますが、使用料が 2,728 万 4,000 円、対前年比 96.5%。また持越・金山配水管布設替工事及び関連工事等で国庫支出金 415 万円、県支出金 166 万円、市債 1,060 万円に加えまして、一般会計からの繰入金は 1,393 万 8,000 円。歳計剰余金 422 万 8,000 円となっております。

歳出でございますが、人件費や庶務的経費といたしまして総務費 636 万 3,000 円。持越・金山配水管布設替工事や修繕及び水質検査料といたしまして簡易水道事業費が 3,985 万 9,000 円。飲料水施設関連漏水工事等による修繕費及び水質検査料として飲料水供給施設の事業費が 294 万 7,000 円となりました。公債費は元金利子分で 713 万 7,000 円となっております。

次に下水道特別会計になります。計数的なものは 135 ページから記述してございます。平成 16 年度の下水道特別会計の歳入は 18 億 6,400 万円。歳出は 17 億 7,800 万円。前年に比べまして歳入は、8.2%、歳出は 9.3%減少をいたしております。歳入で減少した主なものは国庫補助金が 47.8%、市債が 26.9%、分担金及び負担金 19.9%、繰越金 18%で使用料及び手数料は 14.2%増加をいたしております。予算に対する収入率は 102.6%となっております。歳出では下水道建設費が 35.7%の減となっております。下水道管理費は 25%、公債費は 0.5%の増加となっております。予算に対する執行率は 97.8%でございます。これによりますと歳入歳出差引額 8,600 万円は平成 17 年度に繰り越しとなります。

まず使用料でございますが、使用料収入は 3 億 3,400 万円で前年比 14.2%増加しております。これは前年度決算が 3 月末打ち切りによるもので、15 年度使用料の一部、6 期分でございますが、16 年度歳入に入ったことによります。この部分を除きますと新規接続による使用料収入の増加が簡易水道等による上水道使用料の減少を上まわり、節水等によります上水道使用料の減少を上回りまして使用料収入は微増となっております。また 16 年度の新規接続は 162 件で水洗化率は 79.1%となっております。

下水道施設の維持管理費でございますが、土肥浄化センター、天城クリーンセンター、白岩浄化センターの維持管理委託費及び狩野川流域下水道の維持管理の負担金その他、マンホールポンプ、管渠清掃委託費等の維持管理として 4 億 6,400 万円を支出いたしております。これは前年比 25%の増となっております。増加した理由は先ほども申し上げましたが、前年度決算が打ち切り決算のため 15 年度分の委託料の一部を 16 年度に支出したことによるものでございます。

建設事業費でございますが、修善寺の本立野地区、湯ヶ島の市山地区、中伊豆の八幡地区で管渠工事を実施いたしております。工事費は 5 億 200 万円で前年比 35.7%減となっております。これは平成 15 年度で天城クリーンセンターの増設工事が終了したため減少したものでございます。工事費の減によりまして歳入の国庫補助金市債が減額となっております。公債

費は8億1,200万円で前年比0.5%増となっております。これは15年度の借入額が増加したため、公債費の下水道事業特別会計に対する構成比率は45.7%になり、事業の進捗に伴い今後も増加していくものと見込まれております。

次に農業集落排水事業特別会計概要でございます。167ページから数字的なものは記述してございます。平成16年度の農業集落排水事業特別会計の歳入は2億5,800万円。歳出は2億4,900万円でございます。前年度に比べまして歳入は32%、歳出は36.9%増加しております。歳入で増加した主なものは国庫補助金が84.6%、県支出金84.6%、市債84.8%、繰越金が81.4%で分担金及び負担金は61.6%減少しております。予算に対します収入率は100.7%でございます。歳出でございますが業務費が145.9%、施設費41.6%の増加となりまして公債費は3.9%の減となりました。予算に対する執行率は97.2%となっております。これによります歳入歳出差引額900万円は17年度に繰り越しをいたしました。

先ず使用料収入でございますが、使用料収入は3,000万円、前年度比12.3%増加をいたしております。これは前年度決算が3月末打ち切りによるもので15年度の使用料の一部、6期分でございますが16年度歳入に入ったことによります。この部分を除きますとやはり新規接続により使用料収入は微増ということになっております。

次に施設の維持管理でございますが、加殿処理場、佐野・雲金処理場、吉奈処理場、門野原処理場、冷川処理場の維持管理委託費、及びマンホールポンプ、それから管渠の清掃委託等の維持管理といたしまして5,600万円を支出をいたしております。これは前年比145.9%の増額となっております。増加した理由でございますが、これもやはり前年度決算が打ち切り決算のため15年度分の委託料の一部を16年度に支出したことによるものでございます。

建設事業費でございますが、佐野・雲金処理場の増設工事を実施をいたしております。工事費は1億2,600万円で前年比41.6%の増になりました。工事費の増によりまして歳入の国庫補助金、県補助金、市債が増額となっております。

公債費でございますが、公債費は6,800万円で前年比3.9%減になりました。公債費の農業集落排水事業特別会計に対する構成比は27.1%となっております。

次に上水道事業会計でございます。数字的なものは243ページから記述となっております。まず上水道事業でございますが、今年度は10月の台風22号の影響によりまして水道管の一部が破損をいたしました。短時間ではありますが断水した地域もありましたが、これ以外は1年を通じて自然現象等による給水制限や断水等は発生しませんでした。

まず年間配水量でございますが739万2,950立方メートルでございます。これに対しまして給水量598万9,935立方となりまして、有収水量率でございますが81%となっております。これは前年に比べまして18万8,696立方の減少で、一戸当たりの給水量では年間14立方の減少となっております。減少の原因としては、やはり観光人口の減少、それから下水道普及に伴う節水効果それから節水型機器等の普及が主な原因であろうと判断をいたしているところでございます。

次に財政面でございますが、3条の事業収益は税抜きではありますが5億8,619万7,000円となりました。事業費用は突発的な修繕等も少なかったために5億8,584万8,000円で当年度純利益は34万9,000円となりました。主な収益は給水収益で5億5,388万7,000円となっております。

事業費用の主なものでございますが、職員給与費7,813万8,000円、法定福利費946万8,000円、支払い利息9,453万3,000円、減価償却費2億4,826万円、修繕費4,268万9,000円、動力費3,904万2,000円、薬品費295万9,000円等が主な費用となっております。

4条関係でございますが、資本的収入は下水道工事関連出資金が2,031万3,000円となりました。

資本的支出でございますが2億4,465万6,000円となりまして、内訳でございますが建設改良費が1億3,500万4,000円。企業債償還金が1億965万1,000円となっております。建設改良の主なものは、職員給与費1,029万1,000円、工事請負費が1億2,471万2,000円で、資本的収入が資本的支出に比べて不足する額2億2,434万2,000円は当年度分損益勘定留保資金2億1,841万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額592万4,000円をもって補てんをいたしております。

資本的支出におけます工事請負費の主な充当先でございますが、修善寺地区の主な工事といたしましては新狩野橋の鮎見橋でございますが、配水管添架及び接続、これが1,612万4,000円。大平・畑地区の配水管の布設工事552万円。熊坂取水1号用非常発電機設置工事が525万円。その他13件の工事を実施をいたしております。これによりまして修善寺地区の工事の総額は5,845万6,000円となっております。

天城地区の主な工事でございますが、矢熊配水管布設工事、市道県道分合わせまして1,876万円。茅野配水管改良工事909万7,000円。上水道管路図作成業務745万5,000円で、天城地区の工事の総額は3,531万2,000円となっております。

中伊豆地区でございますが主な工事は、元村・梶山間配水管新設工事332万円。姫之湯配水管布設工事434万3,000円。道路改良に伴う送給水管移設工事2件で136万7,000円。八幡地区の下水道関連工事5件469万円で、中伊豆地区の工事の総額は1,372万円となっております。

土肥地区の主な工事でございますが、土肥地区配水管布設替工事が408万6,000円。清越浄水場着水井前次垂注入機械設置工事が945万円。その他3件の工事を実施をいたしまして土肥地区の工事の総額は1,722万3,000円となっております。

最後でございます。温泉事業特別会計でございます。275ページから記述してございます。

まず土肥地区の温泉事業の給湯戸数でございますが322戸で内土肥温泉が265戸、八木沢温泉が18戸、小土肥温泉が39戸となっております。年間総給湯量は152万5,108立方で内土肥温泉が119万7,239立方、八木沢温泉が8万6,093立方、小土肥温泉24万1,776立方となっております。

収益的収入でございますが、6,990万6,000円で内、料金収入が6,957万2,000円となっております。収益的支出でございますが6,356万3,000円で、主な支出は人件費が2,167万9,000円、減価償却が1,929万2,000円、動力費が1,229万7,000円。これによります当年度純利益は634万3,000円となりました。

資本的収入は5,400万円で、これは温泉加入金54升分の収入でございます。一方、資本的支出は3,883万円で当年度におきましては、資本的収入が資本的支出を上回ったため、損益勘定留保資金等による財源補てんは行っておりません。本年度の事業は合併前の旧土肥町温泉事業を引き継ぎまして、維持管理費と施設の改良に重点を置いて実施をいたしております。

土肥地区におきましては安定した給湯を維持するため、中浜・平野地区の給湯管の更新工事、屋形地区の配湯管の更新工事、それから大泉寺川配湯管更新工事等を実施をいたしております。下庄田源泉及び山ノ神源泉におきましては水中ポンプの入替工事を実施をいたしました。

また土肥温泉におきましては、小土肥温泉でございますが、小土肥温泉におきましては台風22号による増水によりまして制御盤が水没したためこの更新工事を実施するとともに送湯ポンプ1号架台の腐食が進行したことからこの更新工事を、八木沢温泉では安定した配湯を維持するため、富士見橋と大川橋の区間で配湯管の更新工事を実施をいたしております。

以上、雑駁ではございますが5会計につきましてご説明をいたしました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩といたしまして議会運営委員会を招集したいと思っております。休憩時間の延長についてお願いしたいと思っております。至急議会運営委員会の委員さん、お願いいたします。

ちょっと議員の皆さん、ここで待っていていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは第2会議室へお願いしたいと思っております。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 0時28分

議長（遠藤正寿君） 委員長さんに報告をお願いいたします。

議会運営委員長（堀江昭二君） 市長が議案の提案するわけですけど、今日、市長が中伊豆の元の町長、塩谷さんの前の前の人だと思っておりますが、葬儀に出席をするということですので、2時に再開して、市長ちょっと間に合わないと思っておりますのでその間に監査報告をしていただいで、ちょっとまだ間に合わないと思っておりますので、そこでもう一回休憩をしてもらって、市長が来た時点でもう一回再開ということでやらせていただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

議長（遠藤正寿君） それではここで昼の休憩にいたします。再開を2時といたします。それでは休憩といたします。

休憩 午後 0時28分

再開 午後 2時00分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほど来、提案理由の補足説明が終わりましたので、これより特別会計の決算審査意見書について、監査委員の補足説明を求めます。

磯監査委員。

監査委員（磯 晴雄君） 監査委員、磯でございます。

それでは、伊豆市特別会計歳入歳出決算審査の結果について、ご報告いたします。特別会計の17会計につきましても、一般会計に合わせ、同様に審査をいたしました結果、全ての決算は計数的に正確であり、内容も正当なものと認定いたしました。それでは、各会計における審査意見についてのみ、報告いたします。

初めに、平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計決算から、意見の報告をいたします。15ページです。平成16年度の歳入は、1億4,364万4,000円となり、内訳として財産売却収入が5,471万4,000円（年川地内、株式会社飯田工業への売却ほか）です。基金繰入金から5,340万円、さらに旧3町からの剰余金ほか3,553万円であります。歳出は1億3,731万8,000円で、内訳は公有財産購入費等で1億2,028万1,000円と公債費1,703万7,000円（長期償還金）となりました。なお、財産として保有する市所有地は14ヶ所、現在高5億1,809万6,000円であり、早急に今後の有効活用について検討を望むものであります。

次に、平成16年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計決算について、報告いたします。本会計は2年度目であります。歳入は国庫委託金1億円と繰入金等53万7,000円、市債（用地取得債）2億5,190万円の計3億5,243万7,000円となりました。歳出は総務管理費535万4,000円と公有財産購入費等用地取得事業に2億4,664万円、公債費1億円の計3億5,199万4,000円となり、不用額は13万5,000円です。繰越明許費は5,367万円（土地補償費及び物件補償費、各4件分）となり、次年度に引き継がれます。

次に、伊豆市修善寺自然公園特別会計決算を報告いたします。10月に台風22号の襲来により自然災害の恐ろしさを実感した。特に虹の郷の被害は入場者減にとどまらず施設周辺の崩壊等があり大災害であった。上記のことから、その結果、入場者数では対前年比5万3,761人減の29万1,516人で、対前年比84.4%でありました。また、だるま山高原等の入場者も対前年比1,924人減の3万4,190人で対前年比94.7%でした。更に虹の郷の入園料及び使用料については、4億62万円となり対前年4,054万円減の90.8%です。また、虹の郷の運営費不足分6,031万1,000円、だるま山管理不足分909万3,000円、計6,940万4,000円が一

般会計よりの繰入金となっている。自然公園の今後の管理運営について、財団法人伊豆市振興公社への業務全体を捉え、改善に努められたい。

次に、伊豆市国民健康保険特別会計決算を報告いたします。平成16年度の合併時に加入世帯は8,609世帯で、対前年比135世帯増加した。全体世帯1万3,369世帯で加入世帯は64.4%である。加入者については、1万7,531人で149人増加しているが、総人口3万7,519人に対する加入率は46.7%であった。歳入総額は、41億3,640万9,000円であり、前年度比較額の主なものは、国庫支出金等の3億3,697万5,000円増によるほか、交付金1億7,394万9,000円、繰入金1億8,358万9,000円の増である。対前年比113.6%の伸びであった。歳出総額は39億8,382万4,000円です。前年度比較の主なものは、保険給付費の4億1,515万8,000円増額によるものと、介護納付金5,992万1,000円、基金積立金6,730万5,000円の増となりました。国民健康保険の収納状況は、現年分92.73%であり、また滞納繰越分20.94%、計78.60%でありました。この滞納未収額は3億443万5,000円であり、この滞納額の回収は難しい現状であると思うが、他の税収と合わせた徴収を考慮し、滞納分の整理に当たることを望みます。

次に、伊豆市老人保健特別会計歳入歳出の意見を申し上げます。歳入については、支払基金交付金が27億245万2,000円の決算額であり、前年度と比較して2億5,097万4,000円の増額となった。歳入総額全体では、43億9,478万8,000円で前年度と比較して5億1,351万1,000円の増額となり、伸び率で113.23%となった。歳出については、医療給付費が前年度と比べ6億4,166万4,000円増の42億6,089万9,000円で、医療費支給費は前年度と比べ1,035万1,000円増の4,923万6,000円となり、伸び率で126.62%となった。老人医療受給者の状況については、前年度（合併時）は6,623人であったが、決算年度末では6,477人と146人減少し、過去5年間の平均受給者数の6,738人を下回った。特に伊豆市は、老人医療費のうち、1日当たりの診療費が県の平均11,471円を2,598円上回り、14,069円であった。今後、引き続き医療費の適正化を図るためにも、レセプト点検の厳正化、また、受診者に対する訪問指導等、教育、事業の現状を踏まえ、きめ細かな諸施策の充実強化を要望します。

次に、伊豆市介護保険特別会計を報告いたします。介護保険事業は、各旧町及び田方南部広域行政組合にて平成15年3月に第2期介護保険事業計画を策定した。これを合併時の平成16年4月に高齢者保健福祉計画とともに、伊豆市版としてスタートした。16年度の決算は、歳入総額23億8,084万7,000円、対前年比23.1%増、また歳出総額は23億2,336万2,000円、対前年比30.0%の大幅増となりました。これは、15年度決算が合併により3月末打ち切り決算となっているため、歳入では支払基金交付金の4月支払い分が、歳出では3月審査分の給付費がそれぞれ未収金、未払金として含まれていることが大きな要因となっています。保険料の収納状況につきましては、3億3,940万7,000円で現年度分収納率は98.3%、滞納繰越分も含めた収納率は96.5%となりました。介護サービス受給者の状況につきましては、年度末現在1,162人（居宅サービスが884人、施設サービスが278人）で、前年度比97人（9.1%）

増となっています。今後受給サービスを受ける対象が増加すると思われるので、適切な処理を図りたい。

次に、簡易水道事業特別会計を申し上げます。伊豆市全体での簡易水道は9施設あり、給水人口は3,661人、給水戸数は1,306戸である。平成16年度歳入総額は6,186万円、歳出総額5,630万7,000円で、歳入歳出差引額は555万3,000円となった。今年度は10月9日の台風22号の影響により天城湯ヶ島地区を中心に一部給水制限や断水を余儀なくされた。事業内容は、持越・金山配水管布設取替工事及び関連工事、山田送水ポンプ場電気設備工事、大沢簡易水道水源調査委託を主たる事業として施工した。歳入は、使用料が2,728万4,000円、対前年比96.5%となりました。歳出は総務費636万3,000円、簡易水道事業費3,985万9,000円、水質検査料等294万7,000円となり、また公債費は713万7,000円となった。今後は住民に不安を与えないよう、給水制限や断水をなくし、安定給水に努められたい。

伊豆市下水道事業特別会計を申し上げます。下水道事業は長期計画に基づき実施されている。特に中伊豆地区（八幡地域）においては、平成15年度より16年度にかけて集中的に管渠布設工事が行われた。歳入総額18億6,395万1,000円で、うち使用料及び手数料は3億3,391万4,000円であった。歳入総額の対前年比は伸び率で91.8%で、主な要因は国庫補助金1億3,320万円減の52.2%でありました。歳出総額は17億7,806万2,000円で対前年比90.7%であり、主なものは下水道管理費1億1,609万7,000円減の80.0%でありました。また修善寺地区においては、現在、市街化調整区域内での特定環境保全公共下水道事業も進んでいる。今後は各戸加入への効率のよい推進を図られ、供用開始地区の水洗化率も徐々に増加しているが更に地域の協力を得て推進されたい。水洗化率は下記のようになっております。

平成16年度伊豆市農業集落排水事業特別会計を申し上げます。歳入総額は2億5,788万4,000円、対前年比6,258万6,000円増の132%であった。主なものは国庫補助金2,777万5,000円増の184.6%である。歳出総額については2億4,887万2,000円、対前年比6,714万6,000円増の136.9%であり、主なものは施設費の5,317万3,000円増の173.2%であった。施設に対する利用状況は、計画排水戸数を上回る普及率で、地区によっては処理能力一杯の稼働状況にあるので、設備の維持管理には十分配慮を期されたい。

10番目です。伊豆市湯の国会館事業特別会計を申し上げます。会館入館者は対前年比2,938人減の75,353人であり、伸び率は96.2%であった。またレストラン利用者は対前年比132人増の12,003人で伸び率は101.1%になった。歳入総額は9,277万5,000円で対前年比129万4,000円減、伸び率は98.6%であり、歳出総額については8,129万4,000円、対前年比157万2,000円減、伸び率は98.1%、いずれも微減であった。今後は、近郊の類似施設の増加で経営環境が一段と厳しい現況を踏まえ、一層の経営努力を望みます。

昭和の森会館事業特別会計を申し上げます。博物館入館者は17,499人、対前年比754人増で104.5%の微増になった。今年度より大川端キャンプ場の取り扱いを廃止した。決算状況については、歳入総額6,235万3,000円、歳出総額5,331万4,000円となり、差引額は903

万9,000円となりました。この資金は基金積立金にする。景気低迷の続くなか、入り込み客の増は評価したいが、しかし特殊な展示物であるため今後の展示方針の検討を要し、更に運営方針の見直しを図りたい。

伊豆市天城温泉会館事業特別会計を申し上げます。平成16年7月から、特別会計になった事業であります。温泉館入館者は、42,341人、15年度は63,044人、過去平均入館者は54,705人である。夕鶴記念館における過去平均入館者は171人。歳入総額は7,814万3,000円、歳出総額は7,390万7,000円、差引額は423万6,000円であった。温泉館使用料は3,114万1,000円、売店・レストラン収入2,322万6,000円でありました。この建てやは過去、旧天城湯ヶ島町時代に、町民の健康増進を目的に造られた施設であった。今後は、湯の国会館と同様に、経営環境が一段と厳しい状況を踏まえ、一層の経営改善に努められたい。

伊豆市上水道事業特別会計を申し上げます。今年度は10月の台風22号の影響により、水道管の一部が破損し、短時間ではあるが断水した地域もあった。年間を通じて自然現象による給水制限や断水等は発生しなかった。収益的総収入は5億8,619万7,000円で、対前年比5,743万8,000円減の91.1%であり、主なものは他会計からの補助金3,000万円減の14.3%である。収益的総費用は5億8,584万7,000円で、対前年比4,891万1,000円減の92.3%であった。減価償却費は2億4,826万1,000円計上してあります。また主なものは、営業費用の原水浄水配水及び給水費1,799万8,000円と総係費1,733万6,000円の減であり、経費を差引くと当年度の利益は35万円と厳しい状況である。給水人口33,212人、普及率は88.3%、給水戸数は13,441戸である。今後とも安定供給を図るため、計画的な施設等の整備、更新を望むものであります。

伊豆市温泉事業特別会計を申し上げます。事業は合併前の土肥町温泉事業を引き継いだ。維持管理と施設の改良に重点を置いている。本年度における給湯戸数は322戸、対前年比8戸増、うち土肥温泉地区が265戸、八木沢温泉18戸、小土肥温泉39戸である。また内訳は、旅館・ホテル45、民宿60、一般家庭194、その他23となっている。一日平均配湯量は4,177トンである。収益的収支は、総収益が6,990万6,000円とほぼ前年並みであり、支出は総費用6,356万3,000円で揚湯費及び送配湯費1,650万1,000円、総係費2,289万5,000円、減価償却費1,929万1,000円となり、当年度の純利益634万3,000円となった。資本的収入は土肥温泉加入金54升分5,400万円、資本的支出は各源泉の配湯管更新工事等8ヶ所他、計3,883万円であった。今年度は温泉加入金が5,400万円あったため、当分安定的な事業継承が可能である。

伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計を申し上げます。長引く景気の低迷や顧客の多様化するニーズの変化等、観光産業は引き続き厳しい状況にあります。この状況のもと浜名湖花博の開催や、史上最多の台風の上陸などが重なり、宿泊利用者は11,162人、対前年比1,336人減で伸び率は89.3%であった。また、休憩利用者3,654人、対前年比576人増で、伸び率118.7%となった。この結果、収益については、1,867万6,000円減の1億1,482万

6,000 円、伸び率は 86%であり、事業費は 1 億 3,010 万 5,000 円となり、当年度は経常損失 1,527 万 9,000 円となりました。以上のことから将来を見据えた営業努力をしているが、施設の老朽化が進行している現状では、早期に今後の方針を打ち出すことを望みます。

伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計を申し上げます。最近の傾向は、団体利用者は年々減少し少人数による利用者が増加している。宿泊利用者は、前年度比 2,052 人減の 17,686 人、伸び率で 89.6%であり、ここ数年を見ても最低の入込みであった。休憩利用者も前年度比 160 人減の 1,111 人、伸び率で 87.4%だった。また、部屋稼働率も 45.2%という状況から、2 万人を大きく割込む非常に厳しい 16 年度に終わった。収支については、宿泊人員の減に伴う収入減から業績の悪化を心配したが、経費削減を努力した結果、246 万 5,000 円の純利益を確保した。事業収益については、対前年比 2,064 万 2,000 円減の 1 億 6,217 万 3,000 円を確保したが、伸び率は 88.7%だった。また事業費用は対前年比 1,326 万 7,000 円減の 1 億 5,970 万 8,000 円で伸び率は 92.3%であった。今後の運営については、さらにきめ細かなプランや企画の充実を図り、業績の向上に努めることを期待する。

最後です。伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計を申し上げます。施設の特異性から、宿泊利用者は前年度比 153 人減の 6,080 人、伸び率で 97.5%となった。また、ゴルフ場（平成 15 年 10 月より営業）利用者が多く、前年度比 2,824 人増の 5,729 人になった。事業収益については、対前年比 403 万 6,000 円減の 9,702 万 2,000 円で伸び率は 96.0%だった。また事業費用については、対前年比 868 万 9,000 円減の 9,077 万 7,000 円となり、伸び率は 91.3%である。この状況の中で、当期純利益を 624 万 5,000 円計上することができた。今後は、営業収入である平塚市補助 1,191 万 4,000 円と、伊豆市からの 500 万円については、甘えることのないよう、営業利益でカバーできるよう更なる尽力を期待する。

以上で、伊豆市特別会計歳入歳出決算審査の結果について、報告を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております、議案第 87 号から議案第 104 号までの 18 議案に対する質疑は、9 月 15 日開催予定の本会議において行います。

念のため申し上げます。各議案に対する質疑通告期限は、13 日の正午となっておりますので、ご了承願います。

ここで、次の議案に移るわけですが、提案者が若干遅れていまして、もう向こうを出たようですので、ここで暫時休憩といたします。概ね、時間が、2 時 50 分ぐらいから始められるかなと思っております。それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 2 8 分

再開 午後 2 時 4 9 分

議案第105号～議案第112号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第25、議案第105号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）についてから、日程第32、議案第112号 平成17年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）についてまでの8議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第105号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）についてから、議案第112号 平成17年度伊豆市上水道会計補正予算（第1回）についてまでの8議案の提案理由を申し上げます。

一般会計は、今回が3回目の補正で、市道維持補修改良工事や、道路台帳補正委託などの土木費、し尿プラント施設の改良工事などの衛生費のほか、民生費、教育費などを中心に、4億500万円を追加する内容となっております。各特別会計は、16年度事業の精算に伴うものと、7月の人事異動に伴う人件費の調整等が主な内容となっております。

各会計の補正の詳細につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

議案第105号、議案第106号について、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、議案第105号に対します補足説明を申し上げます。議案の19ページをお開きいただきたいと思います。

平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）、今回の補正は、歳入歳出に4億512万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ161億8,234万2,000円とするものであります。

第2条で、今回、道路台帳の補正業務を委託をいたします。その関係の頭出しを債務負担行為をお願いをして、出させていただきます。地方債の補正につきましては、第3表ということで補正をお願いするということでございます。

23ページをお開きください。第2表の債務負担行為でございます。道路台帳の再編統合の委託ということで、本年度から来年度にかけて、3億4,000万円の限度額をもちまして、債務負担行為ということでございます。自動車のリースにつきましても、本年度から20年度まで197万8,000円の限度額での債務負担行為でございます。なお、道路台帳につきましては、経費は国の合併補助金を充当する予定でございます。

続きまして、その下の、地方債の補正でございます。市町村の合併特例事業の関係でございますが、歳出でご説明申し上げますけれど、火葬場の用地の増加分に増額の分を充当させていただきますということでございます。それから、市町村の合併推進事業につきましては、県

の合併支援道路の負担金として充当をさせていただき予定でございます。

それでは、個別の歳入歳出に入らせていただきます。

26 ページ、27 ページをお開きください。今回の歳出を賄うために、普通交付税を 11 款の 1 項の 1 目の普通交付税、8,281 万 7,000 円を計上させていただきました。普通交付税につきましては、今回すべてでございます。残がございません。

続きまして、29 ページになります。国庫補助金の総務費国庫補助金、市町村合併推進体制補助金ということで、7,248 万円。これにつきましては、道路台帳の作成ということで、後ほど歳出で説明をさせていただきます。

続きまして、31 ページをお開きください。繰入金でございます。まず、特別会計の繰入金、これにつきましては、老人保健特別会計、それから介護保険特別会計、いずれも精算分でございます。それから、次の基金の繰入金で財調の 4,600 万円につきましては、後ほど歳出で出てきます、し尿処理プラントの施設の改良にこの全額を充当するというところでございます。その一番下の、繰越金が 8,806 万 8,000 円でございます。今回全部、これを計上いたしまして、あと残りが 900 万円程度になります。

それから、33 ページでございます。市債の総務債で、合併特例債、合併推進債、これにつきましては、先ほどの 2 表でお願いをいたしました特例債については火葬場の関係、推進債については県道の負担金の関係ということで、充当を計画してございます。

続きまして、34 ページ、35 ページから歳出になります。特に職員の給与の関係が随所に出てきますけれど、提案理由でも話をさせていただきましたように、7 月の人事異動に伴う各会計間、各科目間の経費の入れ替えということでございます。この 35 ページの中ほどの支所費で、中伊豆支所費、修繕料がございますけれど、上下水道部が土肥から中伊豆に移転をしたために要した改造費ということでございます。

続きまして、39 ページになります。総務費の徴税費の賦課徴収費、委託料で 103 万 1,000 円ございますけれど、公図のデジタルデータの更新の業務、公図のデータの更新をかけるということでございます。

続きまして 43 ページ、社会福祉費の心身障害者福祉費、役務費の障害者医療助成事業、これについては、重心医療費の支払いの手数料 156 万 4,000 円でございます。

次に 45 ページになります。社会福祉費の介護保険費の繰出金、これにつきましては、介護保険特別会計への繰出金ということになります。

続きまして、47 ページ、民生費の児童福祉費の児童措置費、これが扶助費で児童扶養手当の給付費、813 万 9,000 円でございます。それから 49 ページでございます。同じ児童福祉費の中の保育園の一般事業、園舎の耐震計画の委託ということで、熊坂、それから修善寺東保育園、柏久保保育園、これがまだ耐震診断が済んでおりません。今回、計画的にこの 3 園を耐震診断をしたいということでございます。

続きまして、生活保護費、3 款民生費の 3 項の 1 目、償還金利子及び割引料につきましては

は、生活保護運営事業でございます。

続きまして、53ページの4款の衛生費の保健衛生費、火葬場費の公有財産購入費、これにつきましては、火葬場の用地の購入でございますが、当初の算定よりも増額ということで、2,130万円の補正をお願いしたいということでございます。

続きまして、53ページの同じページの一番下にございますけれど、一般廃棄物の処理事業の、土肥地区の一般廃棄物収集運搬処理業務の委託料が、これが1,398万2,000円の減額になりまして、その次のページの55ページで、リサイクル事業ということで土肥地区の不燃物の処理委託ということで、科目を組替えて同じ金額をこちらに移動したということでございます。

次に、し尿処理費でし尿処理プラントの管理事業、施設の改良ということで、4,600万円予定をしております。これにつきましては、歳入でも説明しましたように、全額を財調の取り崩しをもって充てるということでございます。

次の最終処分場の費用につきましては、補修工事が発生いたしました。これは柿木の処分場でございます。ポンプ、それから機械の補修、入れ替えを行いたいということでございます。次の年川の処分場の管理事業については、残がどの程度の容量であるかということ、委託にて調査をするという経費で350万円でございます。

次の4款の3項の上水道費の繰出、簡易水道事業特別会計への繰出が597万3,000円でございます。

続きまして、57ページでございます。農林水産業費、農業費の農業委員会費、委託料の農業委員会事務事業、この中で農地情報システムの経費は減額でございます。次の、伊豆市農業地域の整備計画の策定業務委託料、これは旧町単位で見直しをしたということで、新たに189万円の補正をお願いしたいということでございます。

次に59ページでございます。同じ目の中で、修善寺農村環境改善センターの管理事業で、改修工事が800万円ございますが、エアコンを中心として入れ替えを行うということでございます。

その下の土地改良事業費の工事の原材料、これについては災害対応ということで、原材料を支給して、地域でお願いをするというような経費でございます。

それから、63ページになります。商工費の観光費になります。観光振興事業では、外国人の観光客の誘致促進補助金ということで160万円。その他の観光施設の管理事業ということで観光施設整備工事、これが528万円ありますが、土肥地域の花時計の針が傷んだということで、針を修理したいということでございます。それから一番下に、観光施設整備事業、源頼家の参道の整備工事。これについて、この経費を次の桂遊通り整備工事ということで、こちらに県の補助がついたものですから、40の方を減額して、42を県の増えた分も含めて増額ということになります。

続きまして65ページでございます。土木総務費の中の登記の事務委託が、測量が150万円。

それからその下に、道路の管理事業ということで道路台帳の再編統合委託ということで7,500万円。これについては国の合併補助金を充当して行いたいと。本年度、来年度で総額が3億4,000万円の範囲で行いたいということでございます。

次に、道路橋梁費でございます。工事請負費については、市道の維持補修。これは維持、それから舗装ということで3,600万円をお願いしたいと。

それから67ページに入ります。市道整備ということで、具体的に、半経寺線、あるいは31454号線というようなことで改良を予定して、1,950万円。次の、国・県道の関連事業、これにつきましては、合併の支援の重点道路の負担金ということで100万円。財源としては合併推進債を予定しております。高規格道路の整備費は、天城北道路の関連事業で2,143万5,000円でございます。

続きまして68、69ページになります。土木の河川費、委託料で河川台帳作成委託料が300万円。それから、河川維持の工事費で改良事業で1,400万円。次の砂防費で、急傾斜の崩壊対策に390万円。

それから、次に71ページに行きます。港湾の管理費として、調査の委託料。これは海の玄関口の構想を、各方面へ要望活動を行いたいというそのための基礎となるようなものを、今回700万円をお願いをして、調査を進めていきたいということでございます。

続きまして73ページ、都市計画の国土調査の関係でございます。これについては当初、正規の職員を予定しておったんですけど、配属が無理だということで臨時的対応ということで臨時的賃金、社会保険料、その他のものをここに計上させていただきました。

73ページの小学校費の一番下の土肥南小の管理事業。これにつきましては、雨漏りの防止工事を行いたいということでございます。

75ページに入ります。湯ヶ島小学校の管理事業、体育館の補強設計の委託ということで350万円。狩野小学校についても維持補修で60万円。大見小学校についても、校舎の塗装、それから駐車場の管理ということで250万円。

それから77ページでございます。説明欄の4の土肥中学校の管理運営事業で、体育館の補強設計の委託が350万円。それから、アスベストの飛散防止工事が250万円でございます。

それから79ページでございます。社会教育費の中の文化財保護費として、土地購入等を含めて文化財の保護事業に227万3,000円。

続きまして83ページでございます。保健体育費の体育施設費のなかで、説明欄の狩野ドームの管理事業。これの吸音材の改修工事、吸音材が一部はがれ落ちているような部分がございます、560万円ということでございます。中伊豆グラウンド、それから八幡グラウンド、中伊豆社会体育館の整備、これらにつきましては、下水道の加入の負担金をお願いしたいということでございます。それから、85ページになります。その他の社会体育施設の管理事業ということで、修善寺体育館の耐震設計診断270万円。

それから85ページになります。学校給食費で、説明欄の2の土肥の給食センターの事業、

屋根の改修に 205 万円。中伊豆給食センターについては、維持、電気料とかガス代とか水道料、こちらの関係で 520 万 5,000 円。

それから、87 ページになります。災害復旧費でございますが、農林水産で 15 年の施設のところが、この間の災害、雨の関係で、根を洗われたというようなことがございまして、工事で 2,000 万円を今回お願いしたいということでございます。

なお、88 ページに給与費の明細をつけてございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、次の 89 ページに、議案第 106 号 伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算の第 1 回でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 2,310 万 6,000 円を増額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 3,990 万 6,000 円とするものでございます。

93 ページに歳入がございまして。歳入の土地売却収入については、修善寺インターの下の県が買い上げた分。それから、それとは別に、市道としての買い上げが発生してございます。それを合わせまして、1,678 万 6,000 円。そして繰越金が 632 万円でございます。

歳出については、95 ページになります。今回は、新たなところを買うということではなくて、全額を積み立てるということで、財産管理費の積立金 2,310 万 6,000 円ということになります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 107 号について、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは、議案第 107 号 平成 17 年度天城北道路用地取得特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

平成 15 年度より、いわゆる用地国債制度に基づきまして、本特別会計により天城北道路の用地取得を実施してまいりました。しかし、平成 17 年度からは伊豆市に替わりまして、県の土地開発公社が先行取得者となって用地取得を行っております。したがって、17 年度からの直接の用地の購入費と補償費の関係については、公社の支出となります。伊豆市は用地交渉におきまして、業務の提供だけをするということでございます。今回の補正は、平成 15 年度及び 16 年度に取得した土地等の金額が確定したこと、それから公社との受託契約といいますが、委託を受ける方でございますが、その金額が確定したこと等、本年度の業務内容が確定したことによる補正でございます。

97 ページからご覧をいただきたいと思いますが、まず歳入ですけれども、国庫委託金、これは 15 年度の取得分、それから 16 年度取得分の金額が確定したことによる国土交通省からの再取得の費用であります。その確定によりまして、減額をいたしました。

一般会計からの繰入金ですが、これは用地事務にかかります事務委託、受託といいますが、その金額が確定したことによる精算ということでございます。受託事業収入の方ですが、ただいま申し上げましたように、県の土地開発公社から伊豆市への事務委託契約に係る金額の確定によりまして減額をいたしました。

歳出の方ですが、総務管理費の方の職員の給与、それから用地取得事務につきましては、

公社との受託金額の確定に伴う財源の振替と構成減でございます。公債費の分につきましては、15年度それから16年度の借入金額が確定したことに伴いまして、本年度の償還金、元金と利子でございますが、その確定による減額でございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第108号について、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 議案第108号につきまして説明をいたします。資料につきましては103ページからになりますのでお願いいたします。

平成17年度伊豆市老人保健特別会計補正予算につきまして、規定の予算総額から歳入歳出それぞれ7,793万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億7,293万2,000円とする補正でございます。

106ページ、107ページをお願いいたします。まず、歳入予算、2款の国庫支出金、及び3款の県支出金でございますけれども、これは16年度の精算実績に伴います、それぞれ、精算によります増額補正をするものでございます。次に5款の繰越金につきましては、前年度繰越金を計上をいたしましたものでございます。次に108ページ、109ページ、歳出予算の2款1項1目の償還金、及び次の2項1目の繰出金ですが、それぞれこれも16年度の精算実績に伴いまして、増額補正をするものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第109号について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第109号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）を補足説明いたします。110ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,810万6,000円を増額し、総額を23億1,900万6,000円とするもので、平成16年度事業に対する負担金の精算、それから介護保険法改正によりまして、10月改正でございますけれども、これに伴う特定入所者介護サービス費等の計上のための措置でございます。

歳入につきまして、113ページ、114ページをお開きいただきます。3款1項1目、介護給付負担金470万5,000円、2項1目、財産調整交付金148万2,000円の増は、特定入所者介護サービス費等にかかる国庫負担分でございます。要介護認定モデル事業補助金を69万9,000円、新規計上いたします。それから、4款、支払基金交付金752万8,000円。5款、県支出金294万1,000円。7款1項1目、介護給付費繰入金が294万1,000円の増も、特定入所者介護サービス費のそれぞれの割合に基づく負担として計上するものでございます。8款の繰越金、3,850万9,000円の増額は、一般財源としての歳入歳出への調整として計上させていただきます。

118ページをお開きいただきます。歳出でございます。2款、保険給付費を2,352万7,000円増額しまして、10月から施行されます特定入所者介護サービス費として計上いたします。6款1項2目の償還金2,399万2,000円の増は、16年度の精算として、国・県支払基金に返

還するもので、6款2項1目、一般会計繰出金、1,058万7,000円は、これも16年度の精算として一般会計に繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

議長(遠藤正寿君) 続いて、議案第110号から議案第112号までについて、上下水道部長。上下水道部長(水口信夫君) それでは、議案第110号 平成17年度簡易水道事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。ページは121ページになります。

今回の補正でございますが、歳入歳出にそれぞれ1,106万8,000円を増額をいたしまして、総額を8,962万8,000円とするものでございます。

事項別明細によりましてご説明を申し上げますので、124、125ページをお願いしたいと思います。6-1-1目、繰入金でございます。補正前の金額が3,448万5,000円に、597万3,000円を増額をいたしまして、4,045万8,000円とするものでございます。これは一般会計からの繰入金になります。

7-1-1目の繰越金でございます。45万8,000円に509万5,000円を増額をいたしまして、555万3,000円とするものでございます。これは16年度からの繰越金になります。繰越金に関しましては、当初555万3,000円ございました。当初予算で45万8,000円充当しまして、今回509万5,000円の充当で残額は0ということになります。

次に歳出でございます。126、127ページになります。1-1-1目の職員給与費でございます。総額で597万3,000円の補正となります。これは7月の機構改革によります調整でございまして、1名増加の9ヶ月分ということになります。

次に、128、129ページをお願いしたいと思います。3-1-1目、飲供施設事業費でございます。15節の工事請負費に380万円の増額補正がございます。これに関しましては、改良工事ということで、天城湯ヶ島地区の飲料水供給施設の滅菌器の取り替えを行います。6ヶ所ございます。上猫越、下猫越、吉奈新田、与市坂、土肥川、数沢の滅菌装置を重力式から電気式に切り替えるものでございます。これは保健所の指導による改良ということでございます。

4款でございます。公債費でございますが、元金に72万2,000円、利子に56万7,000円をそれぞれ増額してございますが、これは柿木簡水分で、当初予算で計上漏れが発見されましたので増額をするものでございます。

次に、131ページをお願いします。下水道事業特別会計の補正予算でございます。歳入歳出それぞれ2,979万7,000円を増額いたしまして、総額を18億1,019万7,000円とするものでございます。

事項別明細でご説明をいたしますので、135、136ページをお願いしたいと思います。まず8-1-1目の繰越金でございます。1,979万7,000円を増額補正いたしまして、6,942万5,000円とするものでございます。これは前年度からの繰越金ということで、今回の充当によりまして、残額は1,336万3,000円となりました。

10 款の市債でございます。下水道事業債でございますが、特定環境保全公共下水道事業債 1,000 万円でございます。これは市単分の事業費でございますが、充当率は事業費の 95% ということになっております。

次に歳出でございます。137、138 ページになります。まず 1 - 1 - 2 目の単独事業費でございます。補償補填及び賠償金に 970 万円計上してございます。これは、中伊豆の八幡地区の下水道関連によります上水道管の補償費ということで、970 万円の増額をしてございます。

次に 5 目、特定環境保全公共下水道事業費ですけれども、工事請負費に 1,100 万円計上してございますが、これは管渠工事でございますが、修善寺の立野地区の面的整備の事業費に充当するものでございます。当初予算に記載の目途がまだついておりませんでした。記載の目途がついたために、今回計上いたすものでございます。

それから、1 款 2 項 1 目の業務費でございます。467 万円の増額補正になっております。それから、2 目の処理場管理費、これを合わせますと、909 万 7,000 円の増額となります。これはすべて人件費でございますが、7 月の機構改革によります 2 名増加分の人件費でございます。

次に 142 ページ、議案第 112 号 上水道事業会計の補正予算でございます。まず、2 条でございます。主な建設改良事業でございますが、今回の補正で姫之湯橋の本管の布設替工事を実施いたします。210 万円を予定してございます。それから、先ほど下水道でご説明申し上げました下水道関連の中伊豆地区の配水管の布設替工事に 970 万円。それから、清越浄水場のフロキュレーター。これは、水が入ってきます攪拌する装置でございます。これの減速機の取替工事 210 万円をそれぞれ予定してございます。

収益的収入及び支出でございますが、これは項立てになっておりまして非常にわかりにくいんですが、まず 1 款の水道事業費用でございます。143 万 3,000 円の補正額になっておりますけれども、これの内訳といたしますと、7 月の機構改革による人件費、それから各支所に配置してありました積算システム、それから携帯電話等々を調整をいたしまして、143 万 3,000 円の増額ということになります。

次に、4 条の資本的収入及び支出でございますが、補正額が 970 万円ということになっております。まず歳入でございますが、970 万円の増額になっております。これは、中伊豆の八幡地区の下水道関連の上水道管移設補償分を出資金として受け入れる 970 万円でございます。歳出でございますが、建設改良費で 302 万 7,000 円の増額になっております。やはりこれも、7 月の機構改革による人件費の調整、それから、先ほど 2 条に掲げました主要事業 3 件を相殺いたしますと、302 万 7,000 円の増額ということになります。

以上で、ご説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は 9 月 15 日開催予定の本会議にて行います。

議案第 113 号～議案第 117 号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第 33、議案 113 号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、日程第 37、議案第 117 号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの 5 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 113 号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、議案第 117 号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの 5 議案の提案理由を申し上げます。

これはいずれも、伊豆市の条例であり、新設が 1、廃止が 1、一部改正が 3、合計 5 議案であります。

改正条例の詳細につきましては、担当部長に説明をさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますのでこれを許します。

議案第 113 号について、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第 113 号の補足説明を申し上げます。議案の 149 ページになります。

今回の一部改正につきましては、上位法であります水防法が改正になったということで、両条例の一部改正をお願いするものでございます。

まず、152 ページをお開きください。伊豆市の防災条例につきまして、この第 2 条の（3）の水防法第 32 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること、ということが新しいことございまして、この 32 条というところにアンダーラインがあると思います。旧につきましては、水防法、どういう規定だったかということ、同じ規定でございますが、位置づけが第 25 条だったということで、こちらの言い回しを変更させていただきたいということでございます。

続きまして、消防団員等公務災害補償条例の関係でございますけれど、同じように、150 ページ、151 ページにございます。修正箇所につきましては、それぞれのところにアンダーラインをしてございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 114 号について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第 114 号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。153 ページになります。

心身障害者小規模授産所の伊豆市中豆授産所は、伊豆市手をつなぐ育成会に委託して運営を行っております。指定管理者制度を導入するに当たりまして、今回条例の一部改正をするものでございます。新旧対照表にて説明いたしますので、155 ページをお開きいただきたいと思っております。4 条対象者で、障害者のうち原則として市内に住所を有する 15 歳以上の就労困難な在宅心身障害者としたこと、このことと、新たに加えた条項のうち、第 3 条休所日等、第 6 条入所の承認、第 7 条退所、第 8 条損害賠償の義務は、指定管理者制度を導入するに当たりまして、明確にすべき事項ということで規定したものでございます。次のページの第 9 条指定管理者による管理、ここで管理業務の範囲を規定してございます。第 5 条に規定する事業、このことはですね、障害者の作業指導、日常生活訓練等の指導、授産所の施設及び設備の維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務と、こういうことに規定いたします。それから、第 10 条で、指定管理者の事業報告義務を規定いたしました。なお、施行期日は、平成 18 年 4 月 1 日からでございます。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 115 号について、企業部長。

企業部長（渡辺玉次君） それでは、提案理由の補足説明をさせていただきます。

去る平成 17 年 4 月 27 日、市営施設の運営委員会より答申をいただきまして、その後、関係団体及び関係地域等との意見交換をし、さらに市役所内部での調整の結果、現在直営の国民宿舎木太刀荘、土肥ふじみ荘の取り扱いにつきまして、売却するとの方針といたしました。ここに設置条例及び使用料条例を廃止する条例を提案するというものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 116 号について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 議案第 116 号 伊豆市教育振興審議会条例の制定について、詳細につきまして申し上げます。議案は 161 ページになります。

この条例は、教育行政の附属機関として、審議会を設置するために制定するものです。制定する目的は、教育委員会の諮問に応じ、伊豆市の教育課題について調査審議いたします。審議会の委員は 12 人以内で、委員構成は第 2 条のとおりでございます。任期は通常 2 年で再任が可能です。3 条では、特別な事項を調査審議する必要があるときは臨時委員を置くことができますが、その場合は、その調査審議する期間が任期となります。また、6 条で、審議会では関係者の意見聴取として、委員でない者の説明や意見を聴くことができるようになってございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 117 号について、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、議案第 117 号の補足説明を申し上げます。

伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。この条例の一部改正は、今、議案第 116 号で伊豆市教育振興審議会条例の制

定をお願いしたところでございます。議案が可決いただいた場合につきまして、その委員の皆様方の報酬は、こちらの条例で規定させていただくものであります。その教育振興審議会委員と合わせまして、公の施設の指定管理者の選定審議会委員の報酬、費用弁償の額を新たに追加するものでございます。この163ページの表紙に、公の施設の指定管理者選定委員、この日額が1万円と出ております。先ほどの教育の関係の審議会の委員、これにつきましては、165ページ一番上に教育振興審議会委員ということで、新たに規定をさせていただきました。従いまして、日額、委員長で6,000円、委員で5,500円というような規定になります。

なお、166ページの7に、先ほどの公の施設の指定管理者の選定委員会委員ということで、新たな条項をつけさせていただきまして、従来の7の学校医以下は、8、9ということで、一つずつ繰り上がるということになります。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月15日開催の本会議において行います。

議案第118号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第38、議案第118号 市道路線の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第118号の提案理由を申し上げます。

本案は、中伊豆地区と天城湯ヶ島地区を結ぶ幹線基幹道路として位置づけるため、林道矢熊筏場線を市道認定するもので、現在認定している市道矢熊筏場線の終点を、矢熊577から筏場179-1に変更するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。なお、質疑は9月15日に行います。

諮問第1号の上程、説明、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第39、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、当該市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じているもののうちから、推薦する人権擁護委員につきまして、議会の同意を求めるものであります。

高田忠氏は、平成11年10月から2期、人権擁護委員を務められ、平成17年9月30日で任期満了となりますが、相談業務に熱心に取り組み、人権擁護について深い関心と理解を持ち、健康で十分に人権擁護活動が期待されることから、高田氏を再任として、推薦したいので、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意賜りますよう、お願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては人事案件ですので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は、適任であることに決定をいたしました。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は9月12日午前9時30分より再開いたします。よってこの席より通告いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 3時43分

平成17年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第2号 9月12日）

平成17年第3回(9月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成17年9月12日(月曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(25名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
5番	森嶋正太君	6番	山下一君
7番	加藤章君	8番	室野英子君
9番	飯田正志君	10番	森良雄君
11番	古見梅子君	12番	磯晴雄君
13番	鍵山堅一君	14番	杉山羌央君
15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員(1名)

23番 堀江昭二君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君

中伊豆支所長	佐藤 央一 君	総務部長	堀江 正身 君
市民環境部長	福室 恵治 君	健康福祉部長	内田 政廣 君
観光経済部長	鈴木 直道 君	土木部長	土屋 亨 君
上下水道部長	水口 信夫 君	企業部長	渡邊 玉次 君
教育委員会 事務局 長	山本 準次 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	長谷川 與志衛	局長 補佐	森 修司
主 査	山下 正恵		

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

本日、23番、堀江議員より欠席の届けが出されておりますのでお知らせいたします。

ただいまから平成17年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 日程に基づき、一般質問を行います。

なお、一般質問に先立ち質問者と答弁者にご注意申し上げます。質問者は簡単明瞭に、しかも議題外にわたらないよう、答弁者にとっては質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願い申し上げます。

今回は15名の議員より通告されております。質問の順序は議長への通告順といたします。1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答としたいと思います。また、質問時間は申し合わせ事項により質疑のみ30分以内、質疑の回数は同一議題について再質問を含め3回までといたします。

なお、第1回目の質問については議員及び答弁者はいずれも登壇をすることとし、再質問については、いずれも自席にてお願いいたします。

これより順次質問を許します。

飯田正志君

議長（遠藤正寿君） 最初に9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。

冒頭に今、世間では改革を止めるなという言葉が飛び交っているようですが、改革にもいろいろあると思います。行政改革、構造改革、規制改革、その他いろいろあると思いますが、とどのつまり、無駄を省けということだと思います。我々議員もこのことを踏まえて行動しなければならないと思います。

そこで一般質問に入りますが、皆様にわかりやすい言葉で、要点を絞って、できるだけ簡単明瞭に質問しますので、わかりやすく簡単明瞭にご答弁願いたいと思います。無駄な時間を浪費しないようにとどめたいと思います。

次の3点について、市長、教育長、並びに関係部長にお聞きします。

まずアスベスト対策についてですが、市内の公共施設について調査をしたのか、したのならその結果と対応策についてお聞きしたい。公共以外についてもどのように考えているのかお聞きしたい。

二つ目、フレックスタイムの導入について。市民が不便をきたすことのないように、職員の勤務時間を変更し、窓口サービスの時間延長と1年中休まないようなことができないのか、このようなことについて、今後取り入れる考えがあるのかお聞きしたい。

三つ目、職員削減について。合併協定書の中の9の2に、職員数については類似団体の定数を目標に、定員管理の適正化に努めるとありますが、我が伊豆市の適正な職員定数はどのくらいであると考えているのか。また、削減の方法として、新規採用をゼロにするという考えはないのか、お聞きしたい。

以上3点、よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの飯田議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員のご質問にお答えいたします。

まずアスベスト対策についてでございますが、この中に二つあったように思います。まずその中の1番の、市内の公共施設について調査をしたのか、その結果と対策についてでございますが、問題になって、直ちに職員による調査を実施いたしました。その結果、市の施設97箇所のうち、アスベストが何らかの形で使用されている施設が今までのところ36箇所発見されました。石綿セメント板などの天井材がほとんどであり、うち飛散系アスベストの疑いのあるものは、精密検査に回しました。

行政報告では5施設と申し上げましたが、疑いのあるものまで含めて検査に回しましたので検査の対象となったのは9施設でありました。9施設を申し上げますと、土肥南小学校の渡り廊下、それから修善寺体育館の器具置場、三つ目が土肥支所6階の変電所、4番目が清掃センターの機械室、5番目が中豆斎場の火葬炉操作室、6番目、土肥中学校のクラブ部室、7番目、修善寺中学校の屋根裏、8番目が天城湯ヶ島改善センターホールの屋根裏、9番目が修善寺総合会館のホール天井裏であります。このうち9番目の修善寺総合会館は既に結果が判明いたしましたので、今回の改修事業の中で対策を実施する予定であります。教育施設につきましては、後ほど教育長から説明がありますが、全ての検査結果が判明次第、直ちに飛散防止措置を講ずる予定であります。

続きまして、1の2番目の、公共以外について、どのように考えるかのご質問にお答えいたします。市内の公共施設以外の企業及び住民等への対応でございますが、広報9月号にてお知らせしたとおり、当面の対策といたしましては、一般的不安や疑問等に応えるための相談窓口を市役所の環境衛生課及び健康増進課に開設いたしました。現在のところ市民からこの問題への相談はありません。

しかし、過去の被害やこれからの被害を拡大させないための対応が重要であると認識しております。従いまして、今後、国・県や近隣自治体の動向などに留意するとともに、状況に応じ、必要な対策等について検討・研究をしております。

続きまして、大きな2番目のフレックスタイムの導入についてお答えいたします。フレックスタイム制とは、ご存知のように、始業・終業時間に縛られないである程度自由な勤務を認める制度であります。1ヶ月の一定期間の総労働時間を決めておき、その範囲内で始業及び終業の時刻を選択して働くことにより、労働者自身が生活と業務の調和を図りながら、効率的に働き、労働時間を短縮しようとする制度であります。

現在、いろんな角度からフレックスタイム制を研究しておりますが、フレックス制を採用するには、就業規則に始業及び終業の時刻を労働者の決定に委ねる旨を定める必要があり、始業及び終業の時刻の両方を労働者が決定する必要があります。また、似たような制度として時差出勤制がありますが、この制度は始業時間を選べるという点ではフレックス制と似ておりますが、1日の所定労働時間が定められているため、始業時刻は選択できても、終業時刻は選択する余地はありません。

以上のことから、フレックス制あるいは時差出勤制の導入については、メリット・デメリットを精査し、もうちょっと検討していく必要があるかと思っております。

続きまして、3点目の職員削減についてお答えいたします。地方公務員は、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行するとあります。これは、役所に採用されたときに提出する宣誓書の一部であります。与えられた部署で一生懸命仕事に従事し、市民の期待に応えるべく励むのが公務員の責務であります。

新規採用をゼロにする考えは、ということですが、これは合併時の合併協議会の協議の中で職員の削減計画について協議がなされており、前年度の退職者の3分の1を補充していき、合併後10年間で110名の職員を削減していくという計画になっております。平成15・16年の2年間で41人の退職者がありました。採用は今年度4人となっております。現在の時点では110名の削減計画は十分達成できると考えております。

この間、また新規採用をゼロにいたしますと職員構成が、ある年代が空白になってしまうということで、これは将来を考えた場合、職員の隔たりや人事面・職場配置など、組織の中の不都合や職員間の内面的なことなど、不都合が生じてくるのではないかと考えられます。したがって、少人数でも3分の1を目途に、毎年職員の補充は必要かと思っております。

議長（遠藤正寿君） 教育長の方から。

教育長（室野純司君） 最初に、ごく簡単に説明を、という話ですが、子供たちのこと、あるいは市民一般の内容ですので、少し丁寧にお答えをさせていただきます。

市内の幼稚園、それから学校、あるいは社会教育施設のアスベスト対策については、調査を、一応目視、それから設計書、これで行いました。その結果を申し上げますと、幼稚園で

は土肥、ふじみ、湯ヶ島、これは建築年度がたいへん新しいものですから、使用はございません。ほかの3園につきましては、非飛散性のボード及びパネルにアスベストが含まれている可能性がございます。

学校関係では、先ほど市長が申しあげましたように、土肥南小学校の校舎連結廊下部、それから土肥中学校の別棟のクラブの部室、そして修善寺中学校の校舎各階天井、この3件で飛散性のロックウールが使用されていることがわかりました。

土肥南小学校のロックウールにつきましては今現在、検体調査中でございますけれども、一応密閉工事は完了いたしました。土肥中学校のロックウールにつきましては、検体検査の結果、これはアスベストは含まれていない、こういう報告を受けておりますけれども、露出状態であり、今後の劣化を考慮しまして、密閉工事を実施したいというふうに考えております。それから修善寺中学校につきましては天井がありまして、密閉型でございますけれども、設計書では一応ノンアスベストとなっております。しかし安全性を考えて、現在検体検査中となっております。

なお、各学校とも非飛散性のボード、パネルにはアスベストが含まれている可能性は十分ございます。これらのボードやパネルにつきましては、安定していまして、飛散の恐れは一応ないというふうに考えておりますけれども、子供たちがボール遊び等による破損の際にはこのアスベストの繊維が飛散する恐れがある。こういうことから、先生方や子供たちにそのことをお知らせして、適切な維持管理を行うよう指示する予定でございます。また、解体工事をするときには十分配慮した工事をしてもらうことを考えております。

また、社会教育施設では、田方体育振興会から譲渡を受ける修善寺体育館でございますけれども、この倉庫部分に飛散系の吹付けが見られました。施工時期が古いため、すぐに密閉工事をするとともに、現在検体検査中ということでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） アスベストについて、再質問いたします。

アスベストはご承知のとおり、水道管の石綿管にも入っているということは、ご承知だと思います。それが水に溶けて胃に入っても別に問題はない、ただ肺に入ると問題があるということは承知しておりますけれども、布設替えとか物を壊したときに飛散しましたら、その処理をちゃんとしっかり抜いて処理したのかということまで、行政の方は確認をするのか、しないのか。そこまでやらないと、その辺に野積みされても困りますから、その点について、市長がどのように考えているか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの飯田議員の再質問について、水道の石綿管ということですから、上下水道部長から処理後のその点について、答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） お答えいたします。

まさに飯田議員のおっしゃるとおり、かつては野積みにされたり、そういう処理現場をお見受けしたということでご心配なさっていると思いますが、国・県から強い指導がまいりまして、業者に徹底をするとともに、処理の方法、それから処理する作業員の防護服、これらについても各業者に伊豆市上下水道課から徹底をいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） それでは二つ目、フレックスタイム導入について再質問します。

職員の就業規定というところからフレックスタイムが始まるということですが、市民に不便をきたすことがないようにという観点からですね、もう一度休日の窓口業務をすとか、そういうところを市民の立場から考えることの方が重要ではないかと思いますが。

それでもう一度、と言うのは、これは私はあまり好きなことではないんですけど、福島県矢祭町に行ってきたして、合併しない町で非常に有名になりましたけれども、この町の選択が良かったか悪かったかはさておきましてですね、行政の仕事として、非常に取り組みからしてこれはやった方がいいんじゃないかというところがあるんじゃないかと思いますが。その町長の根本さんに聞きますと、休日の窓口サービス、非常に多いと。

私は朝早く、7時半からやったり、夜8時半までやるとかというよりは、土日に窓口を開いてくれば、非常にそれを利用する方が多いのではないかと考えますが、まずその辺で、土日の窓口業務をすという考えがあるのかないのか、よろしくお願いします。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

土日の窓口サービスがあった方がいいか、ない方がいいかと言ったら、あった方がいいに決まっているわけです。ただ、職員のローテーションとかですね、出れる人、やはり休日は職員も休める、予定があるということで、ローテーションがやや難しいかなと思っております。その辺は、議員さん、矢祭町へ行ってこられた例でどんなふうにやっておられるか、また他の自治体もやっておられるようなところもありますので、その辺を参考にして、そしてどこまで広げられるかですね。

多少、サービスができるようなことは前向きに考えてまいりたいと、そんなふう考えております。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） ぜひですね、前向きにやっていただきたいと思います。

最後にですね、職員削減についてですが、これもやっぱり、先ほどの根本町長の話になりますが、根本町長はやっぱり全然入れないと。

それから、先日岩村へ行ってきまして、岩村は合併しまして、恵那市の市長さんにも会っ

て話をしましたが、やはりそこも全然新規を入れないと。人数が多いですから、適正な人数になるまでは入れないと。継続性というのは行政の方々が言うだけのことであって、別に年齢的にその人がいなければならないということはないというようなことを言っておりました。

私もですね、年が上だから仕事ができるとかできないとか、若いからできるとかできないとかいうことはないと思うんですね。若くてもできる人はできるだろうし、1年生でも今の最高の学歴の教育を受けている方は、年配の人よりも非常に知識がある方が多いだろうと思いますし、そこで5年や10年時代が開いたからといって、継続性がなくなるというようなことはないような気がします。

ぜひですね、いち早く適正な職員の数にするようなことを最優先に考えていった方がいいと思いますが、もう一度その辺を前向きに考えるのか、後ろ向きに考えるのか、一言、市長、よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

5年や10年、採用がなくてもいいのではないかと。理論的にはいいと思います。しかし、やはり人はですね、業務だけではなくて人間性というのはやっぱり、年とともにいろんな考えが変わってきます。

実は私は、ちょっと経験したことがありますて、この場で申し上げていいかちょっとはばかりがあり、もしなんでしたら後ほど申し上げますけれど、あるところで3年、トップの判断で採用を止めました。そしたらそのあと大変景気が良くなりました。大変苦労しました。

行政の場合はそういうことがあるのかないのかということですが、やはり私は、ある継続というものはあると思います。特に、この役所へ入って、私、感じるのは、書類だけで全てではないと。やはり伝えていくものがあるというふうに思っていますので、3分の1を目途にやっていくのが一番妥当じゃないかと考えております。それらを補完していい方法があれば、また矢祭町そのほかも、あと数年経てばどちらが良かったかきっと結論が出るんじゃないかと思えます。そんなふうに考えております。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 最後に質問します。

3分の1にこだわらず、3分の1以内でもいいですからね、必要な人間だけ入れるということで、あまり経費がかからないような行政をしていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） これで飯田議員の質問を終了いたします。

木 内 一 郎 君

議長（遠藤正寿君） 次に、17番、木内一郎議員。

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

下水道接続率向上を目指しての取り組みについて市長に答弁を求めます。下水道接続を全市に網羅し、接続率100%を目指すことは、観光重視及び衛生面を考慮した住みよいまちづくりを推進する本市にとって、最重要課題である。しかし、住宅地が広く分布している伊豆市には、多くの困難が考えられる。例として下記のような問題があげられる。

一つ、下水道設備に年数格差があり、特に中伊豆地区、天城湯ヶ島地区の接続が遅れている。

- 2、下水道設備に多額の費用がかかる。
- 3、住宅密集地及び過疎地に工事上の難点がある。
- 4、子供が別居している老人家庭等。

さらに現在、立野地区、市山地区、八幡地区で工事中と聞くと、今後の工事認可の見通しについてもお聞きしたい。

以上のような問題点が考慮されるが、これらの問題を克服していかなければ水洗化率も接続率も100%は達成できない。平成17年度の一般会計からの繰入金4億8,877万2,000円、及び一戸当たりの下水道使用料金を軽減するには、下水道の加入を増やさなければならない。

市長の下水道接続率向上を目指しての取り組みについて、お聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木内議員の、下水道接続率向上を目指しての取り組みについて、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、公共下水道は私たちの生活を快適にし、健康で文化的な社会をつくり、また河川など、良好な水環境を守るための重要な施設であります。当然ながら水洗化率100%を目指しているわけですが、伊豆市の平成16年度末の水洗化率は79.1%であります。ちなみに全国平均は66.7%です。特にですね、このうち中伊豆地区が49.5%と遅れておりますが、現在は面整備の途中で、順次接続されてくると思われま。

また、おっしゃるとおり、下水道接続は各戸の、各お宅の地形等、事情によって多額の費用がかかり、または接続が伸びない理由として、資金不足や高齢者世帯、家屋の老朽化による改築予定、さらに合併浄化槽設置後、日が浅いなどが挙げられております。

一方、ご承知のとおり、各家庭の宅内工事には利子補給及び無利子の融資制度が利用できますが、これはいずれにいたしましても返済が必要となるわけでありま。公共下水道の性質上、また多額の投資をした下水道事業の経営を考えたとき、満足な状態ではないわけでありま。

今でも広報紙や区長会等でお願ひし、排水設備指定業者にも啓発活動を依頼してまいりました。今後とも市民の下水道に対する理解を深めていただくための啓発、普及に努めてまい

ります。ご理解とご協力をお願いいたします。

また、今後の工事認可の見通しであります。天城湯ヶ島地区の流域下水道への取り組み等を踏まえ、今年度、伊豆市全体計画の見直しを進めているところであります。また、中伊豆地区については今年度八幡地区の面整備で、ほぼ認可区域の整備が終了いたしますので、引き続き上流部への拡張認可業務を委託発注しております。

今後の整備計画の見通しであります。天城湯ヶ島地区の国道136号線沿いの松ヶ瀬地区から下船原地区及び矢熊・田沢・月ヶ瀬地区を流域下水道に取り入れていくこと、中伊豆地区は、本年度の拡張認可により宮上地区から原保地区方面に進めてまいります。修善寺地区については、来年度に大平地区へと認可区域を拡張し、推し進めてまいります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 下水道には公共下水道施設、それから農排水、合併浄化槽、いろいろな施設があるわけですが、ぜひこの辺の整合と言いますか、統合をよく考えて、効率的な施設がいいなというふうに考えております。

それから、市民への啓発も大事だとおっしゃいましたが、私は全くそのとおりでございますが、ぜひ、行政と市民の意欲と言いますか、気持ちがこの下水道設備には必要だなというふうに思いますので、この辺の市民への啓発を具体的にどのように考えているのか、この点について答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 市民への啓発についてですが、先ほどお答えしたとおり、広報とか、あるいは区長さんに各区の普及率と言いますか、をお示しして、お願いをしているところであります。詳細につきましては、上下水道部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 現在の啓発活動は、先ほど市長が答弁したとおりでございますが、加えて、指定工事店がございます。各指定工事店の方に営業活動として未接続世帯を回っていただくよう依頼をしているところでございますが、いずれにいたしましても、多額にお金のかかることですので、強制的にというわけにはいきませんので、苦慮しているところでございます。

ぜひ議員さん方も、議員活動の中でそういった問題を取り入れて活動していただければと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） たいへん素晴らしい答弁でありまして、ありがとうございました。

しかし、水道施設は当初申し上げたように、衛生面からいっても、環境面からいっても、

どうしてもこれは欠かせないものでございます。ぜひ、厳しい財政のなかであります、達成できるようにお願いしたい。お願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで、木内議員の質問を終了いたします。

内 田 勝 行 君

議長（遠藤正寿君） 次に、4番、内田議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。通告に従い、二つの質問をさせていただきます。答弁を求める者は、市長及び教育長です。

一番目、公共施設のアスベスト使用調査について。今や、社会問題として大きくクローズアップされております。国土交通省は、1988年にアスベストを断熱材として吹き付けるなどして使用した建築物が全国で約2,000棟あると確認をしました。しかし、その後の使用状況は不明であるとのことです。

一方、文部省は87年に全国の公立学校の使用実態を調査。その結果、1,337校で使われていることを確認した。しかし、その後の実態は把握していないとしている。危険性が指摘されながらこれまで予防策をとらなかった国の対応にも問題があると思います。今、全国に健康被害が拡大しているのは、ご承知のとおりであります。

1、市民の健康を守るため、公共施設のアスベストの使用有無を調査し、公表すべきと思いますが。

2、使用実態が認められた場合の対策はどのようにするのか。

二番目、小学校の統廃合について。少子化のもたらす影響は急速に広がりつつあるのは誰しも理解しているところです。子供たちの減少に伴い、学校も運営上、さまざまな問題が生じます。これに対応するため、統廃合せざるをえなくなると思います。このことに関して、特に父兄の皆さんは敏感に感じとっているようです。しかし、無用な不安や混乱を避けるため、早急に検討委員会なるものを設置し、今後の計画を策定したらよいと思いますが。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの内田議員の質問に答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共施設のアスベスト使用調査についてでございますが、これは先ほど飯田正志議員にご説明したとおりでございます。検体として提出した9施設の結果と対策については公表していくつもりであります。

また、飛散防止対策につきましては、現場に適応した方法で直ちに実施をしております。

二番目のご質問でございます小学校の統廃合についてですが、これは教育長が統一見解として答えていただきます。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 小学校の統廃合について、これは市長と教育長へのご質問でございますが、私の方から答えさせていただきます。

議員が指摘されています、児童・生徒が少ない学校、俗に言う小規模校というところでは、たぶんここに書かれておりますさまざまな問題と言いますのを私はどのように捉えているかと申しますと、子供たちに競争心が育たない、あるいは小さい頃からランク付けされてしまう、また、過保護になる、お金がかかる割に効率が悪い、こういういくつかの問題点が指摘されております。

しかし、私自身は決してマイナスばかりではないと、やはりそれなりのいい点はあるというふうに考えております。市内には小規模校と言われる学校が全部で9校、小学校でございます。要するに単学級の学校というのは全部、小規模校という捉え方を私どもはしております。それぞれの学校では、先生方が問題点と言われてる弊害をなくすべく、努力をしているのが現状でございます。

学校が存在する地区の皆さん方が、その学校がその地区の文化の拠点であると、こういう意識も強いわけでございます。統合に至るまでには難しい問題が大変含まれております。児童・生徒が減ったからと言って簡単に統廃合というわけにはいかないというのは、議員もご承知のとおりでございます。

例えばでございますけれど、近隣では、ごく小規模校として考えておりますのは伊豆の国市の大仁小学校田中山分校がございます。ここは今、3年生がおりません。4・5・6年の3学年で児童数が14名、複式2学級で教育を行っています。このままでいきますと来年は4年生以下がございません。5年生7名、6年生1名、合計8名で複式1学級になる予定でございます。過日、ここでは保護者に意向調査をしたようでございますけれども、半数以上が継続、要するに本校へは行かないと、こういう調査結果が出たというふうに伺っております。実際にここは廃校というわけにはいかないと、来年は1学級でも運営をしていくというふうに私は聞いております。

こういうふうに、実態はごく小規模校であっても簡単に廃校というわけにはいかない。これはやはり住民の賛同を得なければならない問題だろうと、こんなふうに私どもは考えております。保護者の皆さんや地域の皆さんが、学校統合についてぜひ進めてほしいと、こういう意向が出ますと、私どもも一気に統合を加速できます。しかし、先ほど言いましたように、地区の事情、あるいは跡地の利用、さらには通学の問題、こういういろいろな問題、複雑な問題が絡んでございます。

議員から計画を策定したらいい、こういう指摘につきましては、具体的にどこの学校を指しているのか、正直言ってわかりませんが、教育委員会といたしましては、今後調査や幅広い意見の集約をしていきたいというふうに考えております。

今市議会に「伊豆市教育振興審議会条例」、こういうものを提出させていただきました。こ

の審議会は教育委員会の諮問に応じて伊豆市の教育課題について必要な調査、あるいは幅広い意見の集約等、答申をいただくことになっています。この審議会が統合問題だけでございませんで、教育問題の全てにわたって考えていただく機関でございますけれども、学区の弾力化や統廃合についても教育委員会の諮問に応じて調査審議することになります。

教育委員会でも協議してまいりますけれども、議員各位にもいろいろ意見があろうかと思っておりますので、ぜひ、その意見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） 再質問します。

一番目のアスベストについては、飯田議員の質問に対する答弁で十分な説明がなされていますので、これは除きます。

次に、小学校統廃合についての再質問をいたします。市長は6月の定例会で、酒井議員の一般質問の答弁でこのように答えております。この問題は避けては通れないものと考えていると。今、基礎となる子供たちの激減からすれば、私は道理だと思えます。

ただ、誤解をされては困りますが、私は決して統廃合推進派ではありません。今日まで政府が押し進めてきた行政改革、これは教育の分野にも押し寄せていることはご承知のとおりです。例えば教育であろうと、例外がないというふうな方針でやってまいりました。

しかし、地域の人々、あるいはまた母校を思う方々にとっては、大変痛みの伴うことであり、心情は深く理解できます。ただ、統廃合の大前提となるのは、やはり教育環境を良くするために行うべきではないかと思えます。今、ご承知のとおり、より多くの子供たちが一緒に学べる環境はありません。しかし、将来を担う子供たちのためにそういう環境をつくる。つまり理想に近づけることも我々の責任であります。

私はそういう観点から、この計画を立てたからと言って、決して悪いことをするとは思っておりません。やはり道筋を示すのも行政の市民に対する大切な役目だと思っております。

学校名はいずれにしてもですね、おおまかな時期、そういうものを検討していただいて、お示しになっても私は決して不利益にはならないと思えます。

その点、再質問をさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 先ほど申し述べましたように、教育委員会として計画を立てるということではできるだけ避けたいというふうに考えております。そのために教育委員会の方でこの統廃合について教育振興審議会、これに諮問をして研究・調査をしてもらうというようなことは可能だろうと、私どももそんなことを視野に入れながら教育振興審議会条例というものを提案させていただいております。

ですから、確かに教育委員会で統廃合について計画を立てて示せということならば、非常に簡単でございますけれども、やっぱりことは非常に大きな問題でございますので、そうはい

かないだろうということでの先ほど回答を申し述べた次第でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） 十分な説明をいただきましたので、私の質問はこれで終わります。

議長（遠藤正寿君） これで内田議員の質問を終了いたします。

議長（遠藤正寿君） 休憩にしましょう。それでは再開を10時25分といたします。
10分間休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

森 良 雄 君

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。答弁を求める方は市長です。

定例議会の告示日について。定例議会の告示は1週間前に行っているようですが、今回の9月議会では9月1日の告示に始まり、一般質問の通告期限は翌日の2日正午までです。わずか1日半しかありません。もう少し余裕がほしいと思います。

議会事務局では一般質問の通告期限を遅らすことができないと言っております。一般質問の通告期限を動かさないなら、告示日を1週間程度早めることはできないでしょうか。お聞きしたい。

独鈷の湯。昨年の台風では、独鈷の湯も被災しました。市民も大変心配しております。独鈷の湯は伊豆市の温泉の象徴的な存在です。多くの市民に愛されています。残念ながら独鈷の湯にいたずらがなされることが時々あります。市民の不満がなせる行為ではないでしょうか。市民に愛されている温泉であることは確かです。独鈷の湯をこよなく愛している方々もいるようです。独鈷の湯は歴史的にも景観も素晴らしいものです。今、温泉は天然、掛け流しが主流です。満々と湯をたたえた独鈷の湯がいつもあるように希望します。いかがでしょうか。

随意契約。道路公団の発注した鋼鉄製の橋梁工事の入札における談合と高い落札率が問題になっています。また、業者のために工事を分割して発注したことも問題にあがりました。

修善寺総合会館改修工事の随意契約では、有限会社エス・オー・エーに対し基本設計、耐震診断、工事設計の3本に分割して発注されております。道路公団では分割発注は割高になったようですが、修善寺総合会館の改修工事の随意契約での分割発注は割高になるようなことはありませんでしたか。分割発注が発注者側、受注者側にどのようなメリットがあるか、考えられますか。お聞きしたい。

修善寺総合会館改修工事の工事監理業務委託が 399 万円で随意契約されました。随意契約にしたお考えをお聞きしたい。

入札制度の改革。道路公団の談合は、官製談合、天下り、高い落札率、税金の無駄遣いなどが問題になっています。修善寺東小学校屋内運動場建築工事の入札では、落札率が公表されませんが、99%を超える高い落札率が想定されます。落札率がなぜ公表されないのですか。お聞きしたい。

この 99 パーセントを超える高い落札率という表現が間違っているなら否定してください。これまでの工事での落札率は中伊豆給食センター建設工事 3 億 4,000 万円、95%、土肥小学校体育館建設工事、2 億 6,145 万円、95%と高い落札率が続いています。95%を超える落札率は大変疑わしいと言われていました。談合はないのでしょうか。予定価格が漏れているようなことは考えられないのでしょうか。お聞きしたい。

落札価格が高いことは、市民の負担が高くなることです。入札制度の改革は考えられませんか。一般競争入札を導入するときが来たのではないのでしょうか。導入のお考えをお聞きしたい。

県知事選挙。7 月 24 日の県知事選挙についてお伺いします。市長は石川県知事を応援していたのでしょうか。選挙期間中に石川候補の選挙事務所に応援に行きましたか。行ったようでしたら何回ぐらい行きましたか。お聞きしたい。

今度の選挙では期日前の投票がしやすくなりました。有権者としては喜ばしいことですが、選挙は有権者の自由な意志でなされるべきものと考えます。来庁者や生きいきプラザ利用者に期日前投票を呼びかけていたようですが、いかがなものでしょうか。お考えをお聞きしたい。

子育て支援。伊豆市の次世代育成支援計画が策定され、これからの子育て支援のあり方が示されたものと考えます。市長は子供の笑顔をみんなで見守り育むまちづくりを基本理念として取り組んでいくとお考えのようですが、どのような子育て支援をお考えなのでしょう。具体的なお考えをお聞きしたい。

第 1 章に地域における子育て支援では 1、地域における子育て支援サービスの充実。2、保育サービスの充実。3、児童の健全育成。以上の 3 項目が挙げられています。保育サービスの充実は保護者の最も関心の高いものです。その充実はすぐにでも実施していただきたいものです。2、保育サービスの充実では、施策の方向と具体的事業として一時保育、延長保育が取り上げられています。具体的にいつごろ、どのような事業が考えられますか。お聞きしたい。幼保一体の総合施設の設置についても、いつ頃どこにお考えですか。お聞きしたい。特定 14 事業にかかる整合性もお聞きしたい。

災害復旧。昨年の台風 22 号による災害は私たちに多くの被害をもたらしました。災害を未然に防ぐことは難しいことと思いますが、迅速な復旧は、職員の皆さんの努力の賜物と感謝いたします。堀切地区の災害時の迅速、系統立った情報収集、的確、迅速な状況の把握は見事でした。それに続く区民総出の復旧作業と市当局への情報の伝達の仕方は今後の災害時の

対応のあり方として参考とすべきものとしてご紹介いたします。

さて、いまだ無残な姿のままの被災箇所について質問します。1、上船原の住宅崩壊箇所。2、上船原のセブンイレブン前のブルーシートで覆われた法面。3、瓜生野の墓地へ通じる法面の崩落箇所。以上の箇所は今後も現状のままでしょうか。お聞きしたい。

横瀬交差点。横瀬交差点は交通渋滞、歩行者の安全等、多くの問題を抱えていますが、湯川橋の歩行者の安全や車の通行の難所としても関連するものです。市長は修善寺町長の時、湯川橋の架け替えに先立ち、横瀬交差点の改良を取り上げました。横瀬交差点の改良はその後どのようになりましたか。進展状況、今後の見通し、お考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） ただいまの森議員の質問に答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問にお答えいたします。大変項目が多くて相当時間がかかるのではないかと考えています。

まず1点目の定例議会の告示日についてお答えいたします。これは市条例及び規則によって、定例会は3月、6月、9月、12月と定められております。また、実施方法は地方自治法第101条第2項によって定例会の招集の告示をしております。

2番目の独鈷の湯についてお答えいたします。森議員のおっしゃるように、独鈷の湯は修善寺温泉の象徴であり、多くの市民に愛されているところであります。独鈷の湯のいたずらは市民の不満がなせる行為ではないかとのことですが、どのような不満があったにせよ、独鈷の湯をいたずらして壊してよいということは絶対に認めるわけにはいきません。

3点目の随意契約ですが、修善寺総合会館の随意契約については、以前に説明したとおりであります。また、今回の工事監理業務委託については、改修設計、耐震設計を手がけた業者であり、内容を十分熟知しており、的確な監理ができると判断し、地方自治法施行令167条の第2号により随意契約といたしました。

4点目の入札制度の改革でございますが、落札率をなぜ公表しないかということですが、以前より請負比率として公表してまいりました。

次に、99%の落札率の件ですが、入札参加業者の方々のご努力によりましてすべてそれ以下でございます。この件につきましては、担当課にて入札結果を公表しておりますので、ご確認いただければと思います。

また、談合はないか、予定価格が遺漏ではないかということですが、推定を前提したご質問というのは大変この議会にふさわしくないのではないかとそんなふうに思っております。私は談合遺漏はないと信じております。また、最善の方法をとっているつもりでございます。

また、一般競争入札を含めた入札制度の改革は考えられないのかということですが、私は一般競争入札にこだわってはおりません。

5番目の県知事選挙についてですが、石川知事を応援したとか何とかということは、この議会には直接関係ありませんのでお答えを保留させていただきます。期日前投票についてで

すが、これは期日前投票というものがありますから、ぜひ投票してくださいというのは、私としては当然の役目だと思っております。

6点目の子育て支援についてでございますが、保育サービスの充実につきましては、当計画にありますように、一時保育、延長保育、幼稚園・保育園一体の総合施設の設置などがあります。現在、国では幼児教育や保育の内容や職員配置等のあり方について検討するためのモデル事業を実施しており、平成18年度から本格化する予定と聞いております。

市といたしましては、幼稚園のない中伊豆地区への設置を考えておりますが、財政的なことも考慮し、教育委員会と連携しながら設置場所、設置年度を検討していきたいと考えています。

特定14事業にかかる目標値についてですが、平成21年度までの目標値を示してありますが、放課後児童クラブは土肥地区への設置を予定しており、保護者へのアンケート調査の準備を進めているところであります。この結果を参考に設置の判断をしたいと考えております。

7番目の災害復旧についてですが、上船原の住宅崩壊箇所については、特別委員会で申し上げたとおり、県当局における復旧が進められております。また、瓜生野の墓地に通じる法面の崩壊箇所については、本年3月の定例議会、災害対策特別委員会でもお答えしたとおりであります。上流部の治山堰堤の流路で道路でないところは市で崩土除去を実施いたしました。法面は民有の土地であるため、行政が行うべきものではないと考えております。

8点目の横瀬交差点についてですが、横瀬交差点並びに湯川橋の問題は修善寺橋や右岸駅前地区の交通問題とも密接に関連し、大変大きな課題であります。したがって、十分に時間をかけ、関係者の皆さんと話し合いながら国・県にお願いすること、市が実施できることを整理して進める必要があると、そんなふうと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） まず、議長ご承知のように時間がかかりそうですので、ちょっと質問順位を替えさせていただきたいと思っておりますのでご了承いただきたい。全体的には肝心なところは全部避けて通ってというふうに見えます。

まず随意契約。私は3月議会でも質問しております。これ以後もう行われたいのではないかと期待しておりました。多くの市民も森が言ってくれば多少は抑止力が働くであろうと期待している市民もたくさんおりました。しかし、残念ながらまたまた同じ業者に随意契約が進められておる。この会社の経営状況を市当局は調べているんですか。同一業者と随意契約をした理由を再度お聞きしたい。

130万円を超える随意契約を続けてしております。法律のどの部分を適用したのか、細かくお聞きしたい。基本設計49万8,750円。耐震診断579万9,150円。工事設計498万8,000円。そして工事監理業務委託が399万円で随意契約されています。この契約の委託内容は、工事入札図書の作成、工事監理、耐震補強知事認定申請の3つになっている。その金額の割

合をお聞きしたい。

今まで工事監理業務を委託するとき工事入札図書の作成も入っていましたか。お聞きしたい。400万円の予算を消化するためのものではありませんか。最初の基本設計を発注するときに後の工事もこの業者に発注する考えであったのは確かです。そうでないなら確認します。基本設計はどうしてこの業者にしたんですか。耐震診断は、工事設計は、工事監理業務についてもお聞きします。

市長にお伺いします。同一業者と連続して随意契約を結んでいます。こういうことをなんと申すかおわかりですか。相手方の固定と申すんです。契約が情実に左右されていませんか。公正な取引と言えますか。このような状況を業者との癒着と言いませんか。

この業者の信用、経験を評価しているようですが、この会社は会社としての経験はどのように見えていますか。

この契約は違法行為です。市民に対する背信行為です。市長の責任を問うものです。いかがですか。市長のお考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

随意契約については特に修善寺総合会館の随意契約については3月のときにご質問にお答えしたとおりであります。また先ほどお答えしましたように地方自治法施行令167条の2第2号によってこれにしたがって随意契約したものでありまして違法行為ではございません。

議長（遠藤正寿君） はい、森議員。この問題について3回目です。

10番（森 良雄君） できればこれは法律問題なんです。できれば時間、質問回数、議長として是非、考慮していただきたいと思います。

130万円を超える随意契約は違法です。あらためて申し上げます。施行令に書いてあるということなんですけれども伊豆市契約事務規則に則って契約していますか。伊豆市契約事務規則は無視していませんか、お聞きしたい。無視していないならその理由をお聞きしたい。

この業者はPFIに詳しい方と伺っております。PFIの特徴は業務の分割ではありません。業務をまとめて工事の節減を図るのが特徴なんです。なぜ分割発注されたのか理解できません。分割発注の真意をあらためてお聞きしたい。

市長にお聞きします。残りの契約を中止すべきではありませんか。公平性、透明性に欠けると思いませんか。違法行為だと思いませんか。いかがです。

工事監理業務委託契約は契約期間が6月8日から12月12日までになっております。7月28日には出来高38.95%で155万4,000円が支払われています。これは業者に支払いを早めた優遇措置です。談合問題ではコンサルタントと施工業者との癒着が問題視されています。コンサルに入札図書の作成をさせることに問題はありますか。お聞きしたい。この業者は伊豆市以外での工事実績はありますか。なぜ伊豆市はこの業者を優遇するのでしょうか。これからも優遇が続くと思います。

市長は市民に納得できる説明をしていただきたい。今後も 130 万円を超える随意契約をしますか。

地方自治法施行令の解釈がいい加減です。自分の都合のいいように解釈している。167 条の 2、ここからが時間かかっちゃうんですよ。議長。是非ご理解いただきたい。2 の 2、その性質又は目的が競争入札に適しないもの。このところを言っておるんだと思いますが、どのように解釈したのか。学陽書房から「逐条地方自治法」というのが出ていますが、167 条の 2、その性質又は目的が競争に適しないものとして、一つ、行為を秘密にする必要がある。秘密にしたいということですね。運送又は保管の業務。農場等の生産、物品の売払い。非常災害による罹災者の救助に必要なもの。罹災者の災害救助に必要なもの。外国での契約。学術、文化、芸術の保護奨励のためなどなど、まだいくつかあるんですけども、市長にお聞きします。随意契約は緊急時を除き、すべきものではありません。

私は、県庁へ行って建設業室に伺いました。静岡県でも規定以上のものはやっていない。緊急時以外はやりませんと言っていた。常識でしょうとも言っていました。この契約は違法です。公平公正ではありません。市民に対する背信行為であることを改めて指摘します。市民に謝罪すべきです。続けたいんですけど、時間切れになるので余りやりたくないんですけど、やはりこれやっていいという業者の当局側のやるべきことがガイドラインとしてね。やはり本に書いてあるんですね。その部分を読ませていただきます。特殊な技術、機器又は設備を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達することができない場合、これはどういうことかと言うと、特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事、文化財その他極めて特殊な施工方法があるもの、実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等、ガス事業法の規定に基づき施工者が特定される工事。

施工上の経験、知識を特に必要とするもの、これも厳しく考えられております。現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるというようなこともお考えのことだと思いますけれども、これらも本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならない工事、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事、埋設文化財等の調査等々ですね。

結論から言いますと、随意契約の問題については最高裁まで行っているケースが結構あるんですね。結論から言えば一般的にはやるなということです。それを堂々と連続して 4 回もやっている。どういうふうにお考えなのか、再度お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

違法とは考えてはおりませんので工事はやめません。続けます。

以上です。

10 番（森 良雄君） 3 回で終わりですか。時間も延長しませんか。

議長（遠藤正寿君） もう3回ですね。八つ出ていますから、配分を上手にやらないと洩れてしまうと思います。

森議員。

10番（森 良雄君） 洩れることは承知していますので。順序を替えさせていただいております。

続いて、入札制度。入札制度における落札率が95%を超えていないというお返事のようにしたが、私の計算が狂っても、1%とは狂ってないんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょう。伊豆市の入札が非常に疑わしい。市長さんは大変疑わしいようなことはないとおっしゃっている。

東大の武田晴登という先生は、役人のさじ加減が競争をゆがめていると言っていますね。市民オンブズマンは落札率が高い工事は談合が行われた疑いが強いと言っております。伊豆市の落札率が高いと思いませんか。この辺、市長のお考えをお聞きしたい。

一般競争入札の導入は考えていないのですか、いるのか、さっぱりわからない。市長は確か前回でしたか、議員の質問に電子競争入札の導入は考えているというようなことをおっしゃいましたね。電子競争入札は一般競争入札の一つの手法だと思います。その辺について、考え方をお聞きしたい。

また、伊豆市は静岡県の主催するこの研究会に、名前は忘れましたが、補助会員か何かで参加していると思います。この辺の参加の状況もお聞きしたい。静岡県は電子競争入札を16年度から始め20年度には終了するように、全入札に適用できるように進めております。そのシステムは国土交通省の電子入札コアシステムを基盤として、県と市町村の共同利用に対応するシステムとして構築されております。入札参加業者としても、このシステムに対応できなければ国や県の仕事に参加できなくなります。電子入札に対する伊豆市の取り組み状況はいかがですか。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 落札率が非常に高いというご指摘ですが、これはいわゆる私どもの担当が積み上げて計算して、予定価格を決めて担当と私が最低価格と言いますか、入札にかかる値段を決めているわけで、高いというのは、むしろ双方が非常に正確に出していると思断ができると思います。高いのが談合とか、そういうことになっている理由とは言い切れないと思います。

推定でもって、談合がある、価格の漏洩があるということは、ここは伊豆市の議会ですよ。事実があるならばはっきり言ったらどうですか。市民に疑念を持たせるような発言は控えてもらいたいと思います。

それから電子入札については前回答えたとおりです。いろんな入札方法をこれから考えていきたい。その中には一般競争入札にはこだわってないというのはそういう意味です。いろんな入札方法を検討して、より市としての運営のあるべき姿をやっていこうじゃないかと

ということです。電子入札についても静岡県のそういうコンソーシアムができつつあります。それには参加する予定です。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） まず、落札率が高いとは思っていないというようなお考えのようですが、それではですね、落札率をぜひ、公表していただきたい。この辺についても市長のお考えをお聞きしたい。

続いて、修善寺総合会館改修工事、設備機器改修工事の落札率ですが、これは私は98%前後と見ているんですが、この辺はいかがでしょう。

静岡県の電子入札システムに参加するというお考えなのかどうか、ちょっとよくわからなかったんですけど、これは、どうも準会員と正会員という区別があるんですね。正会員になるつもりはございませんか。もしなるんだったら、いつ頃なろうとするのか、今までの答弁ですと、考えている、考えているで、何も先行きが見えないんですよ。ぜひ、お聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

これ、ちょっと今、森議員から言われた、入るか入らないかわからないということですが、静岡県が締め切り日が決まっていたと思います。ちょっと失念しました。それまでに十分検討して、入るか入らないかを決めます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 総合会館の落札率が98%と指摘されておりますが、それについて。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 総合会館の落札率でございますけれど、先日報告したとおりでございます。建築改修の工事につきましては93.6%、設備機器につきましては92.8%となっております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） この問題は3回ですから。

10番（森 良雄君） 3回ですか。答えが間違っていたんじゃない話にならない。僕の質問は落札率ですよ。

議長（遠藤正寿君） 間違いか、間違いじゃないか、それはまたここではちょっとわかりません。

10番（森 良雄君） では、次に移ります。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私の質問は落札率というふうに聞いているんです。市長は落札率の公表をするかどうか答えてないんですよ。ぜひ、答えていただきたいと思います。

次、子育て支援制度について質問させていただきます。伊豆市の次世代育成支援計画というのが公表されているわけですが、私が読んだ限り、計画策定の背景が全然見えない。なんでかなと思ったら、伊豆市はこの策定で、いわゆる将来人口の予測がしていないんですね。なぜこれが策定しなきゃいけないのかということが全然基本数字が出ていないんですよ。

少子化社会に向けた取り組みが目的だと思うんですけど、児童館などは考えていないのでしょうか。一時保育では一時的かつ緊急保育が困難となる児童を受け入れる、一部の園で実施します、とあるが、いつ頃どこにどのような受け入れを考えているのか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） すみません、先ほどの観光経済部長の、比率について訂正が一つございますので、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 先ほどの私の答弁を訂正させていただきたいと思います。私が先ほど言ったのは落札率ではございません。設計額に対する契約額の率を申し上げたわけでございます。訂正させていただきます。請負比率です。

議長（遠藤正寿君） では、落札率については。

市長（大城伸彦君） 公表していません。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） ただいまの観光経済部長の発言のとおり、落札率というのは予定価格を公表しておりませんので、落札率は公表しておりません。それに代わるもので、ただいまの数字は請負比率ということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 子育てについて、市長。

市長（大城伸彦君） 本件については、健康福祉部長から答えます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 次世代育成支援計画でございますが、この法律は平成 15 年に策定されまして、16 年中に各市、自治体でつくらなければならないと規定されたものでございます。したがって、総合計画の基本的な考え方は当然持ちますけれども、この法律に基づいて市としての子育て支援というものを策定したものでございまして、特に 14 項目といわれるものは、国が重点的にこのものについては全自治体を比較したいということで、その事業をあげるという、そういうことで規定されたものでございます。

従いまして、市といたしましても総合計画の考え方に基きまして、この計画、5 年という目途がございまして、その目標に向かって進めてまいりたいと、そのように考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10 番（森 良雄君） お答え、皆さん立派なんですけれど、目的に向かって進むと、国が 14 事業、必要だと思うから調査しているんです。いらぬことを調査しているわけじゃない

んです。この事業は5年間でしよう。5年間で実施しなければ、また次の5年後また同じような計画を立てるんだと思うんですけど。

わが伊豆市は、先のエンゼルプランの時に児童館すらできていないんです。今、一番必要なのは、私、毎度言っていると思うんですが、まず子育てにおける経済的負担をどうやって高めるか、これはお隣の伊豆の国市などでは既に実施しているわけですね。

それから、いわゆる父兄が一番必要としている、緊急時における一時保育をどうやってやってもらうか、これは、もたもたしているところの5年間で考えています、考えていますで終わってしまうのではないかと思うんですね。

修善寺保育園でやっているようだということなので確認しても、これはあくまでも修善寺保育園の都合にのっとった上での一時保育なんですね。緊急時には対応できるようなシステムではない。

この質問だけじゃなくて、熊坂保育園の耐震工事等をやっているようですけれど、私はあの地区が一番、伊豆市からの出口で、幼保一体教育の必要なところじゃないかと思っていたんですけど、どうもこれ、耐震工事をやろうと考えているようじゃ、そんな考えはないようですか。そんな考えはありませんか、どうか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 熊坂保育園につきましても、総合的に考えてまいりますけれど、今のところは耐震の関係もまずは進めたいと思っております。

将来的には一時保育、あるいは延長保育とか、そういったことも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森君、残りが3分26秒です。

10番（森 良雄君） この質問を聞いている範囲では、また5年間何も進展しないで終わってしまうんじゃないかと思えます。

熊坂保育園の耐震工事についてはいいです。決算議会でやらせてもらいますから。

横瀬交差点はどうなったんですか。今後改良する考えがあるのか、ないのか。できるのか、できないのか。市長は修善寺町長の時、平成15年の3月議会だったと思いますけれど、湯川橋の改良工事に先立って、横瀬交差点の改良を突如持ち出してきた。今さらここへ来て、交差点の改良が先行き全然見えない。これでは湯川橋はどうなるんですか。見直しをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

修善寺の横瀬交差点の改良をするつもりがあるから検討しているわけです。これは、先ほどお答えしましたように、国道、県道、市道、あるいは県道の橋、あるいは地権者等、いろいろ関係もございませう。何よりもあそこの交通量、交通の形態をよく分析する必要があると

ということで、交通量の分析をしたところであります。そういうことで着々とやっているつもりであります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 着々とやっている。計画というのは、あなたが任期があと3年ぐらいあると思いますけれど、その3年以内に、この問題を少なくとも設計図を作るくらいの考えはあるんですか。市長は市長選挙のとき、ここをやりますと言って公約したんじゃないんですか。この辺をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） そのつもりであります。

10番（森 良雄君） 横瀬交差点、任期中にぜひ、設計図を作ってください。湯川橋、今まで、私、修善寺町議会当時、再三言っている。危なくてしょうがないんです。歩行者の安全をどうやって考えるのか。それから、湯川橋から国道に出る交差点、あれは伊豆市最大の難所なんですよ。湯川橋改良の時、あそこも少しは良くしようというふうに考えていたはずなんです。そういうのがまったくストップされてしまっている。ぜひ、任期中にこの問題を解決するように。

次、県知事選挙の件についてお聞きしますけれど、問題が違うというようなご指摘のようですけど、私はぜひ、これは、日日新聞に載っていましたよね。あの問題は否定されたようですけど、やはり市民は、市長は公的な方だと思っている。中立であってほしい。プライベートな問題ではいくら応援してもけっこうだと思います。しかし市長は公用車を使って候補者の応援に行っておりませんか。やはり、公的な立場で行っているはずですよ。

それから、私の質問がどうも的はずれているような指摘をしておりますけれど、県知事選挙は県の予算で実施されているものです。これは、私は法定受託事務と考えております。一般事務と考えていいはずですので、何も的はずれておりません。その辺、返事を二つお聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） この件については答える必要はないと思いますけれど、一つだけ答えます。政治活動は市長はできますので、その辺はお間違えのないように。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 政治活動、当然政治家ですからやっていただいて、それはプライベートにやっていただきたいと思います。

議会の告示日、これは、規則というようなことをおっしゃっていましたが、規則に一週間前じゃないとだめだということは何も書いていない。議員の活動、はっきり言って議案書を読んでいる時間がないですよ。一週間じゃ。ぜひ、一週間というのを早めていただきたい。これをお願いします。

議長（遠藤正寿君） これで、森議員の質問を終了いたします。

飯田宣夫君

議長（遠藤正寿君） 次に、15番、飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。通告に従い、2点、質問をさせていただきます。

まず初めに、コミューター空港についてですが、去る7月に行われました知事選出馬表明で、石川県知事は「伊豆の観光力を高めるためには、小型飛行機が離着陸できる飛行場が不可欠で、次の任期中に目途をつけたい」と述べました。伊豆にコミューター空港を造りたいという話は以前からよくありましたが、現実のものとなりつつあるわけです。

そこで伊豆の観光はバブル崩壊後の日本経済の衰退とともに厳しい状況下であり、いまだに光が見えてきません。確かに伊豆にはたくさんのお客様が来てくれましたし、そのような状況にあぐらをかいていたことも事実と思います。観光に対するお客様のニーズやレジャーの方法も変化し、そのスピードも速いわけですので、伊豆全体が同じものを目指すのではなく、各地区がそれぞれに個性と魅力ある再生をして、お互いが連携していくことが重要と考えます。

2007年から日本の人口も減少に向かいますので、今後、的を絞った海外からの誘客にも積極的に取り組まなきゃならない。特に中国からの誘客に力を入れていくことになると思われる静岡県の場合は、静岡空港をはじめ、日本各地がネットワークされた空港から、数十人を短時間で輸送できるコミューター空港は、伊豆活性化の起爆剤になると思いますし、時代のスピード化に対応したコミューター空港の実現は、日本を代表する観光地伊豆の新しい形態を創り出す要因にもなると考えます。

そこで、市長の所見と今後の見通しについて伺います。

次に、都市計画区域の見直しについてです。都市計画区域の割合が19.1%と少ない伊豆市は、都市計画決定をどのようにするのか、我が市の将来にとって大変重要な課題であります。市長より、見直しを含む計画策定には調査分析を進め、時間をかけて決定していくとの答弁を以前にもいただいておりますし、時間のかかる作業である事件であることは十分承知しております。

しかし、建築確認申請もなしに建てられる地区がこの伊豆市に存在すると聞いては、本当に大丈夫なのかと心配し、このまま手をこまねいていて、乱開発をされるのではと不安を抱くのは私だけではないと思います。防止策はあるのですか。新たに条例を設けたり、早急に対処する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田宣夫議員のご質問にお答えいたします。

コミューター空港について、お答えいたします。石川県知事が伊豆の観光力を高めるため、小型飛行機が離着陸できる飛行場が不可欠と述べたことをもとに、伊豆の国市の観光協会、建設産業協会と、市内の商工会の代表が副知事に要望書を提出し、話が持ち上がってきたように聞いております。

国が進めておりますビジット・ジャパン・キャンペーン等によりまして、今後、国際化を進め、外国人観光客を増加させようとするもくろみであります。静岡空港の開港により、東南アジア等から静岡県への観光客の大幅な増加も予想されます。このような中、伊豆市へのアクセスとしてはカーフェリーの活用も考えられますが、静岡空港から直ちに短時間で伊豆へのアクセスできるコミューター空港の実現は、伊豆の観光発展に大きくつながるものと考えております。したがって、伊豆半島全域での研究会や協議会の設置を検討していくことが望ましいと認識しております。

続きまして、2点目の都市計画区域の見直しについてお答えいたします。既にご承知のとおり、伊豆市は都市計画区域である旧修善寺町と都市計画区域外である旧中伊豆町、旧天城湯ヶ島町、及び旧土肥町との合併により誕生いたしましたので、市域の中に都市計画法上の土地利用規制が適用される区域と適用されない区域が存在しております。

現在、市の面積363.97平方キロに対して、都市計画区域は69.40平方キロメートルであり、その割合は約19.1%と全国的にも広い割合となっています。市では伊豆市としての都市計画制度導入のため基礎調査を実施し、伊豆市にふさわしい都市計画制度の導入を目指し準備を始めました。これは規定区域と新規の区域、それぞれ地域が適合していると認知できる計画でなければならないと考えております。

伊豆市の将来を見据えた健全な都市政策を運用するためには、市民が平等感を享受することができる都市計画を決定していかなければなりません。都市計画の基本理念「農林漁業との健全な調和を図ること」に留意し、民意を十分反映させながら、慎重に進めていく必要があると考えております。

さて、ご質問の建築確認申請制度の状況であります。都市計画法は建築基準法の上位法でありますから、建物の建築についても、市内の地域によって差異があります。議員が危惧される無秩序な建築行為、すなわち狭隘道路や無接道敷地での建設は、火災やその他災害時の防災上の問題点等ではないかということと思いますが、都市計画区域外の旧3町におきましても合併以前から都市計画法及び建築基準法に準じた指導をしてきたようであります。しかし、法に基づく規制には至っておりません。無秩序な建築行為を指導し、規制するためには、前提として都市計画に基づく土地利用制度を定める必要がありますので、新たな都市計画の基本方針策定が必要になってくると思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず始めに、通勤圏空港の件なんですけど、通勤圏空港の存在というのは、日本ではまだまだ浸透していない。先進国のアメリカなどでは全米で1万3千の都市が通勤圏で結ばれていて、年間1億8,000万人の輸送客が現実にあるという、先進国はそんなんです。日本は地形的な問題、普通いろいろあるんですけど、当然これは、日本もそのような方向に行くと考えるのが自然だというふうに思います。

市長も前向きに考えているということはおっしゃっておりますので、その点は安心しているんですけど、やはり、伊豆市も、伊豆全体がそうなんですけど、これからは世の中の仕組みも三重構造から二重構造に、当然、地方分権で変わっていくと思うんです。そうなった時にやはり、地方の一つの自治体として、財政力を高めたり、そのようにこれからますます努力していかないとなかなか厳しい時代になってくるんじゃないかと思っておりますから、ぜひともこの辺は通勤圏空港につきましては推進していただきたいというふうに思います。

先ほど市長もおっしゃいました、9月7日に伊豆の国市が副知事のところへ陳情に行ったような行動を僕も知りましたが、その中で、実際やるのが、伊豆市大野に建設をするということを行っているわけですね。それで我々伊豆市の人間がそんなことをなにか承知しているのかという話が1点あります。それについても市長にあとで答えていただきたいんですが。

それと、私が聞いている範囲ですと、この通勤圏空港につきましては、大変静岡空港とかそういったほどの、同じ空港ではあっても通勤圏の意味というのは我々日本人はなかなか私もそうだったんですが、よく理解できていない。これは事実だと思います。通勤圏の役割というのは、大きな飛行場とは全然違うわけですね。そういった意味で、やはり伊豆にも必要だなと私は考えておりますし、その点についてですが、私が聞いている情報ですと、要するに半島振興法は、伊豆半島の、伊豆市以南を指定地域とされています。伊東は含まれておりませんが。そういった形で、半島振興法の12条に、小型航空機用飛行場の整備という、第12条に、半島振興法の中にあるわけです。その指定によって、県の方はこれから伊豆の通勤圏空港を考えていくと聞いております。その辺の情報も市長の方に入っているのかどうか、もう一度それも確認したいというふうに思います。

そうなりますと、当然、半島振興法によって、これを行っていくということになると、当然、伊豆市を中心にこの通勤圏空港を考えていかれるというのが常識的な考え方ですね。この伊豆半島の地形を考えても、そうならば、やはりその辺で通勤圏空港をつくると。建設にあたっては伊豆市がある程度のイニシアチブを取って、これから進んでいかなければいけないんじゃないかなというふうに考えます。その辺、市長が先ほど言った承知しているか、その辺についてちょっと先にお答えをお願いしたいんですが。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

伊豆市大野に計画していることを承知しているかということが1点あると思います。正式には承知しておりません。何か、昔と言いますか、あの辺に一時計画したことがあるというようなことで、先ほど申し上げました伊豆の国市の観光協会の方、あるいは土木関係の方がそういう陳情をして、伊豆市の大野がいいということをおっしゃっているように私は聞いております。一度市長室へ、伊豆の国市の観光協会、建設産業協会の方が来て、そんな話をしていきましたけれども、これはオーソライズされた話だとは受け取っておりません。

冒頭申し上げましたように、これは伊豆市全体で考えるテーマだと思っておりますし、急遽、伊豆の国市が来たというのは、この次の半島振興法が伊豆以南といたしますか、議員が先ほどお話があったように伊豆市以南なので、あわててそういうことをやったようなそのように私は捉えています。

半島振興法で、これが採択するのかもしれないのか、そういう正式な話は聞いておりません。噂として聞いているということでございまして、あと、そのコンピューター空港については、静岡空港ができてからのことになるんじゃないかなと、そんなふうに思っていますが、静岡空港の経緯もございまして、その辺は伊豆地域としても慎重に協議会を開いてやっていくことが重要だろうと思います。決めたらさっとやるということが、できるようになりたいと思います。成田も28年間ですか、かかっていますし、静岡空港もこのままいくと、2009年に開港するという予定になっていますけれども、状況をウォッチしているところでございます。

あと、私は素人ですから、利用する立場としては、あったらいいなと思うわけです。ただ、ここの伊豆半島の上というのは、航空機の非常にラッシュするところでありまして、国内線、国際線が行き交っております。コンピューター空港ですともうちょっと低いゾーンを飛ぶので、いいのかなと思っていますけれど。管制塔あたりがどんなふうにコントロールするのか、その辺もやや私は勉強していかなければならない問題だろうと、そんなふうに思っております。

伊豆ナンバーもできましたので、この次はこういうことが大きな目標になるんじゃないかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） コンピューター空港につきましては、同じ空港ですので、静岡空港も賛否いろいろあるわけですので、大変難しい問題が発生することは十分考えられるわけですが、やはりコンピューターの意義を、市民に早くわかっただけ、そういったことも必要だなというふうに思います。

ハブ・アンド・スポーク・システムといって、北海道辺りは、ハブの飛行場とそういうコンピューターを放射線状に結んでいくということによって、より空港を活性化させようというシステムを考えているらしいんですよ。だから、我々この伊豆半島にコンピューターができる時にも、静岡空港だけではなくていろんな形でこういう放射線状のシステムをやはり考えていかなければならない。これは当然だと思いますので。新幹線を今1キロつくるには、50億

から60億円ぐらいかかるらしいですけど、このコンピューター空港というのは、1,000メートルぐらいの滑走路だと50億円ぐらいでできるらしいんですね。そのお金が高いか安いかは別問題として、静岡空港とは雲泥の差がある金額でできるということは、もう明らかでありますので、ぜひ、伊豆の観光力を高めるためには、これを推進していただきたいと思っております。

次に、都市計画区域の見直しについてですが、いろいろと調べてみたんですけど、まちづくりの基本条例というのは、全国の各自治体でいろんな形でそういう条例を作って、ある程度その市、その市の自治体で、規制をかけているところはいくつもあるんですよ。ぜひ、この辺につきましても、期限付きでやられれば、都市計画の確定が、この伊豆市でいつできるかということは全く予想がつかないような状況だと思うんですけど、確かにその期間にやはり、ある程度の防御的な施策として、そういう政策を出して、条例が何かで網をかけていくと言うんですか、そういうことも必要だと思います。

これは、確かに修善寺は都市計画法の範囲でありますので、調整区域についてはいろんな形で規制がかかりますけれど、その他については、現状は中伊豆町と土肥の一部については、本当に確認申請がなくても、届出だけで建物が建てられるという状況ですので、先般、災害対策の方でもちょっと意見として出させていただきましたように、危険地域とか、そういった山の中に勝手に住む人、住みたい人はいると思うんですけど、そういったことをこれを野放しにしておいたら、将来の伊豆市の財政に、大きな負担になるということはもう明らかなわけですね。

そういったことで、当然都市計画区域の策定を急がなければならないんですが、それまでの間に合わせのですね、条例なり、何かの網掛けを私はやる必要があるのではないかというふうに思っておりますので、この辺についても市長のお考えを聞かせてください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員の再質問にお答えします。

都市計画区域の見直しについてですが、先ほどもお答えしましたとおり、今日現在、現状では旧修善寺地区が都市計画区域になっておりまして、その他の3町がなっていないという現状ですが、このままではなくて見直しをかけていかなければならない。これは5年に1度でございますから、その中で、どの範囲で見直しをかけていくかということになるろうかと思っております。

都市計画区域というのは、一度決めると元に戻すことはできないんですね。そういうことがありますので、やはり少し時間をかけて慎重にやっていかなければならないし、一方、議員がおっしゃるように、乱開発と言いますか、そういう勝手に建築等を、そういうようなことのないようなことも必要だろうと思っております。特に伊豆市は、自然環境のいいところですから、自然と調和したまちづくりをつくっていく必要があると思っております。

条例になるかどうか。旧修善寺町以外の旧3町では、一応、そういう指導をしてきた

ようですが、法に基づくまでは至っておりませんので、規則等、条例等でどういうことができるのか、もう少し検討してみたいと思っています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 最後に、今日、私より知識がはるかにある部長たちも出席しておりますので、本当に、条例で先ほど言ったまちづくり基本条例のようなものを制定して、そういったことがこれから可能かどうかという、都市計画法が確定するまで、区域の確定までの間、そういったことが可能なかどうか、その辺の意見が、担当の部長といたしますか、ある部長がおりましたらお聞きして、私の質問を終わりにしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 担当となると、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 今、都市計画の関係については、市長が答弁したとおりですけれども、事務を進めております。

先ほど、そのような基本方針の策定が必要であるというふうに市長がお答えいたしましたけれども、担当の部としては、急務であるというふうに思っております。ただ、ちょっと誤解のないように申し上げますけれども、今新しい都市計画の策定を進めている準備作業は、最終的にはまだ数年先の施行と言いますか、それを見込んでいるわけです。ですから、新しい都市計画がどういう形になるか、できて、それが実際に施行されるのは、恐らく今の予定ですと平成25年ぐらいからと、相当間があるものですから、その辺も見据えてですね、先ほど農林漁業との調和ということもうたっていますので、大変慎重にしていかなければいけない。で、その間はどのようにするのかという議員のご質問、非常によくご心配なされていることはわかるわけですが、今市長の答弁にもありましたけれども、都市計画法が例えば建築基準法の上位法になっていますので、その都市計画法の中の土地利用制度というものがあって、いろいろな規制ができていくという、その建前から言いますと、実際にどういう規制をかけていく、あるいは規制をかけないというふうなものが決まらないうちに、特定の区域を限って条例等で定めることが果たして可能かどうかということは、もう少し時間をいただいて検討させていただきたい。

実際に条例を策定をするときに、やはりその条例の目的というのがありますから、その目的はこれこれこういうわけで、都市計画法でこういうわけだからこの地区はこういうふうにしますよという建前から言うと、その大前提がない段階での条例制定というのはやや難しいのではないかと考えています。なるべく早い時期に速やかに検討する事項だとは思っております。

以上ですけれども。

議長（遠藤正寿君） これで飯田議員の質問を終了します。

杉山 誠 君

議長（遠藤正寿君） 次に1番、杉山議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

始めに、公共下水道の整備計画について伺います。河川の汚染原因の50%以上は家庭から出る生活排水と言われていています。中でもし尿以外の、洗剤等を含む生活排水がより汚染力が強いと言われていています。このため、現在ではし尿しか処理できない単独浄化槽の新設は禁止され、合併浄化槽のみが浄化槽と位置付けられていますが、全体の3割程度と普及率が低いうえに、定期検査も十分になされていないなどの問題があります。

公共下水道の整備が急がれるわけですが、今後農業集落排水も含めて、汚水処理施設整備事業をどのような計画で進めていく予定でしょうか。

また、近年、鮎の減少や河川の水質を心配する住民の声が聞かれますが、流域河川の水質調査は行われているのでしょうか。状況についてお伺いいたします。

次に、成年後見制度利用支援事業について伺います。認知症などの高齢者を狙った住宅リフォームの悪質商法が全国で横行し、大きな社会問題となっており、伊豆市でも多くの被害が出ています。

これまで市当局には注意を呼びかける文書と相談を受ける電話窓口の案内等、取り組んでいただいておりますが、こうした被害を防ぐ制度として、成年後見制度の重要性が改めて指摘されています。成年後見制度は認知症や知的障害など判断能力が十分でない人の財産や生活を守る制度です。家庭裁判所が選んだ後見人が本人に代わって財産管理や介護サービスの利用契約を行ったり、後見人の同意を得ずに本人が悪質商法の契約をしてしまった場合、それを取り消すこともできます。

制度は大別して、本人が判断能力のあるうちに後見人を選ぶ任意後見と、本人の判断能力が欠けている、あるいは不十分な場合に親族などの申し立てにより家庭裁判所が選ぶ法定後見の二つがあります。身寄りのない人の場合は、市町村長が申し立てを行うことができます。後見人は、子や兄弟姉妹、配偶者、親などの親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家が選ばれるケースも増えており、社会福祉協議会や成年後見センター、権利擁護センターなど、法人が後見人になる取り組みも広がり始めています。

しかし、残念ながら成年後見制度の利用は極めて少ない現状です。その理由として、第1にはPRが不足していて、そもそも制度が知られていないことや、制度の内容が複雑でわかりにくい、実際に利用するのに時間と手間がかかる、相談窓口が十分に整備されていない、後見人の担い手不足などとともに、費用が高い点が挙げられます。制度の利用を申し立てるのに本人の判断能力を確認する医師の鑑定料などで5～10万円程度必要な上、第三者が後見人となるケースでは、月数万円程度の報酬が求められます。このため、市町村が成年後見制度利用促進のために行う広報、普及活動や、対象者は限られますが、成年後見制度の利用に関わる経費に対する助成を国が行う成年後見制度利用支援事業があります。

人は誰しも年とともに判断能力が衰えます。まだまだ大丈夫と以为ていても、悪質商法等の被害に遭いやすくなるだけでなく、預貯金の管理や福祉サービスの利用契約なども思うようにいなくなるかもしれません。現在 169 万人と推定される認知症高齢者、今後さらに増加することは確実です。成年後見制度はこれからの超高齢社会になくなくてはならない仕組みです。高齢者や知的障害者にとって身近な制度となるよう、普及に向けた実行性のある工夫と対策が望まれますが、伊豆市の取り組みについてお伺いいたします。

最後に、災害危険箇所の調査・点検と防災事業計画について伺います。昨年伊豆市は台風 22 号、23 号により甚大な被害を蒙りました。災害復旧工事が行われた箇所については、ほぼ完成の目途がついたとのことですが、大規模な山腹崩壊や、河川護岸の決壊、そして風倒木など、災害の爪あとがそのままの場所もかなり見られます。

限られた予算での復旧事業であり、すべてをすぐにといいわけにはいかないのは理解できるのですが、近年の大規模災害を見ていると、以前から危険性が指摘されていたにもかかわらず対策が施されず、大事に至ってしまった事例も多くあります。

いったん災害が起こってしまえば、その復旧・復興には膨大な費用がかかります。尊い市民の生命と財産を守るためにも、防災・減災事業に力を入れることは重要と考えます。1 日も早く安心・安全な伊豆市として市民はもちろん、観光客にも安心して来ていただけるような対策が望まれます。

災害復旧未着手の現場を含めて、危険箇所の調査・点検はどのように行われているのか。そして、その防災事業計画と住民への周知はどのようになっているのでしょうか。

以上、3 件についてお伺いいたします。

よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの杉山議員の質問に対しまして、答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共下水道整備計画についてでございますが、これは、木内議員のご質問にも答えたわけですが、公共下水道の未整備地区ですけれども、修善寺地区では大平、ニュータウン、天城湯ヶ島地区で月ヶ瀬、田沢、矢熊、下船原、青羽根、中伊豆地区では宮上、柳瀬、梅木、それからその上の旧上大見村となっております。

今後の整備計画については、木内議員にお答えしたとおりであります。ただいま申し上げた地区を順次整備していく予定です。

次に、水質検査の件ですが、下水道法では、放流基準がありまして、毎月浄化センターからの放流水質の測定を行っております。なお、伊豆市の場合は、狩野川水域、伊豆水域とも県条例による上乘せ基準が適用され、下水道法の放流基準より厳しい水質での放流を実施しております。

続きまして、2 番目の成年後見制度利用支援事業につきましては、介護保険サービス・障

害者福祉サービスの利用等の観点から、判断能力が不自由な方々を法律面や生活面から保護したり支援したりする制度で、禁治産・準禁治産制度が改正され、平成 12 年に介護保険制度と同時に施行されたものであります。

制度としては代理権と同意権によって、本人の法律行為を支援いたしますが、後見人の選任が必要となります。後見人は、家庭裁判所で調査し選任されますけれども、大多数は親族が後見人となります。親族など身寄りがない場合は、第三者後見人として、弁護士・司法書士・社会福祉士などが選任されます。この後見人選任の申し立ては、4 親等以内の親族が行うことになっておりますが、不可能な場合は、市町村長が申し立てを行うことができるような制度となっております。

ご質問の、制度に関する件ですが、手続きに係る費用としては、申立手数料が 1 件 800 円、登記印紙が 4,000 円、鑑定費用が 5 万ないし 10 万円程度、その他として切手等があります。第三者後見人が選任された場合の報酬に関しては、後見活動の内容を勘案し、家庭裁判所が報酬額を決定いたします。伊豆市といたしましては、この助成制度はまだ導入しておりません。

この成年後見制度の広報・相談・普及については、来年度改正される介護保険法の中で位置付けられている地域包括支援センターが実施していきます。助成に関しても検討していく考えであります。

続きまして、3 点目の災害危険箇所の調査・点検と、防災事業計画についてお答えいたします。8 月 31 日現在の復旧工事の進捗率ですが、特殊なものを除き、ほぼ完成に近い段階であります。残っているものについては、鋭意進めております。

市内の災害危険箇所につきましては、崩壊土砂流失危険地区 216 箇所、地滑り危険地区 4 箇所、山腹崩壊危険地区 158 箇所、津波浸水域、河川浸水域があります。また、市民への周知につきましては、市の広報紙や防災ハザードマップを全市に配布し、周知に努めているところであります。今後も市民への周知徹底を図るために、各区長さん、自主防災会を通じ、啓発活動を推進してまいります。

最後に、防災事業計画についてですが、災害計画基本法第 42 条の規定に基づき、伊豆市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、伊豆市の地域に係わる防災の大綱を定めた、伊豆市地域防災計画が 17 年 3 月に制定されました。現在、この計画に沿った防災計画を実施しております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員、ちょうどお昼の休憩にしたいと思います。再質問は午後からということで、ご了承願います。今の答弁、十分わかったと思いますので、午後から再質問をお願いします。

それでは、これより 13 時まで休憩といたします。ご苦労さまでございました。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

杉山議員の再質問から始めます。杉山議員。

1番（杉山 誠君） 再質問させていただきます。

まず始めに公共下水道事業の整備計画ですが、順次予定を立てて計画を実行していくというお話でしたが、ここで問題になってきますのが順次というその年度がまだ不明でございまして、実際に生活している方の立場から見ますと、いつくるかわからない浄化槽を待っている間にも浄化槽が傷み、又、家の改築・新築もあり、独自に合併浄化槽を設けなければならないという事例があるわけでございますけれども、その時に予定地域に指定されている区域では合併浄化槽の補助金が下りないということでございます。そのような場合に自己負担で浄化槽をつけて、何年かして下水道が整備された場合に、果たして下水道に簡単に加入する気になるでしょうか。そういうことも考えられますし、また、改正浄化槽法が16年の2月から施行されたということで、この中にはし尿の適切な処理や公衆衛生の向上を規定している浄化槽法の目的に、新たに公共用水域の水質汚濁の防止を入れまして、浄化槽からの放流水に対する水質基準の創設、また、浄化槽設置後の水質検査時期の見直し、また、定期検査を受けない家庭や企業などに対する都道府県の指導監督ということで、これは罰則規定も設けまして、そういう法が施行されたということでございますので、今現在使われております下水道未加入家庭やあるいは地域に、それがこの先どのようなことになっていくのでしょうか。

そのことについて、1点、お願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。公共下水道の未整備地区の計画は、いつ、どのようになるかということで、再質問でございます。

大変簡単なようですが、大変難しいわけです。約束した後ですね、それができなくなったらどうなるかということで、答えにくい部分もありますが、直近のところはなるべくわかるようにして、だんだん先はアウトラインということになるのかなと思います。

もうちょっと詳しくは、上下水道部長より答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 市長の答弁にもありましたように、非常に簡単に表現できる問題ではないというふうに捉えておりますけれども、今回合併によりまして、一応アウトラインは部内で調整をいたしました。

まず中伊豆地区から申し上げますと、現在八幡地区まで下水道法の認可区域になっております。全体計画に関しましては、中伊豆町は旧上大見村まで、筏場ですか、そこまで全体計画では入っております。処理場もそれに向けての規模で2系列目に着手をしているという状

況です。本年度、概ね原保まで認可区域を拡張いたしまして、それを概ね5年で償還すると。計画はそういう形になりますけれども、今の財政状況からいきますと、数年遅れで進んでいくのではなからうかというふうに思っております。

湯ヶ島地区に関しましては、現在市山が終了いたします。市長の答弁にもありましたように、国道136号線沿いがまだ空白地域になっておりますけれども、ここに関しましては県の行っております流総計画、これに修善寺と一緒にうまく乗れないかということで、現在県と調整中でございます。その方向性が出れば、湯ヶ島地区の計画が明らかになってくるのではなからうかというふうに思っています。

修善寺地区に関しましては、現在立野をやっておりまして、順次大平地区に進んでいくという形にならうかと思えます。

それから、浄化槽法の改正によってどうなるかというお話ですけれども、ここの浄化槽の関係は我々の担当しているところではありませんけれども、なんらかの経過措置がもたれるのではなからうかというふうに思っております。

それから、合併浄化槽の補助金の問題ですけれども、これも、土木水道委員会の中でたびたび議論をしておりますけれども、この認可がある程度見通しがつけば、下水道計画区域であっても何年という設定はこれからの問題になりますけれども、何年以上工事がいかない地区に関しましては、合併浄化槽の補助金対象として、なおかつ工事を行った場合には速やかに接続していただくというような形での方向にならうかと思えますけれども、ここら辺につきましては、まだ全体の認可計画がまだ見えておりませんので、それがある程度見えた時点で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 計画についてはかなり細かくお答えいただきました。ただ、時期につきましては、非常にかなり長期にわたるということで、本当に現実を踏まえて、生活している方の立場から取り組んでいただきたいと思えます。

それで、合併浄化槽なんですけれども、17年度の予算で汚水処理施設整備交付金というのが新しくできたようなんですけれども、私は表面的なことしかわかりませんので、詳しいことはまたお聞きしたいんですけれども、その法律の概要といいますのは、まず、浄化槽の設置・整備の促進ということで、浄化槽というのは、工期も短くまた汚水処理能力も、下水処理になんら劣らない能力を現在備えていますし、まず第一に費用が安いということで、特に遠隔地においては下水道、非常に施設の下水管も長くなりますし、費用もかかるという点で、国の方でも浄化槽、今、合併浄化槽しか浄化槽と言わないんですけれど、それを見直そうじゃないかという動きがあるようでして、この中で先ほど言いました汚水処理施設整備交付金なんですけれども、この交付金は省庁を超えて汚水処理の普及を連携して推進するので、一定のエリア内で実施する公共下水道、集落排水、浄化槽の施設を連携して整備できるよう、

事業間で融通可能ということで、また、地方の自主裁量性を尊重するということで、市町村独自の計画を立ててそれを策定することができるということなんですが、今まで公共下水道、集落排水、浄化槽、各省庁が縦割りになっていましたので、なかなか補助金の関係も複雑だったのですが、この計画が市町村で立てられるという話を聞いたのですが、これにはまず地域再生計画というものを出さなければいけないということで、そういったものを策定して地域で整備計画を立てるとということなんですけれども、それによると、かなり融通が利く事業ができるということで、単一でなく、いろんなものを複合させて、組み合わせて事業ができるということなんですけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

それからもう1点、浄化槽市町村整備推進事業ということで、これは、今までは浄化槽の設置は個人で設置していたんですけれども、それを市町村が実施主体になって、計画を立てて推進するというので、個人設置型は概ね補助率が4割なんですけれども、この場合は下水道事業債、元利償還金の50%相当は交付税措置ということと、国負担が全体の3分の1ありまして、設置者個人の負担金が約9万円で済むということなんです。その場合は、当然市町村が実施主体ですので、その後の維持管理も市町村が行って、その管理料、あるいはまた使用料を市町村に払って一定の額で維持管理をしていく。それだと維持管理が確実になされるわけなんですけれども、その辺のところ、私も詳しくはわかりませんので、教えていただきたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

杉山議員さん、大変勉強されておられるようで、私はまだ十分勉強をしているところではありませんけれども、地域再生計画というのをまず一番上位に出して、その下でこの汚水整備事業交付金であるとか、合併浄化槽の市町村整備推進計画を出して、そうすると個人の負担が補助金、交付金が出るというようなことだと思います。全体の計画を見ながら、こういうことを勉強しながらやっぱりやっていく必要があるかなと。まだ我々は全体計画の中でこれに入っておりません。これからの行政課題になってくるんじゃないかと思います。

あとは上下水道部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） ただいま市長が答弁したとおりでして、まだ具体的にですね、県の方からその計画についての資料提出等々は求められてはおりません。現在、公共下水道計画区域外に関して合併浄化槽への補助金というものは交付しておりますけれども、これも、5人槽程度で申し上げますと、入れ替えの場合ですと82万円、新築の場合ですと50万円ちょっとぐらいですか、このぐらいの補助金が出ております。

それとはまた別の制度だというふうに、今認識したわけなんですけれども、まだそこら辺の計画は伊豆市では取られておりませんので、ここでは詳しいご説明はちょっと差し控えさせて

いただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。いずれにしても、国でもこれから推奨しているということでございますので、また、非常に効率的な方法ということでございますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、成年後見制度利用支援事業ということについて、再質問させていただきます。私、こういう質問をしましたのも、実際お年寄りを狙った詐欺事件が非常に頻発しておりまして、本当に判断能力の落ちた方が、不用意に判をつけてしまって、もう取り返しがつかない状態に追い込まれている事例をかなり聞いておりますので、なんとしてもやはり市民の財産を守る、生活を守るという意味からも、できる事業は取り組んでいただきたいと思ひまして、質問をいたしたんですけれども、成年後見制度、非常に私もわかりにくくて、まだ上辺だけしかわからないんですけれども、この中で国庫補助の制度利用支援事業というのがあるんですけれども、それにはその事業を推進するにあたって、広報・普及活動にも国庫補助が適用できるということなんですけれども、例えば、在宅介護支援センター、あるいは居宅介護支援事業者等を通じた成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布、そして、家族に対する説明会とか相談会の開催、また後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介などということで、この後押しをする事業にも国庫補助が下りるとということなんですけれども、これは検討されたことはおありでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それではお答えいたします。

この事業は、介護保険法が改正されまして、地域包括支援センター、ここが来年度からできるわけでございますけれども、そこをですね、この前の国会で付帯決議と申しますか、後から追加される形で、ここで介護保険、後見人制度について、支援しなさいという決めがございます。従いまして、来年度伊豆市におきましても包括支援センターを設置いたしますので、そこで考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 考えていただけるということですが、対象になる方は、ここでは利用に対する経費の助成は、経費を払う能力のない方ということになっているんですけれども、そういった紹介とか、そういう説明会とか…。

今、取り組んでいただける内容はわかりました。来年度から取り組んでいきたいというふうに理解しましたけれども、実際に、そういう判断能力が衰えている方でも資産がある方、貯金がある方は、今回対象から、助成対象からはずれるということなんですけれども、最初に言ったのは自治体が行き組む事業で、私が今質問しているのは個人に対する助成の質問で

す。対象からはずれるということなんですけれども、それを行政によっては申立に対する経費、あるいはその鑑定手数料、そして後見人の報酬の一部を助成して普及している自治体があるわけでございますけれども、将来的に伊豆市でそのようなことを取り組む計画がおりでしょうか、質問いたします。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） この制度そのものの、できるきっかけとなりましたのが、介護保険ができて、今まで措置制度として市が例えば老人ホームに入れるとか、そういうことを決めていたわけなんですけれども、それが契約制度になったということで、これを支援するということが後見制度というものができたというふうに私は認識しております。

それで、最近の傾向として、ほとんどリフォーム関係であるとか、そういうことに対する被害が出てきて、伊豆市内についてもこの7月に1件ありましたけれども、そういったことが問題になってきているんだろうと思います。

そういう中で、資産が実際にある、あるいは預金もあるけれども、4親等以内にいるんだけれどもそういう能力のない方、これらに対しては、金銭的なことは市はいたしませんけれども、それに対する紹介であるとか、ある程度の手続き上の支援についてはしていかなければならないと考えております。

それから、国で定めております補助制度、これにつきましても生活保護とそれから資産のない方、預金のない方ということに限定されますけれども、検討を進めていきたいと、そのように考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。

最後に、災害危険箇所の点検、それから防災事業なんですけれども、細かく把握しているという答弁がございました。具体的に、その危険区域に住んでおられる方に対する周知というか、また避難の案内とか、そういうことに関してお宅の裏山は危ないよ、とかそういったこと細かなことまで伝えるなどをされていますでしょうか。

ハザードマップを作成されたということなんですけど、これは伊豆市になってからではないと思うんですけれども、過去に配布されましたハザードマップ、私も何度か見ているんですけれども、非常に抽象的でどう見ても危険でない場所でも危険区域に指定されている箇所が相当ありまして、要するに勾配のあるところに家が建っているところはほとんど指定されているという形で、本当に実用的ではないという実感を昔から持っておりました。

今回、またそういう意味からも現に本当に危ないよという具体的な箇所をいろいろ個人情報の問題もありますけれども、示すことができますでしょうか。

お願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） ハザードマップが実用でないというご指摘でございます。ハザードマップというのは、旧町の時代から作ってそれが一応の目安というふうになっております。ハザードマップを見て、いろんなご意見は当然あるかと思えます。ただ、これはある基準に基づいて作ったものでございますので、これを見て災害対策ということを考えていただきたいと思えます。

本当にじゃあどこに、いつ、どんな災害が来るかというのはこれはもう、神のみぞ知るといふ状況でございます。行政が万全を期してやっても災害は全部止まるかどうかはわからないわけですから。そういうことを考えるとその災害に対する対応としては、やはりまずは地域、自分の身体・生命は自分で守る、自分の安全は自分で守る。それから地域での災害防備対策ですね、そういうことを考えていただくということになるかと思えます。市ではできるところをやっていくというスタンスでございます。

以上でございます。もう少し詳しく、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 防災的には、どうしても地域の隅々というのは、どんなに詳しい資料を作っても、どうしても地域の防災力に頼るといふようなことも一つの考えとして持っていかなければならないということで、特に、自主防の組織の育成というか、こういうようなものに力を入れていきたい。それから災害が起こった場合については事前に起こる地域を予測して、そこをピンスポットで同報無線であるとか広報車、こういうようなものを使って、特に台風、この間あったわけですけど、もう早めに皆さんに避難していただくというように当面行くと。

それから、あとは配備につきましても、地の利がわかる職員を庁舎に配備するというところで、これにつきましても当面現仕事の組織は無視をしてもそういうことでふるさと体制ということで、配備を進めていくと、防災上はそういうことでございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 最後の質問をさせていただきます。この災害予防ということで、将来的な話になるんですけども、先ほど下水道のところでは取り上げさせていただいたんですが、地域再生計画という中に、複数の交付金があるわけなんですけれども、それを利用してまちづくりをしている事例がございますので、ちょっと挙げさせていただいて、このような、伊豆市に似ている状況なものですから、この先検討される余地があるかどうか、最後に質問させていただきます。

複数の交付金ということで、地域再生計画の中で、埼玉県秩父市なんですけれども、「森と水のちからほとばしる活力あるまちづくり計画」ということで、「森林の再生によるまちづくり」と「淡水資源の保護」を柱に、林道及び市道を一体的に整備することによって、積極的な間伐の実施、拠点施設へのアクセス向上を図るとともに、汚水処理施設を整備し、河川の水質の向上等を図る。そのほか、木質系バイオマス発電施設、森の学校等の建設、秩父地域

の特色を活かしたカエデの植林によるメープルシロップを利用した商品開発など、豊かな自然環境を保全しつつ、新たな雇用と産業の創出を図るということで、これは道路整備交付金、汚水処理施設整備交付金を活用して、関連事業としてバイオマス・コジェネ研究事業、それからカエデの植林、エコツーリズム・森の学校等の事業を実施ということで、観光事業の創出、それからカエデの森利用客、エコツーリズムということで、誘客を目標としているということです。

それから次に、同じような利用計画を出しているところはいっぱいあるんですけど、もう一つ、三重県松阪市というところで、「広域農道及び森林基幹道等を一体的に整備し、地域内に広がる農地・森林と流通拠点を道路ネットワークで接続するとともに、地域で生産された農林水産物を地域で消費することを通じ地域のあり方を見つめ直す「地産地消運動」を推進し、農林水産業の振興による地域の活性化を図る。」ということで、各地でこのような制度を利用した事業が計画されているんですけども、なにか伊豆市にも通じるところがあると思いますので、ちょっと検討していただけるかどうか、質問いたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 杉山君、今の3番目の質問で、この危険箇所とか事業計画について、地域再生計画の交付金が見えるかどうか、その関連性……。

1番（杉山 誠君） いいえ、災害予防ということで、これから山林の整備に取り組んでいくのに使えるかどうかということで、ちょっと飛躍してしまうかも知れないですけど。

議長（遠藤正寿君） できるだけあなたの質問の内容に沿ったことで、あまりはずれてしまうと質問外になりますので。どうですか。今の質問でわかりますか。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。秩父市や松阪市が大変積極的にやっておられるということですが、伊豆でいくつかウエルネス産業であるとか、そういうものをまとめればそういうことができるのではないかと考えております。参考にしてこれから研究する課題だろうと、そんなふうに認識した次第です。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。これで杉山議員の質問を終了いたします。

関 邦 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に、19番、関議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

1、土肥地区は当番医が隔週しかいない。土肥クリニック開業の頃から、地元の開業医が高齢を理由に日曜当番医を受けない。年月が過ぎ、医師が高齢でないにも関わらず、代が替わり、次の子供さんが医者をやっているにも関わらず、協力は得られていない。土肥地区では土肥クリニックが隔週診療し、隔週日曜当番医がいない状態が続いています。日曜、祭日、土肥地区で診療を受けるようにできないか、伺います。

2、常設消防職員の削減で活動に支障が出るのではないかと。西伊豆広域消防の時、12名体制で救急と消防を行っていた。土肥の救急車が出動すると、西伊豆の本部から土肥に救急車を補充していた。田方消防になってから10名と少なくなり、5人・5人体制だが、1名は休みを取り、4人業務のようですが、3名の時もあるとのこと。救急車に3人乗ると残りは1人か、誰も残らない。これでは救急が重なったときどうするつもりか。修善寺から応援では30分以上の時間が加算される。市長は合併による効果でこの消防が整備されたと言っていますが、これでは後退のように思えます。救急車が出動時に火災が発生した場合、電話番号を知らないことが想定される。十分な対応ができないと思うが、伺います。

3、海水浴場の侵食とアオサ対策について。8月の台風での海岸侵食で浜が少なくなり、急傾斜になったように見受けられます。自然に逆らい、毎年毎年砂を入れて造浜している。昔は何もなくても美しい浜辺だったと思う。波消しのための離岸堤建設で、海水のよどみ、浅瀬の汚れ、アオサの発生と侵食等の問題が起きたのではないかと。離岸堤の位置について、沖出しについて、土肥町時代から要望されている。全国海水浴場88選に選ばれた美しい土肥海岸の保全について、国・県の協力を得て整備してもらいたいと思うが、いかに考えているか、伺います。

よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの副議長の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 副議長のご質問にお答えいたします。

まず一番目の土肥地区には当番医が隔週しかいないということですが、土肥地区における当番医は、旧土肥町医師会のご協力をいただきまして、毎週日曜日に輪番で当番医による救急医療が行われてきました。しかし、医師の高齢化が進んできたことから、当番医を続けることが困難となり、現在では公設民営施設であります土肥クリニックにお願いし、毎月第1・第3日曜日の隔週に救急医療を行っているところであります。

市では救急医療のさらなる充実を図るため、田方医師会、隣接病院等に協力を要請しているところでありますが、近年、臨床医制度等の影響から全国的に地域医療の現場における医師の確保が非常に困難な状況であります。したがって、現状での医療機関の利用をお願いしたいと思います。

続きまして2点目の、議員ご指摘の田方消防西出張所の人員配置は不十分ではないかということですが、現在、田方地区消防組合の救急車運行については、各支署管内で処理することを原則として行っておりますが、ただし、これは人命に関わることで、重複救急等の場合は消防隊が出動し、応急処置を施し、救急車の到着を待つという体制で、現在救急車の運用をしております。また、最も緊急の場合は、ドクターヘリの出動もあり得るわけです。

現在のところ、土肥地区については特に問題もなく運用されているところでありますが、ご指摘の人員配置については、組合としての人員配置計画もございますので、当面は現状を

見守りたいと思っております。

続きまして、3点目の、海水浴場の侵食とアオサ対策についてお答えいたします。これはアマモだそうです。今でもアマモの除去、浚渫等を県にお願いをして、地元の方々にもご協力をいただき、清掃作業をしてきた経緯があります。自然現象も原因にあることから、これからも関係する方々へお願いしてこの問題を検討していきたいと思っております。

離岸堤の沖出しの件でございますが、以前防潮堤のかさ上げや養浜を行い、同時に沖出しを行う案が県から地元へ提示されましたが、了解が得られずに終わった経緯がありました。この時点でも、県は離岸堤の沖出しはできないとのことでした。

現在、大藪地区の防潮堤を施工しておりますが、この工事が完了後に屋形地区の検討を行い、最終的な防災工事の結論を出すものと思われまます。いずれにしろ、防災・環境・利用等の問題があるため、離岸堤の沖出しの問題だけではなくて、全体的に考えて関係する方々のご協力をいただいて解決をしていかなければならない問題だと思えます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 1番について、再質問をします。土肥地区の開業医は訪問ドクターとしての仕事をされ、救急ではない、熱があっても順番を待てるような患者、生活習慣病、風邪をひく等の患者を治療し、専門の医療を要する患者は応急処置を施し、他の大きな病院に紹介しているようです。日曜・祭日の朝まで待てないような緊急を要する患者に対し、地元の開業医の治療を受けずにそれなりの施設に直行した方が効果的だということも開業医の方が診療を断る理由だと考えられます。

体力のない年寄りの方にいつでも診療できるようにして安心させてあげることが人に優しい行政だと思います。隔週は、先ほど市長が説明したように隔週診療している土肥クリニックは小下田地区に区有の老朽化した診療所がありましたが、医師がいなくなり、後継者が見つからなかった。土肥で総合病院のできる建物を用意しましたが、過疎地の経営は難しく、内科の医師1名が常勤し、整形外科等の医師が西伊豆病院から派遣され、診療に当たっています。土肥時代も当番医についてずっと土肥の議会でも論議されてきましたが、一向に進展しませんでした。この問題は合併して1年半ほど過ぎましても、まだ解決していない。今のままでいいとは思っていないようですが、解決の仕方がないということですが、病院運営を医師の派遣できる他のところと変更すれば当然、そこから派遣して医者が来るとか、いろいろな方法があると思いますが、このことについてどう思いますか。

伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

確かに、病気、大変なことございまして、何とかしたいと思えますけれど、現状では医師不足ということで、なかなか手が打てないというのが現実でございます。ご提案の、他の

病院に委託を変更したら医師が来るんじゃないかという期待もありますが、実際そうなった場合に来ていただけるかどうか、大変心配になるわけです。その辺で、いいやり方があったらぜひ、ご提案いただきたいと思います。

そうですね、いわゆる過疎地の医療というのは、土肥地区だけではなくて、大変問題があるのかと思います。お医者さんとしても経営の問題があるようでございます。その辺を勘案して、一番妥当の線というのを今後も模索していかなければならないと思います。

ご理解をいただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） この問題は心にとめておいてもらって、そしていい方向で探してもらいたいと思います。土肥にとってみれば、大変な問題だと思います。またよろしく願います。

2番、財政があまり良くなかった西伊豆消防時代、土肥では12名体制で活動していたということは、12名の6人体制勤務は何とかがんばる最低限度の人数だったと思われれます。今回、10名の5人体制は少なければ経費の無駄が省けるが、4人ないし3人では活動に支障があると思われれます。非番の待機職員も行政区域の関係で峠向こうの方もあり、緊急時に十分対応できないのではないかと。西伊豆広域消防の時は、土肥の救急車の出動時は、本部からすぐに救急車を補充する体制でした。

ドクターヘリの活躍により短時間で搬送できるようになり、ありがたいと思っております。しかし、ヘリは広範囲を受け持ち、緊急時に来てもらえるとは限りません。脳疾患、心筋梗塞等、一時を争う患者に関して、救急出動が重なった時にどうするつもりか。そのときは運が悪いということで済まされる問題ではないと思います。

しかし、現実にそのような理由で対応できなかったことが今度新しくなってから何回かあるそうです。緊急時対応する施設から遠く離れている土肥地区の方は、大変心配しています。

このことに関してどのように考えるか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

重複救急の問題ということで、これは土肥地区に限ったことではないと思います。この修善寺地区もそうですし、田方消防全体が、救急業務が年々増加しているという状況で、1台が出払ってしまうと次の救急が入っても行けないということで、消防車を走らせるというような事態も起きているようでございます。特に今回、戸田地区が沼津と合併いたしました。戸田地区としては沼津から来ていただくよりも田方消防から来てもらった方がいいというような話がありまして、そういう場合どうするかということも田方消防の中でも協議した結果、救急車があれば人命に関わることで、戸田地区だから行かないよってというわけにはいきませんから、行きますよと。だけど、こっちの方がいっぱいなら行けない場合もありますというような話をした経緯がございます。

結局、全体からすると解決策というのはもっとお金を出して人をたくさん雇って、救急車をいっぱい入れる。それしかないんじゃないかと思うんですね。それが各担当の自治体の中で伊豆市、伊豆の国市、函南町で負担できるかどうかという、これはもっと根本に戻った議論になってくるんじゃないかと思います。

命に関わることでですから、それぞれ、この命が重くてこの命が軽いということはないわけですが、ただ、議員がおっしゃるように、多少、そういうダブルにかかっちゃったということは、あるいは運と申し上げざるを得ない場面もあるのかなと、そんなふうに考えております。ぜひ、今後これにつきましては、全体の財源のなかで田方消防、あるいは緊急救急体制をどう整えるかということでの議論になってくると思いますので、ご意見あるいは解決策等をご提案いただければありがたいと、そんなふうに思っています。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 今のことについて再質問をさせていただきます。大規模災害や大事故発生時、救急隊と医療機関が連携して円滑に負傷者を運べるようにと総務省・消防庁の統一マニュアルを来年度策定し、配布したいと言っています。多数の負傷者が同時に出たため、ケガの程度による優先順位救命医療行為・トリアージ手順を盛り込もうとしています。

また、東京都では実際に救急を要しない患者が救急車を6割使用している。そのため、重傷者の対応が遅れる。軽症の、比較的軽い患者に対して、119番とは違う番号で簡易な救命装置を施したタクシー制度を、確か、今日か2、3日前か、導入するとか言っていました。起こるか起こらないかの事件に24時間対応する組織、現在の組織に対し、救急の措置のできる装備を施した救急タクシーによる民間活用、職種によってはその時だけ職を離れても問題がない職員による対応等で住民を安心させることはできないか。

常設のできる前は役場で急患に対して対応していました。常設ができてから何でも常設に任せているが、費用を考えると常設を皆が安心するだけ増やすことはできず、その結果対応が制限され、運悪く搬送に時間がかかり、取り返しがつかない結果になることは容易に想定され、また実際起きています。

医療に預かるのに時間のかかるところの市民に対し、10名勤務は変えられないとしても、事故が起きないような対策を考えてもらいたいと思いますが、いろいろ考えられると思いませんけれども、どう思いますか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 民間の救急タクシーというお話を伺いました。これも将来あるのかなと思っております。現在、常設消防でやっています救急は、無料と言いますか、救急ですから全部行政の負担でやっているわけです。先般テレビ等でも出ましたように、タクシー代わりに使うというような批判もあるわけです。その辺との兼ね合いが大変難しいと思うわけです。救急車でいった方が待ち時間がなくて早く診てもらえるというようなこともありまして、大変その辺の運用方法は難しいと。民間がその間を補完するようなやり方でたぶん有料だ

と、どの程度の費用がかかるのかわかりませんが、有料で、ご自分の判断でもってそういう民間の救急タクシーに乗って医療施設へ出向かれるというような制度もあっていいのかなと思いますが、その辺はやっぱり条件整理をしていきたいと思います、伊豆市でどこができるかというのは今後の問題だろうと思います。

ただ、先ほどの消防あるいは救急のことについてでございますが、大規模な災害の時にはいずれにしても、もう大変なことになるんじゃないかと。とても間に合わないというようなことで、その中から出てきたことがトリアージの判定というようなことで、救急でやってももう助からないのはかえって判断して後回しにするというようなやり方を、トリアージで、助かる可能性のある方を順次送っていくという方法でございます。

そういう災害あるいは救急の時にも、私は先ほどの自然災害の時と同じように近所のコミュニティというのが非常に役に立つんじゃないかなと思っております。救急車を呼んでも、来るまでには何分かかります。それは遠い近いも関係しますけれど、そういうことがあります。ご近所で車の運転できる方がいたら、早く行けばそれだけ早く診てもらえるんじゃないかということで、やはりそういうコミュニティと言いますか、仲間の助け合いということが、救急医療を救う方法の一つかなと、そんなふう思うところであります。

役場から常設にしたら満足を与えられないということは、常設にしたのが間違いだったのかなと思いますが、私はそうじゃないと思います。役場は役場のやる仕事であり、常設は常設の目的を持ってやる仕事でありますから、そういう手分けをしたということだろうと思っています。したがって、これは全部常設だけに任せるのではなくて、常設と地域と行政と皆一体になって、そういう場合に対処する方法を考えていく必要があるんじゃないかと思えます。

いくらやっても、先ほどの災害の時と同じように、100点満点はないと思います。ハード整備をいくらやっても、災害は絶対に防げませんし、救急についても、ハード整備をいくらやっても、救急業務ですべての人が助かるというわけではありませんので、その辺のところをどう理解し、どう考えを持っていくかということが大変重要ではないかと、そんなふう思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 3番について、質問します。土肥・山川、本当の名前は何かというのかわかりませんが、土肥の大きい川です。土肥・山川の河口は、昨年埋まり、水たまりができ、そこに汚泥がたまり、汚いので、近所の方が河口をふさいでいる砂利を除くように支所に要望したが、対応してくれなかったということです。今回の台風で砂がその水のたまったところに埋まって、河口は埋まった状態になっています。

大藪の防波堤、離岸堤により、海流が変わり、土肥の海水浴場の海岸は総合会館側が広がり、屋形船着場側が狭まっています。

川・海の問題は費用がかかるので多くが国・県の管轄で行われています。アマモは水深 10メートルから 1メートル以下、浅瀬の砂、泥のところに地下茎で繁茂し、アマモ地帯を形成しています。食べると甘く、藻枝を乾燥させて塩を取る、魚類の産卵場、あるいは魚の育成場としての役割、海水の浄化等に役立つとしても、海底が藻でぬるぬるしては海水浴の目的の人にとってはあまり気持ちのよいものではないと思われます。県でもアマモを取り除いてくれているが、海岸にアオサ、アマモ等が打ちあがってはどうかと思う。浜木綿(ハマユウ)の称は、アマモが海岸でさらされ、白色の布に見えるところからと言われています。アマモ自体は嫌われるものではないにしても、この間、土肥に来てくれましたね。土肥の地区廻りの懇談会でこのことが指摘されました。伊豆市土肥の海水浴場は 88 選にふさわしくいづもきれいだと言われるためには国・県にまかせるのではなく、積極的に働きかけ、国・県との協働により、よりよい海水浴場にしなければならないと思います。

今、市でやっていることは砂をこっちからこっちへ運ぶとか、そういうようなことは市でやったり、砂の飛ばないようにしているようですけれども、海の中をきれいにするとか、そういうのは、県だけに任せるのではなく、市でもこれに力を入れてもらいたいと思いますが、どう思いますか。伺います。

議長(遠藤正寿君) 市長。

市長(大城伸彦君) お答えいたします。アマモ、海藻の除去についてでございますが、その前に山川については、土肥の支所長から報告を受けて、それなりの手だては取ったというふうに聞いております。

それから、アマモでございますが、県にお願いしているということで、市でやったらどうかということですが、これも勝手にはできないと思いますので、県によく聞いて、どこまでできるか、自然、生態系の保護ということで、多分規定があると思います。

それと、もう一つは、やはりあそこの土肥のきれいな浜でございます。伊豆市の浜は土肥と小土肥の浜です。あれをあの浜で恩恵を受けている方々がおいででございます。そういう方たちも、やはり汗を出して頑張っていたと、ということがないと、県がやっても物足りないから市がやれと言っても、そういうことでなかなか全部ができるわけではなくて、一緒に協働の精神で事に当たっていただきたい。そんなふうに思います。

以上です。

議長(遠藤正寿君) 関議員。

19番(関 邦夫君) 以上、三つの質問をしたことから、支所長に望むことは、地区の状況をよく知っているにも関わらず多くのことがあまり進展していないように思われます。市長が権限を与えていると言っているのに金のかかること、国・県への陳情について遠慮しすぎているのではないかと。土肥地区で使える過疎債に対しても、積極的活用は見受けられません。

市長は全般的なことはよく勉強されて立派な答弁をされていますが、その地区の現状は支

所長の正しい説明が必要です。旧土肥町での質問と同じ答えが返ってくる。再質問をすると、議事録でわかるように的外れの答弁が多く、それ以上は質問しても無駄だと、よしている。今回の質問のように細かい問題でもその地区の対象になる人にとっては大きな問題です。勇気を持って地区の問題を取り上げてもらいたいと思います。

支所長は市長に懸案事項の説明を正しく伝え、基本的な考えについては答弁を振らなくても済むようにしてもらいたいと思います。この三つの問題がなかなかはかどらない、はかばかしくいかないということは、やはり、支所長さん、そこにおられますけれど、あんたがもっとうんと力を出して、そして市長にどんどん攻めてもらわなければ、土肥地区は市議会も何にもなくてどうともならないと思います。

このことについて、もっと積極的にやれないかどうか、お答えをお願いします。

議長（遠藤正寿君） これは個人の問題だな。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

議長（遠藤正寿君） 支所長の問題は個人の問題ですから。

それでは、市長。

市長（大城伸彦君） 支所長が説明が悪いのか、私の受け取りが悪いのか、いろいろあるかと思います。改良できるところは改良したいと思います。行政ばかりでないので、また別の場でよく懇談した方が結果が出ると思います。

以上です。

19番（関 邦夫君） 以上で終わります。

議長（遠藤正寿君） それではここで休憩といたします。再開を14時15分といたします。それまで休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

酒 井 勲 一 君

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、16番、酒井議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

天城北道路の建設が新聞紙上に出ましてから、はや10年がたとうとしております。地元・大平地区では、当初より再圃場整備をし、公共用地を創出したり少子化や人口減少を考えた将来のまちづくりを考えてまいりました。しかし、いかんせん10年もたちますと、国の制度の問題、あるいは農家自身の農業に対する気持ちとかいろいろ変化が出ておりますように感じます。圃場整備事業に対する国・県の考え方が、あるいは制度が変わってきているんじゃないかなと私は予想するわけであります。

先日も圃場整備の資料をいただきに湯ヶ島支所の方へ行きまして、ちょうど課長さん、部長さんがいらっしゃいましたものですから、ご意見を伺ったり指導を受けたりいたしましたけれど、はっきりは申しませんが、顔つきからして相当厳しいのかなというような感じを持ちました。しかし私どもは、これから、天北道路は用地買収等に進んでいくわけですが、これも一気に解決するためには、圃場整備がなくてはならないのかなというふうに考えております。そこで、国や県の制度が縮小しても、伊豆市でやってくれればどうってことはないじゃないかというような考えも私はあるわけでありまして。そこで、伊豆市の市長さん自身の圃場整備に対する考え方をお伺いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。市長さんの意見で難しかったなら個人的な意見でもけっこうですので、お聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員の質問に対し、答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員の大平区の再圃場整備事業についてお答えいたします。

まず、公式意見でございます。天城北道路の大平・畑地内にハーフインターの設置が実現することになり、ハーフインター及びアクセス道路計画路線周辺の水田の高低差を解消し、形状の変わった水田の区画を改善する圃場整備事業は、この地区のこれからの地域農業の方向付けに大きな役割を果たすとともに、地域づくりにも貢献するものと思っております。このため、天城北道路事業と連携し、トンネル工事等に伴う発生土を有効な資源として活用することによって、環境の保全にも資することができ、効率化が図られると思っております。

議員ご指摘のように、圃場整備事業の制度等も変わってきております。現行制度の中で対応可能な事業について、県の指導を仰ぎながら進めているところであります。今後とも圃場整備事業実施に向けて、さらなる地元の皆様のご理解とご協力をいただきまして、国・県等の関係機関と協議・調整を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 当時より同時にですね、農家の二、三男の特典を利用した安価な優良宅地の創出、それから公共用地を創出して将来、20年、30年後の農地をどうするか、私は今、農家一軒一軒を訪問しながら、事情を調べております。家族を含めて、真剣に1人1人の皆さん、家族構成からして意見が違うわけですから、群れないでぜひ自分の意見を言ってほしいということで、一軒一軒を訪問しております。

当初は、伊豆市の市役所をつくろうとか、あるいは修善寺総合会館がだいぶ古いから、駐車場も狭いから、こっちへつくろうとか、あるいは南消防署を持って来ようとか、あるいは県の施設として、大仁警察署をこちらへ移動してもらえよう陳情しようじゃないか等を訴えてまいりました。現在は、ここ1ヶ月くらいは、柏久保地区にあるごみの焼却施設をぜひ大平へ誘致しようじゃないかというようなことを住民に訴えております。しかし、なかなか

住民にわかってもらうのは大変なことであります。

市長の頭の中には、多分大平地区なんてことはひとかけらもないと思いますが、私も必死でやるつもりでありますので、一軒一軒、しらみつぶしでやっておりますが、あと二、三軒になりました。どう考えるかということのを皆で相談しようじゃないかということのを、今訴えております。

自分たちだけごみを出して、そういうものは山の上へ持っていくという意見は、いかななものかと私は提案いたします。山の上へ持っていけば、宅地造成、あるいは道路の布設費等で莫大な費用がかかります。大平地区のあそこへ持って来れば、宅地造成はあまり変わりません。道路もすぐそばにあります。安価にできます、と私は考えます。市民のために非常にためになるという結論でございます。しかしこれをまとめるということはまた別の問題でありまして、なかなか抵抗が強いわけです。でも、テーブルにはみんなついて、考えてくれるというような人が多いわけです。これには、だけど皆さんの意見を聞いて、市長がそこはとんでもない、優良農地だから、稲を作れと言われたら困るわけで、頭の中に少しは考えてもらわなきゃならないということのを、私は思っているわけでありまして。

市長、その辺いかがでしょう。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

相当長期展望になるのではないかと思います。天城北道路ができて、平成 19 年には第 1 工区、大平のハーフインターまでが供用開始になる計画でございます。それから第 2 工区として、ハーフインターから先、矢熊までが平成 20 年代の前半というふうに言われております。その整備と相まって、県道の整備、国道 136 号へのアクセス、あるいは川を渡っての日向地区、鮎見橋から市山まで抜ける、県道修善寺天城線の整備等々、相まってあの地域を、現在は調整区域になっているわけですけれども、今後農業の振興、農地としていくか、あるいは先ほどお話しした都市計画の中でそういう整備をやっていくかということは、大きな問題だと思います。

しかし、長い年月にはいろいろな状況等も変わってきますし、農業の担い手等の問題が出てくると思います。それを調整を図りながら、順次と言いますか、あわてないでやるのが、これは重要ではないかと私は思っております。

特に、ごみ問題等については格別のご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。前にもごみ問題についてはお答えしましたように、用地が一番ポイントになりますので、またそういうご協力をいただければ、たいへんありがたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 市長、今あわてないでゆっくり考えたいとおっしゃったような気が

しますけれど、決して僕はゆっくり考えていては、もういけないと思うわけです。と言うのは、例えば新しい場所へ選んでも、環境アセスメントだけでも3年から4年かかってしまうわけです。そういうことを考えますと、柏久保地区の、現在ご迷惑をかけている施設はもうかなり老朽化しているわけです。しかも、地元でも早く出て行ってくれと、市長もOKと言ったと私は解釈しておりますが、ということは早く新しいところを選定しないといけないと私は思うんだけど、一応いろいろな組み合わせ等も過去にはお世話になった伊東市さんのこともありますから、一概にはさっとはいかないかも知れませんが、ぜひ、候補地のひとつとして、頭の隅にもし地元がそうしようと、俺たちがやろうということになったならば、考えていただけるような回答をいただきたい。

それでなければ、私は本当にはやりの言葉ではありませんけれど、殺されるのを覚悟でやるというようなことで、今いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大平地区の再圃場整備についてが、ごみの問題になっているわけですが、ごみ処理場の整備については、後ほど三須議員からも質問が出ています。その時にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、地元の人たちがよしという気になってくれれば、ごみの問題については、緊急かつ重要な問題だと考えております。

したがって、地元の人たちがよしという気になれば、ぜひお願ひしたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） これで酒井議員の質問を終了いたします。

鈴木基文君

議長（遠藤正寿君） 次に2番、鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木基文です。市長に2点の件について質問いたします。

まず最初に国民宿舎の売却について。8月22日の全員協議会で報告された木太刀荘と土肥ふじみ荘の売却について質問いたします。

売却先の決定に一般競争入札とプロポーザル方式の両方を考えているとの説明でしたが、どちらに決定いたしましたか。他の地域では、買収された物件、宿泊施設等で多くの問題が発生していると聞いていますが、具体的に把握していますか。売却先の決定に際し、近隣同業者の情報や意見を参考にすることを考えていますでしょうか。

2番目。市職員の現場体験について。これまで国民宿舎等の市営施設で、市、旧町の職員がサービス関係の現場を経験することができたことは役所での仕事の取り組み方や対応、やる気などの面でプラスの効果があったと思います。これからもそのような機会を与えるために市営施設を残すとか他団体や民間例えばNPO等への派遣等考えられませんか。

以上2点です。お願ひいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの鈴木議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 鈴木議員の「国民宿舎の売却」についてお答えいたします。

8月の全員協議会においては、売却方法は一般競争入札かプロポーザル方式と説明をいたしましたが、現時点では、プロポーザル方式をメインに検討しております。

次に、売却後に発生する問題の把握につきましては、国民宿舎の売却を実施した兵庫県相生市それから、相手方と協議中の岡山県美作市に確認いたしました。両市とも大きな問題は発生していないとの回答がございました。また、静岡県市町村財政室へも確認をいたしましたところ、東海4県において事例は無いとの回答でしたが、議員が把握している事例提供等を願えば確認してみたいと思います。さらに、国民宿舎の売却について、関係諸団体、関係各区への意見聴取等を実施し、売却に当たってのご意見・ご要望等は聴取できたものと考えております。近隣同業者にかかわらず、ご意見、情報等がありましたら、参考にしたいとそんなふうにしております。

続きまして、2点目の「市職員の現場体験」についてお答えいたします。市の職員が、事務従事だけでなく、待遇等の他のサービス施設で接客体験をするということは大変良いことだと思います。職員の研修の場としては、県で行っている各種研修などがございます。従って、国民宿舎でなければこのサービスの接客体験ができないわけではないと思っております。現在のところ他団体や民間への研修派遣は考えておりません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 再質問いたします。

まず国民宿舎の売却についてですが、いろいろ問題がありますというのは、国民宿舎に限らず民間の施設等で今非常に多くのそういう倒産物件でありますとか、民事再生法等の物件、その売買等が数多く発生しています。伊豆地区の中でもたくさん発生しておりまして、民間レベルですとかなりいろいろな地区でいろいろな問題が発生しております。

行政が売買するということだと、契約の時点でかなりの条件等、しっかりとつけてやっていただけたと思いますけれども、話を聞いていますと、民間等でも最初はそういう話だったけれども、実際にやったらあっという間にこうなっちゃったという、そういう問題点が非常に多く起きています。法の目をくぐるプロみたいなのが最初はうまい具合に契約はちゃんとしましたけれども、数年後に、2、3年後にあれ、ちょっと違うぞ、他のところが入ってきちゃったぞ、みたいな、それでも法的にはいや、問題はなくやりましたよというような事例が起こらないよう、慎重に対応してもらいたいと思っております。

それと、もう一つ、マイナス面だけではなくて、実は売却して新しい業者が参入することに対して、プラスの面もあるんじゃないかと思っております。今、観光業にしる商店にしる、個々のお店、個々の例えば施設どうしの競争ではなくて、もう地域間競争になっている。観光地もそうです。商店街もそうです。そうしますと、そこへ新しい血が入ることによって、

観光地がぐっと伸びるとか、新しい発展のしかたができるとか、そんなふうな可能性を秘めた業者がもし入ってくるようなことがあれば、非常に地域にとってメリットが生じることになります。

実は私もプロポーザル方式にしてもらってよかったと思っているわけですが、よかったと思っている一番大きな理由はそこでありまして、ぜひ、その入ってくるときに、プラス面の条件、そんなところも考えて。プラス面の条件を考えるということは、その地域の同業者であるとかいろんな人たちの意見もそこに入れて、いっしょに地域を伸ばしていくというような方向での進め方をぜひお願いしたいと思うわけですが、その辺りの可能性としては、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 国民宿舎の売却について、一応のご理解をいただきまして、まことにありがとうございます。売買について、こういう施設の売買については、民間であろうと市営であろうと、うまくいった例うまくいかなかったという例、また受け取り側の業種によって違いがあるのは当然だろうと思います。鈴木議員さん、むしろこういう方面のプロでございますので、今のプラスの面もあるということで、ぜひ情報提供、ご協力をいただきまして、伊豆市のためにプラスになるような将来に渡ってプラスになるような方向で進めるように、アドバイスをお願いしたいと、そんなふうに思います。

議長（遠藤正寿君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） そういうことで、私というよりも、一番大事なことは地域のまわりの人たちが、どのようにあの地域を持っていくかということだと思っておりますので、その辺りでそういう人たちの意見も十分取り入れていただきながら、やっていけるように、ぜひお願いいたします。

2番目の、市職員の現場の体験についての再質問をいたします。市長さんも、民間からの出身ということもありまして、今、民間ではそこまでやるのかというくらいやらないと成果が上がってこないというような状況になっています。当たり前のことをやったら、みんな当たり前ことはできるわけで、その中でどうやって飛び抜けるか、その辺りが求められています。私は、行政も一緒じゃないかなと思っています。なんか役所という枠の中で出るとちょっと押さえられたり、そこまでやらなくてもいいだろうみたいな何かそういう個性をなくされる、やる気をなくされるような体制にあるとは言いませんけれども、そんな体制になっでは一番まずいなというふうに思っています。そんなところを、もっともっと自分がこうやりたいんだという意欲をうまく伸ばせるような体制というものを欲しいなと。

そういう意味で、そういう市営の施設は完全に、例えば支配人なら支配人のこういう方向でいきたい、あるいはその結果が本人に返ってくる責任を持たされている。そんな中で、勤務をやる場所があった。それが非常によかったんじゃないかなというふうに思っているところです。例えば、中伊豆の国民宿舎、どうするか非常に困っているわけですが、思い切

って、多少の支出は目をつぶって、あそこは本当に、例えばグリーン・ツーリズムだとか、もっと地産地消だとか、そういうものに特化したもっと商品開発の基地となるような、何かそういう活動をやりたいというような意欲のある人が、職員の中でいれば本当にいいわけです。そんな人がNPOなどと一緒に、共同でもっともっと自由な前向きなそんな運営ができれば非常におもしろい施設になりはしないかなというふうには実は思っていて、質問をしています。中伊豆国民宿舎の利用法、一つの方法として、そんなことはどうでしょうという提案も含めてですけど、考えられないでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大変いいご提案だと思います。しかし、三つの国民宿舎の方向として、一応方向付けられたと思います。また、現場体験等は、先ほど申し上げましたように国民宿舎でなければできないというわけではなくて、もっと、そういう接遇の研修、あるいは専門性のある研修機関もあります。そういうことで、それとこれとは別に考えさせてもらいたいと思います。そんなふうを考えております。

あと、補足についてありましたら、企業部長。

議長（遠藤正寿君） 企業部長、ありますか。

企業部長（渡辺玉次君） 急なご指名でございますので、何とお答えしていいかわからないところがあります。

ただ、中伊豆荘、前には食の勉強会とか、こういったことも実際にやってまいりました。それから、現状NPOさんがグリーン・ツーリズムでがんばってきたというような経緯もございます。そういった方々の意見も聞いた上で、やらざるを得ないのかなと思います。それともう1点、私はいろいろな宿泊関連部署の総括として経験してきたことなんですが、市役所職員というのは法律の中にどうしても頭が入ります。そうしますと、言い方は悪いかも知れませんが、水商売的な要素のところ、こういったものに対する対応が非常に下手であるということは事実であろうと思います。昔から天城の職員の場合は水商売っ気が多かったらしくて非常にうまいところもあるわけですけど、全体的に見ますと、なかなかそういった市役所職員がそういった意味での対応が非常に下手であることは事実です。

かと言ってそれが今度、市役所、市になったわけですので、ある程度専門性の高い職員を育てようという方向付けがあるようですので、どちらかというところそういう方向にシフトしていくのかなというような気がしています。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 今、非常に、行政改革等ですね、問題になってはいますが、私も、ただ首を切ればいいとは思っていません。もっと、今いる職員の人たちがどのような仕事ができているのかというようなところが非常に市が伸びていく大きな部分かなと思っています。

そういう意味で、失敗しないことが評価だとか、何かやろうとして、うまくいかなか

ったらそれがマイナス、減点だとかいうのではなくて、やろうとする意欲みたいなものをそういうのも評価に入れるような、人事の査定みたいなものを、ぜひ、特に部長さんたちにはお願いしまして、そこまでやるのかという職員の人たちが増えるように、これからもやってもらいたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで鈴木議員の質問を終了いたします。

森 嶋 正 太 君

議長（遠藤正寿君） 次に、5番、森嶋議員。

5番（森嶋正太君） 5番、森嶋正太。通告に基づきまして、2点、市長に伺います。

まず一番、基本健康診査、いわゆる住民検診についてです。今年度、8月末で基本健康診査、住民検診が一段落いたしました。早期発見・治療のためにも受診率の向上が望まれます。旧4町時代と今年度の受診率の推移、また傾向について伺いたいと思います。

2点目、今回比較的人口の多い地区、例えば天城湯ヶ島あたりで言いますと宿から市山、月ヶ瀬、青羽根、船原、松ヶ瀬等々ですか、そういう地区では巡回車による検診がなくて、個別検診で指定医療機関への案内がされたようです。住民の皆さんの声ではそれぞれの地区でも巡回検診を望む声が、特に高齢者に多いようですが、市の方へはそういう声は届いているでしょうか。サービスは高い方へ、という当初の市の方針を踏まえまして、当局の基本的な考え方を伺います。

3点目、来年度以降の対応について、これらを踏まえて経費的な面や職員の対応、医療機関との連携等々、問題があれば含めて方向性を伺います。

大きな二番といたしまして、地上波デジタル放送について、伺います。政府の方針で、地上波デジタル放送が2011年の本格運用に向け、県内でも試験放送が始まりました。対応について、基本的な考え方を伺います。

1番、伊豆市では山間部が多いこともあり、テレビ受信の難視聴地区が多く、各地区ごとに共聴テレビ組合のような組織で共同アンテナ受診をしているところが多いのが現状です。VHF電波からUHF電波へ、さらにはデジタル波への切り替えは、組合へのかなりの負担増になります。各家庭やテレビ1台ずつの対応に依存することにもなりかねません。今後の情報提供や各テレビ組合への相談窓口の設置等の対応の予定はありますでしょうか。

2番、伊豆は関東圏からの観光客も多い地区です。また、テレビは観光にも生活にも深く関わっています。現状、静岡波のUHF電波では一週遅れの番組等もあるようです。タイムリーな東京波を見ることができるよう、伊豆半島の広域の行政区で共同でアピール活動等、早目に起こしてはどうかと思いますが、当局の考え方を伺います。

3番、伊豆市全域で、市当局が現状把握している各地区の現状のことや、国からの情報等があればあわせて伺いたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの森嶋議員の質問に対して答弁願ひます。

市長。

市長（大城伸彦君） まず、森嶋議員の基本健康診査、住民検診についてお答ひいたします。

基本健康診査ですが、これは老人健康法に基づき実施するもので、受診対象年齢は40歳以上と義務付けられております。しかし市では受診対象年齢を、合併のすり合わせの中で19歳以上としております。

まず、旧4町時代と今年度の受診率の推移や傾向については、合併前の平成15年度の実績では受診希望者数8,641人に対し、受診者は5,663人で、受診率65.5%でありました。合併初年度であります昨年度の実績は、希望者数が8,281人に対し、受診者数は6,180人で、受診率は74.6%であります。受診者、受診率ともに上がっております。これは、合併に伴う対象年齢枠の拡大によるものと判断しております。

従前の検診方法は、集団検診のみの実施でありましたが、検診内容について、県からの補助金の実施要綱にそぐわないので見直しをするよう指導を受けたことから、今年度からは集団検診と個別検診を併用して実施することといたしました。

2番目の比較的人口の多い地域への個別検診の案内とのことでありますが、特に高齢者等に配慮し、交通の不便な地域につきましては地域の公民館等をお借りして集団検診を実施するものでありますが、主要道路等に隣接する比較的交通の便の良い地域の皆様には基本的に個別検診を受診していただくようお願いしているところであります。これは、検診方法の見直しに伴い、医師の拘束時間が長時間に及ぶため、すべての集団検診会場に出向いていただける医師の確保が大変困難なためであります。

3つ目の来年度以降の対応であります。財政状況の厳しい中、できる限り補助金制度を活用した検診方法を選択することになります。基本的には今年度同様の集団検診と個別検診を併用した実施方法にしたいと考えています。

続きまして、大きな二番の地上デジタル放送についてお答ひいたします。議員ご指摘のとおり、2011年7月で現在のアナログ放送が終了いたします。県内では、NHKとSBSが地上デジタル放送を本年6月から開始し、その他の民放各社も11月の放送開始に向け、その準備を進めております。しかし、伊豆地域はたぶん土肥地域の一部が受信できて、他はまだできてないんじゃないかと、そんなふうに私は理解しています。

それとともに、地上デジタル放送を受信可能にするための中継局の検討も行っていると伺っておりますが、確定した情報は市に来ていません。市民の皆様にご提供できる状況になっておりません。また、市内の難視聴地域で共同受信施設を設置してきた国の補助制度である「民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業」も、地上デジタル放送に対応していくかどうかは決まっていないようであります。

現在、市内各地域にある共同受信組合の状況調査を区長さんを通じてお願ひし、その結果

をまとめております。その結果等を考慮して、担当窓口を設置して、地上デジタル放送に関する情報の入手に努力し、市民の皆さんに提供していきたいと思っております。

次に、東京波の受信についてですが、森嶋議員、既にご承知かと思っておりますが、伊豆市でデジタルの東京波を受信するためには共同受信施設を設置する必要があります。この施設で電波の受信を開始するには国の東海総合通信局に施設設置及び受信業務開始の届出をすることになりますが、この届出書類の中に、受信したい放送局の同意書が必要になります。この同意書は、各放送局が必要と供給、特に民放局では収支のバランス等を考慮して、発行しているようでありまして。そのため、行政がこれに関わることは難しいと思われまして。

なお、伊豆市全域で、当局が現在把握している各地区の情報は、議員の地元である青羽根地区が周辺地区との合同で「伊豆第1テレビ」という組織を作り上げた以外は、特にありません。また、現時点で皆様にお伝えできる国からの情報も特にありません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森嶋議員。

5番（森嶋正太君） 1番について、再質問をいたします。

今おっしゃられたように、医師の拘束時間が長時間に渡って負担が多いということを知ると、なかなかいろんなお願いがしにくいというふうに、今感じております。ただ、やはり住民の中には今までの習慣があるものですから、なんとかして、例えば僕らの方だと狩野ドームでやってくれないとか、そういうところがあれば皆で誘い合って歩いて行きたいということがあります。

また、その保健師さんたちとのコミュニケーションと言いますか、そんなことを楽しみにしている人たちも現実にあるわけですので、その辺についてぜひ、経費的な面とかお医者様のご理解が得られるとかいうことがあれば、なんとか今年度同様で、そういう個別のことだけでなく、集団で診てもらうことができませんでしょうか。もう一度その辺の可能性について、伺いたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 可能性についてはゼロではないと思っておりますが、お医者さんとの相談になると思っております。詳しくは健康福祉部長が答えます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 議員さんの質問の内容のとおりでございますけれども、8月で終わりますして、ここで秋に向けて、担当いたしました医者の方々と、新しいやり方をやったものですからいろいろ意見交換をしたいと、そのように考えております。

しかしながら、今の医師会の状況でいきますと、全部の世帯をですね、個別を集団検診に変えるということはちょっと不可能でございます。したがって、少しの見直しなら可能であろうかと思っておりますが、基本的考え方としては、今年的方式を取らせていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森嶋議員。

5番（森嶋正太君） わかりました。ともかく、他の質問でも出ていることですが、情報公開みたいな、連絡の下手際があるとやはりそういう不信感が出るというようなこともあります。今回のことも、地域の人に聞いてみると、突然こういうことが来たよということがありましたようです。ですから、今のお医者様との懇談を通じまして結論が出たようならば、早めに来年はこういうようになるということを、市民の皆さんに広報していただきたいとお願いしたいと思います。

2番目の地上波デジタルについてですが、今、市長がおっしゃったように、区長さんをお願いして情報を収集して窓口を設けたいということで、非常にありがたいというふうに思います。各地域のテレビ組合どうし、民間どうしでも、先ほどおっしゃったように、僕らも青羽根の湯の国会館にヘッドエンド装置、大きな装置を付けて、今両方のテレビを見られるような状況を作ったんですが、ぜひそういう民間からもお互いに情報を連絡しあって、何かそういう対応ができるといいなと思います。

1点、基本的にはその名古屋電波管内を見なさいという指導があるのは承知しているんですが、もう一つ、その国のIT政策、e-Japan構想というのがありまして、その中で、地域連携によってその大きな情報をやり取りするとか、そういうものに対しての総務省なり経済産業省なりのいろいろな支援システムがあるようなことも聞いています。その辺のことをぜひ、今後、情報収集をしていきながらなるべくいいような形を、と期待したいのですが、その辺についての見解を伺いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） いろんな情報は収集したいと思いますが、議員ご指摘のように、今、放送とかe-Japanですね、いろんなメディアが出てきております。従って、無理をして東京波をとらなくても、一週間遅れというお話がありましたが、それもインターネット等、あるいは衛星等、そういうメディアが出始めているわけです。それから、ビデオなども、大変高性能なビデオがあって、一週間分録画できるとか、そういうものがありますので、今までやってきたところに同じ方式でデジタルというのはちょっと考えを変えないといけないかなというのが私の考えです。

たぶん、名古屋の電波管理局も全体の枠組みの中で静岡県、伊豆半島の東海岸は直で見られれば見ることはできるでしょうけれど、やはり行政区としては静岡県ということで静岡県の電波というものをメインに考えていくと、当然だろうと思います。そんなふうに考えていますので、いろいろなその時点時点での方向付けをやっていく必要があるかなと思いますが、いずれにいたしましても、早くこの地域がデジタル放送が見られるようになることを私は望んでおります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森嶋議員。

5番（森嶋正太君） わかりました。

いずれにしてもあと3、4年あるわけですから、そういうことを頭に入れて、お互いに情報を出しながら、なるべく市民の皆さんにいい形が提供できればと思います。僕も、設置に関わった一人としては、やはり協力をさせてもらいたいと思いますので、今後も追いかけていきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） これで森嶋議員の質問を終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 本日は議事の都合により、これで散会といたします。次の本会議は明日13日、午前9時30分より一般質問を再開いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 3時01分

平成17年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第3号 9月13日）

平成17年第3回(9月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成17年9月13日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(25名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
5番	森嶋正太君	6番	山下一君
7番	加藤章君	8番	室野英子君
9番	飯田正志君	10番	森良雄君
11番	古見梅子君	12番	磯晴雄君
13番	鍵山堅一君	14番	杉山羌央君
15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員(1名)

23番 堀江昭二君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君

中伊豆支所長	佐藤 央一 君	総務部長	堀江 正身 君
市民環境部長	福室 恵治 君	健康福祉部長	内田 政廣 君
観光経済部長	鈴木 直道 君	土木部長	土屋 亨 君
上下水道部長	水口 信夫 君	企業部長	渡邊 玉次 君
教育委員会 事務局 長	山本 準次 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	長谷川 與志衛	局長 補佐	森 修司
主 査	山下 正恵		

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

本日、23番、堀江議員より欠席の届け出が出ておりますので、お知らせ申し上げます。

ただいまから平成17年度第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 日程に基づき一般質問に入ります。

小 森 勝 彦 君

議長（遠藤正寿君） 3番、小森勝彦議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森勝彦です。通告に従い一般質問いたします。内容は行財政改革についてであります。

先般の衆議院選挙でも明らかになりましたけれども、日本の流れは行政改革一色という感じじゃないかと思えます。この流れはもう何年も前からあったわけですが、先日は国民がそれを肯定したと、承知したということではないかなと思えます。

行政改革はご存じのとおり、二つの意味があると思えます。一つは、国民、市で言えば市民の行政サービスの向上、受けるサービスが良くなるということ、もう一つは、今の行政改革の流れのもとになったことですが、財政問題です。ほとんどすべての行政改革はその動機が財政改革に由来しています。もし本当に財政が豊かで金が余っているなら、どの行政体も行政改革をやる必要はほとんどないわけです。

ところが、どの行政体も国も地方自治体も多くの借金を抱えて政府がそのすべてを面倒見ることが今後できないということが明らかになってきた。ですから、政府は自らの行政改革とともに地方にも行政改革を迫っています。当然、私たちも自ら行政改革の行動に移す必要があると思えます。

今、地方自治体で行政改革と言えば、注目されているのが福島県の矢祭町です。たまたま我が議会も先般、総務委員会の皆さんが矢祭町を視察に行っています。矢祭町は2001年に合併しないことを宣言して、一躍日本で有名になったわけですが、今現在はその卓越した、また決然とした行政改革への取り組みで注目されていると理解しています。行政改革に

興味を持つ、または意志、そういう気持ちを持つ地方自治体関係者ならば、今や矢祭町を知らない人はいないと思います。

そういう時節柄もありまして、矢祭町の行政改革を、私も一生懸命見ていますけれども、そんなことをもとに、我が市の行政改革についてもいくつか質問したいなと思います。

まず一つ目ですけれども、当の矢祭町の行財政改革の取り組みについて、市長はどのような感想をお持ちかお尋ねします。抽象的な質問で全く申しわけないとは思いますが、我が市の行財政改革に取り組む市長のお考えが私たち議員、または市民にもある程度理解できるのではないかとあって、この質問を設定いたしました。

二つ目、業務委託費の問題です。3月議会で私は、本年度の一般会計予算の中に含まれている業務委託について本当に勉強させていただきました。あまりの多さにびっくりしてしまいましたけれども、そのとき、質問のなかで、削減する気がないかというようなことを、たぶん私聞いていると思うんですけれども、そのときの助役の答弁で全くそういう気がないわけじゃないけれども、それぞれ事情があってそうなっていると、その中に、職員の資質、正確にそういう言葉で言ったかどうか定かではありませんけれども、そういうこと、資質と言いますか、能力と言いますか、専門性がおそらく足りないという意味だったと思いますけれど、それで外部へ委託していると。

逆に言えば、専門性が職員にあるならば、外部に委託しなくて済むというような意味合いがあったようなお言葉だったと承知しております。

ですから、市長のただの意志でどんどん減らせるということではないということは承知してはおりますが、今年度予算に見れば、500数十件、13億数千万円、これだけある外部への業務委託費を削減する気があるかどうか、取り組む気持ちがあるかどうか、考えがもしあるとすれば、どのような取り組みをしていくおつもりか、お伺いしたいと思います。

ちなみに矢祭町では740万円で外部に委託していた基本計画作成業務を職員だけでやったら700万円削減された。40万円というのは印刷費だったと思いますけれども。私が市長に組み込んでいただきたいとお願いしているその成果と申しますか、求めるところと全く同じことがこの町では現実に起きたということです。そのことを考えてお答えいただきたいと思っています。

三つ目は、市役所窓口の業務時間であります。ほとんど類似と言いますか、ほとんど同じような趣旨の質問を飯田正志議員がされていますので、全く同じだというお答えでも結構ですけれども、私はですね、業務時間は、窓口の業務時間は市民の利便性のために職員の側のフレックスタイムとか交代勤務とかということではなしに、視点をですね、市民がサービスを受ける時間帯にスポットを当てていただいて、サービスを提供する側がそれに対応できるかどうかという考えで見直していただきたいなと。

具体的には、早朝、夕刻、それから現在の休日に窓口を開けることができないかと。総務委員会の方だったかテレビだったか忘れちゃったけれども、そのような時間帯に業務を開始し

たところ、従来の業務時間帯と新たに設定した業務時間帯だと、30%対70%になったと。利用率が。銀行の窓口の昔と今のようなものなんですけれども、そういうこともよく考えてお答えいただきたいなと思います。

四つ目は職員数です。人口は今、矢祭町は約7,000人ぐらいですが、2001年に合併しない宣言をした後、多くの視察者が来て大変だったということを聞いていますが、その視察者は、視察に来た皆さんは、合併しない宣言をした矢祭町に行けば財政的に自立して生き残れる方法があるんじゃないかということを思って、それを探しに行ったと。ところが矢祭町には何もなかった。職員の方が恥ずかしいというようなことをおっしゃっていましたが、逆に矢祭町にとっては、外部の方からそういうことを聞かされて、自分の町も同じなんだと、自分の町もやばいのかと、自分の町も今までと違った、財政的に自立できるそういう道を探らなきゃやっていけなくなるのかということに気がついて、取り込んだというような話をしていましたけれども、恐らくそれから1、2年、2003年ごろに猛烈な行政改革が始まったわけですけれども、そのとき恐らく、これは私の推定ですけれども、矢祭町に120名の職員がいました。これはですね、町民の数との比率で言うと、町民60人に職員1名。これをですね、ある年突然、正規職員86名を78名に、臨時職員34名を7名にしました。それによって80何人かになってしまったんですけれども、50名になるまで採用しないと町長は宣言しているようです。

今の伊豆市の職員をですね、いわゆる係数で見えますと、修善寺町がほぼ住民100人について職員が1人、1万7000何がしかの人口に170何人かの職員と。現在の伊豆市が、これもすみません、正確ではないですけど、70数人の町民について1人。職員が。市長が進めています110名削減計画達成後、平成27年で80数名で1人、市民80数名に職員1人の計算になる。

こういうことを考えると、市長が進める職員削減計画の目標数と言いますか、削減数があまりにも少なすぎると思いますけれども、削減計画を上乗せする気はないでしょうか。お尋ねしたいと思います。

以上4点、よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小森議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの小森議員のご質問にお答えいたします。大きく三つぐらいあって、またその中がいくつか分かれているように思います。

まず1番目の、行政改革についてお答えいたします。矢祭町の行政改革について、矢祭町を知っているかということですが、インターネットで調べた程度でございます。総務委員会の皆さん方が視察に行かれたら、報告にありましたように、なんで合併したところが合併しない町を視察に来るんだと。私も行ってみたいと思いますが、行ったらもっと言われるんじゃないかとそんなふうに思うところでございます。合併をしない宣言を決議した町で有名で

あると聞いておりますし、また、合併しない町として、根本町長さんはじめ、大変なご努力をされていると思います。したがって、合併しない町を合併した市がどれだけ参考になるかというところは大変論議があるところでございます。そのまま導入して参考になるポイント、ならないポイント、両方から検討する必要があると思います。総務委員会の皆さんがたの視察した感じ等を踏まえて、これからいろいろお話し合いをしたらいいんじゃないかと私はそんなふうに思います。

それから、業務委託についてでございますが、これも17年度の一般会計予算上程の折、市の各種計画策定業務や警備、清掃などは市職員でやるべきだとのこと指摘をいただきました。私は、ご指摘のように、これからの行政というの、小さな政府、小さな役所を目指し、アウトソーシングできるところはやるべきだと思います。何でもかんでもアウトソーシングすればいいというものでもない、そんなふうに思っております。なるべく職員でできることは、外部へ委託しないで職員で行うべきだとのこと指摘だったと理解しております。

予算編成において前年度の20%減、実際の契約に至っては5%、10%減を各課に指示してまいりました。政策的な目的を持ったものは、森林施業、それから観光施設の管理、シルバー人材センターへの業務委託などがあります。またさまざまな専門知識や法定資格を必要とするものには各種計画策定業務、電気設備や消防施設の法定点検、情報機器やそのシステムの保守点検、設計業務、各種検針業務などがあります。大きな経費を必要とするものは、測量業務やごみ収集処理などがあります。

まず、自分でできるところは、ということで、庁舎等の清掃やその他の管理業務等、外部委託から、職員でできるものはやっていきたいと思っております。これもシルバー人材センターの兼ね合いがあります。それから、森林施業や観光施設の管理業務などは環境保全や地場産業の育成、シルバー人材センターへの委託は、高齢者の雇用の機会の確保などの、政策的な目的もあります。

また専門知識や法定資格を必要とするものなどは、当然、有資格者などの専門専属の職員が必要となってまいります。食糧やごみ収集業務を行うには、資機材や特殊車両の購入等がかかることになってまいります。業務委託費を縮減する手立てとしては、ご指摘のあった各種計画策定業務などにつきましては、委託料の精査と専門分野以外の資料収集や地区説明会の開催は職員が行うとか、あるいは大きな施設管理業などは、競争入札の積極的な導入を図り、職員個々の資質の向上を図るとともに、職員でできる部分は職員であることを徹底していく方針であります。

いずれにいたしましても、これも中長期的な視野をもって検討を進めることが肝要かと思っております。

次に、市役所窓口の業務でございますが、これは議員ご指摘のように、飯田正志議員のところフレックスタイムの導入についてお答えいたしました。規則、条例等が改定しなきゃならないということと、もう一つ、やはり外部からそういう方を逆に入れないと、職員だけ

では回らなくなる可能性があります。それはなぜかと申しますと、小森議員さんは矢祭町を言っておりますけれど、本庁と支所がございます。それらをどういうふうな配置にして、住民サービスをどこまでやるかと。それは昨日申し上げたと思いますけれど、住民サービスをやった方がいいかやらない方がいいか、やった方がいいに決まっています。

ただ、その経費をかけないでやるにはどうすればいいか、職員をただ働けと言っても、これも労働基準法その他で規定の範囲でやらなければならない。それらの運用をしなければならない。その辺の検討をやっていく必要があると思います。

4番目の、職員数につきましても、これは今まで何人かの議員さんから一般質問がされております。これもですね、ただ数字を上げるとそういうことになるだろうと思います。でもそれは一面から見たことで、間違っていないとは思いますが、やはり合併したまちというのは、まだ1年ちょっとでございます。いろいろ残っていると言いますが、やらなきゃならないことがあります。いろいろなことがあるわけでございます。9月に入りましても、防災訓練、それから敬老感謝祭、予定しなかった選挙なんかもありまして、職員はまさにこの9月に入って、私は、日夜奮闘していると、よく頑張ってくれているなど評価しております。

その辺のことも十分考慮して削れるところは削り、最終的に小森議員さんから問われている私の姿勢でございますが、階段を大きく登るんじゃなくて、長い坂道を登る感じです。前にもそう申し上げたと思います。一步一步坂を登って行って、いつか振り返ったらその高低差は大きくあるということを望みにしております。

矢祭町の町長さんの、聞きかじったことでわからないですけど、ご報告を聞きますと、大きな階段を飛び上がって上がっているんじゃないかとそんな気も若干いたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 再質問します。すみませんでした。矢祭町の行財政改革への印象、感想の件だったんですが、市長、または市長のかわりに答弁書を書いてくれる方がですね、よく理解していないようでしたらよくわかりやすいビデオテープがあったのでお貸ししようと思っていたんですけども、問い合わせが来なかったので、すみません、気をきかせて助役あたりが持って行ってくれればよかったですけれども、またお貸ししますのを見て下さい。

今ここで上映できないので、合併しないまちが参考になるかどうかは考えた方がいいということなんでしょうけども、どちらでもいいんですよ。合併したまちでもしなくても。人口50万人のまちでも5,000人のまちでも同じです。やることは、ただ職員の数が違ったり、地域性があれば作業の行程とか内容は変わります。でもやらなきゃならないことは同じでしょう。私はいつもそう考えています。そうでなければ、日本に何千人もの市町村長さんがいたりして、この人たち一体、それぞれどういう仕事をしているのかなと、そういうことを考えてしまうわけですけども、ご存じないようなのでもう一度、今から言うことをいくつか覚えて

おいて印象を聞かせてください。

1年ないし2年で職員120名が84名ぐらいになったと。50名になるまで採用しないとやっている。それから町税の滞納がなかなか、うちの市税と同じなんですけれども、滞納整理班をつくった。管理職とかそれから全職員が対象になっているらしいですけれども、管理職を中心に実施作業を行うため、時間外等の人件費はゼロ。庁舎の清掃は職員で行う。それから出張役場60数ヶ所、本庁に勤務している正規職員のほとんどだと思います。そして彼らにはすべて、出納係の辞令を出して、領収印を渡しています。ですから、ある町内のおばあちゃんは、隣のうちへ行けばそこで手数料も払えるし、手数料がそこで払えるもので、住民票の交付もそこで受けられるということです。それから管理職は1人3役だそうです。係長制を廃止した。それから先ほどの窓口時間、外部へ業務委託したものの廃止、まだたくさんあると思うんですけれども、これだけ聞いたら何かの印象は言えると思いますけれど、お答えください。

2番目の業務委託費についての再質問ですけれども、コンサル関係も入札をやっていきたいとかですね、職員でできるところはということで、たいへん前向きなお答えを伺って、たいへん良かったと思います。今年度の予算の中では単価も大分下げられていることも、私、承知しています。皆さんがたいへんな思いで取り組んでいるのはわかっておりますが、職員の質と人数の問題で言いますと、議会なんかもどこの組織もみんな同じだと思うんですけれども、少数精鋭がすごくいいです。でも、精鋭になってから少数にするということは、恐らく物理的には不可能だと思います。だから数が減るときはすごく大変なことはわかっていますけれども、あえてそういう努力をしていただきたいと、これはお願いなんです。規則にもどこにもないですから。でも、市長がそういう姿勢を示すことを、おそらく市民は望んでいます。そういう気持ちがありましてですね、しつこいほど何回もこういう質問をするんですけれども、絶対にできないということじゃなくて、そういう姿勢を示していただきたいということです。

コンサル業務のような、支援を受けている。その支援を受けるということを外部へ業務委託するということがかかなりあるわけですが、僕は職員で十分できると思います。職員のレベル以上のそんなすばらしい計画とかをつくる必要はないと言えると思うんです。求めるものが高過ぎれば当然、能力が足りないということになってあちこちに頼むということになりますけれども、できる範囲のことでいいじゃないかなと、ぜひそういうふうな考えで、コンサル関係、要するに指導を受けたり援助を受ける面の業務については、側面援助ということなので、そういう業務を市職員でやっていただければ、職員のいろんな面の能力も上がるんじゃないかなというふうに思うので、考え直していただきたい。もう少し前向きに進めていただきたいと思います。これはやりますとか、今言えと言われても困ると思って、お願いになりましたけれども。

それからですね、三つ目の市役所窓口の業務時間ですけれど、職員がうまくまわせていけ

なくなってしまうかも知れないと。これ、簡単に言うと職員数が不足するかも知れないというふうに言い換えることができると思いますけれども、だからこそ、例えば支所の職員の数、支所と本庁の職員の仕事の重複の見直しとか、そういうことが可能だと思います。

私、前日も申しましたけれども、沼津に支所が何十ヶ所あるか知りませんが、10 何ヶ所か、恐らく3人ぐらいじゃないですかね、1ヶ所。もちろんオンラインで全部つながっているから、どんな申請書とか証明書とかもそこで取り扱うことができるということですが、もちろんできないものは、その方は本庁まで行くわけですが、支所でする分については、おそらく3人ぐらいでやっていると思います。私が20数年前に沼津に住んでいる時も、支所は3人でした。その時は完全オンラインじゃなかったです。ですから、本当に10数名の支所のメンバーが必要かとか、見直しも可能じゃないかなと、そういうふうに思います。

ですから、ぜひともですね、この窓口時間というのはまた矢祭町の話でまったく申しわけないですけれども、出張役場とは別ですけれども、役場の窓口時間の業務を、先ほど申し上げたように、延ばした。広げた。それでなおかつ時間外勤務手当はゼロです。で、なおかつ、3年前に120人いた職員が、現在80数名です。で、なおかつ町長は50人に減らすまで採用しないとっています。そういうふうに、その辺もう一回考えられないでしょうか。猛烈に市民が受けるサービスの度合いは高くなります。この件は確かに。

市長もですけど、私もサラリーマンで、工場勤務をしていました。そのとき、本当に行く時間がないんですよ。自分が役場へ。たまたま私は、自分というか、そういう立場ですから、ちょっと抜けてくるというのは可能ですけれども、そうじゃない時も私は体験していますけれども、そういう時は半日休むしかないんです。なぜなら半日単位でしか有給を取らせてくれませんか。一時間有給がなかったですから。だから、市民にとっては現在ずっと慣れていきますから切実とは言えませんが、逆に行われれば、市民の利便性の向上はものすごいことだと思います。

昔、銀行が3時で閉まるって、全部の銀行が3時に閉まっていたときに、そんな法律があるのかと私、子供心に思いましたよ。本当に。そんなとき自分が銀行の頭取なら、自分の会社だけ5時、6時まで営業しちゃったらぼろもうけだなと、客がみんな来ちゃうなと思いましたけれど、まったく同じことじゃないかなと。何かのからくりがそこにあるんじゃないかと言ったって何もありませんけれども、ぜひ努力していただきたい。できると思いますけれど。

それから職員数ですけど、矢祭町のことが参考にならないとおっしゃるならば、私たちよりも1年後に合併した伊豆の国市の話をしませう。一般会計予算で給料を払っている職員数、伊豆市458名。人口は37,869人。伊豆の国市395名。人口50,600人。もちろん他の会計で給料を払っている方も何十人もいらっしゃるわけです。どちらも、でも比率は大体似たようなものだと思います。これ、すごいことです。50,600人をそのまま圧縮して伊豆市と同じ人口に直すと、伊豆の国市の395という数字は295になってしまいます。現在の伊豆市のこの一般会計で職員の給料を払っている458と比べると、マイナス-162。伊豆市がいかに広くて

も、だから本当に広い分かかると言うんだったら、広い分何人必要かをまずはっきりさせれば、それ以外の数字は、人数はすべて余っているとも言える。

実際は仕事はあるんですよ。でも、仕事の与え方によっては、それは可能だということですから、特殊な事情があるとは思えないんです。伊豆市に。そういうことを念頭に置いて、できないものでしょうか、職員数の削減の上乗せが、もう少し。今ここでとは言いませんけれども、返答をすとか言っていたらいい。そうすると本当に僕も市民のためにいい仕事をしたということになるんですけれども。ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小森議員の質問に対し答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。大変貴重なご意見、ありがとうございます。ビデオがあるとは知りませんでした。ぜひ、見させていただきたいと思います。矢祭町が全然参考にならないとは申し上げておりません。参考になる点もいくつかあるでしょう。ただ、そのまま比較にならないということをお願いしているつもりです。

順番がいくつかございましたが、行政改革の中、あるいは窓口業務の中で、時間外勤務の人件費がただっていうのは、どうなんですかね。一般的には働いた時間、正規の時間は賃金を払うのは正規だと思います。よっぽど何かいいからくりがあって、矢祭町の例が伊豆市に適用できるなら参考にさせていただきたいと、そんなふうに思いますけれど、私はちょっと時間外働かせて、ただというのは、個人としても逆の立場になった場合もちょっと違和感を感じます。

それから、少数精鋭について、お話がありました。まさに議員がおっしゃるとおりです。精鋭を集めて少数でやるというのは、精鋭がいればできるかも知れませんが、もともと精鋭というのは、私もいないと思います。精鋭をつくっていかなくちゃならない。どうやってつくっていくかということがポイントだろうと思います。その間はやはり、いろんな手だてを取らなくちゃいけない。そんなふうに思います。

人員等についても、伊豆の国市、あるいはほかとも比較しました。それぞれ、冒頭の矢祭町の数字も、それはそれで正しいと思います。でも、プロセスというのは、一つではないと思うんです。それぞれの市の特性、あるいは市長のキャラクターもあると思います。私のキャラクターもあると思います。最終目的はたぶん、同じように思います。大変、根本町長さん、何回も出して申しわけないですが、短期間でやったと。これはすごいなと思います。私はもうちょっと長期的にものを考えたい。

行政というのは、小森議員からもご指摘がありましたように、私もサラリーマンです。サラリーマンと同じところもありますし、ここへ入ってみて、ああ、そうだったのかということで、一般の社会と違うところもいくつか気がついております。行政というのは、継続が私は必要だと思っています。ただ、そのスピードは今よりも速くしなければいけない、そんな

ことを考えています。

一般の会社は、思いっきりやればいいんですよ。目的は利益ですから。そして出せなかったら商法に基づいて会社が潰れるわけです。行政は潰すわけにはいかないです。そのところがやはり、考える必要があるんじゃないかと思います。

いずれにいたしましても、できるところから順次やっていくということで、議員の皆さん方のご意見をいただき、矢祭町もぜひ参考にさせていただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。今、たくさんあったけれど、まとめてでいいですか。3回目になりますけれど。

3番（小森勝彦君） いいです。

時間外勤務手当ですけれども、こんなことは考えれば簡単なことで、遅くまで仕事をする人は、朝遅くから勤務を始めればいだけなんですよ。時間外勤務手当を払わない、使わないで実行したということです。ですから、その人を使用している、使用ですよ、その職員的能力ではなくて、使用している人の能力だということです。ということなら、できそうですか。もう一回伺いますが。

3番の窓口の業務時間の見直し。できそうか、または本気で前向きに検討する気があるか。これはフレックスタイムとは関係ないです。職員のためにやっているわけじゃないですから。窓口へいらっしゃる市民のためにやるかどうかです。検討する、要するに前向きに取り組む考えがあるかどうかをお聞きしたい。

それから、4番の職員数ですけれども、いろんな道のりが、道があります。ですから全く同じではありません。だから私は道のりのことを言う気はないです。最終目標はどうかと言っているんです。10年かけて合理化する最終目標が低過ぎるでしょうと言っているんです。だから、上げる方に、もっと目標を上げるように検討してくださいと言っているんです。割と具体的に聞いているんですよ。ごめんなさい、いろんなことを言っちゃったもので。聞いていることは具体的です。

この2点、お答えください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 勤務時間の、人件費を払わないということについてですが、遅くまでやった人が次の日遅く出るというのはフレックスだと思いますけれども、フレックスではないということが、ちょっと理解できません。

昨日、飯田正志議員のところでご説明しましたように、市には勤務の条例、規則がございます。就業規則がございます。それを変えないとできないと思います。しかし、それはお答えしましたように、検討していきますということでございます。問題なければ、やるというふうにとってもらっていいです。

それから、3番目の人員のことについて、10年で110名は遅すぎるし、数字が少ないとい

うことで、これも昨日お答えいたしました。3分の1をめどにやって、目標を合併協議の中で10年間で110名という目標を掲げておりますけれど、今現在も、目標を上回っている数字が出ております。それをもっと加速しますと、数字を言えということはちょっとできませんけれど、もうちょっとシミュレートしないとできません。

それで、お勤めになっている方もただやめろということではできませんから、その辺で数字は変わってくると思います。目標数字を下回ると言いますか、もっと早く達成できるように110名がもっと速く達成できるように、あるいは10年間たったら、110名じゃなくて、もっと何名になりますか、多くなるような施策を取っていききたいと、そういうことでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで小森議員の質問を終了いたします。

三 須 重 治 君

議長（遠藤正寿君） 次に、22番、三須議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。よろしくお願いします。

最初に、ごみ焼却場建設についてですが、焼却場建設は組み合わせでたいへん時間を費やしていますが、現在の進捗状況と今後の計画等を説明願います。この件は、市民も大変関心を持っておりますので、市長には明快な答弁をお願いいたします。

次の窓口業務の改善はただいまの小森議員、また昨日の飯田議員の答弁に対しまして、市長、前向きに検討するという答弁ですので、重複しますので割愛したいと思います。

その次の、早期に適正職員数ということに対しましても、ただいま小森議員の答弁に対しまして適正数へなるべく早く到達するよう努力するというご答弁がありましたので、これも割愛させていただきます。

次に、振興公社の資質向上という点を質問させていただきます。施設や組織を円滑に運営する成功の秘訣を我々議員も模索し、著名人の講演を聞いたり成功例をひもといても、結論は人。経営者や働く人の質の向上を第一に挙げております。それらを鑑みても公社を指定管理者にすれば問題解決になるものではなく、いかに公社の人の質を高めるかを考えるべきだと思います。

そのために人材を外部からヘッドハンティングすることも一つの方向だと思いますが、いずれにしても組織の質を高め、達磨山キャンプ場等の不採算部門を切り離すのではなく、そういう施設こそ公社の質を高め、民間の経営手法を導入し、黒字転換していくべきかと思いますが、市長の所見を伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの三須議員の質問に対して、答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の、ごみ焼却場建設についてお答えいたします。これは先の定例議会でも木内議員及び古見議員にお答えしたとおりでございます。伊東市とやるか、あるいは伊豆の国市とやるかを考えてまいりました。伊東市と伊豆の国市の市長が新たに決まりましたので、早速両市の広域による整備について、会談を申し込みいたしました。その結果であります、整備後における市民の利便性や収集運搬及び処理方法等が効率かつ経済的であることや、現状における既存施設やごみ行政、また自治体の状況等をいろいろ考えた中で、伊豆の国市と広域施設の整備に取り組む方向で進めることにいたしました。

従いまして、今後早急に、この推進体制や建設候補地、これが一番重要になるかと思いますが、選定及び建設計画の策定につき、伊豆の国市と協議を行い、施設が早期に稼働できるよう努力したい。そう考えます。

2番目、3番目は既にお答えしたものでよろしいということで、4番目の振興公社の資質向上についてお答えいたします。振興公社に限らず組織における人材の重要性は議員おっしゃるとおりでございます。そのためには外部から人材の登用は一つの方法であると思います。なかなかしかし、外部からの登用というのは正直言って当たりはずれがあるのかなということも事実だろうと思います。振興公社の人材でございますが、現理事長はいわゆる民間、外部からの人材であります。職員も多くが一般会社等を経験された方がおいでになるというふうに認識しております。

議員ご指摘のとおり、振興公社について一概に指定管理者にすればあるいは外部から人材を投入すればすべて問題が解決するというにはならないと思います。よりよい方向を模索し、施策を実行していくことが重要と思います。たまたま国の方も指定管理者制度というのを打ち出してきました。これで指定管理者にすればすべてがOKということではないということは私も認識しているつもりです。よりよい方向を模索したいと、そんなふうに思います。

達磨山キャンプ場の経営についてでございますが、達磨山キャンプ場の推移ということは、議員ご承知だと思いますが、当施設は県有の施設であります。県より管理を委託され、振興公社へ再委託している施設でございます。本来ならば県が指定管理者を選択すべきものと思いますが、建設の経緯等からして旧修善寺町の時代から行政に管理を委託されているものであります。

ここでもう一度そういうことを考え、原点に立ち返って、虹の郷とキャンプ場をいったん切り離して考えることも必要ではないかと。キャンプ場の運営についても民間への業務委託等、検討した方がよい方法ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） それでは、ごみの焼却場について再質問させていただきます。ようやく組み合わせが決まって、ほとんどの議員さんたちが一番いい組み合わせだなということ

を思っていると思います。それから市民の皆さんもやれやれ、組み合わせが決まると、そうしますと、これからいつ頃できるのかというような、すぐに話はそちらの方へ飛躍していくと思いますが、なるべく1日も早くその辺の今後のタイムスケジュール辺りもやはり市民に明かす、議会に明かしていただくようなことをお願いしたいと、そんなことをお願いしましてごみの焼却炉については、お願いということで。

次に、公社の件ですが、これからも、いろんな公営・公共施設を指定管理者というようなお考えがあると思いますが、ここの指定管理者であるかしないかという部分の見極めというのは、非常に難しいのかなと。ですから、私たち議会へも市長は二度ほど全協でどう考えるというようなことを意見を求めてきたわけですが、非常に参考にするような意見を私個人としては出せなくて、申し訳ないという気持ちもあるわけですが、非常にここの施設をそういったものにするかしないかという判断自体、やはり高度のそういった見識のある人たちでないと非常に難しいのではないかなという気がしますが、以前にそれを検討する委員会というのを市長が諮問して立ち上げたわけですが、その人たちを個人的に云々する気はありませんが、やはりもう少し違った角度からの人も入れた中でこれからも検討していくと。

また虹の郷はもう目前に迫っているわけですが、伊豆市振興公社の取扱いについてもやはりこれからまだ計画、この間市長の初日の説明ですと結論的なお話しでしたが、しかしもう少し踏み込むには内容的にはやはり精査するところがいろいろあるのかなという思いがありましてこういう質問をさせてもらっているわけですが、そこにやはり相当見識を持った人たちの知識を導入しながら進めてもらうのが適当ではないかというような気がしますので、それについて、お考えをお聞かせください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

ごみ処理については議員のおっしゃるとおりで、早くスケジュールを出せばなと思っています。現在のところ、昨年8月に壊れた、平成22年ぐらいかなと私思っておりますけれども、いろんな方式でなるべく詰めたいと思っています。それでももう一つ申し上げますと、今の柏久保のごみ施設は老朽化しているということは、もう既にご存知だと思います。その22年ぐらいまでにはできる間は、やはり改修等を続けなければならないということで、改修をするときに市内のごみをお願いするのは見回すと伊東市しかないということでございます。その辺も、議員さんぜひご理解いただいて、新施設のできることに協力いただきたいと、そんなふうに思います。

それから振興公社の件でございますが、指定管理者制度というのが打ち出されて、まだどこもやっていません。ご心配になることはいろいろあると思います。また自分自身も、これですべてうまくいくとは、そんなもんじゃないと思います。かつては三セクというのは大変いいものだということで打ち出されていましたが、結果はご承知のとおりでございます。そうならないようにやっていく必要があると思います。

いずれにいたしましても、指定管理者制度にするかあるいは自営でやるか、ということはまだ時間が差し迫っております。そういうことで、大変失礼な言い方ですが、やってみるといふこともあるんじゃないかと。それで、その後修正しようかとそういうためにこれは虹の郷に、振興公社に限らず、四つの施設について諮問委員にお願いして、方向付けを出してもらったつもりでございます。

諮問委員さんも大変こういう変化の激しい世の中において、諮問を出すのに大変ご苦労されたというふうに向っております。何かいい方法があれば、これこそ、というのがあればですね、いろいろご教示いただきたいと思っておりますし、こういう経営と言いますか、運営と言いますか、全部がいいというのはないんですね。いい話ほど裏があるような気がしてきました。

ただ、指定管理者は、申し上げますと、契約の期間を設定することができる。何年にするかですね、ということでその範囲で指定管理者を指定し、うまくいったら継続でしようし、なにかやっぱり双方うまくいかなかった場合はそこでリセットしてもう一回新しい方法を考えるということもありうるということでございます。大変重要な課題であると思っております。伊豆市のためになるような振興公社、あるいは施設の運営ということをやっていきたくと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。これで三須議員の質問を終了いたします。

加 藤 章 君

議長（遠藤正寿君） 次に7番、加藤議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤章。行財政改革推進委員会の設置を。答弁を求める者、大城市長です。

伊豆市誕生より1年半が経過しようとしております。合併は言うまでもなく地方の自治力、自立力を培う行財政基盤の強化と行財政改革が目的で、旧4町の合併協議会も将来の伊豆市誕生を目指して協議を重ね、当時としては合併優遇措置期限内に何としても合併を、との強い思いがあり、当然のように合併協議会でも市として行財政改革よりも行政機関の配置分合等が協議されたと聞いております。

国・地方を合わせて1,000兆円を超える借金と少子高齢化による税収の落ち込み、地方分権による自己決定・自己責任による市政を考えると、行政、議会を除外した第三者機関による伊豆市行財政改革推進委員会の設置を提案し、市長の見解をお伺ひいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの加藤議員の質問に対して答弁願ひます。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員の行財政改革推進委員会の設置についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、国・県を問わず行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、強力に

行財政改革を推進していかなければならない状況下にあります。当市におきましても、これまでも私は行財政改革の推進に取り組んできたつもりであります。その進捗状況については市民の厳しい視線と言いますか、ご意見もあるわけでございます。さらなる改革を進めていく必要があります。

そのような中、新市の行政改革大綱の作成が急がれております。行財政施策の透明性を図るため、行財政大綱に基づく集中プランを公表することになっております。従ってですね、伊豆市行政改革推進本部というのを、これは庁内の、私を頭にしまして部長クラスを中心に作りました。そしてその後、これからですが、伊豆市行政改革推進委員会というのが、これは市民の方でございます、という委員会を作りたいと思っております。そして、この行財政大綱に基づくプランを作って、県に提出しなければならないことになっておりますので、そういう作業を進めたいと思います。

集中改革プランには、組織・機構の合理化、定員管理の適正化計画や給与の適正化などがあり、これには外部組織での検討も必要となっておりますので、行政改革に関する事項につき、市長の諮問に調査審議をお願いすべく、外部組織の立ち上げ準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

どういふご答弁をいただけるかということがわからなかったものですから、私は一応提案理由として二つばかり挙げてきましたので、これを読んで終わりにさせていただきます。

先ほど質問書でも申し上げましたように、繰り返しになりますが、合併優遇措置期間内に何としても合併を、との合併協議会の各委員のそれぞれの強い思いがあり、当時としては行財政改革よりも行政機関の配置分合等が選考し、行財政改革に十分な討議の時間がなかったので、合併協議会の延長線上に行財政改革推進があるという認識で、十分な討議を重ねていただきたいということと、もう一つは、何人かの議員より、昨日から今日にかけて矢祭町の行財政改革についての話がありました。

私も矢祭町に行ってきたその中の一人でございますが、根本良一町長の話をお聞きな中で感じたことは、人口7,000人前後の規模だと町長の目配りが相当に行き届くということと、町民と広く接することができるので、意思統一も非常にしやすいのではないかなということをお自身は感じました。それから、逆説的に言うと、例えば15,000人の人口だとおそらく合併していたのではないかと、私はそう思いました。ちなみに、福島県知事の佐藤知事の信条は、スモール・イズ・ビューティフルというのが信条だそうで、この佐藤知事のその言葉が非常に矢祭町の支えになっているということは本人も書いてあります。

話はそれでしたが、38,000人規模の伊豆市の行財政改革を推進するには、いわゆる市長の影武者、行財政改革委員会が必要だということで、私はこの2点をもとに提案させていただ

きました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） これで加藤議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をしたいと思います。再開を 10 時 45 分といたします。それまで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 45 分

大 川 孝 君

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 21 番、大川議員。

21 番（大川 孝君） 21 番、大川孝。私は、通告してあります 1 件の体験農園の運営につきまして、市長の考え方を伺うものでございます。

遊休地を利用した様々なニュービジネスが全国展開されております。これも一つには今から 30 数年前の農水省、いわゆる政府の減反政策の原因が主ではないかと思うわけでございます。こうした減反政策は 3 年ぐらい前にも静岡県だけでも 105 万ヘクタールぐらいが減反されているわけでございます。また、今日も引き続いて減反政策は行われております。

やはり地球規模で言いますと、64 億人と言われております人口も膨れ上がってきているようでございます。また食糧危機というものも将来は必ず起きるものと予測されるわけでございます。そうした中、やはり日本の国幹産業の一つに、この農業というものがあるのではないかと思います。お米を食べる、体力をつくる、やはり、我々東洋人の草食動物としましては、このお米が主食ではないかと思います。

そうした中、現在進められておりますこの減反政策におきましても、なんとしましても、私たちこの地方の農業者に対しましては、少しでもこの数量を減らし、行く行くはやはり国は自国で自給できる体制に持っていかなければならないと思います。

そこで静岡県のリーダーとなる大城市長に対しまして、ぜひとも伊豆市のリーダーとしましては、全国の市町村長の連携をとる中で、農水省あたりにもそうした食糧の危機を訴えるなか、減反政策を縮小していただきますように、まず前置きでお話をさせていただきます。

さて、このニュービジネスと言われておりますグリーンツーリズム、都会と農村を結ぶこの新しいビジネスが、やはり成功させていかなければなりません。我々伊豆市におきましては、旧町の時から中伊豆町の下白岩にこの体験農園の計画が持ち上がってきているようでございます。既にこれらの設計・調査、あるいは建設等におきましては議会でも承認されておりますことはご承知のとおりでございます。

また、この運営につきましては今後、その進展がいろいろに評価されてくるわけでござい

ますが、始まる前でございますので、私はこの体験農園のオープンに先立ちます準備というものが非常に大事ではないかと思うわけでございます。ひとえに、市のお金を運営の中に積み込まないような運営の仕方、経営の仕方考えた中で、していかなければならないということが一番にあるわけでございます。

そうしました中、前にも観光経済部の方から我々にこの収支計画書を提出されましたが、この中を見ますと、やはりいろいろに数字におきましてのバランスがいかかということもございませう。その中の一つに借地料という金額がですね、やはり所有者には当然、借上げるわけでございますが、非常に今日のこの遊休農地、荒れ果てた荒廃農地をですね、借りる場合にはいろいろにただで貸しあったり、あるいは少額ですね。いわゆる草が出ない程度に耕運機で転がして耕してもらったり、いろいろあるわけでございませうが、この10アール3万円というふうにもなっておりますことにつきましては、やはりどうかということでございます。これらにつきましても、委員会としましても大勢の意見としましてもやはりこれはもう少し精査し審議し、見直していただいた方がいいのではないかというような意見にも一応なっているわけでございませう。それらにつきましても、やはりこの金額が妥当であるかどうかということ、市長にまずお聞きしたいわけでございませう。

また、これらの用地の中にはほぼ面積で言いますと3分の1近い面積が、ある企業さんにも所有されているということでございませう。そうした企業が入っているという土地を計画されたということで、これらにつきましてもどう思うかということでございます。

そうした中、まだまだオープンまでには少し準備期間もありますので、今まで農業委員会にもいろいろの認定等あるようございまして、この内容につきましても審議の課題にさせていただいたそうございませうが、それらの委員会の中におきましても、やはり数点の審議し直すものがあるというふうにも言われておまして、意見書を提出しまして7月の農業委員会では採択をされ、提出されているようございませう。

そうした中、計画書全般を見直すというようなことが私は非常に必要ではないかと思うわけでございまして、この体験農園は1箇所にとどまらず、その後去年から合併しました4町におきましてもまだまだ希望のそうした遊休農地でやってみようというところがあれば、またそういうところもその地域のご要望に応じて開設をしていくことも、非常に農業の活性化におきましては大事ではないかと思うわけでございませう。その場合には、最初に設置されましたそうした運営内容がモデル的なものになるのではないかと思いますので、一番今が肝心な、伊豆市にとりましての体験農園ではないかと思っておりますので、どうかその辺につきましても、お聞かせ願うと同時に、今後この体験農園の運営につきましても、直接市が担当してやるものか、あるいは管理組合さんに募集をして委託をするものか、あるいはその所有者のあるいはグループ、集団、あるいは希望農家のそうした出資額を募集して、運営していくものか、それらにつきましても、いろいろと精査する中、この農園を成功させていかなければならないという観点から、市長の所見をお伺いしますので、よろしくお願いたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの大川議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員の体験農園の運営について、お答えいたします。

ご指摘のように、今後の運営ということが大変重要となってくるわけでございまして、これを担っていただける組織作りを進めているところであります。10月頃には運営組織の立ち上げを予定しております。現在、その準備会の中で事業内容や収支計画等の検討を行っております。

借地料につきましては、施設整備を伴うことや近隣地、近傍の価格等から妥当と考えておりますが、これが足かせとならないよう収益面での工夫が必要と思います。また、企業の土地が含まれているという点については、特に問題はないと考えております。

いずれにいたしましても、2、3年後には自立の方向へ持っていく必要がありますが、そのためには単なる貸し農園ではなく、これを拠点にさまざまな体験メニューを用意し、利用者にアピールする必要があります。そのような企画を運営組織の方々が自ら考えて実行していくことにより、収益面にも良い方向が得られるというように思っております。この施設を都市との交流や子供たちの情操教育の場として活用することによって、農業の理解や地域の活性化につながればというように考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） この体験農園の運営の計画が出されました時に、こういうような収支計算書で、果たして経営が順調になされるのかというようなところも私自身ございまして、5月9日には県の方にちょっと行きまして、このグリーンツーリズムというものを県下中等におきましても順調に経営がなされているのかというようなお話の中では、必ずしもそうでもないようなニュアンスを受けたのでございます。

7月8、9日では我々委員会におきましても長野県の方にグリーンツーリズムを2箇所見学に行きまして、そのうちの1箇所の蓼科町の農ん喜村（のんきむら）というところでございますが、現在は10アール22,500円でお借りしているということでございまして、これが去年から8年間はその金額でお借りするそうでございますが、9年目からは当地の農業委員会の出しております金額で、田んぼで9,000円、畑で5,000円というふうな金額に、安く利用していただくという方針で現在はなっているということもお聞きしました。まさにそのようにですね、借りる方も安く、また利用される方も安くということで、この経営がうまくいくのがその目標でございます。

また、7月13日は我々のそうした視察の経過内容につきましての感想会、あるいは反省会というものも持ちました。

また、7月22日には農業委員会の方から正副、ぜひ一つ会合を持ちたいので会っていただきたいということで我々委員長・副委員長と同席しまして、農業委員会の正副で、また職員

の方も5名ぐらいご出席の中でしました。農業委員会の方もいろいろにそうした中、これを何とか成功させるような仕組みづくりのことを、運営を考えることにつきましては、これはもうできたことですが、場所の問題とか、やはり今私どもがお話しました反あたりの借地料のこととか、あるいは企業も入っていることとか、そうしたものが非常に心配されるようなご意見でございました。この企業と申しますのは、あの近くにオープンされております中伊豆ワイナリーさんでございますが、平成12年1月1日にワイナリーはオープンされているわけでございます。

そしてこの体験農園が持ち上がってきたのはその地域では平成13年夏ごろというふうに、私の調べではなっているわけございまして、当初、担当責任者はこの問題を立ち上げるときには、市民の所有地である、企業はなかったと、こういうふうにも述べているわけでございますが、いずれにしましても、やはりこうした収支がうまく、バランスよくいって、そしてこうした農村の、農業従事者の活性化をより一層進めるといことが非常に大事であるわけでございます。

市長もその3万円等につきましてはいろいろと精査された中におきましては適当であるというようなことも述べられたわけでございますが、まだまだオープンまでには時間もあるわけでございますので、やはり多くの市民、そして私どもあるいはいろいろの方々ともそうした金額についても、より多く耳を傾けていただきまして、利用しやすい、またこの体験が順調にですね、未永く農業従事者の模範となる、モデル施設になっていくことを私たちが願うために、そうしたことを市長に質問しているわけでございます。

そういうことで、最後に一つ質問ですが、市が直接経営をするのか、あるいは管理組合でやらせるのか、その辺のことにつきましてはいかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、現在組織づくりを行っております、そういう管理組合と申しますか、なるべく民でできることは民にお願いするという方向で考えております。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 管理組合の方で経営されるということでございますので、いずれにしましても、万全を期した準備をして、市税を投入しないという方向で、ぜひ運営をしていただきたいと思いますと思ひまして、質問を終わります。

以上。

議長（遠藤正寿君） これで大川議員の質問を終了いたします。

木 村 建 一 君

議長（遠藤正寿君） 次に26番、木村議員。

26番（木村建一君） 国民健康保険事業の住民サービスのあり方について、最初に質問い

たします。国民健康保険事業に支障がないように財政を考える、その大事な要素である国保税を集めるのも市当局として、住民サービスであるという立場からお尋ねします。

国民健康保険税 10% 値上げ案が 6 月議会で提案されて、議員の賛成多数で本年度値上げが実行されることとなります。その結果、国保加入者にいくら税を納めてもらうかという調定額は当然のこととして増えました。一方、その調定額に対して市担当部局がいくら集めていくかという収納率は去年よりも下がっていますが、その理由についてお尋ねいたします。

もう一つの住民サービスである保健事業を適切に行って医療費増加を少なくすることについてお尋ねします。医療費が増えているということですが、その内容の分析とそれへの対策についてお尋ねします。もう一つの医療費増加を抑制するための対策、市民がどのように行うかということについて質問します。この件については 6 月議会で私の一般質問に対して市当局は、医療費を増やさないために国保加入者に必要外の重複受診を避けること、薬は必要以上に欲しがらない、時間外診療は避けようなど、五つの注意を呼びかけました。そうすれば医療費は下がりますと答えました。担当課がそれぞれの項目について現状を把握しているからこそ、市民にこのように具体的な「気をつけましょう」ということが呼びかけられたと、私は思いますので、それぞれの項目について、どのくらい医療費が下がると見ているのか、また努力しようとしているのか、数値目標をお願いします。

次に遠距離通学費について。遠距離通学費制度を一制度にするに当たっての市民参加をどうしたのかについて質問します。伊豆市の基本姿勢は市民との協働のまちづくりです。新しい制度をつくるときにこの基本姿勢を活かしてきたのかどうか、お尋ねします。

通学費の見直しについて質問いたします。6 月議会に引き続いての質問ですが、堂々めぐりはいたしません。4 項目を質問いたします。

第 1 は、新しい制度は年を追うごとに保護者負担が増える仕組みになっています。子供が少なくなっていることは深刻に考えなければなりません、このままでいくなれば、現状どおりいくなれば、子供が少なくなれば、市が出す補助額は少なくなるにもかかわらず、さらに一人ひとりの児童生徒の補助額を少なくして、保護者負担を多くする理由はわかりません。お答えください。

第 2 は、在校生の保護者負担が増える場合、11 年度に市が出す補助額を決めるときに、去年の補助額を上乗せするという制度がありますけれども、逆に保護者負担が減る場合、言い換えれば今年の補助額がたくさんあるとかないにもかかわらず、去年の補助額は影響しない制度になっていますけれど、なぜでしょうか。

第 3 は、去年、やむを得ない理由で、バスなどを利用しなかった場合は、前年度実績として補助対象の計算に加えるという内容の答弁でしたが、この 3 ヶ月間、どのように取り組んできたのかお尋ねします。

第 4 は、回数券は通学以外に使うかも知れないからという理由で、補助対象から外しました。私、いろいろ調べてみましたが、回数券は通学以外には使用していない。なぜはずした

のか、お尋ねします。

次に木太刀荘をなぜ売却するという選択をしたのかお尋ねします。現状のままでの運営ではない、指定管理者制度でもない、売却したいという選択をした理由をお尋ねします。

売却の方針を出すにあたって、これまた通学費と同じですが協働のまちづくりという基本姿勢を観光に携わる各種団体の方々とどうかかわってきたのか、お尋ねしたいと思います。

木太刀荘は天城湯ヶ島町時代に観光立町の新たな事業として温泉療養の宿構想として位置づけてきました。伊豆市の観光政策としてこれをどのように位置づけ、どう判断しているのでしょうか。なぜ売却するかについて、旅館や民宿などの宿泊客が市と民間施設で競合するので好ましくないということが言われております。木太刀荘への観光客と民間宿泊施設の客とどう競合していると判断しているのか。お尋ねしたい。

また、施設の老朽化にも売却したいという理由で挙げているようですが、お尋ねしたいと思います。

次に、市営施設運営委員会の答申にはそれぞれの施設を廃止や売却等、また指定管理者制度導入等にあたっては地域住民へのフォローを提言しています。売却の方針を決めるときこの件についてどのように考えたのかお尋ねします。

最後に虹の郷の将来の選択肢として指定管理者制度にしたのは何故でしょうか。国民宿舎木太刀荘、ふじみ荘は売却の方針ですが同じ市の施設である虹の郷は売却ではなくて指定管理者制度を選択しましたがお尋ねしたい。また伊豆市振興公社が今運営しておりますけども、それをどのように評価しているのかお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木村議員の質問に対し答弁を。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。いくつかありまして、大きく5つあったと思います。そしてその中には幾つかに分かれているわけですが、大きな2番と3番は教育長へのご質問ですので、そこは後ほど教育長に答弁していただくということで、1, 4, 5について私が答弁をいたします。

まず1点目の国民健康保険事業の住民サービスのあり方についてでございます。この中で三つほどのご質問に分かれているわけですが、まず1番目の国保税値上げで前年比調定額は増加、一方収納率は前年比マイナスだがその理由についてですが、対前年度比で減額と見込んだ主な理由につきましては合併により、平成15年度の会計閉鎖が平成16年3月31日であったため、平成15年度の現年課税分が平成16年度滞納繰越分として収納されたため、平成16年度の滞納繰越分の収納率が通常の年度よりも増加した形となったものでありまして、平成17年度予算につきましては、例年どおりの収納率になると見込んだものであります。

そして2番目の「医療費増加の分析と医療費抑制のための対策」のご質問では、医療費増加の分析につきましては、過去5年間の医療費の推移、前期高齢者の加入割合、病類統計の数値等を参考にし、医療費増加の分析をしております。医療給付費が増えている理由は、人

口構造の変化あるいは高齢化や、医学・医療技術の進歩、そして、生活習慣病などの慢性疾患患者の増加によるものであります。伊豆市といたしましては、医療費抑制対策として、レセプト点検の充実や、第三者行為請求事務の充実、返納金の徴収等を実施しております。

3番目の「前議会で、医療費が増加しないために、国保加入者に5項目の注意を呼びかけたが、医療費抑制のための、それぞれの数値目標は」ということについてですが、設定はしておりませんが、特に医療費抑制のための保健事業といたしまして、医療費通知の実施、生活習慣病健康診査、いわゆる人間ドックの受診者への助成、在宅保健師による訪問指導、健康相談の実施、総合健康づくり支援事業の実施、寝たきり予防訪問活動等を势力的に実施しているところであります。

続きまして2,3は飛ばして4点目の「木太刀荘をなぜ売却するのか」ということですが、まず、第1点目の温泉療養の宿構想の位置づけと市の観光政策についてですが、旧町時代には、確かに温泉療養の宿構想の一役を木太刀荘が担ってきたことは事実だと思えます。ここで、売却先が決まった時点で協力要請をすることも検討していきたいと思えます。

また、市の観光施策における温泉療養の宿構想につきましては、現在、ウエルネスセンターを設置し、更なる推進を図るべく事業展開していますので、各宿泊施設との協働による当構想は、連携をもって進めるべく考えているところであります。

2点目の全協で説明した通りであります。民間と競合する実態と老朽化による売却理由は、宿泊関連事業が大変厳しい状況となっております。低料金の宿泊施設が増加傾向にあるのが事実と感じております。

3点目の直営や指定管理者でなく売却を選択した理由であります。第1に全国的にみても国民宿舎の役割は終わったのではないかの認識、第2に行政サービスの付帯的なサービス部門としての必要性はどうかという時代になったこと、第3に専門性の高いサービスを提供することが求められるようになったこと、第4に平成12年5月26日の閣議決定に示されている、公的施設の民営化と合理化措置の推進といった状況に鑑み、最終的に売却の方針を選択したものであります。

4番目の協働のまちづくりと各種団体のかかわりについてですが、まず協働のまちづくりについての考え方は、例として市営施設運営委員会の存在であります。まさに市民の声が今回の答申に反映されたこと自体、協働のまちづくりの一端ではないかと考えております。また、売却方針を決定する段階で、各地区・各種団体への意見を聴取してきたところであります。

5番目の答申書中の地域住民へのフォローについての考えですが、このフォローについての考えは、雇用や地域経済等のことがあると思えます。こうした点について、売却先へ十分に伝え、理解していただくよう努力していくつもりであります。

続きまして、6番目の「虹の郷は将来の選択肢として指定管理者制度にしたのか」というご質問についてお答えいたします。

まず1番目といたしまして、売却でなく指定管理者制度を選択したのはなぜかのご質問ですが、その理由として第1に、当施設は修善寺地区なканずく、伊豆半島の観光の拠点とするとともに、市民の憩いの場として長期的な産業振興、及び観光の活性化を図ることを目的に整備されたこと。第2に、虹の郷の用地約50ヘクタールのうち民有地が約6ヘクタールとなっていること。第3に匠の村の建物は岐阜県徳山村より、また、移築いたしました夏目漱石記念館等の重要な建造物は、それぞれ寄贈されたものであること等を踏まえ、売却といった方針としなかったものであります。

2番目の伊豆市振興公社をどう評価しているかについて、議員もご承知のことかと思いますが、この公社は、財団法人として位置づけられ、民法に規定された非営利法人であります。ご質問の評価ということでございますが、公社の運営における評価ということでお答えしますと、今までの運営のなかでは、行政と一体となって事業展開したわけですが、当時としては、その方法しかなかった。あるいはその方法が最良の方法であったと認識しております。

今後は、1法人として公益目的の事業はもちろん、資金確保のための事業を展開し、収支バランスを念頭に置かれ、自立した法人となることが市民にも最も理解されるものであると考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に教育長。

教育長（室野純司君） それでは、木村議員の2点目と3点目について、お答えをいたします。

まず最初に、遠距離通学補助制度を作るにあたっての市民参加というご質問でございますけれども、今、私どもの出している補助金もいろいろございます。こういう補助金制度というものの決定に当たって、市民参加というのは、私どもは適切ではないというふうに考えまして、市長部局とも相談して、教育委員会で作成いたしました。

2点目の遠距離通学費補助制度の見直しについてでございますけれども、最初に、今回補助制度を見直しをいたしまして、教育委員会のご承認をいただきましたので、その見直しについて、簡単に、先に申し上げます。

ひとつは、かつて国で補助をしていました4キロ、6キロ、これに配慮いたしまして、児童4キロメートル以上、それから生徒については6キロメートル以上の単価を値上げをいたしました。これによりまして、児童につきましては4.4キロ以上が対象になります。それから、生徒につきましては、4キロ以上、これが対象になりました。かつて、児童が9.1キロでしたので、かなり短い距離が今度は対象になると。生徒については、5.9キロが4キロになるわけでございます。

それからもう1点は、バス外通学、この子供たちの補助率を前には2割というふうに申し上げてあるわけでございますけれども、どうもバスを利用しない児童・生徒が非常に多いということを考えまして、これを3割5分というふうにいたしました。なお、片道定期につき

ましては、補助額を一応2分の1というふうに設定をしてございます。なお、これらの補助につきましては、すべて1万円を超えない児童・生徒については、補助をしないというのは、今までどおりでございます。

そこで参考までに、支給対象者ですね、これを旧4町の支給対象者と比較して、数を申し上げます。修善寺地区、児童21人が43人に増えております。それから生徒、今までは9人でしたけれど、それが138人に増えました。土肥地区、児童21人が28人に、補助対象者が増えております。それから生徒は33人でしたが、市になりまして、48人に増えております。天城地区、児童が、39人が54人、生徒65人が125人に増えました。中伊豆地区、児童127人が61人に減少しています。それから生徒86人が88人に増えています。中伊豆地区では、今まで1.5キロ以上補助という形でやっておりましたので、これはもう大幅な減少がございましたけれども、補助対象は16年度に401人でありましたのが、17年度、本年度は585人というふうに、大幅に増加しております。これを最初に申し上げておきます。

続きまして、ご質問の項目別について、お話を申し上げます。まず1点目のご質問でございますけれども、通学補助について、年度を追うごとに、保護者負担が増えるのはなぜか、というご質問でございますけれども、私どもはこれは反対に捉えています。急激に減らないように、減る分を減らしている、自己負担が増える分を減らしていると、こういうふうに解釈していただきたいと思えます。

次に、通学費補助が、少子化対策にならない理由があるのか、こういうご質問でございますけれども、逆に言いますと、補助することによって少子化対策になるということもできないというふうに私は考えます。必ずしも、要するに通学補助制度が少子化の歯止めになっているとも思えない。ただ、私どもとしては、そうは考えるけれども、できるだけ補助はしていきたいということで、今回の制度を立ち上げました。

続きまして、2番目のご質問でございますけれども、私はこれ、ちょっと解釈が間違っていましたら、また再質問をお願いをしたいと思うんですけれども、要するに補助額が旧町時代よりも減る生徒、これについて、私ども急激な負担増とならないように、補正をかけています。これが6割、6掛けの補正をかけています。議員が指摘されますのは、それと同様に補助額が増える生徒に補正をかけて補助を減らせと、こういうふうに私は受け取りました。間違っていたらご指摘いただきたいと思えます。私は、増える部分を減額しろというのは、私どもの発想には全くなかった発想でございます。できたら、この制度をそのまま使って増えた生徒には増えたでいいんじゃないかというのが私の考えでございます。要するに、ともかく補助制度というものを市内同一の形でやっていきたいというのが、私どもの考えでございます。

3点目、この問題につきましては、今般、教育委員会の承認をいただきましたので、全児童生徒のところへ、一応通知を出しました。これは、補助を受ける生徒、受けない生徒に関わらず、全員でございます。その両方のところに、こういう一文を載せています。

「昨年中、病気やけが等で体調が悪く、本来は定期券で通学するところを、それができなかった場合は、教育委員会までご連絡ください」

これは、太字で強調して書いてございます。それによって、たぶん、そういう事情があった児童・生徒については、教育委員会の方に申し出をいただけるだろうと考えています。

それから、最後の4点目の、回数券の件でございますけれども、回数券利用者も、別に補助対象から外してはございません。ただ、回数券を利用するということは、常時バス通学ではないと、要するに送り迎えを使いながら、送り迎えができなかったときだけバス回数券を使う。こういうふうに解釈を、私どもはしております。要するに、3割5分負担、これの対象者と、要するにバス通学外の対象者というふうにしてあります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 国民健康保険からお尋ねをいたします。市長言われるように、前年度と比較、参考にすれどもお話をされたように、15年度の決算打ち切りがあったので当然それが入り込んできて、増えるということはわかっております。そこで、あらかじめ部長にもお話しして資料を整えておいてほしいということをお話ししたんですが、比較検討するに当たって、15年度と一つ検討する必要があるなど。16年度決算ではちょっとややこしくなりますのでね。そうしますと、15年度はこれ、旧4町ですから、全部足して平均しますと、現年分15年度分の収納率が79.40なんです。今年、いくらを目標にしているかといいますと、77.9%を目標にしている。1.5%を減らすという、減らすと言ったら変ですね。目標をちょっと下げているということなんですね。

それで、もう一つ、今市長が少し述べておりました滞納の件について、今年度目標としているのが14%です。15年度どうだったか、旧4町を全部足して平均しますと、17.57%なんです。そうしますと、税は上げたんだけど、実際に集まる税は15年度の目標としているパーセンテージよりも少なくなってくる。ということは、上げたんだけど少なくなる可能性がある。

そうすると、医療費は当然さまざまに論議してはいますけれども、上がっていくから当然収入が足りなくなる。それをカバーしていくためにまた税の値上げにつながるのではないかなというふうに思うんですけれども、この辺、15年度と比較した場合、比較・検討、これはできますからね、17年度の目標をどういうふうにお考えなのか。どんどん、滞納がたまっていく。15年度の滞納額、4町合わせましたら、2億5,800万円が、今回3億3,300万円という状況ですね。

それで、前の議会でも私お話ししましたがけれども、国保加入者の生活実態をきちっと把握していくためにも、滞納問題を私はある意味では深刻に考えなくてはならないというふうに思っています。6月議会でも言いましたけれども無理矢理徴収しろと、根こそぎ持ってこいということではなくて、よく話し合いをしていくということが、大事なのかなと。市担当部局

として当然、収納していただくということを努力していくのは仕事ですからね。それが先ほど、冒頭お話したように、市の大事な仕事なんです。だからきちんと徴収をしてもらうために、当然努力する。苦しい生活の中から 100%納めている人の立場にも立つ必要があるであろうというふうに思います。

どのようにやられようとしているのか。ちなみにいろいろと調べたところ、国保担当者、合併当初 4 人だったんですけども、今は 7 人いるでしょう。それでも、減らすという意味がちょっとわからない。

それから医療費について、なぜ上がるのかということでお話しなさいましたけれども、生活習慣病、医療の技術が進歩しているとか、前期高齢者の増加とか、いろんな話があるんですけども、レセプト点検も重視していると。そうすると、大事なことはレセプト点検をすることによって大局的にどういうところで病気をしているからそれへの対策をしなくちゃならないのかということをやっていないと、ただ一般的に全国共通の上がる理由は大事なんですけど、より具体的に伊豆市としてどうなのかということを見ていかないと、ただ、がんばりましょうねとなる。

それで具体的に市民が注意すること、今、それ以外にかかりつけの医者を持ちましょうとか薬を必要以上に欲しがらないようにしましょうとかいうふうに言っているんですけども、それで医療費が下がると答弁したんですよ。そうすると、漠然と呼びかければ下がるであろうということではない。これもだから、現年分とか滞納分をきちっと相談するという意味でもこれは大事な事業だと私は捉えましたので、具体的にお話しなされたものだから、必要以外の重複受診と言っているんだけれど、この人についてもどのようにお考えなのかお尋ねしたいのは、同じ内科でもレセプトを見てもみると、内科というと心臓病だ、高血圧だ、胃が悪いとか、ずっと出てくるんですよ。そうすると、病気の内容によって病院が変わってくると、この人は重複受診していると、こういう見方もあるんですよ。重複というのは、風邪をひいていっぱい病院を渡り歩かないでほしいということを多分言っていると思うんですが、その重複というのをどのように捉えているのか、具体的にもう一度お尋ねしますけれど、具体的にこういうふうにやれば医療費が下がると言っているんだから、全体を通じてでもいいですよ。こういう取り組みを市民の皆さんがやれば、医療費が下がりますよということをぜひ聞きたいというふうに思います。

お願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 1 番目のことについて、前年度の比較と、それから医療費がどうやったら減るかというような再質問であったと思います。数値等もあります。我々数値が出ているかどうか、ちょっと先ほどの説明のようにありますが、市民環境部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 細かい数字につきましては別といたしまして、まず 15 年度の

収納率の比較ですが、決算及び17年度については予算ベースということで、ちょっと比較は無理ではないかと思っています。当然、収納率を高めるといことはこれは全くここで言うまでもなく、努力をするということで、また決算ベースの比較をしていただきたい。このように思っているところでございます。滞納繰越についても決算ベースと予算ベースなので、また決算ベースは決算ベースということで、比較をお願いしたいと、このように思っております。

それから、次に、レセプト点検についてと、それから5点について抑制ということでございますが、前回申し上げましたのは重複受診だとか診療時間内の受診をするとか診療時間外の受診を避けるだとかいうことをやれば、必ず下がります。これをどう皆様に指導していくかというようなことで、今市長がこれをやれということで、私たちの方へ指示があるわけでございます。それを今答弁したと思います。

それは、保健師による訪問の指導だとか、健康相談の実施だとか、それから、健康づくり支援事業の24時間電話相談だとか、今いろいろ市長が言っておりますが、それが先ほど言いました医療抑制のための5項目の裏付け事業でございますので、これらをやって、医療費を下げていくということで考えているところでございますので、回答いたします。

それから、重複受診でございますけれど、これらにつきましてもこの事業のなかで保健師の在宅指導だとかいうところの中、またレセプト点検の重複の受診というのがわかりますので、それらを基に個々の指導をしていくということで努力をしているということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

26番(木村建一君) 重複というのはどう捉えているかと聞いているのですが、ちょっとお答えください。

議長(遠藤正寿君) では重複について。

市民環境部長(福室恵治君) 重複というのは、同じ病気でお医者さんを重複してかかるとか、そのようなことでございます。あとは、乱受診だとか多受診だとかいろいろな言葉がありますけれど、ひとつにはそういうことでございます。

議長(遠藤正寿君) 木村議員。

26番(木村建一君) 収納率のことについて、お尋ねします。結果と推定というのは、当然今度は17年度をやりましょうと言うんですから、当然どうなるのかわからないんですけども、でも職員を増やしました。そして4町合わせて、結果的には先ほど言った数字。増えてなおかつ過去にそれだけやられたのに市になったらなぜ下がるんですかね。目標というのは当然わからないでしょう、結果ですから。でも、なぜ下げるような目標でがんばるんですか。それはがんばるとは言えないです。そうでしょう。

ましてや市になったら専門職を育てますって、1年あったんです。具体的に、そう簡単に、こういう国保というのはいろいろ分析しなくちゃならないからすいすいとはいかないです。

でも、何のために市になったのかということを考えれば、旧町のそういう職員のあり方の問題と、そして今度は市になって、現実には4人が7人になったと。それでなおかつ収納率が15年度の目標まで行かないとなると、ただ来る人はどうぞおいでください、納めない方はどうぞと、極端な話そうなっちゃうんですよ。その点、どう理解しているのか。

それから、いろいろと注意することについて具体的に保健事業をさまざまやっていますよということなんですけれども、例えばですね、薬は必要以上に欲しがらないようにしましょうと言ったって、これはお医者さんの方ですよ。我々患者というのはわからないから、薬というのはこれは効くものだと思うので、それは市民が注意することではなくて、医者のレセプト点検の中で、いろいろ、当然医者にも要望するでしょうけれども、その点もあるし、それから、時間外の診療は避けましょうと言っても、わざわざ時間外に行く人はいないでしょう。もしも具体的にそういう数値をつかんでいるなら、だから聞いているんです、具体的に。5項目挙げているんだから、一体全体、例えば重複受診が今までに何人いたのか、その医療費がいくらかったのか。時間外が何人いて、その人は本当に時間外が必要だったのか、どうかということまで分析して初めて、市民の皆さん、注意しましょうねと無駄ですよということになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 当然言われるとおりでございますので、その結果についてはレセプト点検の中でそういう数字が現れてきますので、したがって、保健師を使いながら、重複受診だとか乱受診だとか、多受診だとかいうことの指導をすると、こういうことでございます。

それと、もう一つ収納の関係でございますが、これにつきましても、収納率の予算では下がるわけでございますけれども、通常こういうような予算の作り方をいたしますので、前年の実績に下がらないように、先ほども言いましたように、人数も増えていますので努力をします。

また、この人数につきましては、他の部局から全く増えたということではありません、その支所を含めた担当の中で本庁に回していると、こういうことですのでご理解いただければと思います。

議長（遠藤正寿君） 木村君、この問題について3回過ぎましたが、先ほどのレセプト点検の中で、そういう事例があったらまた後で出してもらおうと。

次をお願いします。

26番（木村建一君） 通学費の問題に入ります。

市民との協働まちづくりの関係、教育長は補助制度を決定するにあたっては適正でないと市長とお話しをしたということなんです。

振り返ってみますと、なぜ私は今回も土肥の問題を天城出身でありながら、市になったからいいんですけれどね、一番保護者の方が大変になっている、この新しい制度になっている

から、取り上げているんですけれども、ご存知のように土肥町時代は小学校統廃合によって前の旧町の制度を16年度生きていたと。それが合併したから統一するためにやむを得ないのかどう考えてもわからないですが、もうちょっと具体的にお尋ねします。

市民協働のまちづくりという、補助率をどうしようかということもあるんですけれども、旧土肥時代、土肥小学校、新学期に間に合うように学校側が定期券を手配していた。100%補助ですからね。それは重々掴んでいると思います。で、保護者に渡していた。それが今年の4月どうなったか。様々な意見を聞きましたが、4月新学期始まって、どうなっているのかさっぱり分からない。何も連絡ないから、自分たちで買ったということなんです。

ですから私はその点の、旧制度がどうなっていたのか、手続きも含めてどうなっていたのかということも、きちっと掴んでいなかったのではないかと。だから、4月に学校側ともけっこう保護者の方が学校の方にどうなっているんだと、学校も困ってしまったということなんです。

それから、つい最近どうか、資料も、今教育長がお話になりました、少しプラスされるころも、保護者に対して補助制度をプラスしたということもあったんですが、こんな意見も出ました。定期券のコピー、今回見ますとこれはきちっとつけなさいよということになっていますが、始まったとき、定期券のコピーはいらない。全部いらないとは言わなかった。最初はいるけれども後はいいですよとなったんだけど、だから具体的にバスの定期券が切れる前に、保護者の方がバス定期券を買いにいくと、その前の定期券はどうするかという、バス会社が引き取ってしまうんですね。継続していくために。だからないんですよ、手元に。そしてないから、出しなさいといっても、これどうやって調べるのか。

こういう、やっぱり私は、市民にもっとやさしい心ができるような形ではなかったのかなというように思います。今度はコピーを付けなさいということでしょう。大変だなと思います。ご意見、市民との協働まちづくりについてお尋ねします。さまざまな今回の補助制度によって、人数が増えましたよということは分かっております。それで補助額が減ることについて、以前教育長はどんどん減っていくことは今の制度だと分かっていますということで、この件についても検討していきたいというお話があったんですが、具体的にこういう事例はどういうふう考えているのかお尋ねしたいんです。

土肥南小学校に通う児童、2年生。1年生は過去実績がないですから、2年生は、去年は学校統廃合の歴史があったので、定期代43,520円が全部補助していました。今年は今回の制度で38,000円。来年は31,000円に下がります。それともう一つ、今年の1年、平成17年度の1年生は在校生と違い37,000円です。来年上がる1年生は35,000円。再来年あがる1年生は33,000円。平成20年度、31,000円。どんどん下がっていくんですね。急激に減らないようにではなくて、保護者の立場に立って減っているんですよ。急激に減らないんじゃないんで減っている。新入生についてどんどん減らすような方向ですよ。そうすると、こんな矛盾が起きてくる。同じバス停から通学しているのに、学年によって通学費が違ってくる。

なんかおかしいですよ。隣でほんのわずかしが離れていないのにあんたいくら補助もらっているんだと言ったら、今いったような額、37,000 円、私は 33,000 円だと。こういう一つの矛盾があるのかなと。

それから、もう 1 点、調査してなかったらいいんですけど、こんなこともあった。バス停からの距離ではなくて自宅からだということで、いい制度ですよということで、天城湯ヶ島町時代に取り入れた制度なんですけれども、私、ずっとここ、菅沼のバス停から土肥小学校に通う子はどういうふうになってくるのかと、自宅はどんどん離れてくるので、ちょっと計算してみたんですけど、在校生の場合、100m、200m、300m バス停から離れると今年は 39,000 円。ですから距離が離れると 1,000 円プラスなんです。でも、バス停から 400m 離れるとどうということになるかという、補助が 33,000 円になった。なぜか。前年度のバス代に新制度のバス代を上乗せするという制度があるものだから、計算上そういうふうになっていくし、教育長が言われるように 10,000 円未満は切り捨てますよということになっている。そのことも含めて、こういうふうに距離が離れれば離れるほど補助が段々増えるのかなと思ったらこう逆転現象が起きている。ちょっとこれはね、急に聞いたからあれでしょうけれど、そういうこともありうるということも考える必要じゃないかなというふうに思います。

私は修善寺中学校の具体的には補助が増えるということで別に私は減らせとは言っていない。増える分についてはいいじゃないですか。ただ、減る生徒については、いくら 10,000 円以下だったら前年度との比較で今年もらう定期代が 10,000 円以上だったら補助するけれども、それ以下だったら抑えますよということの制度自身がなぜなのかと。結局急激に減らないようにじゃなくて減るんですよ。保護者の方にしてみれば。だから具体的にごめんなさい、まだあった。回数券、補助対象から外していないということですけども、先ほど第 1 回目に質問したように、例えば定期を買ってあと何日間か残っているなどと思ったら何日間分は 1 箇月ないもんだから通学区の定期代として買っているんですよ。それが通学以外ではないということではないでしょう。だからこれも入れる必要があるんじゃないか。

結局、様々な、私は矛盾があるというように思うし、それで具体的にこういうようにしたらという提起ですね、批判ばかりしていたら失礼だから。やっぱり、そもそも論が私は間違っているもんだから、もう一度きちっと見直す。それができるまで例えば前年度実績うんぬんではなくて 1.2 という事で新年度の新 1 年生は補助基準額に対して 1.2 上乗せしますよということ、制度あるもんですから、それを全部当てはめるというわけにはいかないんでしょうかね。なぜ減らしていくのか。急激な負担減にならないんじゃないかと減るんですよ。

あと、財政の問題が当然絡んできますから、教育委員会は財政握っていますからね。市長にもちょっとお尋ねしたいんですけど。17 年度、前にもお話ししましたが、全予算の中で占める割合、遠距離通学費は 0.1% なんです。予算的には約 1,700 万円。増やせば、ほんの僅かでも増やせば別にそんな教育委員会でも苦労しないで済むというふうに私は思っているんですけど。財政的なところで教育委員会に援助するという考えはお持ちでないかどうか、

お願いします。

議長（遠藤正寿君） 木村君、2番と3番がいっしょになっているので3番として捉えておきますけれども、時間があと4分ですから。後の問題もありますから。

それでまず教育長。

教育長（室野純司君） 最初に、市民協働のまちづくりということで、要するに補助制度をつくることに市民参加ということですがどれも、私ども統一作業が大変遅れたことは事実でございます。途中でも質問がございましたけれども、まだもっか検討中であるとお答えを昨年度の中ではお話申し上げ、結局この補助制度を一応教育委員会に承認いただいたのがちょっとはっきりわかりませんが、2月か3月であったと思います。確かに議員がおっしゃるように、土肥地区、特に土肥南地区、今まで全額補助だったのを説明もなしに4月に突入してしまっただと。これについては大変申しわけなかったというふうに思っております。

今度新しい見直しをいたしまして、土肥地区の方へは私ども職員が出向きまして、この補助制度については一応説明会を持つというふうに現在考えております。これにつきまして八木沢、小下田の区長さんとも連絡を取っていきまして、近々説明会を持たせていただくと、このように考えております。

なお、その他の非常に細かい点でございますけれども、確かに議員がおっしゃるように、少し矛盾が出ているのかなと私もはっきりその点については承知はしておりませんが、非常に補助制度が複雑であるというふうには思っています。これは市長の方からできればもっと簡単にできないのかと、こういうご指摘も頂いておられるのも事実でございます。ですから私どもとしては、ともかく4キロ、6キロを設定して、それのともかく通学にかかるバス代の半分なら半分を補助しましょうということですからはっきりやっしまえば非常に簡単でございますけれども、ただ、今までの4町の経緯がございます。土肥南地区は全額定期代を買って与えていたという事実もございます。これはどういう補助制度にしても、土肥南の定期をもらった小下田の子供たちにとってはこれはもう現状維持はありえない。ともかく減額になることはどんな制度を使っても全員に全額補助しない限りは減額になることは避けられないだろうと私は思っております。

そういった点で、もしご指摘の、例えば距離が遠くなる子供たちの補助が多い。これも私は実態を把握していませんので今ここでお答えをすることはできませんけれども、もしまたその具体的な例について教育委員会に来ていただいて指摘していただければ、それはどういう形でそういうふうになったのか、私もちょっと理解できませんので、また、今局長がもし分かっているようだったらお答えをいたしますけれども、と思います。

特にこの2点目、見直しの2点目の保護者負担が減る場合、負担が減るというのは保護者にとっていいことなんですよね。その場合に本年度の補助には影響しない制度になっているのがなぜかと。要するに保護者負担が減るといのは、補助額が増えるということで理解していいんですか。そういう人たちは要するに反対に負担が増える人たちに比べて、補正もか

けない、なぜかけないかとかこういうふうに私は理解したんですけども、要するに私の考えはともかく補助を今までよりも少し余分に出せる子供たちはそれはそれでいいんじゃないかというふうに解釈をしているところでございます。これは実際に土肥の南地区の子供たちが確かに保護者負担が年額で言いますと例えば1万円とか2万円増える子も実際にいるだろうと思います。しかし、今まで他の4町では自己負担が例えば2万円も3万円もかかっていた生徒はかなりいただろうと。実際に今回の制度によって、今までよりも大幅に補助をもらえる生徒も実際出ているのも事実でございます。私どもの考えとしては、そういう子供たちにお前ちょっともらい過ぎだから増える分を減らすよという考えは正直言ってそういう発想を持ちませんでした。これ、また考えろといわれれば私どもも考えていかなければならないと思いますけども、そんなことで今回の一応補助制度を見直しをしたものですから、これはもう、これで固定というわけではございません。

今後もしっかりいるんな矛盾点を探りながら私どもも再度見直しはしていきたいというふうには思っております。

それから、さっき年度が上へ今年は今、来年はさらに6掛けということですから、来年の1万円を超える負担増の子供については、今年が6割でございますけれども、来年は3割6分しか見ない。その次はもっとさらにその6掛けです。3年後にはまったくようするに平で他の補助の子供たちと全く同じようにしてもらおう。ここで一応、全児童生徒が市内一律になる。こういうふうに考えております。

私ども、その補正をかけましたのは、あくまでも急激な負担増になる子供たちに少しでもその負担増を減らしたいということでそういう制度を設けたと、こんなふうに理解していただければいいのかなとそんなふうに思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 補助制度について、財政面から市長の答弁があります。

市長（大城伸彦君） 教育長の答える質問に急遽ご指名をいただいておりますが、お答えいたします。

これは予算立ての問題だと思います。予算は、私ども原案を出して皆さんにご審議いただいております。どこかが増えればどこかが減ります。その辺のことを十分考えて、今後予算でご議論いただければと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 少し触れてから最後の4つ目に移りますが、いろいろな家庭の事情によって、通学費が本来はもっと、定期代を買ったのにできなかつたら通知していますということなんですが、保護者の方に聞いてみますと、あなたの通学費の補助はいくらですよというところと一緒にスタートしているんですね。確かに目立つようにと言え、よく読めば目立つんですが、3ヶ月の猶予があったわけですから、この補助、あなたの補助はいくら

ですよというそのなかで、やるべきだったんじゃないかと思いますので、ちょっと保護者の人たちはとまどっているという状況もありますので、答はいいですから考えておいてください。

それで残り僅かな時間でまとめて木太刀荘と虹の郷一括でやります。協働のまちづくり、私は大事なことだなと思っているんですが。市長のお話ですと施設運営委員会に頼んだからこれは市民のまちづくり。一部あるでしょう。しかしながら私は町内会というか区のところにお話ししたという宿区とか西平。それから観光協会、旅館組合等の方たち全部集まってではなく個別に会ったり、それが電話でお尋ねしたんですが「売った方がいいんじゃないの」という意見もありました。それから売らないで欲しいと、あの景観地が本当に大事なんだから売らないで欲しいという要望もあった。様々な意見があるんですよ。

それでまだ、指定管理者制度をうんぬんと全くこれ法的になんら問題ないところに何故これだけ売却なのかというふうなことも私は疑問です。もっと様々な意見をやる必要がある。

それから民間と競合するとよく言われます。この件についても関係者の方にお尋ねしましたが、例えば民宿のことで釣り客を専門にしているところ、様々ですよ。運動を専門にやっているところもある。木太刀荘は何を目指しているか。連泊型を通じて資料も大分ずっと以前からいただきましたけども、木太刀荘の中高年層にやったハイキングクラブ等々を、結構やっているところを部長はご存知なはず。どこが競合するのか。それでは約1万7千、8千と利用している木太刀荘のお客さんが全部とは言わないけれども、圧倒的多数のお客さんが湯ヶ島温泉地区を中心とした民宿や旅館に泊まるんですかね。それだったら競合するというんです。だから競合するというのは具体的にどうして競合するのかお答え願いたい。いうふうに思うんです。

それから市長も一つの重点にしているいわゆる温泉ウエルネス事業ですよ。温泉療養構想を持ち上げてきたと。平成10年なんですけれどもね。それを打ち出すんだとずーっとやってきた。それとなんら競合しない。温泉療養宿構想が今、木太刀荘の一つの流れとしてこう出てきているのにそれを地域経済、今後のフォローも含めて売却先、理解を求めて売却先については民間ですかね、民間がそういうことを聞くかということ最初は聞くかもしれないけどいずれは自分たちの経営方針でやるんですよ。それは僕は当てはまらないだろうというふうに思います。

それから虹の郷の件について、公社の評価について私はちょっと先ほどの質問も他の議員やっていましたけれどもこんなやりとりを全協の中でやったですね。どんどん人件費を削減しましたと。そして、じゃ、ノウハウは活かしていますと、専門職は。じゃ、専門的なところはどこですかとお尋ねしたら、それは業者委託ですと。それはいいですよと私は思いましたけども、それはいいんですよ。だから私は別にあの責任者の方がすべて否定するわけなんですけども、きちっと位置づけて、やっぱり虹の郷をどう運営するのかということ、今の公社をどう位置づけるのかということでは物足りなさを感じています。だめだと言ってい

るのではないですからね。

それでもう一つお尋ねします。国民宿舎木太刀荘に移ります。何故、指定管理者じゃなくて売却なのがお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） はい、市長。

市長（大城伸彦君） 木太刀荘についてなぜ売却なのかと先ほどお答えしたとおりなんですが、なにか足りないようですね。

行政サービスの附帯的なサービス部門としては私は必要ないんじゃないかと思っています。国もやっている民にできることは民におろすと言うことが一番いいじゃないのか、そんなふうに考えています。

足りないところは企業部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは説明をさせていただきます。

まず木村議員さんの木太刀荘の売却関連で協働のまちづくりの問題。それから民間との競合の問題で。それからウエルネス関係についてご質問がありました。

まず、協働のまちづくりの問題でございますが基本的には、今木村議員がおっしゃられたように各地区、あるいは各種団体、こういったところに意見聴取をしました。結果として存続あるいは各種団体の場合は賛成反対、それぞれいて木村議員のおっしゃられるとおりでございます。ただここで、日本における国民宿舎の状況は、昭和 57 年をピークに 360 いくつあったかと思いますが、現在 184 という実情がございます。非常に国民宿舎のいわゆる目的と申しますか、そういったものが一つの終わりを迎えているというような私は感じをしています。そういった意味で各地区の意見をそれぞれ全て聞くということはなかなか難しいことで、反対賛成それぞれあって、最終的にどうするかという決断は先ほど市長が言ったように売却という方針を出したということだと思います。

それから民間との競合の問題でございますが、民間の競合という部分、これは民間がある意味では育ってきたというふうにご理解いただきたいと思います。要するに民間が育ってきたということは国民宿舎の使命は逆に言えば終わっているんだということも一つあるわけです。細かく言えばい言うようにそれぞれの目的をもって事業展開をしている民宿、あるいはいろんな宿泊施設があるわけですが、そういった意味で確かに木太刀荘はハイキングとかそういったものを目的にやってまいりましたけど、逆にいえば民間さんがそういったことをやれば儲かる施設になるということも言えるわけです。

それからウエルネスでございますが、ウエルネス関係についてはいわゆるウエルネスというのは健康あるいは自然、こういったものをベースに事業をやろうということで、温泉療養の宿構想というのは長期滞在を目的にやったわけです。これも民間が育って、民間がやればこれはできるわけですのでそういった部分で民間にある程度任せすることも必要だろうということでございます。

それから虹の郷の関係ちょっと聞き漏らしたんですけど、どういった内容なのかお願いします。

議長（遠藤正寿君） 公社のその一点だけ

26番（木村建一君） 人件費を減らして財政をなんとか建て直しをしようとしていますということで前にお話を聞いたんですよね。公社の方から。効率的にはありうるだろうと。ただし当然、専門職の問題が出てくるんですね。それについてどうしているんですかと言ったところノウハウがあると言ったものだから、どうなんですかと聞いたところそれは委託していますということなんです。そうすると委託するんだったらどこだっているんじゃないのとわざわざ今の公社ではなくて極端な話。公社が全部だめとは言っていないんですけれども。人が減ってそして何とかやり繰りする。ノウハウは持っています。じゃ具体的にノウハウをどうするんですかと言ったら、それは外部委託ですということなんです。それをどういうふうに評価しているのか。

議長（遠藤正寿君） 最後ですから簡単明瞭に市長。

市長（大城伸彦君） それは公社の理事長がお話ししたことで私ども行政としては今のところお任せしておりますからその内部のことについてここで質問されてもお答えできない状況です。

議長（遠藤正寿君） これで木村議員の質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月15日午前9時30分より再開いたします。よってこの席より通知申し上げます。

散会 午後 0時11分

平成17年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第4号 9月15日）

平成17年第3回(9月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成17年9月15日(木曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 87号 | 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第 88号 | 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 89号 | 平成16年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 90号 | 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 91号 | 平成16年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 92号 | 平成16年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 93号 | 平成16年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 94号 | 平成16年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 95号 | 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第 96号 | 平成16年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第 97号 | 平成16年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第 98号 | 平成16年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第 99号 | 平成16年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第100号 | 平成16年度伊豆市上水道事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第101号 | 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第102号 | 平成16年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定について |

- 日程第 17 議案第 103 号 平成 16 年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定
について
- 日程第 18 議案第 104 号 平成 16 年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定
について
- 日程第 19 議案第 105 号 平成 17 年度伊豆市一般会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 20 議案第 106 号 平成 17 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1
回）について
- 日程第 21 議案第 107 号 平成 17 年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第
1 回）について
- 日程第 22 議案第 108 号 平成 17 年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第 1 回）につ
いて
- 日程第 23 議案第 109 号 平成 17 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）につ
いて
- 日程第 24 議案第 110 号 平成 17 年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
について
- 日程第 25 議案第 111 号 平成 17 年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）に
ついて
- 日程第 26 議案第 112 号 平成 17 年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第 1 回）につ
いて
- 日程第 27 議案第 113 号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の
一部改正について
- 日程第 28 議案第 114 号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 115 号 伊豆市国民宿舎設置等に関する条例及び伊豆市国民宿舎使用料
条例の廃止について
- 日程第 30 議案第 116 号 伊豆市教育振興審議会条例の制定について
- 日程第 31 議案第 117 号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 118 号 市道路線の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25 名）

1 番 杉 山 誠 君

2 番 鈴 木 基 文 君

3 番 小 森 勝 彦 君

4 番 内 田 勝 行 君

6番	山下	一君	7番	加藤	章君
8番	室野	英子君	9番	飯田	正志君
10番	森	良雄君	11番	古見	梅子君
12番	磯	晴雄君	13番	鍵山	堅一君
14番	杉山	羌央君	15番	飯田	宣夫君
16番	酒井	勲一君	17番	木内	一郎君
18番	塩谷	尚司君	19番	関	邦夫君
20番	小野	忠宏君	21番	大川	孝君
22番	三須	重治君	23番	堀江	昭二君
24番	高田	和正君	25番	遠藤	正寿君
26番	木村	建一君			

欠席議員（1名）

5番 森嶋正太君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君
中伊豆支所長	佐藤央一君	総務部長	堀江正身君
市民環境部長	福室恵治君	健康福祉部長	内田政廣君
観光経済部長	鈴木直道君	土木部長	土屋亨君
上下水道部長	水口信夫君	企業部長	渡邊玉次君
教育委員会 事務局 会長	山本準次君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川 與志衛	局長補佐	森 修司
主査	山下 正恵		

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

本日、欠席議員の通告があります。5番、森嶋議員より欠席の届け出と、16番、酒井議員より遅刻の通告がありますのでお知らせいたします。

ただいまから平成17年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。本日の出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議案第87号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第1、議案第87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより議案第87号の質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に10番、森良雄君。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、質問させていただきます。

決算書より、ページ63、説明3-19、職員福利厚生費について、内容をお知らせください。ページ63、説明50-08、弁護士訴訟謝礼、訴訟の内容を知りたい。ページ65、説明3-12、新聞折り込み手数料の内容を知りたい。ページ67、説明1-13、清掃委託料、どこに委託していますか。お知らせください。ページ159、161、説明50-11、12、14はどこの施設に発生するのか、お聞きしたい。ページ217、説明1-13、同報無線保守点検委託料について、受信鉄塔の塗装が剥げて汚らしい。塗装不良ではないか、お聞きしたい。ページ235、説明9-15、体育館建設工事の基礎工事についてお聞きしたい。GLと杭頭の高さについてお聞きしたい。打設杭の本数をお聞きしたい。杭の打設状況をお聞きしたい。残土処分について、詳しくお聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの森議員のご質問でございますが、お答えはそれぞれ担当部長から答えさせます。よろしく願います。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それではお答えいたします。

63 ページ、説明 3 - 19 の職員福利厚生費の内容ということでございます。決算額が 447 万 5,000 円でございます。これは補助金として受けてございます。主な内容でございますけれど、職員の慶弔の関係、いわゆる結婚、出産、病気見舞い、こういうようなものへの給付、それから体育の振興ということで運動サークルへの助成、それから職員の健康増進ということで、各種ドックの助成とかインフルエンザの予防接種の助成、それから 2 月の中越地震への義捐金ということでこういうような支出もございます。

続きまして、弁護士の訴訟の関係でございますけれど、これにつきましては合併前の旧中伊豆町の固定資産評価審査委員会を被告といたしました土地の評価に係る審査の申し出に対する決定処分、棄却ですね、この決定処分の取消しを求めた訴訟が新市になっても継続いたしました。第 1 審、第 2 審とも合併後の伊豆市の固定資産評価委員会が勝訴いたしましたわけでございますけれど、これに要する関係の顧問弁護士の謝礼、成功報酬でございます。

続きまして、65 ページに入りますけれど、新聞折り込みの手数料は、ということでございますが、旧天城湯ヶ島町の時代に区への配布方法として新聞折り込みの手続きによって取っておりました。合併によりまして、これらについては区長さんに配布をお願いするということには決定はいたしました。継続ということで、1 年間は従来そのままの方法で各自のお宅へお届けするということでその間の、新聞社としては 3 社ございますけれど、それぞれの配布の手数料ということでございます。

それから、清掃の委託料について、67 ページになりますけれど、これにつきましては主な内容は床拭きとか、あるいは通常の清掃関係、トイレの清掃とか、こういうようなところでございます。受託業者をお聞きでございますので、株式会社三島美装というところでございます。

それから、続きまして 217 ページに私の関係は飛びます。説明の 13 で、同報無線保守点検委託料、これにつきましては、内容的なものは内部の設備の機械を点検をいたしました。森議員がお聞きになっているものは、その下にある 15 のパンザマストの塗装の手数料ということで、その 9 行ほど下にあると思っておりますが、そのことをお尋ねいただいていると思しますので、お答えいたします。

パンザマストについては、塗装をしてメンテをかけなければならないパンザマストは伊豆市の中で 100 本ほど、概略ですけれどございます。一気にこの 100 本がだいぶ剥げているものもあるわけですが、それをいっぺんに塗装ということはなかなか財政的にも厳しいものですから、毎年 10 本ぐらいを選びまして、特に古い、見にくいようなものから順次直しております。その関係の経費がその 9 行ほど下にございます。

総務課の答弁は以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、159 ページから 161 ページ、50 - 11、12、14 につきまして、どこの施設かということでございます。

まず、11 の消耗品から上下水道料につきましては、中伊豆地区の小川多目的集会所でございます、ここは現在、森林ボランティアの活動拠点として使用している施設でございます。

12 の建物災害共済保険料、それから 14 の借地料につきましては、同じく小川多目的集会所と、やはり中伊豆地区の中原戸でございます中伊豆町シイタケ集出荷貯蔵施設、それとですね、原保でございます八岳集会所の分でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） GL と杭頭の高さでございますが、2メートルということになります。これは、杭が出るというのではなくて、下に2メートル、マイナス2メートルということになります。杭本数ですが、69本です。杭の打設の状況ですが、本工事の設計はメガトップ工法を採用してございます。メガトップ工法は、特定埋め込み杭工法で、杭の周囲に固定液としてセメントミルクを使用いたします。したがって、現地盤から杭穴10メートルを掘削いたしまして、8メートルの杭を打って、セメントミルクで固定するものであります。施工後には杭の打撃試験、衝撃載荷試験を実施しております。

次に、残土の処分でございますが、現場で発生した土は、地下水が高いためか水分含量が多く、埋め戻しの際の転圧が不完全になると判断いたしました。したがって、全量を現場発生残土として持ち出しをしております。量は建築面積1,024平方メートルに、余堀を含めまして、1,100平方メートル、深さは、杭のまわりと基礎工部分が2メートル、その他が1.5メートルであります。平均して1.8メートルと計算いたしますと、1,100×1.8メートル、1,980立米となります。ダンプ、トラック運転の伝票を確認いたしましたところ、2,112立米を確認してございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

ページ67、説明1-13、清掃委託料、これの契約方法はどんな契約をとられたかお聞きたい。

それから、質問ではありませんけれども、どこで発生したものかというような質問がないように、今後できれば、この分はどこの分だとわかるようなふうに記載していただけたらと思います。

それから、ページ217の、同報無線の鉄塔ですが、この塗装は納入時の塗装が悪かったのではないかと判断できるのではないかと思うのですが、できれば納入業者の責任で塗装させてもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、体育館建設工事の基礎工事についてですが、これは先の議会で補正予算が組まれたものです。建築場所の面積が1,024平米ということですね。掘削深さが2メートルというこ

とで、残土の発生は約 2,000 立米、これは確かに見させていただいた報告書の数字と全く同じです。問題はないのではないかと思うんですが、先の補正予算のときには土の入れ替えをしたということを言っているはずですが、ですから、出して持ってきたんだから、もっと残土は発生してもいいんじゃないかと思うんですが、その辺、大変疑惑が残る。

杭の打設、杭の本数、及び打設方法についても、ここではたぶん説明できないでしょうから、ここではこれ以上この件については質問しませんけれども、委員会でこの件はしっかり審議したいと思しますので、しっかり準備していただきたい。

それと、今言った運搬、2,000 立米ということですが、この件について、管理会社はどのように関わっているのかですね、私が当初教育委員会で質問した時に、残土搬出の伝票などは一言も説明なかった。私が残土はどこに行ったんだという追及に対して、改めて、伝票が出てきたという実態があります。その辺も含めて、一般的にはですね、残土が出てきたらちゃんと残土の出来形を量るのが工事の端的な有り様です。はっきり言わせてもらおうと、出来形はどこへ行っちゃったんだと。伝票でしかわからない。それでは、伝票の信憑性はどこにあるんだ。そういう説明ができるように、委員会で準備していただきたい。できれば、管理会社の見解もお聞きしたい。いいですか。1日に40台近い10トンダンプが動いたということを書類では言っているわけですね。10トンダンプがあそこから40台出入できるのか、それから、10トンダンプが40台ということになりますと、1日200立米近い土量の移動があったと。それを、どういうふうに掘削してつぎ込んだのか、その辺も十分に説明できるようにしておいていただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それではまず、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 契約の方法でございますけれど、清掃の委託料でございます。16年度当初ということございまして、随意契約であったと記憶しております。しかし、本年度からはこういうような施設の管理とかのようなものについては方法を変えまして、入札方法で施行してございます。

それから、パンザマストの件でございますけれど、十分調査をいたしまして、特に施工後間もなく剥げ落ちたというのは確かにご指摘のとおりでございますので、そのような処理をさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局長のは、あとで資料を出せばいいですか。

10番（森 良雄君） 再質問。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再々質問させていただきます。これで一般予算については終了させていただきます。

今、随意契約ということがお話に上がりましたので、私、再々随意契約を質問させてもらっていますけれど、伊豆市契約事務規則によれば、第4章に随意契約というのが載っており

ます。そこに限度額というのがあります。

第 42 条、政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、予定価格が次に掲げる額以下の契約とする。工事又は製造の請負 130 万円。財産の買入れ 80 万円。物件の借入れ 40 万円。財産の売払い 30 万円。物件の貸付け 30 万円。前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円。

第 43 条、随意契約により契約するときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならない。

今までの随意契約についての議論では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の解釈によっておるわけですが、少なくとも伊豆市の伊豆市契約事務規則では、金額がはっきり明示されております。今、総務部長ははっきり、今後は気をつけるということをおっしゃっておりますが、おっしゃいましたね。

総務部長（堀江正身君） 気をつけるとは言っていません。

10 番（森 良雄君） 言ってないんですか。ということは、今後もあり得るということですか。あり得るんですか。それではこの規則をどのように解釈するかお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 地方自治法の施行令の規定を適用させまして、130 万円以上についても随意契約ができるということ、第 2 号から第 9 号まで書いてございますので、今後、金額を超える随意契約につきましては、そちらの条項を適用させて運用していくということになります。

議長（遠藤正寿君） 以上で森議員の質疑を終わります。

続いて、26 番、木村議員。

26 番（木村建一君） 議案第 87 号 一般会計決算認定について、二つ質問をいたします。

一つは、合併して本格的というか、暫定予算もあったんですが、初めての決算になりますので、大きく話題になった合併による普通交付税の算定の特例、一般的に言われている合併算定替についてお尋ねいたします。

合併後 10 年間は合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障すると言われる内容ですけれども、伊豆市は市単独で計算した額よりも旧 4 町それぞれ計算して合算した額の方が多かったということになったと思うんですけれども、決算書に当然その数字が載っているのでくどくどというような言い方はありませんが、とりあえず合併算定替の額についてお尋ねしたい。

そして、これをどのように見るのかということについてお尋ねしたいんですが、いわゆる市単独よりもプラスされた普通交付税は、合併したことによりプラスだと一般的には言われているんですが、この合併算定替をどのように評価しているのか。

それから二つ目に、16 年度予算編成するに当たって、市長は「創造力あるまちづくり」、「誰もがいきいき暮らせるまちづくり」などなど、六つの課題を表明いたしました。決算の初日

のお話は、どこにどのように使われたのかということが主だったものですから、当然、計画を出して、1年間振り返ったときにそれがどこまで届いたのかというふうなことが私は大事なのかなと思いますので、市長が表明されましたそれぞれの課題で、本当に大枠になるんですが、目標どおりに行った事業や、また期間的な関係、さまざまな条件でやり残した事業、さらにもっと進めていきたい、発展させていきたいという事業があるのかなと思いますので、この辺り、最初に市民の皆さんに述べられた16年度の六つの課題をどのように今、総括して決算認定に付そうとしているのかお尋ねしたいと思います。

次に、監査委員の方にお尋ねします。民生費について、放課後児童クラブや保育園について、このように言っています。「歳出が大きいので、統合・合理化を検討」というふうにあるんですけども、財政だけを見れば当然そのような結論になるかもしれませんが、子育てを効率面だけで見ていくのではなくて、子育てとは本来どうあるべきかという観点に立っての、そちらの方面からの評価、どのように見ているのかお尋ねしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。一般会計について、三つご質問があったように思います。そのなかで一つが、監査委員さんへのご質問で、前の二つが市長及び関係部長ということになると思います。

地方交付税合併算定替による額の評価については、総務部長から答えさせます。二番については当初、六つの課題ということですので、私がお答えしようと思いますが、先に一番から、総務部長が答えて、二番目を私がお答えいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、合併算定替についてですけど、議員もご承知のとおり、普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を財源不足額として配分されるもので、合併が行われた場合に、スケールメリットによりさまざまな経費の節減ということで一般的には基準財政需要額が減少し、あるいは基準財政需要額を抑える、減少させて、それによって交付税の減少に対応すると、将来の減少に対応するというようなことでございます。

しかし、合併による経費の節減は合併後直ちにできるものではないことから、ご承知のとおり、10年間は旧町ごとに算定した額で交付されまして、その後5年間をかけて段階的に調整されて、15年目からは通常の町の規模ということで算定になるわけでございます。あくまでもその年度ごとに算定方法に従った計算方法になりますので、毎年同じ額が上乘せして交付ということはないですけど、約束としては旧の町があったということを想定して、金額的には有利な制度ということになります。

今後も交付税制度の改正についても議論が行われることになっておりまして、この改正の状況によってはどれだけの影響が出るか不明の点があるわけでございますけれど、いずれに

いたしましても、先ほどから言っておりますように 15 年後には 16 年度の交付税ベースの 13 億円の削減、言い換えれば、現在は通常の数額よりも 13 億円上乗せをしたベースでいただいていると、これがお答えになります。

そういうことでございますので、いかに早く合併のスケールメリットを出していくかということが課題になるのではないかと現在では考えております。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） それでは、の当初予算で六つの課題を述べたが、目標どおりに行った事業、やり残した事業、さらに発展させてく事業など、要するに自己評価はどうかというご質問でございます。

昨年の 6 月の定例議会、伊豆市になって初めての定例議会、私が市長に就任して初めての定例議会で、施政方針ということで、その中で六つの施策を挙げました。まず 1 番目に、「創造力あるまちづくり」、「誰もがいきいき暮らせるまちづくり」、「住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり」、「地域の活力をいかしたまちづくり」、「活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり」、6 番目として「地域が主体のまちづくり」、この六つについてのご質問だと思います。

まず、全体といたしまして、まず合併初年度でしたということで、重点とした取り組みについてでございますが、議員もご承知のとおり、旧町の引継ぎ事業あるいは懸案事項など、初年度特有の予算執行が多くありました。また、台風被害等が発生し、多額の災害復旧事業があり、大変多難な 1 年であったと私は思っております。その中で、先ほど申し上げました六つの課題ですが、これは議員さんそれぞれ評価があるかと思いますが、私が独断と偏見で自己評価をさせていただきます。

まず「創造力あるまちづくり」であります。その中の 1 番目として、放課後児童クラブの運営や小・中学校の英語教育事業ということをお話させていただきます。放課後児童クラブの運営につきましては、これは現在進行中でございます。土肥地区の放課後児童クラブを開設しようと言う計画で検討を進めたわけです。小・中学校の英語教育事業は、各旧町に ALT を配備したということで、これは一応できたのではないかと、そういうふうに自分では評価しております。それから、土肥小学校体育館建替え、これもご承知のように完成いたしました。中伊豆地区の学校給食センターの建替え、これもおかげさまで昨年度中に完成をいたしました。ここでは自分では 5 点法では 5 を上げたいんですけど、4.5 ですかね。そんなふうに思っています。

2 番目、「誰もがいきいき暮らせるまちづくり」では、障害者の自立と社会参加を目指すための障害者支援ということで、これは介護保険であるとか、駿豆学園の運営ということで、継続で事業をしておりましたが、その他としては高齢者の筋力トレーニング、パワーアップ教室の新設とか、高齢者あるいは高齢者福祉、介護あるいは福祉に関するアンケートを行ったというようなこと、それから、もう一つ、耳のご不自由な方のための施策といたしまして

は、手話講習の充実ということで、16年度は入門講座をやりました。今後発展させていきたいと、こんなふうにも思っております。それが障害者支援、それから高齢者支援充実ということについてですが、先ほどのアンケート等をしたということと、先般の報告の中にもありますように、中伊豆地区の特養の建設についての検討推進を始めたということで、まだこれから継続して進めますということでございます。

それから、住民の健康増進に努めるための予防対策ということは、住民検診、これも今までと旧町と変わって、伊豆市として検診方法を統一し受診率が上がったということで、それなりの成果が上がったんじゃないかと、さらに続けたいと思っております。

県のファルマバレー構想と整合性を持ったウエルネス産業の調査・研究等に重点を置き、温泉療養等々と組み合わせた健康づくりのシステム研究の推進ということに対してでございますが、これを大きな私の三本柱の一つとして現在進行中中でございまして、いろいろウエルネス産業の調査・研究推進等をやっているということで、この10月から伊豆市まるごとTO-JI博覧会というものを行って、皮切りにやっていきたいと思っております。これはさらに計画して進めたい、そんなふうにも考えております。ここは完成したというものではなくて、継続でずっと継続になると思うんですね。3でしょうか、4でしょうか。それはまた議員に協力していただきたいと思っております。

三つ目の「住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり」では、まず広域ごみ焼却施設の建設推進、ごみ減量化及びリサイクル施設を検討ということに対しては、この施政方針を述べた後に広域の衛生施設建設の連合がいったん崩れました。先般、全協等でもお話ししましたように、1年間大変実質的な進歩、目に見える進歩はありませんでしたけれど、私としては大変悩みました。どうやったらいいかということで、ようやく今年度になって、先般動き出したということで、今後も精力的にこれには取り組んでいきたいとそういうふうにも思っております。

それから、新斎場建設の推進、これにつきましては、ご承知のように、議員皆様方の、また住民の皆様方のご協力をいただきまして、建設の方向に向かって推進している、ご存知のとおりでございます。順調にいけば平成20年度当初には供用開始できるかと、そんなふうにも思っております。今後も推進していきたいと思っております。

それから西伊豆消防土肥支署の田方地区消防への統合、4月1日にできました。これはこのところは5点だと思います。

また、環境に配慮した風力発電の研究や、静岡県が進めるエコタウン構想の研究を進め、最終的には廃棄物をゼロにするゼロエミッションの研究を目指してまいりますということで、これは一番最初のごみ焼却施設の推進、それから減量化、リサイクル等にも関係しますし、また、三本柱の一つであります新エネルギーの開発ということでやっております、県とも相談しながらやっております。これも少し長期間かかるのかなという予想でございます。風力調査というんですか、風向調査というんですか、そういうのを県と一緒に

やっております。これも順次進めていきたいと思いますが、いろんな障害も見えてきました。と言いますのは、国立公園法であるとか、保安林であるとか、あるいは地権者の問題があるとか、そういうことが見えてまいりました。大きなハードルだなと思っています。これを越えて何とかやっていきたいなと思っております。

それから、ゼロエミッションの研究ですが、これは県事業のゼロエミッション事業というのが推進されております。これと伊豆市あるいは伊豆市等広域のごみ処理方法の検討を進めてまいりたいということで、これも継続でございます。

これもですね、西伊豆消防ができました。斎場も順調にいけばということで、自分としては5をやりたいんですけど、4ぐらいですかね。

それから次に4番目の「地域の活力をいかしたまちづくり」では、商工観光関連事業の地域活性化対策として、地域ふれあいイベントの展開及び観光施設の整備を進めてまいりますということで、これは、いっぱいイベントをやりました。新市誕生のイベント、あるいはホリデーイン伊豆、わさびまつり、滝まつり、食感フェア、それから滝サミット、森サミット、そのほかに季多楽のオープン等々ができました。ごめんなさい、滝サミット、森サミットは今年度ですね。訂正します。ということでいろんなイベントをやって、観光産業の推進を進めたいと思います。

それから、農林関係では農業活性化のためのグリーンツーリズムの促進、森林ボランティア事業の充実を図ってまいりますということで、これは旧町時代から、特に中伊豆町、天城湯ヶ島町でやっていたところを継続してやっています。今後続けたいと思っております。ここは3かな、あまり見えていないなという評価を自分ではしています。

それから、5番目の「活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり」では、まず道路・橋梁の整備の促進ということで、これは中伊豆の県営一般農道の一部開通、あるいは持越大橋の開通、鮎見橋の開通ということで、これは前年度からの継続事業を引き継いで完成をいたしました。この件については、私個人はあまりやらなかったけれど、担当が大変努力したと、これは評価していただいてよろしいんじゃないかと思っております。前任の町長さんも大変努力していただいたと、そんなふうに私は思っております。

それから、天城北道路に関連した大平ハーフインターチェンジへのアクセス道路の整備促進等を図ってまいりますということで、天城北道路事業につきましてはご存知とおりで、本立野トンネルの掘削が進行しております。大平ハーフインターチェンジへのアクセス道路の整備促進等も進めてまいりたいと、これは継続でございます。今後も継続していくつもりでございます。

それから、6つ目の「地域が主体のまちづくり」、伊豆市の方向づけとなる総合計画及び国土利用計画の策定を進めてまいりますということで、これも相当時間をかけてやるべきということで、国土利用計画についても先般ご質問のあったとおりでございます。お答えしたとおりでございます。総合計画も今整備をして、整備をいたしまして、まちの総合整備を図っ

ていきたいと、そんなふうに考えております。これも長期で、今のところまだ市民の皆さんにはなかなか見にくいところだなと思っておりますが、私としては相当力を今後入れていくべきだろうと思っております。そんなふうに自分では評価しております。

全体でどうなんでしょうか。ぜひ皆さんが評価して、コメントいただけたら、またありがたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、磯監査委員。

監査委員（磯 晴雄君） 監査委員、磯でございます。木村建一議員の質問にお答えいたします。

一般会計、民生費の中から放課後児童クラブ、保育園について歳出が大きいので統合・合理化を検討とあるが、財政を見ればそのような結論になるかもしれないが、子育てを効率面だけ見るのではなく、子育てとはどうあるべきかの観点について、費用評価をどう見ているのか、についてお答えいたします。

このことにつきましては、合併まちづくり計画におきまして、誰もがいきいき暮らせるまちづくりが掲げられており、子育て支援サービスの充実は大変重要であることは言うまでもありません。しかしながら、ご存じのように伊豆市では財政運営の一層の効率化が求められる状況にありまして、子育てに対する支援環境を保ちながら、統合・合理化を検討していただくことも避けられない状況にあると考えるものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 26番、木村。いろいろ市長が評価された点は、またしっかりと見ながら、私もまた評価をしていきたいと思っておりますが、一つ目の地方交付税の件について、部長がさらに細かなことをお話しなされましたけれど、いわゆる13億円上乘せされましたと、今度。旧町の方が計算すると多いものですから。部長言われたように、本来の市のあるべきさまざまなその地方交付税の計算をやるんだけれど、でも現実にはそこまで到達していないから、算定替えして、今回は13億円をプラスしましょうということなんですね。有利と見ているのかどうか、というようなお話だったんですけれども、どちらか言うと、もうなかなか職員の関係も当然計算、10万人をモデルにして地方交付税を算定するんですけれども、それになかなか至っていないと。職員の削減の問題になりますけれども、市長、今議会でも述べられたように、そう簡単にはそこを切るわけにはいかないと。そうするとその分見るとか。それから施設的な面についてもそう簡単に統合できないからその辺の維持管理の問題とかという、客観的にどうしても過渡的な形で、新市の姿まではなかなか旧町のさまざまな課題を引きずっているものだから、国はその辺は確保しますよということですから、私は別によくプラスされたとか、プラスはそうなんですけれどもね、その分が有利だとか、余計にもらったというようなイメージはないんですが、もう一度その点、有利な制度だと言われたのがちょ

っと、わからないものですから、お願いしたい。

それから、さまざまな課題が、市長が述べられておりましたが、具体的な件についてお尋ねしたいのは、「誰もがいきいき暮らせるまちづくり」の中で、ウエルネス産業の調査・研究をやっていきたいというふうなことが一つの大きな、今後の伊豆市の、私は目玉商品になるし、成功すれば本当に大きな、市民にとっても、ここに訪れる人にとっても、私はある意味では発展性というのがあると思うんですが、スタート時点ですからそう簡単にすいすいかないというのは、当然、私わかっているんですけども、天城温泉会館を利用して講座を開いたりとかイベントをやったりとかいうことが始まったんですけども、最初は保健師さんを常駐させてやっていたんですけども、16年度、人数的に見ますと、700人欠けちゃうんですね、年間の中で。当然、丸々365日ということじゃないですから、途中で打ち出したものですから、当然、その少しの準備期間もあって、すぐにこういう講座とかイベントがスタートしていないと思うんですけど、この辺をスタートしたから確かに難しさはあったんでしょけれども、年間通じて700人とか、そのぐらいの状況に、16年度は到達してきたとなると、やはり課題としてはこれをどうしようかと。本来ならあそこに保健師さんが常駐されて、たくさんの健康づくりをやりたい人が来ていただければ理想なんですけれども、残念ながら17年度は引き上げている。その点を、16年度はどこまで到達しているのか、市長が大きな市の課題としてあげているものですから、その辺をしっかりと総括を、もう少しお尋ねしたい。

それから、「地域の活力をいかしたまちづくり」というのはたくさんあるんですけど、この中で、地域の特産振興とか、新規作物の導入推進というふうな課題が述べられていたんです。1年間のいろいろ議会のやりとりの中でです。これは私は地域経済を強くしていく、そして、よく実財源が乏しいとか云々ということが一般的に言われているんですが、それをしっかりと確保していくという意味で、その一つとして、今、お話しした地域の特産振興、新規農作物導入の推進の研究だというふうな課題が16年度にあったものですから、その点はどこまで進まれたのかなというふうに思います。二つ目の問題、地域づくりの関係で、イノシシ、シカによる農作物被害が本当にだんだん、それこそ年を追うごとに深刻になっていきますね。民家の庭先に出てくるという状況で、私は田園風景を守ったりとか、それから、都市から伊豆市に訪れる人たちの、風景を見て癒されるというそういう効果、それから水田が果たしている自然ダム役割の問題、さらには農作物をつくっているほとんどがお年寄りの方ですよ、その方々の生き甲斐でもあるし、私は健康づくりにもなっていると。なんですけれども、現実にはこれは旧町時代から前の町長ともいろいろと議会のなかで論議したんですけども、もう作る気がないと。もう少ししたら自分のところで取れるかなと思ったらイノシシが来て全部さらってしまうという状況なもので、今、お話ししたさまざまな課題がやっぱりイノシシ、シカによってストップさせられようとしている。それで、それに対してそれを捕獲する方は当然免許を持った方なんですけれども、どういう体制で16年度やられてきたのかなと。より

具体的に言うと、いろいろ話を聞くところによると、免許を持っている人、被害届を出している人は一対一でできるのかなと思ったんだけど、その駆除狩りとか捕獲とかというのが。それがどうもグループでないとかだめだというふうな話も伺っているものですから、本来、被害届を出すのは農作物を作っているどなたでもいいと。そうすると、その受ける側が誰なのか。一対一でも僕はかまわないのかなと思ったんですが、そのところが、例えばシカの場合は、ここに約1万2,000頭いると言われていたんですけど、10年間で2,000頭に減らしたいという計画なんですね。でも、いろんな専門家の話を聞きますと、捕獲した分また子供を産んで、全然減らないんだと。逆に増える可能性がある。そうすると、被害が出たところに即応できるような体制づくりも、私は必要なのかなと思うんですが、その点は16年度のように、いわゆる捕獲するための体制づくりはどうだったのかなとお尋ねします。

それから、もう一つ、最後ですが、市長が言われているように、災害が本当に多くて大変な年だったと思うんですね。災害に強いまちづくりを、当然市長は課題にしてさまざまな取り組みをやられたと思うんですけども、その中で、途中のいろいろ議会の中で、森林を守るために三つの分類というか区分けをしていきたいんだというふうな話をしました。具体的に言いますと、資源循環利用林、それから水道水源保全林、森と人との共生林ということで、16年度の12月議会だったですか、そんな質問のやりとりをやられているんですが、その辺が大事なことかな、と思うものですから。災害のないまちづくりというのは、山をしっかりと確保していくと、風倒木がないように、災害がないようにということも大事なもので、これも大事な、私は課題だと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、合併の算定替え関係の再質問にお答えいたします。

地方交付税の制度の改正というのは、今までにも小改正、大改正ということで行われておりまして、この改正が19年にかなり大きいものがあるだろうということが前提にございます。しかし、現状の推移を見ますと、合併協議会時代に算定をして、旧町が存在した金額が算定替えになってくると。この金額が確か12億8,000万円ほどだったと思います。これについては、旧町時代の質疑のやりとりの数字だと思います。現在、算定した数字が13億円ございますので、この辺の金額についてはほとんど変わっていないと。これについては約束事項でございますので、算定替えというのは制度としては崩れていないということを経時点では思っております。

したがって、この10年間は金額がいただけるであろうということが、有利という表現をいたしましたけれど、通常、3万8,000人ベースの町よりはこれだけ多いと、これを考えますと有利な制度であるという具合に考えております。その辺が少し見解の相違ということも前々からあったわけですけど、当局としての受け止め方は、そういう受け止め方ということになります。ですから、その間に基準財政の需要額の方をいかに押さえるかと、こういうことの中で、施設の面の関係、あるいは人員の削減というようなことが今後の大きな

課題となってくるということになります。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、市長。

市長（大城伸彦君） 再質問の中で、まず、ウエルネス産業の調査・研究に対してですが、特に温泉会館のメニューについてご指摘があったように思います。TO-JI博覧会でも40ぐらいのメニューを持ってやって、当然、見直しと言いますか、やってみて効果のいいもの、期待したよりも出ないものというものがあるんじゃないかと、そんなふうには私には思っております。それらをやりながら、よりよい方向を目指すべきだろうと思っております。なかなか温泉療法、あるいは自然療法というのは、西洋医学のように数値でもって血糖値がいくらになったとか、血圧がいくらになったとか、そういうものが、こういうものをやって出にくいと言うか、そういう性格があります。皆さんが温泉療養はいいとおっしゃるわけです。自然療法もいいとおっしゃるんですが、そういうデータがなかなか出にくいということで、要はそういうものをやっていただいて、気分がよくなったとか、健康になったという評価で持って、やっぱりカット・アンド・トライをやっていくべきものだろうと思っております。ですから、減ったのはなぜかと言われても、ちょっとここではその分析はしておりませんので、答えができません。

それから2番目に農業のことについてのお話でございますが、やはり、この伊豆市になりまして、ワサビであるとかあるいはシイタケであるとか、ピワだとかヤーコンだとか黒米だとか、いくつか農産物の特産品がございます。そのほかにも一生懸命、農業に従事していただいている方がありますし、そういう特産物とウエルネスと続くようなことができないかなということを考えていろいろお願いしているわけでございます。これも東部農林等々の指導も受けながら、やっていきたいなと。そんなことで進めているわけです。それから、シカとイノシシのことについてですが、ちょっとこれはもう一般質問みたいな感じでございますので、この中には六つの課題の中にはシカとイノシシのことは申し上げなかったつもりですけど、いずれにいたしましても、これは議員おっしゃるように、これから駆除を進め、バランスある生態系にしようということではいろいろやっているわけですが、猟友会等との話し合いをやって進めているわけです。なかなか、免許との関係がありますから、一度にきれいな格好にはいかないと思います。これもいろいろ状況を見ながら進めるべきだと思います。

それから、災害に強いまちづくり、これは当然だと思いますけれど、16年12月に森林について、三つの施策をやったと言っておりますが、全部ここでその資料を持ってきておりません。準備してありません。いずれにいたしましても、災害に強いまちづくりをどうやっていくかということは、大きな課題だろうと思っておりますし、災害に対するハード整備というのは、何回も申し上げていますが、全部やってもやりきれぬものでもないし、それをやったところでどんな災害にも絶対防備できる方法というのはないんじゃないかと。そんな中で、少しでも災害に強いまちづくりを目指すためには、地域と一緒に進めることが重要であろうと、そんなふうを考えて、課題を出しているところでございます。

森林につきましては、先般申し上げましたように、県の方でも環境森林税の検討なども始まっていますから、そういうことについては導入に賛同していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 一般質問と思ったら、角度が違うからそう捉えたと思うんですけど、私は、冒頭お話したように、全体のまちづくりをどうするのかという項目になっているもので、山を守る、農作物を守るということが一つの課題になっているから、この予算の中に、細かく見るとわずかではあるけれども、イノシシ、シカの予算もあるわけですね。なかなか進まない状況のなかで、これは予算は少ないんだけど、もう繰り返しませんけれども、さまざまな波及効果があるものですからね。今後の大事な課題だろうということで、どういうふうにやられたのかと質問したんです。より具体的に、私の方から提起したものですから、当然、市長言うように資料等もお持ちでない場合も出てくると思いますので、もし部長の方で、いわゆるイノシシ・シカの体制の問題と、それから森林を守るために三つの区分を分けながら山を、自然を守っていききたいんだということが、16年度の中で出されたものですから、もしその辺が資料的に準備していてわかっていたらお答え願いたい。資料不足だったら別にかまいませんけれど、お願いします。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） イノシシ、シカの対策でございますけれども、昨年からご存知のようにシカが非常に増えたという中で、頭数調整にも入っております。その中で、相変わらず被害等は減っていないわけで、駆除の申請等も部農会等を通して上がってきております。その中で、私ども部農会の方と協議した中で、駆除の方を行っているわけでございますけれども、非常に猟友会自体も高齢化してくる中、また人数も減ってきている中で、今後、非常に厳しくなっていくのかなと思っております。

その中で最近では、農業者が自ら、農地を守っていこうという中で、ワナの資格を取る方も増えてきております。最近特に目立つのは、ワサビ関係者が自らワナの資格を取って、やはり自分たちで守ろうという動きも出てきております。その中で、市としても、そういう部分を応援していこうということで、捕獲の檻とか、ワナのそういうものを貸与するような制度も設けさせていただいております。この有害鳥獣につきましては、今後もこういう状況、まだまだ続いていくのかなと思います。防護の体制作りというのがこれから非常に重要になってきます。それと併せて、防護柵とか電気柵の補助も引き続いて実施をしてきておりまして、結構この制度を利用する方も増えてきております。有害獣については以上でございます。

あと、森林の関係でございますけれども、森林のゾーニング、要するに資源循環とか水路とか、そういうゾーニングのことだと思いますけれども、これにつきましても、今後しっかりとしたゾーニングは、まだちゃんとしたものはできておりません。市の森林整備計画という

ものをやはりしっかり作っていく必要があるかと思えます。森林につきましては伊豆市にとりましても非常に重要な部分でございますので、この辺をやはり、森林所有者も含めた中でいろいろ議論をしていかないと、なかなか難しさがあるのかなと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑を終わります。

ただいまの議題となっております議案第 87 号については、会議規則第 37 条 1 項の規定により、お手元に配付したとおり議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

それではここで休憩をとります。再開を 10 時 50 分とします。それでは休憩に入ります。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 10 時 50 分

議案第 88 号～議案第 104 号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 2、議案第 88 号 平成 16 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 18、議案第 104 号 平成 16 年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの 17 議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に、議案第 88 号について、10 番、森議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄。議案第 88 号公共用地取得特別会計について、お伺いいたします。

決算書、ページ 9、土地売払収入 5,471 万 4,040 円の内容をお聞きしたい。売払手続きの方法をお聞きしたい。ページ 13、説明 1 - 13、主要業者を聞きたい。ページ 15、保有土地の利用目的、利用状況をお聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） それではお答えをいたします。

始めに 9 ページの土地売払収入の 5,471 万 4,040 円の内容ですけれども、これにつきましては、天城北道路の代替地が二件、それから市道の改良の用地ということで二件、それから一番大きいものは工場の用地ということで、飯田工業へと売り払ったものが一件、これは金額が 3,500 万円でございますけれども、手続きでございますけれども、昨年 9 月に議決をして売払いをしたということでございます。

続きまして、13 ページの主要業者でございます。土地の建物の鑑定のご委託料ということに

つきましては、株式会社大橋土地鑑定、それから用地測量の委託料、これにつきましては有限会社ユーアイ企画設計、登記の委託料、所有権の移転登記でございますけれど、これもユーアイ企画設計ということでございます。それから、概要の15ページの関係で、保有土地の利用目的、利用状況でございますけれど、ヒラ平の1004-4外13筆については、開発用地ということでございます。

次の本立野の土地でございますけれど、学校農園。それからその下の熊坂の土地、これについては駐車場、それからその下の熊坂、これは代替地。それからやはり同じく熊坂の3番目でございますけれど、これは道路の用地。それから続きまして、次の8箇所については代替地。それから一番下の修善寺の字栗原、これについてはポケットパーク、小公園ということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 飯田工業への売却は議会で議決をしているということですが、飯田工業へ決めるまでの手続きはどのようだったのかお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 助役の方から。

助役（児島保次君） これについては私の方から答えますが、9月議会で申し上げたとおりでございます。要するに、欲しいところがある、それからこちらは不用地があるという中で、様々な手続きということはありませんが、お互いの利害関係が一致したということで売りさばいたものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今の答弁で、利害関係が一致したと。どういう利害関係が一致したのか、承知しませんけれど、少なくとも、伊豆市契約事務規則では、たびたび言いますけれど、42条という規則があるんです。そこには財産の売払いは30万円までだと、随意契約はね。ということは、それ以上の額は何をどういうふうにやればいいのかということについては、どのようにお考えですか。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） これは、一般事務的には法律どおりにいかない場合もありますし、そのような中で公正にやったつもりでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に議案第90号について、最初に10番、森良雄君。訂正します。その前に89号がありました。森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第89号、天城北道路用地取得特別会計についてお伺いいたします。

ページ28、29、利子についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それではお答えをいたします。天城北道路用地取得特別会計でございますけれども、以前、説明申し上げましたが、用地国債制度に基づきまして、国土交通省が先行取得者であります伊豆市から土地を再取得いたします。その再取得をする場合に、実務上の流れと申しますか、これは国庫からの入金がございます、その国庫からの入金と同時に返済が行われるという方法になっております。

この場合のご質問は、利子額のところがゼロになっているということのご質問ではないかというふうに考えておりますが、たまたま借り入れ返済金、それから国庫委託金と借り入れ返済金の請求が、国庫委託金額とまったく同額の元金が一括で請求をされました。そのために歳入と歳出の整合を図る意味から、元金と利子を合わせて支出をしたということでございます。

支出科目としての元金の方から本来の元金と利子を合わせて支出をいたしました。そのため、利子の方の支出科目から予算を流用してございますけれども、あたかも無利子のような印象を与えたのではないかと考えております。ちなみにこの時の返済金額、国からの委託金は1億円ちょうどでございますが、返済金額の方は元金が9,995万2,848円。利子が47,152円。合計1億円ということになっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

次に議案第90号について、最初に森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第90号 修善寺自然公園特別会計についてお伺いいたします。

ページ43、説明1、施設建設費の内容をお伺いいたします。ページ45、土地750.25㎡のご説明をいただきたいです。自然公園の総面積はいくらあるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは企業部長。

企業部長（渡辺玉次君） それでは森議員のご質問にお答えします。

まず、43ページの施設建設費の内容を知りたいということでございます。これにつきましては、まず平成15年度に実施したものが212万7,500円ほどございます。これは3件でございます。それから16年度においては災害復旧が1件、これが929万9,850円。それから改修等の工事が10件で1,005万6,000円というふうになっております。

内容でございますが、主には虹の郷のトイレ関係の補修工事、それからネルソン駅の屋根の葺き替え工事、それからカナダ村ショップの外装の改修工事、こういったものが主になっております。以上でございます。

次の土地750.25㎡の説明ということでございますが、これは平成3年にまでさかのぼりま

すが、町道の付け替え工事を実施したわけでございます。その際、新たにできた道路、いわゆる現在の新しい道の方でございますが、そちらにおいて、当初借地契約で工事を実施して、その後道路部分の購入ということになったわけでございますが、そのつづれ地、あるいは残地、こういったものが750㎡ほどございまして、それを自然公園特別会計で購入したというものでございます。それから自然公園の総面積ということでございますが、自然公園の総面積は、すべてで80ヘクタール。そのうちの整備区域が50ヘクタール、これは虹の郷の有料区域を50ヘクタールと定めています。それから未整備区域が30ヘクタール、これはもみじ林、梅林、自然林等ということで、無料区域が30ヘクタールと計80ヘクタールということでございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、以上で森議員の質疑を終わります。

続いて26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第90号 自然公園特別会計決算認定についてお尋ねします。項目別の細かなところについての審査は当然委員会の方で審議されるでしょうから、基本的なことについてお尋ねします。

公社で働く人の人件費というのを押さえていけば、当然利益としてその分が一般的には増えていって、そして結果としてこの特別会計から公社への支出は減っていくであろうという可能性が考えられます。しかしながら、大切なことは公社として公社と市がどんな連携を取ってどんな方針を持ちながら政策を打ち出してきたのかが私は大切だなというふうに思いますので、16年度、その方針、いかがだったでしょうか。お願いします。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡辺玉次君） ただいまの木村議員のご質問でございますが、確かに平成16年度の予算におきましては当初2,900万円ほどの管理運営に対する繰入を計画いたしました。その後、花博等の影響もございまして、非常に入込みが減ったという状況が生まれました。結果的には6,000万円ほどの繰入れという状況になりました。その結果の中で、結果の前に、当然この6,000万円の繰入れが必要だという状況があるわけでございましたので、我々市の方から振興公社の方に10人程度の減員が必要ではないかというようなことを投げかけてございます。最終的にその希望退職を募ったところ、すでにご存知のように20名の方の希望退職があったということでございます。

この振興公社と市の関係でございますが、基本的には管理委託契約を結んでおりまして、基本的な考え方は施設整備においては市が行う、なおかつ、さらに管理費用については自主努力、自立していきなさいというようなこともございまして、市としては、この10名というのは、単純計算をしますと1人あたりの給料が500万円としますと、5,000万円。こういったことから、このくらいの人件費削減を検討してほしいというような願いをした経緯でございます。

もう1点付け加えますと、事業自体は当然波があるわけですが、その時にどういうふうに

耐えられるような形で事業を展開するかというのは当然、振興公社としては考えていかなければならないことでありますので、そういった意味で行政の方とすれば極力繰入を少なくするというのが我々の方から振興公社の方へそういった指示をしたということでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 流れはわかります。できるのかどうかということも含めながら、市の方として、今、10人削減を投げかけたということなんですけれど、当然、具体的にどういふふうな形で虹の郷を運営しようかということは、虹の郷が自主的にと言うか、そちらにお任せですよという、その辺はわかるんですけど、いわゆるどれだけ、市民公園という立場もあり、観光客用の施設という、僕は二面性があると思うんですけど、そういう来ていただくためのどういう手を打とうかということまでは、市としてタッチできるのかどうか、その辺がずれていると、あまり市の方から口出ししていいのかどうかということもあるので、その辺ができるのか、もしできるのであれば、どういう連携を、そう意味で連携を取ったのかなということで、16年度、総括をお願いしたいということです。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡辺玉次君） 今、木村議員さんのおっしゃられることは、いわゆる入場者の増をどういふふうに考えて進めてきたかということだと思います。振興公社の中に踏み込みますが、基本的には自主的にやっていただくということが基本だと思います。

ただ、今までの経緯としまして、伊豆市の職員1人、常駐しております。そんな関係もございまして、施設整備等については、そういう職員が主になってやって、運営面においても若干これは非常に入場者が減っているという状況もあったりしたものですから、入場者の増を図るために、どういう施策があるかということで、ちょっと振興公社の内容をお教えしますと、大きくは自主事業と、それから受託事業、これは一般的に自然公園特別会計との関連になります。それから誘客対策、こういった事業を三本の柱で現在実施しているわけですが、その中で受託事業としては七夕まつりであるとかチャリティーコンサート、こういったようなことを実施してきております。それから自主事業としては、振興公社の広報誌の発行であるとか、環境美化のステッカーデザインコンテストであるとか、花卉の配布、いわゆる町民向けと言いますか、そういったような事業をやっているというものです。それから誘客対策というのは、修善寺の温泉地区との合同による誘客対策であるとか、パンフレットの配布、それから菊花まつり、こういったものを事業としてやっております。

いずれにいたしましても、行政がある意味ではそういった部分で応援していくという状況はありますが、基本的には自主的に自立していただくというのが基本かと思っています。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、議案第91号について、最初に森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第91号国民健康保険特別会計についてお

伺いたいします。共同事業交付金、これについてお伺いしたいと思います。お願いします。
議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 共同事業交付金は、一般被保険者の医療費等のうち、その被保険者が同一の月にそれぞれの一つの病院等で受診した診療費が 70 万円を超える部分の額の合計額の 10 分の 6 に相当する額として計上した額が静岡県国民健康保険団体連合会から交付を受けたものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。以上で森議員の質問を終わります。

続いて 26 番、木村議員。

26 番（木村建一君） 議案第 91 号国民健康保険特別会計決算認定について、二つお尋ねします。

一つは、保険事業は医療費を少なくしていくために私は重要なことだと思いますけれども、決算書を見てみますと、1,412 万円の保険事業を、16 年度始めに予定いたしました。使わなかったというか、不用額として 890 万円、63%なんですけれども、これをどのように見ているのか、関連して人間ドック以外、どんな保険事業に取り組んだのかお尋ねしたいと思います。

大きな二つ目、予算を組むときに医療費が上がってくるであろうと、基金を取り崩さないと医療費の支出が保障できないということで、国保基金を取り崩したその額、3 億 3,950 万円なんです、1 年がこの 16 年度決算で経過した時に、約 2 億 3,100 万円を戻しました。結果を見ると、約 1 億 850 万円がそのまま、使いましたと言うか、支出に対して国保税だけ、それから国庫支出金だけでは足りないからその分を入れたと。当初の医療費が上がる、足りなくなるということから入れたのだけれども、戻したということをごどのように見ているのか、お願いしたい。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 保険事業費の減額されました要因は、平成 15 年度まで旧土肥町で県の補助事業として実施してありましたところの総合健康指導事業が補助対象外の事業となったことから、伊豆市の単独事業として継続することは国保の財政上困難なものとして中止したものであり、290 万円の減額となったものでございます。また人間ドックは決算では受診者が 114 人と予定より少なく、執行率 52%という結果となり、不用額が 345 万 1,000 円となったものでございます。需要費の中では、エイズ防止対策としてのパンフレット作成費や、医療費通知等の一部執行の見直しを行いまして、保険事業全体としては当初予算から 891 万 6,000 円の不用額となったものでございます。人間ドック以外の保険事業といたしましては、医療費抑制のため、医療費通知を年 6 回実施し、1 回につき約 5,000 通を対象者に通知したものでございます。

次に、再び戻したというようなことでございますが、これにつきましては、その評価で

ございますが、合併初年度の平成 16 年度は伊豆市国保事業として特別な事情も発生することなく、1 年間で終了し、決算におきまして 2 億 3,081 万 6,000 円を基金へ戻し入れすることができ、決算年度末現在高では 4 億 8,958 万 3,000 円となりましたことは、保険者として良好に事業運営ができたものと思っております。国保事業につきましては、ある程度数年先の社会情勢や医療費制度の見直し、被保険者の状況や財政状況を見据えた運営が必要であり、国保運営協議会におきましても同様なご理解をいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26 番（木村建一君） 26 番、木村。一つお尋ねします。土肥町でやっていたのが、補助と言うか、できなくなったからということで、なんですけれども、単独でやるといくらかかると想定した、しかしながら全体の国保会計を見ると大変だ、ということで、切ったというふうに理解していますが、いくらでしょうか、単独でやるとなると。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 今説明いたしましたように、10 分の 10 です、290 万円ということです。

議長（遠藤正寿君） 次に議案第 92 号について、26 番、木村議員。

26 番（木村建一君） 議案第 92 号の老人保健特別会計決算認定について、監査委員にお尋ねいたします。

監査委員の報告書を見ますと、この中に、レセプト点検の厳正化と指摘しているんですが、レセプト点検が文章上、捉えますと、まだ具体的に不足している面があるのかなというふうに見たんですが、もしあるならば、その内容について説明していただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、磯監査委員。

監査委員（磯 晴雄君） 監査委員、磯です。木村建一議員の質問にお答えいたします。

老人保健特別会計の中のレセプト点検の厳正化とあるが、具体的にまだ不足している面があると見ているのか、あればその内容はどのようなものかとのご質問ですが、具体的なものはありませんが、レセプト点検結果の果たす役割は医療費の削減、健康指導等の面で大変重要でありますことから、この点をあえてレセプト点検の厳正化ということを確認したものであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。それでは次に議案第 93 号について、木村議員。

26 番（木村建一君） 介護保険特別会計決算について、監査委員にお尋ねいたします。

受給サービス対象者の増加、当然お年寄りが増えてきますから、比例はしないでしょうけれど増えていくでしょう。それに対して適切な処理とあるんですけれども、どのようなことを監査委員の立場から指摘しているのか、お答え願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、磯監査委員。

監査委員（磯 晴雄君） 引き続きお答えいたします。

介護保険特別会計の、受給サービス対象者の増加に対して、適切な処理とあるがどのようなことを指摘しているのか、についてであります。高齡化率の上昇に伴い、対象者が増加する中で、サービスを受ける人の立場を忘れずに公平、公正な処理を希望するものであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、森議員の質問ですが、議案第 95 号、議案第 96 号、議案第 100 号、議案第 101 号の 4 件は、入札に係る同一質問ですので、一括して質疑をお願いいたします。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄です。

議案第 95 号 下水道事業特別会計、概要報告書のページ 88 から 90 の、契約方法。入札については落札率を知りたい。

議案第 96 号 農業集落排水事業特別会計について、同じく概要書 94 ページの契約方法、入札における落札率を知りたい。

議案第 100 号 上水道事業特別会計、同じく契約方法、入札方法、入札落札率を知りたい。

議案第 101 号 温泉事業特別会計、本事業の、これから発生する補修、改修を必要とする工事について把握してありましたら、どのくらいあるのか計画がありましたらお知らせいただきたい。また、同様、概要書の契約方法、入札については落札率をお教えいただきたいと思ひます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 主要工事の概要、それから主要委託業務の契約方法ということで、概要調書にまとめて書いてあるものにつきましては、12 ページから 40 ページ、これをご参考にいただきたいわけでございますけれど、別の資料としてお届けをしておりますので、それを後ほどご覧いただければと思ひます。まだ森議員のお手元には行っておりませんが、議会事務局の方へ提出いたしましたので、そちらでお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10 番（森 良雄君） 全部同じようなものなので、一緒に再質問させていただきます。各担当部長さんにお伺いしたいんですが、市長さん及び助役さんについてはすでにお伺いしているわけですが、いわゆる随意契約について、まだ僕のところへ資料が来ていないので、高額の随意契約があるかどうかというのはちょっとわかりませんが、あるだろうと思ひて質問させていただきます。もしないようでしたら否定してください。その時は謝ります。

随意契約については地方自治法の規定があります。それによってどうやるかということで、施行令が決められています。私は伊豆市の契約事務規則というのはこの施行令を守るために決められたのではないかと思ひますけれども、各担当部長さん、どう思ひますか。お伺いします。

議長（遠藤正寿君） その前に議案第 101 号の、これからの補修、改修について、これは上下水道部長より答弁をいたします。

上下水道部長（水口信夫君） まだ 101 号のご質問にお答えをしておりませんので、随意契約の前にお答えさせていただきます。今後の補修、改修工事についてのご質問でございますが、特に改修計画書は策定してはございませんが、現状をご報告いたしまして回答とさせていただきます。土肥温泉は循環方式にて給湯しております。この施設の集湯槽 20 立方メートル級のものでございますが、これの老朽化が見られますので、これの更新と、貯湯槽 200 立米級のものでございますが、これの新設を計画しております。これによりまして、将来的に安定した配湯ができるものと考えております。また、配湯管におきましても約 5 キロメートルほど石綿管の更新が残っております。毎年更新工事を実施しておりまして、今後も計画的に実施していきたいと考えております。このほかに、水中ポンプの更新を概ね 5 年を目安に実施いたしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、森議員。

10 番（森 良雄君） それぞれの契約事業についての契約方法及び落札率の問い合わせを、今したわけですね。それについての回答はないわけですから、私は想定で再質問したわけです。規則に決まっている額以上の随意契約があるのではないですか、どういうお考えですか、ということをお聞きしたいんです。

議長（遠藤正寿君） 総務部長、今のは理解できますか。

総務部長（堀江正身君） 森議員が言われるのは、決算概要報告の主要事業の概要、それから委託事業の契約方法、こういうことのお答えだという理解をしておりますが、それでよろしいでしょうか。これにつきましては、決算概要の報告ということで、決算書のご質疑ということで、少し内容的に違うということで、一枚の紙にまとめて、それを議会の方へ提出してあります。しかし、随意契約につきましては、地方自治法の施行令によって 130 万円を超えるものも当然その随意契約の理由に当てはまるということでございます。したがって、130 万円を超えた随意契約についても、いくつか扱っておりますし、その表にも出ております。

以上です。

10 番（森 良雄君） 決算書があって、概要書があるんでしょう。今の答弁を聞くと概要書は別だからと言っている。

議長（遠藤正寿君） 自分も別だとは思っておりません。これは 16 年度の決算書をもとに概要書ができていますから。ですから、お話ししたように、それはここで細かく説明するよりも、文書でいただいて、それをあなたに見せるということをお願いしておりますから、このままこれで終わりにさせていただきます。

10 番（森 良雄君） では再々質問。ともかく今の質問、答えになっていない。130 万円

を超える随意契約があるはずですよ。私は遠慮して 130 万円と言っているんですよ。工事以外のものはもっと低いんです。

議長（遠藤正寿君） 森君、随意契約については、あなたもおととい、十分やって、お話しいただきましたが、そのことについて、随意契約について通告されていないからほかのことについては、全部資料を提出しているということですので、ご了解願います。

10 番（森 良雄君） 了解できない。ちゃんと聞いているじゃないですか、入札の契約方法なんだって。契約方法は何なんですか。95 号から 101 号まで契約方法を聞いていますよ。その中に随意契約があるんじゃないですかと聞いているんです。だから随意契約についてどう考えているんだということを聞いているんですよ。おかしいですか。

議長（遠藤正寿君） それなら通告していただければ用意いたします。それ以外のものは・・・。

10 番（森 良雄君） 契約方法について聞いていますよ、ちゃんと。

議長（遠藤正寿君） それではここで暫時休憩いたしまして、しばらく検討いたします。それでは議会運営委員会を開催していただいて、そこで結論を出していただきたいと思います。暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午後 0 時 14 分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま議運を開催いたしました。その結果について、議運の委員長の方から報告を願います。

議会運営委員長（堀江昭二君） 森議員の方からの質問がございましたが、もう一回総務部長の方から説明をしていただくということから始めたいと思います。そうしないとちょっと調整が話の筋がつかなくなってしまうということですので、よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、先ほどの答弁の繰り返しになろうかと思いますが、平成 16 年の入札あるいは随意契約の関係については、一つの表にまとめて後ほど議長の方からお配りになられると思います。その内容につきまして、随意契約については、金額で 130 万円を超えたものもこの中にはございます。その適用については、地方自治法のそれぞれの、緊急性であるとか、随意契約にした状況が有利であるというような条項をそれぞれ一つ一つ適用させまして、随意契約ということで処理をいたしたのも数件ございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、ここで質問はもう 3 回以上過ぎております。

10 番（森 良雄君） 元に戻すと言ったんじゃないですか。

議長（遠藤正寿君） 元に戻すとは言っていません。

10番(森 良雄君) では、質問に対する答えは。

議長(遠藤正寿君) 答えは今、総務部長が言ったとおりです。

10番(森 良雄君) 随意契約に対する考え方は。各担当部長はどのように考えているのか。

議長(遠藤正寿君) それは、随意契約については、行政側が決めることですので、何度も説明しておりますのでご理解いただきたいと思います。

これでお昼の休憩に入ります。再開を13時15分といたします。これで休憩といたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時15分

議長(遠藤正寿君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に議案第99号について、木村議員。

26番(木村建一君) 議案第99号天城温泉会館事業特別会計決算認定について、質問いたします。

先ほど虹の郷の関係で間接的になんですけど、16年度にどのような経営方針でやられたのかお尋ねしましたが、今回は温泉利用者を、ということになりますので、その方たち、どのように増やしていくためにどんな方針を持って取り組んできたのか、お尋ねします。

監査委員にお尋ねいたします。旧天城湯ヶ島町時代のこの施設を建てた目的は伊豆半島を訪れる観光客をいかに天城の温泉場、湯ヶ島温泉中心ですが、足を止めてもらって、その施設を利用してもらうのかというふうには私は認識しておりますけれども、決算審査意見書を読みますと町民の健康増進を目的に造られた施設であったというふうに書かれています。そういう目的であるのなら、年間20万人、30万人というのが当初の建設の目標だったわけですけど、そのあたりがどうかなというふうに感じられますので、その見解を求めます。

議長(遠藤正寿君) それでは、先に企業部長。

企業部長(渡辺玉次君) それでは天城温泉会館の誘客に対する取り組みということで、木村議員さんのご質問にお答えします。

まず、対外的な誘客対策でございますが、特に関東圏を中心といたしまして、誘客活動、これは実際に現場へ行きましていろんなお願いをします。特にエージェント廻り、こういったことを実施しております。それから駿河湾カーフェリー、こちらともいろんな連携を取り、会社の方にも伺いまして、ぜひカーフェリーのお客様に周知してほしいというようなお願いをしております。それから、あともう一点は、インターネットを利用して宣伝をしているというようなことが対外的な誘客対策でございます。

それから、町民の健康増進というような目的がございます。そのことを踏まえまして、湯

の国会館と共同で、全戸に市民券の発行、それから市内に固定資産を持つ市外の方々ですね、こういった方々にも5割の割引券の配布、こういったことを実施しております。それから今年度ちょっと変わった形のものを行ったわけですが、地元の方々の利用が非常に少ないというようなことがありまして、たまたまこの地区、これは湯ヶ島財産区から温泉をもらっているという経緯がございまして、そういった方々、地元の湯ヶ島財産区区域内の方々に、曜日を設定しまして特別料金で利用の日を設けたというようなことも、一つの活動でございました。

いずれにしても、今年度、4月から3月の間で4万2,341人と、非常に少ないに入り込みであったわけでございます。内容を見ますと、町民が26%を占めております。健康増進の場所ということになりますと、もう少し地域の方々に利用していただけるような形を、今後計画していきたいと思っております。その目標数値をどの程度にするかというのは、現場の方とすれば採算ベースの問題もございまして、なかなかその辺は難しい部分もございしますが、基本的には30から40ぐらいは地元の方々に利用していただけるような、そういった施設にしていきたいというようなことで考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、磯監査委員。

監査委員（磯 晴雄君） 監査委員、磯でございます。木村建一議員のご質問にお答えいたします。

天城温泉会館特別会計について、旧町時代のこの施設の目的が観光客をいかに天城で足を止めてもらうかであったということではありますが、木村議員の言うとおり、旧町時代の目的にその点も確かにあったと思いますが、また反面、健康づくりの一面もあったと認識しております。以上で、木村議員の質問に回答させていただきます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第104号までの17議案については、議案付託表のとおりであります。それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案第105号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第19、議案第105号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。最初に22番、三須議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。議案第105号の一部について質問させていただきます。3点質問を出してありましたが、2点に絞らせていただきます。

49ページの3款2項3目のうちに、保育園の一般事業のなかで、園舎耐震計画というのが

ありますが、耐震診断とは違うと思いますので、耐震計画の中身について説明をしていただきたいと思います。

次に 53 ページの 4 款 1 項 6 目の中で、火葬場建設事業、これは総務委員会の付託案件ですが、ここの本会議の場で質問させていただきたいと思いますのでお願いします。土地購入費ですが、この補正は計画面積が広がったためか、または買い上げの単価が上がったものか、説明を願います。また、日向・梶山・佐野・雲金の皆さんたちには大変な協力をいただきまして、今日まで地元対策費というものも計上されずに計画が推進されてきたことは大変感謝するわけですが、地元との現在までの話し合いの過程の中で、今後地元に対しての協力金だとかというような形で、言葉は悪いですが、あまり適当ではありませんが、そんなに地元にとって歓迎される施設とは言えないわけですので、その辺りで、協力金というような形で毎年経常に支出をされていくような予定があるのかどうか、少し通告からその部分をはみ出しておりますので申し訳ありませんが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。最初に健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、園舎の耐震計画の委託料についてご説明申し上げます。市内には九つの保育園がございまして、市立の保育園がございまして、56 年以前に建てられたものが 4 園ございます。この 4 園につきましては、旧町時代に耐震診断というものを既に受けております。そして、耐震性に問題があるという指摘がされているということです。今回、この結果を踏まえまして、主要構造物の現地調査、それから耐震補強の工法、それから概算の工事費、基本的な方向性を定めるということで審査をいたします。そして、耐震能力の数値を県が定める数値まで引き上げまして、建築事務所協会評定委員会の評定を受けるまでこの作業をお願いするということになっております。2 箇所の保育園を今のところ考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 買い上げ単価のことにつきまして答弁いたします。火葬場建設事業に係る当初予算で、17 節公有財産購入費といたしまして、取得予定面積を 1 万 9,000 平米、山林の売買実例等を参考に予定価格を平方メートル当たり 2,000 円とし、予算額 3,800 万円を計上させていただいておりますが、前年度の取り組みがこの用地取得に係る不動産鑑定までに至らない状況などから、議員ご承知のとおり本年度の当初予算に 13 節、委託料としてこの用地に係る不動産鑑定業務委託料を計上させていただいたところでございます。したがって、本年度、当地への火葬場建設について地域また地権者の皆様からの同意がいただけたことなどから、この鑑定評価業務を不動産鑑定士に委託いたしました。その結果ですが、この新火葬場用地に係る一般の土地については、平方メートル当たり 3,120 円、また県道沿いの土地については、平方メートル当たり 3,432 円との評価をいただきましたので、この鑑定単価にて不足額 2,130 万円の増額補正をお願いし、補正後の予算額を 5,930 万円とす

るものでございます。

なお、面積につきましては、実測の結果、1万8,821.39平方メートルとなり、当初見込み
に比べ、178.61平方メートルの減少となりましたのでご報告させていただきます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） 関連ということでお答えいたします。

この件につきましては市長の方から地元、それから地権者等、昨日現在で全部同意をいた
だきました。しかしながら、今、市民環境部長の言われているように、単価については現在
折衝中でございます。それから、両地区の要望についても出ております。現在これを精査し
ながら、地元と話をしております、まだ具体的には何も決まっているものはございません。
これから、来年度予算にするのか、今年度の補正にさせていただくのかということも踏まえま
して、現在、検討中でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で三須議員の質疑を終わります。

続いて、10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第105号 一般会計補正予算（第3回）に
ついて、質問させていただきます。

道路台帳再編統合の内容を知りたい。ページ41、説明3-19-40、社会福祉協議会補助金
の説明を願います。ページ49、説明2-13-49、園舎耐震計画の説明を願います。ただいま
同様な説明がありましたけれども、当初は確か熊坂という説明もあったと承知しております。
今の説明ですと2箇所ということですので、もう少し詳しく知りたいと思います。ページ53、
説明2-17-2、土地購入費の説明を願います。ページ55、説明7-13-48、土肥地区不燃
物処理委託料について説明願います。2-15-40、施設改良費について説明願います。1-
15-40、最終処分場補修工事費についてお伺いします。2-13-41、年川処分場残余容量調
査委託料についてお伺いします。2-28-40、簡易水道事業特別会計繰出金、以上、説明願
います。ページ59、説明2-15-40、改善センター改修工事の説明をお願いします。ページ
69、説明17-02、土地購入費の説明を願います。本件もただいま説明があったようですが、
もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。ページ87、説明1-15-40、農業用施設災
害復旧工事、本年の災害なのかどうか、お伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは、道路台帳の再編統合の内容について、ご説明申し上げ
ます。道路台帳の再編統合でございますけれども、合併に伴いまして、旧4町の道路台帳を
再編統合していくという業務であります。これには合併市町村の国庫補助金と、県の合併交
付金を使用して行うという予定であります。

現在、旧4町を単純に合計した伊豆市の道路概要ですが、路線数が3,461路線ありまして、総延長は1,113.83キロ、橋梁の数が657橋、トンネルが1箇所ございます。これにつきましての再編統合、全体事業費を3億4,000万円と見込んでおりますけれども、このうち本年度分を7,500万円、18年度、来年度分を2億6,500万円と見込んでおります。そのために本年度の補正で債務負担行為を設定し、お願いをするものであります。

業務内容ですが、現在紙ベースで取り扱っております道路台帳、それから地図でございますけれども、これをすべてパソコンの画面で検索ができるように道路に関するさまざまな要素と言いますか、属性と言いますか、そういうようなものを、いわゆるGIS対応のデジタルデータというふうに変換をして入力をしていきます。最終的には縮尺が1,000分の1の道路網図を作成する。それから、詳細な図面、2,500分の1等も作成することになると思いますが、この再編統合するとき旧町間に、一つの例ですが、旧町、例えば二つの町にまたがっている路線、そういうふうなものは、本来は一路線とすべきでありますけれども、現在は二路線にカウントされているというふうなものもございます。あるいは、本来は農道、林道等に分類すべきものが市道認定されているというようなこともありますので、そういうようなことの調整作業も必要になると思います。それらを総合して最終的には画面ですべてが検索できるというふうなものに換えていきます。その後の管理のこともございますので、その電子データ化した道路台帳の図面とか台帳の内容とかいうふうなものを管理するネットワークシステム、その構築が必要になりますので、これもあわせて実施をいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 41ページの社会福祉協議会補助金に対する補正の説明でございます。

修善寺駅前にあります社会福祉協議会が運営しておりましたボランティアビューローでございますけれども、ここが、ハローワークをそこでやるということで、立ち退きをお願いしたところでございます。その代替といたしまして、駅前の丸十ビル3階、これを借りまして、社会福祉協議会が運営するということになります。それに伴う補助金でございます。

内容的には、その改修費、この部分が約400万円ちょっと、それから備品等含めてです。それから、賃貸料とかその他の運営費がその残りということになっております。その運営につきましては、従来のボランティアビューロー活動も城山支援センターに来られる方についてはそこをお願いいたしまして、その他、利用がそちらでは不便だという方は、この新しくできる施設で引き続いてお願いする。それから現在、民生委員が中心にやっておりますキャロットクラブというのがございますが、この活動をこの拠点を中心をお願いしようということでございます。

それから49ページの、先ほど説明申し上げました園舎耐震計画の委託料でございますけれども、三須議員に説明したとおりでございます。予定しております2園につきましては、柏久

保育園と熊坂保育園でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 土地購入費でございますけれど、三須議員にお答えしたとおりでございます。

次に、土肥地区の不燃物処理委託料につきまして説明いたします。本年度から事業別予算及び執行の明確化をさらに図るため、委託方法を改め、リサイクル事業として資源ごみの処理と不燃物の処分業務を一つに委託することにしたために、事業区分を分けたものでございます。

施設改良費でございます。堆積した汚泥を除去し、第二浄化槽の清掃のみを当初予算化いたしました。沈殿槽及び凝集沈殿槽改良計画を前倒しし、合わせ事業を実施すべく計画変更をしたものでございます。

次に、最終処分場の補修工事でございます。これは、ポンプ設置工事費 150 万円と、侵入路新設工事費 400 万円を計上したものでございます。それから年川の残余調査等でございます。最終処分場の設置者に残余容量の確認を義務付けることとした一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令が本来 4 月 1 日に公布されたことによりまして、永久杭設置と座標値によります的確な残余容量の把握を行うべく補正計上をお願いしたものであります。

議長（遠藤正寿君） 次に観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは 59 ページ、修善寺の農村環境改善センターの改修工事につきまして、説明をいたします。この改修工事につきましては、空調機を取替工事が主なものでございます。この施設は昭和 59 年 4 月に開設いたしまして、21 年が経過しております。空調機としての耐用年数も過ぎておりまして、故障も大変多くなってきております。この夏も故障いたしまして、何とかだましだましやってきておりますが、部品等の供給もいづれ難しくなってきておりまして、利用者の皆さん方にも迷惑をかけるということで、今回更新を行うことといたしました。なお、室外機はそのまま使えるということで、本体のみの更新でございます。これ以外に、ホールの雨漏り、それから天井の塗装を一部予定をしております。

それから 87 ページをお願いいたします。農業用施設災害復旧工事、今年の災害かということでございますけれども、今年の 7 月 9 日、梅雨前線の豪雨により被災したものでございます。この場所は天城湯ヶ島地区の猫越にあります湯舟と湯舟市衛の 2 箇所でございます。ワサビ田でございます。昨年の台風 22 号で再度被害を受けまして、事故線越という形になっているものでございます。15 年災のものでございます。この時の豪雨でございますけれども、持越の観測では 10 時から 11 時の時間雨量が 63 ミリという集中豪雨でございました。考えられない水量が一気に流れたものと思われま。被害の状況でございますけれども、工区全域

に渡りまして水路の河床が洗堀され、復旧工事で施工したブロック積みの基礎が浮いた状態になり、裏込材も流れ落ちたという状況でございます。このまま放っておきますとまた大雨で被害が拡大をしていくということが予想されるので、とりあえず応急的な底張りをしてあります。復旧延長はそれぞれ200メートルを予定しております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に土木部長。

土木部長（土屋 亨君） お答えいたします。69ページの土地購入費の件でございますが、土地購入費は69ページに二つございまして、まず3目の高規格道路整備費の方でございますけれど、天城北道路に関係いたしましたアクセス道路の整備を今進めております。本年度は補助事業において行う予定でありますけれども、その関係でアクセス道路の橋梁の建設を予定しております。日向側に渡るところでございますけれども、左岸側、右岸側合わせて橋台、予定が少し、まだ未定のところがございますけれども、その橋の架かる兩岸の部分の土地を購入するというものでございます。

それから、もう一つの急傾斜地崩壊対策費の土地購入費の方につきましては、現在、急傾斜地の崩壊対策の事業をたくさん行っております。そのうち、市が施工する部分がございます。これはこの間の災害等とは関係なく、以前から整備を予定していたところでございます。場所は伊豆市の本立野になります。東小学校の東側になりますが、その急傾斜地の工事を予定しております。その工事に要する土地の購入費ということになっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問したいんですけど、議長さんをお願いします。一つずつさせてもらってよろしいでしょうか。

議長（遠藤正寿君） いいですよ。できれば、一議案として質問していますから、3回で終わるように上手に質問してください。そういうルールですので。

10番（森 良雄君） 社会福祉協議会の補助金、これはボランティアセンターの移転ということなんですけれど、また新しいボランティアがそこをお使いになるということで、新しい用途をお考えになっているんでしょうが、実際問題として、今まであのボランティアセンター、どのくらいお使いになって、利用者があったのか、その辺把握しているようだったらお聞きしたい。

次に、園舎耐震計画ですが、熊坂保育園が入っているということなんですけれど、これをやるということは、あそこはこれから耐震診断をして、耐震施工をやるというお考えなんだと思うんですが、確か熊坂保育園は昨年だと思えますが、浸水している場所だと思えます。それから、修善寺地区の保育園は屋根も低いし、暗いし、少なくとも今後もそういう状況で使っていこうというお考えなのかどうなのか。耐震診断する前に、保育園の今後をどうするかというお考えがあっただけだと思えますが、いかがでございましょう。

最終処分場補修工事費なんですが、これは本柿木のという意味なんですか。もしそうだったら、道路侵入路を新しく造るというお考えなんですけれど、どこの処分場でも結構です。その辺の理由付けをお聞きしたい。

年川処分場残余容量調査委託料ということなんですが、これも何を測量しようとしているのか、座標を設定するというので、多少は専門的な能力が必要なんだろうと思うんだけど、残余容量調査、自分たちでできないのかどうか。私だけではなく、ほかの議員さんからも委託料の削減を検討したらというようなことも出ておりますので、自分らでできないのかどうか、お聞きしたい。

それから、農業施設災害復旧工事、これは過去2回同じところが被災しているんじゃないかと思うんですが、工事の施工方法に問題はないのかどうか。工事中に被災しているのが2回あって、また直す。工事を迅速化して、早期に完成させるとか何か対応策があるのかどうか、お聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それではまず2点について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 第1点目の社会福祉協議会補助金の関連でございますけれど、現在のボランティアビューローの使用状況ということでございますが、今手元に資料ございませんが、確か13団体程度が使用していると思っております。

それから熊坂、それから柏久保保育園について、この後どのように考えるかということでございますが、熊坂、それから柏久保につきましては、比較的新しい、と言いましても50年代の初年にできた建物ですが、まだ耐震で使えるのではないかという判断のもとにこの計画をさせていただきます。この中で、非常に金額が伸びるような状況であれば、またそこは検討させていただくということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 最終処分場につきましては本柿木でございますが、現場につきましてはご存知のように今まで下から侵入していたわけですが、それが上からの進入でなければもう灰がいっぱい入れないと、このような状況の中で造りますのでご理解いただけたと思います。

それからもう1点の年川の残余容量の関係ですけれど、国の法律の中でこれを義務付けられておりますので、技術上の基準等もあります。その中で測量委託をし、法律が求めている技術上の基準を満たしていきたいと、このように思っております。

議長（遠藤正寿君） 次に観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 災害復旧工事でございますけれど、15年災が昨年の台風と今回の梅雨前線の豪雨によってまた被害にあったわけでございますけれど、あそこは、議員さん行ったことがあるかどうかわからないですが、非常に急峻な場所で、河川断面も少ない中

で、非常に場所的に厳しい場所なんですけれど、現在、下を洗われないように、底張りもしたものですから、今回はある程度大丈夫かなと、これで大丈夫かなというふうに思っております。とにかくできる限り早く完成するよう努力しているところであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） なかなか質問方法が難しくてできないんですが、まず社会福祉協議会ボランティアセンター、正直言いますと使っているところを見たことがないんですよ。利用している団体はあるんでしょうけれど、実際どうなんだろうかね。もしこれからも新しいところでやるんだったら、利用促進を図るような方法が必要なんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょう。

議長（遠藤正寿君） 森君、ボランティア会館ですが、これはここの節に係る費用が・・・。

10番（森 良雄君） 使っていないところの改修とか、移転したって、使っているならいいですよ。

議長（遠藤正寿君） 続けてください。

10番（森 良雄君） ちょっと話が変わりますけれど、道路台帳再編統合、部長さん、GISと言ったけれど、これはGPSじゃないのかな。それが大変高額なのでお聞きしますが、全額補助金、交付金でできるのか、それとも市の負担もあるのかどうか、いずれにしろ、高額ですから、できるだけ安く上がるような方法を取っていただきたいと思います。GISについてだけ、ご説明願います。

続いて、熊坂保育園ですね。状況によっては考えるということですがけれども、これからまた浸水騒ぎを起こすことは十分考えられる場所ですので、その辺十分考慮するようにお願いしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それではまず健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） この補正をお願いいたしましたのは、ボランティアビューローの移転をいたしまして、新たにそういう事業を立ち上げながら、そういう希望の中でやるということでございますので、十分その機能を果たすと、そのように確信しております。

それから熊坂の保育園につきましては先ほどの説明のとおりでございますので、精査した中で方針をまた決めさせていただきます。しかしながら、基本的には今の施設を直す方向ということを考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） GISだと思います。たぶん、ジオグラフィック・インフォメーション・システムの略だったと思います。ポジショニングとは違うと思いますけれど。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終わります。ただいま議題となっております

議案第 105 号については議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第 106 号～議案第 112 号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第 20、議案第 106 号 平成 17 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 回）についてから、日程第 26、議案第 112 号 平成 17 年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第 1 回）についてまでの 7 議案を一括して議題といたします。

これより質疑入ります。質疑がありますので、これを許します。

議案第 106 号については 10 番、森良雄議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄。議案第 106 号 公共用地取得事業特別会計について、質問させていただきます。

ページ 95、積立金、使用目的はありますか、お伺いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、伊豆市土地開発基金の条例の設置目的に沿いまして公共用地の先行取得を今年度に行う予定といたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10 番（森 良雄君） ただいまのお話ですと、特に使用目的はないというふうに理解してもよろしいですか。土地を確保しておくだけというふうに。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 森議員はあるかないかのご質問ですので、ありますということです。その内容については先行取得が発生した時に基金を取り崩して公有財産の購入費に充当するということになります。

10 番（森 良雄君） 了解。

議長（遠藤正寿君） 次に 107 号について、10 番、森議員。

10 番（森 良雄君） 議案第 107 号 天城北道路用地取得特別会計歳入歳出 2,500 万円の説明を願います。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 利子について説明いたします。天城北道路特別会計は、用地国債で行っていることはご説明申し上げましたけれど、平成 16 年度の用地国債に係る金額が確定をいたしました。その 16 年度当初予算の時に見込んだ総額と言いますか、それが 3 億円ということでございましたけれども、実績といたしまして結果的に 2 億円になったと。前に申し上げましたが、今年度から 4 年間で均等に返済をしていく、同じお金が入ってくるわけですが、差が 1 億円でございますので、その差の 1 億円の 4 分の 1 の 2,500 万円が減額になったと、こういうことでございます。

10番(森 良雄君) 了解しました。

議長(遠藤正寿君) 次に、議案第111号について、10番、森議員。

10番(森 良雄君) 10番、森良雄。議案第111号 下水道事業特別会計について質問させていただきます。ページ138、説明1-22-40、工事補償費の説明をお願いいたします。

議長(遠藤正寿君) 上下水道部長。

上下水道部長(水口信夫君) 議案書137、138ページの歳出、1款事業費、1項下水道建設費、2目単独事業費、22節補償補填及び賠償金の970万円についてのご質問でございますが、上程時に中伊豆八幡地区下水道工事関連上水道管移設に係る補償費である旨ご説明を申し上げましたが、内容についてのご質問と解釈いたしまして回答させていただきます。

現在、中伊豆地区における下水道工事は八幡地区の面的整備を実施いたしております。議員ご承知のとおり、八幡地区の生活道路は狭隘部分が多く、下水道管理設時に既存の上水道管が支障になってまいります。これを一時的に仮設管にて給水し、工事の進捗に合わせて復旧するという余儀なくされておりますことから、工事補償費として上水道事業会計に繰り出すものでございます。なお、本年度の事業計画は11工区でございます。内径20ミリメートルから200ミリメートルで、総延長1,095メートルを予定しております。

以上でございます。

議長(遠藤正寿君) 森君、どうですか。

10番(森 良雄君) 再質問します。

いわゆる下水道工事に対して上水道管を移設するための工事だというふうに理解してよろしいでしょうか。そうするとこの予算の中でまた上水道管も埋め戻しされ、この工区の下水道管、上水道管の工事は終了すると理解してよろしいでしょうか。

議長(遠藤正寿君) 上下水道部長。

上下水道部長(水口信夫君) 会計が違いますので、下水道会計から上水道会計に繰り出しまして、上水道の補正予算でもご説明申し上げましたけれど、4条の建設改良費で出資金として受けます。これで工事を実施いたします。

それから、この工事をすれば下水道管、上水道管の工事は終わりかと。そのとおりでございます。

以上でございます。

10番(森 良雄君) 了解。

議長(遠藤正寿君) 以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号から議案第112号までの7件については、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第113号～議案第117号の質疑、委員会付託

議長(遠藤正寿君) 日程第27、議案第113号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等

公務災害補償条例の一部改正についてから、日程第 31、議案第 117 号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの 5 議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。それでは議案第 114 号について、10 番、森議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄。議案第 114 号 心身障害者小規模授産所条例、改正の趣旨をお伺いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） お答えいたします。

この条例改正の趣旨は、指定管理者制度を導入するための所要の改正をするものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10 番（森 良雄君） この条例改正は、どうも委員会招集通知書によると福祉文教委員会に付託されるようですので、詳しいことはそちらでお伺いいたしますけれども、この条例の内容を見ると非常に厳しくなっているんですけど、その辺は、私から見るとすごく利用が厳しいと見たんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 森君、担当の委員会ですから委員会で十分深い質問を、まあ、いいでしょう、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 答えますか。

10 番（森 良雄君） できれば、これ、すごい条例改正だと思うんですよ、中身を読むと。皆さん、知っていた方がいいんじゃないですか。

議長（遠藤正寿君） 皆さん、傍聴すると思いますが、お願いします。

健康福祉部長（内田政廣君） 指定管理者を導入するために条例の中身をはっきりさせた、条例と言いますか、決め事をはっきりさせたということでございます。したがって、それぞれの指定管理の事業の内容であるとか、管理の内容であるとか、そういうものを今まで条例には規定されておりましたけれども、条例の中に入れてあると、そういうようにご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

10 番（森 良雄君） また詳しいことは、委員会で。

議長（遠藤正寿君） 次に議案第 115 号について、10 番、森議員。

10 番（森 良雄君） 議案第 115 号 条例改正について、説明をお願いします。

修善寺虹の郷を指定管理者制度にするようですが、入客数の改善ができると思いますかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、企業部長。

企業部長（渡辺玉次君） 議案第 115 号でございます。売却の方針に基づきまして細部の詰

めができたということから、この二荘、国民宿舎木太刀荘、ふじみ荘の関係する設置条例、それから宿舎の使用料条例、それから特別会計の条例の一部改正、運営委員会条例の一部改正を行うというものでございます。なお、廃止する条例の説明は非常に難しいので、今回できません。

それからもう1点、虹の郷の指定管理者制度に関しては今回のこの条例とは関係ないというふうに思っておりますので、お答えできません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 虹の郷の指定管理者制度については、まだ決まっていないということなんでしょうかね。新聞報道によると、指定管理者制度に行くというようなことが書いてありましたけれど。できればその辺の関係をお聞きしたい。

皆さん、どのようにお取りになっているか知れませんが、これ1本だけじゃないんですよね、条例改正ね。

〔「議事進行」と言う人あり〕

その辺よくご覧になっていただきたいと思うんですが、これは、確かに議案上では削除ということになっていきますけれど、削除されない部分はどうなるんですか。このまま生きていくんじゃないんですか。その辺、お聞きします。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡辺玉次君） 当然、削除されない部分は残ります。

以上です。

10番（森 良雄君） そうでしょう。関係しているじゃないですか。その辺、どういうふうに考えるんですか。当然、答えてくださいよ、聞きたいことは。指定管理者制度をやっていこうということなんでしょう、これ。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

10番（森 良雄君） よくない。

議長（遠藤正寿君） 次に、第116号について、森議員。

10番（森 良雄君） 115号は一本ではないということは、皆さん承知してくださいね。

10番、森良雄。議案第116号 教育振興審議会条例の制定について、目的をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 議案第116号 伊豆市教育振興審議会条例の目的についてのご質問でございます。

設置のところに書いてありますように、教育課題というのはいろいろあるだろうと。これは定例会を持つものではございませんで、教育委員会でこの点については調査・研究してほしいという内容が出てきた時にこの審議会に諮って、検討・研究をしていただくという、こ

ういう内容の性質のものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） それでは、まだ何を審議するかということは決まっていないということでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 決まっています。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 決まっていないんだったら僕は不要だと思うんですけどね。これも福祉文教委員会に付託されているようですから、そこで十分審議したいと思います。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第113号から議案第117号の5件については、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案第118号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第32、議案第118号 市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。10番、森議員。

10番（森 良雄君） 単純な質問で申し訳ないです。10番、森良雄です。

議案第118号 市道路線の変更について。私の図面には赤線部分があるんですけど、この部分はどういうものなのか。この辺、どうもどこか短縮するように、僕の図面だと見えるんだけど、あの辺はそういう道があったかなと思いますので、ご説明願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） お答えいたします。皆さんのところに赤く塗ってあると思います。路線の変更ということで、変更前の終点が矢熊577番地だと思いますが、その認定、いわゆる現在の認定ですね。それがその赤線を含んだ部分の方を通過しております。今度、林道を市道にするについては、黄色く塗った部分の方をしたいということで、参考までに色を塗りました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） この赤線部分、現在、道があるんですか。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） うっすらとあるようです。

10番（森 良雄君） わかりました。了解。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第 118 号については、議案付託表のとおり、土木水道委員会に付託をいたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は 9 月 29 日、午前 9 時 30 分より再開いたします。よって、この席より通告いたします。本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 2 時 15 分

平成17年第3回（9月）伊豆市議会定例会

（第5号 9月29日）

平成17年第3回(9月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成17年9月29日(木曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 87号 | 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第 88号 | 平成16年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 89号 | 平成16年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 90号 | 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 91号 | 平成16年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 92号 | 平成16年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 93号 | 平成16年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 94号 | 平成16年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 95号 | 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第 96号 | 平成16年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第 97号 | 平成16年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第 98号 | 平成16年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第 99号 | 平成16年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第100号 | 平成16年度伊豆市上水道事業会計決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第101号 | 平成16年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第102号 | 平成16年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定について |

- 日程第 17 議案第 103号 平成16年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定
について
- 日程第 18 議案第 104号 平成16年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定
について
- 日程第 19 議案第 105号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)について
- 日程第 20 議案第 106号 平成17年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1
回)について
- 日程第 21 議案第 107号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算(第
1回)について
- 日程第 22 議案第 108号 平成17年度伊豆市老人保健特別会計補正予算(第1回)につ
いて
- 日程第 23 議案第 109号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第1回)につ
いて
- 日程第 24 議案第 110号 平成17年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
について
- 日程第 25 議案第 111号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)に
ついて
- 日程第 26 議案第 112号 平成17年度伊豆市上水道事業会計補正予算(第1回)につ
いて
- 日程第 27 議案第 113号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の
一部改正について
- 日程第 28 議案第 114号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 115号 伊豆市国民宿舎設置等に関する条例及び伊豆市国民宿舎使用料
条例の廃止について
- 日程第 30 議案第 116号 伊豆市教育振興審議会条例の制定について
- 日程第 31 議案第 117号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 118号 市道路線の変更について
- 日程第 33 議案第 119号 伊豆市監査委員の選任について
- 日程第 34 議案第 120号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
- 日程第 35 発議第 3号 専決処分の指定について
- 日程第 36 決議第 2号 非核平和都市宣言の決議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25名）

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
12番	磯晴雄君	13番	鍵山堅一君
14番	杉山羌央君	15番	飯田宣夫君
16番	酒井勲一君	17番	木内一郎君
18番	塩谷尚司君	19番	関邦夫君
20番	小野忠宏君	21番	大川孝君
22番	三須重治君	23番	堀江昭二君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員（1名）

5番 森嶋正太君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君
中伊豆支所長	佐藤央一君	総務部長	堀江正身君
市民環境部長	福室恵治君	健康福祉部長	内田政廣君
観光経済部長	鈴木直道君	土木部長	土屋亨君
上下水道部長	水口信夫君	企業部長	渡邊玉次君
教育委員会事務局長	山本準次君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川與志衛	局長補佐	森修司
主査	山下正恵		

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さんおはようございます。

本日、5番、森嶋議員より欠席の届け出が出ております。また、16番、酒井議員より遅刻の届け出が出ておりますのでお知らせをいたします。

それでは、ただいまから平成17年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第1、議案第87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、本定例会の初日の8日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に総務常任委員会委員長、高田議員。

総務委員長（高田和正君） 総務委員会の報告をさせていただきます。

まず議案第87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定に関わる総務委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審議において論議のありました主なものでありますが、「固定資産税の滞納繰越分における不能欠損額3,700万円は非常に大きな数字であるが、どんなものが処理されたのか」との質問がありました。答えは、「平成17年3月23日に平成16年伊豆市滞納処分停止審査委員会を設け、その中で地方税の条文に当たる5年間で時効欠損とか執行停止から3年など、法に従って処分をしたもので、内容的には、会社の実態がないとか破産競売、差し押さえ財産がない、相続放棄というようなものが主なもので、件数的に61件ありました」との説明がありました。

また次の質問ですけれど、「監査委員の決算審査意見書で『合併により地域も広範囲となり滞納者数も多いことからきめ細かい実態把握と滞納整理徴収の強化に鋭意努力をしてもらいたい』とあるが、どのようにして収納を強化していくのか具体的に説明してください」との質問がございました。徴収は税務課で行っており、現在、特別な組織はなく、課の方でために徴収に回っているという状況でありますという回答がありました。それに対しさらに「国

民健康保険料の方も大分滞納あること、監査委員からそれと併せて徴収したらどうかという意見書があるが、この意見書というのは、非常に重く受けとめられると思うので、具体策を出してもらわないと監査の効果も薄れると思うがいかが」との質問がございました。その答えは、「真摯に受け止めており、来年度以降、総務委員会の視察報告や意見などを聞いて特別班をつくるという形で来年は少し具体化したいと思っています」との回答がございました。

さらに、静岡県市町村振興協会基金配分金 1 億円強の内容説明依頼がありました。それに対し、「県の市町村会が新しくビルを建てる予定であったが、ホテルセンチュリーの横のビルの中に入ってしまったことから旧 4 町時代の県の町村会を建てるという目的で積み立てていました基金が不用となったもので、積み立てた分がそっくり返ってきたものです。本来は、旧町の時代の処理であるが、戻ってきた時点が 16 年度に入ってからであったため市の歳入になった」との説明がありました。

次に、「合併当初から質の高い能力のある職員育成のために研修が大事だと思うが具体的なものが 16 年度にあったら紹介を」との質問がありました。答として「16 年度は主に自治研修所への職員の派遣であるとか、中級職員を主に研修させました。特に目新しいものはありません」との回答でございます。それに対して、「是非目新しいものをいろいろ考えてもらって、そういう向きへのお金を使うのは市民も理解することだと思うので、検討をしてください」との意見がございました。

こうした審議経過を経まして討論採決を行った結果、付託されました議案第 87 号につきましては討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 17 番、木内一郎。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。去る 9 月 15 日の本会議において付託されました議案第 87 号 平成 16 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、所管科目について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、9 月 22 日、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました結果、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。当議案の審査において、論議のありました主なものについてご報告申し上げます。

市になったら、がん検診の個人負担が増えたが、その辺をどう考えているかという質問がございまして、それに対して、「合併のすり合わせで協議したが、実際の経費の 3 分の 1 を負担していただくことになった。単価の高い医療機関と契約せざるを得ない部分もあったので、金額が少し変わってきた」という答でございました。

次に、123 ページをお開きいただきたいと思います。123 ページ、保育所運営委員報酬がございしますが、「運営委員は何人か、また、その委員会の話し合いの内容において民営化や幼保一元化についての話があったか」というような質問がございました。これについて、「委員は

12名です。幼保一元化については、次世代育成支援行動計画を作り、その中で今後の保育所のあり方なども含め話し合いを進めている」とのことです。ただ、文化省と厚生省の考え方が多少離れた形で答申が出ているので、なかなか現在、統一したものが出てこない状態にあるとのことでした。

次に、235ページ、土肥小学校体育館建設事業についてですが、このことについて、基礎工事と残土処理等についての質問がありましたが、学校教育課長より、スライドを使っての大変わかりやすい工事経過の説明がございました。この工事は適正な検査を受け、それに適合して完成しているということで、この質問は打ち切りとしました。

次に259ページでございます。259ページに臨時雇賃金というのがございますが、「幼稚園の臨時職員は1年契約だが、継続性の問題と、同じことをしているのに賃金が違うということで、矛盾を感じながら働いている。この辺について、どう総括されているのか」との質問がございました。これに対して、「正規の教諭を増やしたいが、人員削減のことを考えると、なかなか難しい問題である。また、少子化が進む中で、今度は教諭が余るのではないかとという危惧もしている。幼稚園の臨時の賃金については、正規の教諭に比べたら低いですが、かなり単価を上げ優遇はしている」とのことでした。

次に、「合併前、単位老人クラブが施設を使用する場合、修善寺が半額免除、他の3町は全額免除だったが、合併して半額免除を適用した考えを聞きたい。」この質問に対して、「合併の主旨にそって、応分の負担をしていただくこと。4人に1人が老人という時代になりましたので、ある程度負担していただきたいということで、統一させていただきました」とこのような答弁がございました。

これをもちまして、議案第87号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

観光経済委員長（大川 孝君） それでは、観光経済常任委員会に付託されました10議案につきまして、9月20日、ここ天城支所第2会議室におきまして9時半より審議を行いました。

当日の出席関係は、委員全員、事務局・長谷川局長他1名、行政側から大城市長ほか助役、収入役、観光経済部長以下各課長、企業部長以下室長、各施設支配人等の出席がございました。また同僚の議員の5名の熱心な傍聴の方々も来られました。

それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定に関わる観光経済委員会所管科目につきましての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程におきます質疑等の主なものといたしまして、質問、「有害鳥獣駆除事業費が決算額約630万円だが効果はどうだったのか。」答弁、「4地区の猟友会が4月から10月まで計111日を実施し、延べ人員約1,000名の方が駆除に出動いたしました。その結果、駆除の頭数は4地区合計で、オス鹿104頭、メス鹿126頭、イノシシが27頭の捕獲頭数となっております。まだ被害が出ているのは事実です。猟友会の話によりますと、山の方は相当

駆除ができたと聞いております。しかし、里の方は鉄砲を撃てないのでなかなか駆除できない状態にあり防止金網とかで徹底して今後はいきたい」ということでございました。

質問、「観光施設整備事業の松原公園周辺整備事業の1,000万円は若干高いような気がするが」という質問に、「松原公園の花時計を見る展望台が老朽化したので新設しました。今までの展望台は2畳程度の広さでしたが、今度は6畳ぐらいに広くしました。事業費につきましては県観光施設整備事業補助金として2分の1、過疎債で2分の1を受けて実施しました。また県の設計審査も受けて交付確定されていますので適正な事業費と判断しております」という答弁でした。

質問、「森林組合の事業が旧町によってあまりにもアンバランスだと思うが今後どのような指導をしていくのか。」答弁、「施業計画を立てなければ国庫補助の対象とならないので、未計画地区の中伊豆地区と修善寺地区について計画策定をするよう推進していきたい」ということでした。

質問、「伊豆市観光協会が合併したが、まだ実質的に一本化してないように思うが。また、商工会の合併の話はどのように進んでいますか。」答弁、「観光協会は既に合併しているが、まだ支部制をとっているのが非常に効率も悪いということで実質一本となるように指導をしています。しかし、各地区の歴史の中で培ってきたこともあるので、それぞれの特徴を活かし徐々に一本化してもらえようをお願いしたい。商工会については今年度合併推進ということで、事業費200万円ほど補助金を出して推進をしています。来年4月には合併できると聞いております」という答弁でございました。

質問、「多額の補助金が4地区の商工会、観光協会に出ています。事業別に、その事業の評価とかを行って補助金額を決定しているのか」という質問に対して、答弁、「事業別に一応はチェックされていると認識しています。市のためになったかどうかなど事業効果の評価を行い、市の方もその内容によって予算の格付けを今後していきたいと考えています」という答弁でした。

質問、「林業振興費の森林整備補助事業で、主に財産区等の山林を間伐しているようだが、個人の山林を推進する計画はどのようになっていますか。」答弁、「旧町においては振興会とか財産区、共有林、共有山の山が大変多いです。それらの山林を優先して整備を行い、その後で個人の山を整備していこうということになっております。」

質問、「森林整備で16年度の間伐の目標はどこまで進んだのか。」答弁、「16年度の目標は、各地区の計画を合わせますと約130ヘクタールです。実施面積は125.88ヘクタールですので、ほぼ目標を達成できました。」

以上、審査を尽くし採決の結果、議案第87号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

土木水道委員長（杉山羌央君） 14 番、杉山羌央です。ただいま議長から報告を求められました議案第 87 号 平成 16 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定に係る、土木水道委員会の所管科目について審査の経過と結果を報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものは、初めに 204、205 ページでございます、港湾費についての説明につきましては、「基本的に施工主体は県が行います。しかし、皆さんがよく勘違いなされるのは港湾整備と海岸整備とがあり、港湾は海側で海岸は内陸側に分かれています。県に対する負担額は 4 分の 1 から 6 分の 1 と聞いているが、事業内容によって細かく別れている」とのことです。港湾には重要港湾などは国が直轄事業で行うところもあるが、土肥港については県が主体になって行っている港湾だということでした。

また、「市営住宅についての決算してみたの総数と空室状況、古いところを建て替えるか」との質疑には、「決算概要報告書の 60 ページにもあるが、市営住宅一覧の中で 302 (297) となっているが 5 戸については入居させていないので実質 297 で運用しているため、空室はない」とのことです。「市民としては必要性があるということか」は、「低所得者の方ではまだかなりあるようだ」とのことでした。

また、「207 ページの都市計画区域見直し調査業務委託料があるが、どのような計画のものと委託で、結果はどう出たか」との問いに、「旧修善寺町からの見直すための基礎調査を引き継いで残事業を行っている。新市としては平成 25 年から都市計画を施行するために、事前の調査をしているが、大変な時間をかけて審議をいただき、つくり上げていく基礎となるデータ集めの調査」とのことでした。

それから「209 ページの事業費として、これからも年に 6,000 万円程度の金額がかかるか」との問いには、「16 年度の決算は持ち寄り予算のため市費の方が多くかかっている形だが国の事業として補助金対象事業として出てくると思われるので、そこまではいかないと思われる。また、伊豆市としての全体計画書はまだ作成されていないが、旧町ごとに中伊豆地区は行政単位で 3 年をかけて完成する。毎年 1 箇所ずつ行っている。修善寺地区は柏久保をやっている。旧天城地区については古くから行っているため、残りの平地部分は大平柿木地区を行っている。いろいろな条件があるが毎年 5,000 万円程度の事業を取り組んでいる。その中で国の補助金が 2 分の 1、県の補助金が 4 分の 1、市の負担は 4 分の 1 ですが 8 割程度の交付金で見返りがある」とのことでした。

以上のような審査を尽くし、採決の結果議案第 87 号につきましては全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で各委員長の報告を終わりました。

これより暫時休憩といたします。再開を 10 時 10 分といたします。なおこの休憩中にただいまの委員長の報告に対し質疑討論のある方は通告書を速やかに提出してください。

それでは休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまから議案第87号 平成16年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから行います。質疑の通告がありますのでこれを許します。

10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第87号 16年度一般会計歳入歳出決算の認定について総務委員長に質問します。

随意契約は、話題になりませんでしたか。話題に上がったようならどのような内容なのかお聞きしたい。随意契約は伊豆市契約事務規則には、工事又は製造の請負は予定価格が130万円以下の契約とするとあります。ご承知でしょうか。伊豆市契約事務規則の規定を超える随意契約が結ばれています。ご承知ですか。伊豆市契約事務規則で随意契約に関して限度額、見積書の徴取、見積書徴取の省略を記してあることはご承知ですか。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 森議員さん、87号について一括して質疑をお願いします。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。87号について質問します。

観光経済、土木水道委員長については総務委員長と同様の質問といたします。

福祉文教委員会については、土肥小学校体育館建設工事の審議が委員会で論議されました。質疑が途中で打ち切られたと理解しておりますので、本席で質問させていただきます。スライド上映後の再質疑は受け付けられませんでした。委員長の考えをお聞きしたい。杭打ちの工法が変更されたということをご承知のことと思います。説明のスライドでどちらの工法も機械は同じであったように見えますが、委員長はどのようにお考えですか。スライドでは土の色は不鮮明でした。委員長はどのようにご覧になりましたか。ご感想をお聞きしたい。委員長説明では適正な検査はなされた、ということですが、検査の見落としは考えられませんか。瑕疵という言葉がありますがご存じですか。瑕疵が発生しているということは考えられませんか。委員長にお伺いしたい。

議長（遠藤正寿君） ただいま、総務委員長、それから観光経済委員長、福祉文教委員長、土木委員長に質疑となりましたが、福祉文教委員会については森議員さん所属議員で十分審議に加わっているわけですので、これは認めません。

まず最初に総務委員長。

総務委員長（高田和正君） 森議員にお答えします。

今の随契については、総務では審議をされませんでした。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に観光経済委員長。

観光経済委員長（大川 孝君） 21 番、大川孝。観光経済委員会に付託されました 10 議案の中におきまして、随意契約につきましては審議がなされませんでしたので、一応ご回答できませんので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に土木水道委員長。

土木水道委員長（杉山 晃央君） お答えいたします。審議の過程の中での報告をいたしましたけれども、質疑の中で随意契約については、出ておりませんので報告をいたしかねます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10 番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

各委員会とも随意契約については話題が上がったところもあるようですが、私の質問に対してはなんら回答はなされていません。その内容は審議しなかったということですが、それで済むんですか。私たち議員は、市民からその責任を付託されているのではないのでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 森議員さん。議案に対しての質疑は 15 日に十分時間をとって済んでおります。今回、この本会議では委員会に対する委員長報告についての質疑でございますので、委員会についての質疑に限って許します。

10 番（森 良雄君） 議長にお伺いいたします。十分な審議がなされているということですが、随意契約は私が再三指摘しているようにルール違反なんです。私が再三指摘しているように。

議長（遠藤正寿君） 森議員さん。あなたはルール違反と言いますが。

10 番（森 良雄君） はっきりと言わせてもらう。それを委員会で審議していないということをお前は指摘したいんです。

議長（遠藤正寿君） ですから審議していないということをお報告していただきました。

10 番（森 良雄君） それでいいのかということです。

議長（遠藤正寿君） それは他の場所でやってください。今回は委員長に対する質疑ですので。ルールを守ってやってください。

10 番（森 良雄君） ルールを守っていただきたいと言うのは私の方です。

議長（遠藤正寿君） 議会のルールを守ってください。この本会議はルールを守ってやってください。よろしいですか。

10 番（森 良雄君） 市の運営はルールを守ってやっていただきたい。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

10 番、森良雄議員。反対討論。ここで自分の思いを入れてください。

10 番（森 良雄君） 十分にやらせていただきます。

反対討論。議案第 87 号 平成 16 年度一般会計歳入歳出決算の認定について。規則に定められた契約額を超えた随意契約が結ばれています。規則を無視した数え切れないほどの随意契約が結ばれています。競争原理の働かない契約は市民に多額の損害を与えていることでしょう。随意契約は伊豆市契約事務規則を無視して結ばれています。伊豆市契約事務規則には第 4 章に随意契約の限度額が示されております。この規則は、議員である皆さんが決めたものです。

限度額として第 42 条には、政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、予定価格が次に掲げる額以下の契約とすると記されております。1、工事又は製造の請負 130 万円。2、財産の買入れ 80 万円。3、物件の借入れ 40 万円。4、財産の売払い 30 万円。5、物件の貸付け 30 万円。6、前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円、と記されております。

見積書の徴取として第 43 条には、随意契約により契約するときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 者以上から見積書を徴さなければならない、と記されております。見積書徴取の省略として第 44 条には、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。1、国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人と契約を締結するとき。2、法令等により価格の定められている物品を購入するとき。3、1 件の予定価格が 10 万円未満の工事、製造、修繕その他の請負契約（委託契約を含む。）を締結するとき、又は物品を購入するとき。4、見積書を徴取できない特別の理由があるとき。5、前各号に掲げるもののほか、見積書を必要としないものと認められるとき。

伊豆市の随意契約の規則はこの 3 条でしかありません。ぜひ皆さん、ご覧になってください。随意契約は伊豆市契約事務規則では 42 条、43 条、44 条の三つの条文があります。この規則は先ほど読みましたように上位法である施行令 167 条 2 項を守るために規定されているのです。16 年度、皆さんがお決めになった規則です。財産の売払いではこの規則の 100 倍を超える随意契約が結ばれています。市民に与えた損害も考えられます。

法律を守れば良いという声もあります。市長は違反していないと再三おっしゃっています。法律を本当に守っているのでしょうか。法律には心が有るはず。立法の心があります。この法律は、競争原理を働かせ市民に有利な契約を結ぶためのものです。この法律は厳しくその運用を戒めています。法の解釈では、その運用を厳しく戒めています。過去の判例などでもその運用を厳しく戒めています。

施行令では、随意契約地方自治法施行令 167 条の 2、地方自治法 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。とあります。1、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとする。ここのところが 42 条に相当するところ

であります。該当する事例としては、逐条地方自治法という書物では、1、普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき。2、運送又は保管をさせるとき。3、農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。4、非常災害による罹災者に普通地方公共団体の生産に係る建築材料を売り払うとき。5、罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。6、外国で契約を締結するとき。7、学術又は文化、芸術等の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。8、土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。9、事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造をさせ造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。10、公債、債券、又は株券の買入れ又は売り払いをするとき。

また、公共工事における随意契約のガイドラインでは、競争入札に適しないものとは、特許工法等新開発工法等を用いる必要がある工事。文化財その他特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事。実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器類等の新設、増築等の工事。ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事。本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事。既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器類等の増設、改修等の工事。埋設文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事。

緊急の必要がある場合とは、緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的な余裕がない場合。例としては、堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事、電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事があげられています。

競争入札に付することに不利な場合とは、予期せぬ事情の変化により必要となった追加工事、本体工事と密接に関連する付帯的な工事、前工事と後工事が一体の構造物。

時価に比して有利な価格とは、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できる等々の記述があります。

法令の勝手な解釈を振り回し、法令・規則を無視した高額な随意契約と思われるものは許すことができません。市民のための契約が行われるべきです。地方自治法施行令第167条の2を無視していると言わざるを得ません。これらの行為は法令違反です。伊豆市契約事務規則第42条、43条、44条違反です。今市民は、私たちのコンプライアンスの欠如を見守っています。皆さんのモラルに関心を持っています。議会は規則をつくるところです。規則を守らせる立場にあります。規則違反を見逃してよろしいのでしょうか。市民は議会の対応を見守っています。市民に対し背信行為とならないような議員の皆さんの行動を期待します。

また、福祉文教委員会では十分な審議がなされたとのことですが、土肥小学校体育館の建設工事の内容はまったく不可解であるといわざるを得ません。同じ機械で工法が違うという

ようなことが一般的にあるのですか。皆様はボール盤という機械をご承知だと思います。一つの機械で、木に穴を開けたり鉄板に穴を開けたりすることができます。その場合は、ドリルを変えたり回転速度を変えたり、また硬い材料、やわらかい材料に応じて手で往復運動を繰り返すこともあるでしょう。これらのことを皆さんは工法の変更と言うのでしょうか。一般的に、土木事業における工法の変更とは機械を取り替えざるを得ないというような状況を示すのではないのでしょうか。

検査に通っているという委員長のお答えがありました。検査には見逃しが無いのでしょうか。スライドでの説明では、あのスライドでは土の色は全然判別はできません。土のコーナーを見るには土の色を見るのが一番だと思います。瑕疵という言葉もあります。瑕疵があったらどうなるんですか。この部分は基礎工事の部分です。しっかりした説明があつていいはずです。なんら満足いく説明があつたとは思いません。

私は以上の考えから反対させていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に賛成討論を行います。12番、磯議員。

12番（磯 晴雄君） 12番、磯晴雄です。

議案第87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出の認定について、賛成の立場で討論いたします。

財政運営については、歳入総額で約203億円、執行率100%。歳出総額185億円、執行率91.5%。前年比では増加しており、同規模市町村の財政規模より見て過大ではないかと思えます。しかし、合併初年度で旧4町の持ち寄り予算と15年度を3月31日で打ち切り、16年度に算入された関係が大きいものとなりました。これからの財政運営は益々厳しい状況が予想されますので、自主財源確保のためのなお一層の努力と、行政全般にわたり、合理化、統合化、また委託料等の見直しによる経費の削減に積極的な対応の準備をしている財政運営は今、合併の効果として市民の一番関心が大きく、期待しているところです。

しかし、不用額が6億1,000万円と多額でありましたが、合併初年度でもあり、補正予算の対応が十分でないものもありました。また、17年度への繰越金11億円と収入未済額12億円の執行管理については、多額ではあつたが今後の配慮ができているものと思えます。

一方、財政調整基金7億1,000万円の積み立てができたことは、財政執行が計画的かつ堅実に行われた結果と認められます。

以上のことから一般会計全般にわたり認定に賛成いたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて反対討論を行います。26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第87号 一般会計決算認定について反対討論を行います。

私は認定に当たって当然委員会に付託されました詳しく論議するというので、すべては出られませんでしたが、その中で議会の中で約束した委員外議員の質疑も受け付けるという場面も私は大いに活用しました。そして、それぞれの委員会の審議の内容について議員控室に会議録がありますが、それも見させていただきました。そういう自分に足りない分につい

ては文書等々を読む中で、今回の決算審議に不十分さが自らありますけれども臨んでまいりました。そういう立場からその材料も含めながら具体的な討論をやっていきたいと思います。

新生伊豆市の初めての決算認定ですが、使ってしまったお金をなぜまた審議して認定の賛否を態度表明する必要があるのか、それは16年度決算の教訓を対極的には18年度の予算編成に反映させるためです。16年度予算は旧町持ち寄り予算と言われスタートしましたが、去年の10月には台風による災害復旧という大きな事業も加わりました。

私の決算認定の基準は大きく言って二つです。その一つは、市長が所信表明で創造力ある人づくりなど六つの基本方針を述べましたが、それを取り組むに当たっての姿勢として私が受けとめた次のことです。地方分権の推進、行財政基盤の強化、少子高齢化への対応、社会基盤整備、電子自治体の構築など、社会構造の変革に対応した21世紀の新しい地域発展を目指したまちづくりを推進するため、なお一層住民福祉の向上を推進し、安全で明るく安心して住めるまちづくりを進めていきたいということです。これがどうだったのか。もう一つ大きな点は、新市に望む市民の声です。医療福祉の充実したまちづくりというのが圧倒的多数の市民の願いですけれども、よく見るとこの二つの基準は一致しております。

多額の財政をある事業に使ったかどうかその事業を重視してきたのかどうかの判断になるでしょうが、それも大事なことですけれども、私はもっと重視すべきは財政の大小ではなくて、何のために取り組んできたのかだと思います。

具体的な討論に入ります。第1は少子化対策の基本姿勢に問題ありということです。子どもが少なくなっている。学校統廃合や通学区域をどうするのかということがこの議会の中で話題になった1年でしたけれども、子育て支援のために市としてこんな取り組みをしたとか、またしようとしたのか、今までの延長線上、国のさまざまな支援の中での取り組みしか私は見ることはできませんでした。国や県がやっても少子化対策を疑問視しているという見方では次世代育成支援行動計画は単なる計画になるでしょう。子供が少ないという解釈、現状肯定ではなくて、大切なことは未来に向けて変革していくということだと思います。

第2は教育関係についての基本姿勢の問題です。土肥中学校の通学路防護柵等設置、いち早く新市になって取り組みました。それ以後、湯ヶ島小学校プールの周辺工事など各小中学校の修繕工事、中伊豆地区給食センター新設、土肥小学校体育館建設など環境整備に取り組んだことは評価しますが、どういう姿勢で取り組んできたのか。一貫性のなさを私は見過ごすことはできません。一つは委員会の中でも論議になりますけれども、八岳小学校の特色ある金管楽器を練習する教室、もう一つは何度となく議会で取り上げておりますけれども月ヶ瀬小学校の会食室のクーラー設置要望に対してです。八岳小学校はPTAが財政支援をしてクーラーを設置しました。この設置に際して教育委員会は夏休みという短い期間だから今まで保留しておいた。クーラーを入れたことに対してそれ以後の電気代や省エネルギーから見るとあまりいい考えではないと電気代を心配する。月ヶ瀬小学校の会食室については天井に断熱材が入っていなかった所以对処を考えていると。少し前進したというふうに思われます

が、それを考えているのが児童が暑くて堪らないというのを認めたわけではないという。職員室や客が来るところのクーラーは必要と。暑さに子どもは耐えてきたが大人はそうではない、ということになりはしないでしょうか。

様々な取り組みを今回も教育関係で行われてきたにもかかわらず、言われているからとか旧町の引継ぎだからやっているのかなと、そういう印象を受けます。

第3は住民サービスは高い方、負担は低い方へという合併の約束はできなくても対策をとってはいないという姿勢。この約束を何とかして守ってということが全く感じられません。住民福祉の向上は冒頭述べたように市長と市民は一致しています。でも現実には住民の願いは財政が厳しいの一言だけで片付けられております。合併協議会の段階からボタンのかけ違いが始まり、そのまま伊豆市に移行している現れの一つ、保健事業の住民検診について述べます。胃がん検診、天城の18歳以上受診対象者が35歳以上になり、修善寺の自己負担500円、天城の800円、土肥の70歳以上無料が、住民負担の一番高い土肥・中伊豆の1,000円になりました。大腸がん、子宮がん、乳がんも最も高いところにあわせました。その理由は委員長報告で述べられていますから詳細については私は省きますが、出発点が違っているというふうに思います。

次に、今後の課題ということで述べたいと思います。一つ目は、一般質問での答弁を市長及び部長がどう受け止めているかということです。ある議員の一般質問に対する市長の答弁を例にあげたいと思います。この問題については、総括質疑で取り上げた森林整備の問題ですが、市長は一般質問の答でこのように言うておりました。市町村整備計画の中で資源の循環利用林、水路保全林、森と人との共生林の三つの機能にゾーニングし、その区分に応じた整備をしていくこととしております。これは去年の6月7日、一般会計を始め伊豆市初めての予算が議会に上程されて、そして25日の一般質問の日でした。繰り返しますが、森林整備を検討ではなくてしていくこととしておりますと答弁されました。新年度予算のスタートの時ですから時間はこの1年間十分あったでしょう。しかし、実行してない。長期の市の政策として災害に強いまちづくりや猪や鹿の農作物被害対策に私はこの事業はつながり、また都市との交流にもつながり、多様な役割を果たしていると思います。一部長に対して実行しなかったからと今私は批判しているものではありません。一般質問で答弁したことを重く受けとめて一つひとつ市長が点検しなくても実行していく姿勢を持っていただきたいというふうに思います。

次に、職員削減と人件費削減のための臨時職員採用のあり方について意見を述べます。財政面だけみるならば職員は少なければ少ないほどいいでしょう。10年間で110人とわず200人、300人削減と言った方が市民受けするかもしれません。なぜ市民から職員が多過ぎるとい声が出るのでしょうか。逆のことを考えれば、全職員が市民のために一生懸命働いていたら市民から多過ぎるとい声上がるのでしょうか。私は多過ぎるとい声は少なくなってくると思います。トップに立つ市長が部長に目を光らせているのか、部長は課長に目を光ら

せているのか、ということが問われていると受け止めるべきでしょう。電子自治体の構築を進めていく中で、今まで人手がかかっていたが少なくて済むという部署も出てくるでしょう。一職員二役三役できるから少なくて済むという部署も出てくるかもしれません。私は職員数が今のままで減らすべきではないと思っていますが、削減先にありきではなくて、光ケーブルを活用したソフトの活用や組織改革を進める中での職員数の検討と配置を求めます。臨時職員を採用すれば給料は安上がりになるでしょう。しかし、ある幼稚園では臨時職員が一つの年齢時に配置されて正規職員と同じ仕事と責任を持っているのに給料に差があるというのはお互いにやり辛いという声があがっております。産休のために臨時採用はあるでしょうが検討を求めます。

最後に地方分権と国、地方の借金財政の問題について意見を述べます。少子高齢化で働き手が少なくて、借金財政が深刻になっているでしょう。国も大変だから地方も我慢。だから市民も少し負担は我慢しなくてはならないのか。財政破綻というのは天災ではないし国民に責任がある問題ではありません。財政破綻の度合いを測るのに、国に地方の借金の総額をその国の国内総生産で割った数字がよく国際的にも使われます。借金の総額が国内総生産の60%が財政の健全、不健全を測る一つの基準とされておりますが、日本はどうでしょうか。日本は90年度は59%で健全ラインでした。95年度82%で危険ライン。2000年度には126%、2005年末には150%を超えることが予想されています。その原因は、少子高齢化ではありません。90年代に入ってバブル経済が崩壊したときに経済の落ち込みを公共事業の拡大で建て直せという声が財界方面から強くあげられました。それ以後、国の財政事情などそっこのけで公共事業拡大の道をひた走ってきた。実際、1980年代の公共事業投資は10年間で281兆円でしたけれども、90年代には10年間で461兆円で1.6倍になりました。その財政破綻のツケを三位一体改革の名で国が地方に変わって徴収する地方税としての性格を有する地方交付税削減で地方に押し付けるとはとんでもないことです。国は反省と総括を真剣に行わないまま地方だけではなく小さな政府だとか公務員の削減、また、老人からそして今度はサラリーマンまで増税、負担をしつけようとしています。真の地方分権を目指して全国市長会と団結して全国市長会の組織の一員として大市長は地方への財政押し付けはやめよう、地方交付税削減するなどの声を国にあげていくことを強く求めて反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより本案を採決いたします。議案第87号 平成16年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって議案第87号は原案のとおり認定をされました。

ここで休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 05 分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

議案第 88 号～議案第 104 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） ただいまから日程第 2、議案第 88 号 平成 16 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 18、議案第 104 号 平成 16 年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの 17 議案を一括して議題といたします。

本案についても本定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

始めに総務委員長、高田議員。

総務委員長（高田和正君） それでは議案第 88 号 平成 16 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

主なものだけを報告いたします。質問、「決算審査意見書の中に市有地の財産として現在 5 億円を超える土地がある。これを有効に活用しようという意見書が出ていますが、これをどのように活用するのか細かく答弁してもらいたい」との質問がありました。答弁、「5 億円強あり、現在調べたところによると旧町から持ち寄った普通財産なので取得目的がやはりよくわかりません。ほとんど代替地ではないかと思っております。今後利用可能な土地のリストアップをしようと思っております。どういう利用法があるかなかなか難しいが、一番効率的なのは企業の受け入れ、そういう誘致が一番いいじゃないかと思っております」という答えがありました。それから、「市内の業者の方で企業の拡張などがある場合、ほとんどは市外へ行かなければならない状況にあると思えます。そういうときにも有効利用していただけたらと思っております」という答弁がありました。「ただなかなか全体を見渡すと使い切れない土地が多い事情がある。今後はなるべく具体的に利用方法を公表し皆さんにお力をいただきたいと思っている」との答弁がありました。

質問、「将来的に広報でここにこれだけの土地があるというのを流す考えはありますか」という質問がありました。答、「今現在そこまでは考えておりません。内部にいつでもわかるような状態にしておこうとは思っておりますが、検討をします」との回答がありました。

質問です。「さらに学校農園を目的として取得した本立野字下街道の土地はその目的どおりに使っているのか。他の目的、代替地として利用したいけれどとりあえず学校農園として利用しているということなのか」、もう一つですけれど、「御幸の跡地について議会の中でも買った目的が駐車場ではなく別の目的があり、いつそれにかかるのかという質問がよく出ますが、当然地元との話し合いが中心だと思う。そのへんの進捗状況を説明してほしい」という

質問がございました。答、「下街道の件は先行取得の目的が学校農園ということで建て前がそうだということですが、一部は東小学校が学校農園に使っております。それからその他は代替地として一部を使用し、残りは空き地になっております」ということです。もう一つの質問に対しては「御幸の駐車場は温泉場地区の道路、河川、景観整備と言う中で代替地に使用していきたいと思っている。ただし遊ばしておくわけにはいかないので、今、温泉場の中でも駐車場が不足をしている状況にあり、駐車場に使わせてもらっている。年間で400万円程度の収入がある」との回答がございました。

さらに質問です。「御幸の駐車場については、初めは地元の要望でぜひ南町の道路であるとか公共整備の代替地等にぜひ使ってもらいたいという嘆願のもとに買ったわけですから地元のそういう話し合いというのがどんどん前に進んでいかなければならないと思いますが、地元との話し合いが継続的に前向きに進められているか」との質問がございました。答、「御幸の跡地についてどうのという直接の話はないかもしれませんが、目的は変わりません。取得時と同じ目的であります」との回答がありました。

以上、こうした審議経過を経まして、付託されました議案第88号につきましては討論はなく採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 平成16年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主なものですが、質問、「レセプト点検によっていろいろ内容を精査して重複診断等をできるだけ指導したいとの件は実際に成果が上がってきているか」との質問がございました。答、「重複診断の把握により個別指導に役立っていることや内容点検により誤りを発見した場合には市の負担が減額となる」との回答がございました。

さらに質問です。「これから団塊の世代の国保加入の増加が予想されている中で基金に対する考え方についてお聞きします」との質問がございました。答えです。「合併の当初は従来の税率、この予算でやろうということでやってきました。大きな災害とか国保については大きな支出もなく何とかやってきた結果、剰余金として2億円が基金に戻せるという結果になったもので、5億円弱が基金の残高となっております。条例で給付費の30%を積み立てなさいとなっており、30%で約7億円ちょっとです。したがって、2、3年の内に7億円ぐらいを貯めたいと思っております。30%は絶対安全という意味ではないが、突発的な伝染病とか大災害がきたとかでない限りなるべく少しずつでもいいから基金としてきちんと積み立てておきたいと思っております」との答弁がありました。

さらに質問、「収納率を上げていくうえで特に難しい部分があれば伺いたい」との質問です。答、「低所得者の方も課税対象とさせていただいているので、入ってこないと滞納繰越分に回ってしまうので収納するのはなかなか難しい面があります。所得割について、前年度所得を対象にするという一つの構造的・制度的な問題があり、昨今の社会情勢から失業者とかあるいはフリーター等の低所得者が増加している状況でもあり、なかなか難しいと考えている」

との回答がありました。

以上、付託されました議案第 91 号につきましては討論はなく、採決の結果全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に議案第 92 号 平成 16 年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての審査の経過と結果について報告申し上げます。

主なものだけではありますが、質問、「健康なお年寄りを大勢つくる政策と、老人の皆様方なるべく病院に行く数を少なくしてもらおうということと、重複受診により薬代が無駄になっているのではないかとといった部分で市の歳費を削減するという点について、どういう考えでいるのか、どういう進め方をしていくのか、医療費をどのように抑えていくのかという具体的な部分がないのか、また実績を見てどんなふう考えているのか」との質問がありました。答、「なかなか思いどおりにいかないのが現状である。生きがいデイサービスをやるとか、温泉サービス、ウエルネスとか、いろんなものを挙げても尽きないが、そういうものをなるべくやり、受診を妨げるわけではないが無駄な受診を防止するというようなことを考えていきたいと思う。まだ途に就いたばかりでなかなか現実には成果があらわれていない状況で、牛を水に連れて行っても飲みたくないというようなところが現状だということで、なかなか行事そのものにお付き合いを願いたいと思う方が来てくれないというのが実情でございます。保健師や担当も含めた中でなかなか難しい問題もあり、試行錯誤ではあるが、成果があらわれるような方法で進めたいと考えている」という回答がございました。

また質問で、「学校とか近くでできないか」という質問です。答、「旧修善寺のような老人憩の家を使っている例があり、そういうことにそういうところの回数と場所を考えてやっていけたらと思っております。なかなか実際に来ていただきたい方に来ていただけないのが現状です」との回答がありました。

質問、「また国民健康保険も老人保健の問題も同じであるが例えば 1 年間余り病院に行かなかったという人を表彰してやるようなことは考えられないか」という質問がございました。答、「旧中伊豆町では社協のイベントとか、健康大会とかで実施してきた。今、時代の流れの変化の中でそういうことをやめたらどうかという話も出ております。しかし、それが励みでということもあるかと思しますので、復活させることも良いことなのではないかと思っております」との回答がありました。そして、質問ではありませんけれど、そういうことをやはり前向きな方向で考えた方がいいという意見がありました。

以上、付託されました議案第 92 号につきましては討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 17 番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

去る9月15日の本会議において付託されました、議案第93号 平成16年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本委員会は、9月22日、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました結果、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものについてご報告申し上げます。111ページに一般会計への繰出金8,335万4,187円について質問がございましたが、「これは15年度の精算である。田方南部広域行政組合の時代と土肥の時代を含めての関係を精算した」ということでございます。

「保険料の低所得者への減免制度ができましたが、対象は何件ぐらいあったか」という質問がございまして、「低所得者22件、台風の被害に遭われた方15件で合計で37件減免が適用された」と、こういうことございました。

これをもちまして議案第93号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に観光経済常任委員会委員長、大川議員。

観光経済委員長（大川 孝君） 21番、大川孝。それでは特別会計決算認定について、ただいま議長から報告を求められましたので、観光経済委員会に付託されました7議案につきましての審議の報告をさせていただきます。

まず最初に議案第90号 平成16年度伊豆市修善寺自然公園特別会計歳入歳出決算の認定について審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとして、質問、「虹の郷は今後どのような取り組みを考えているのか。」答弁、「自然公園は遊園地、テーマパークという中で自然公園的な方向が最良だと思います。」

質問、「自然公園の運営に対しテナントに入っている方々の協力が必要だと思うが現在の状況はどうなっているのか。」答弁、「以前はテナント側に行政への甘えが見られたが、最近は公社任せでなく、積極的に会議等へも参加していただき協力をいただいております。」

討論はございませんでした。以上、審査を尽くし、採決の結果、議案第90号につきましては全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号 平成16年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

討議案の審査の過程における質疑等の主なものとして、質問、「経理が複式簿記でないのはどういうわけですか。」答弁、「途中で複式簿記にするのは非常に難しい。複式簿記の場合は、建物の再評価をしなければなりません。また湯の国会館はどちらかというと福祉的な視点も入っている施設ですので、こういう特別会計方式を採用しています。」

討論はありませんでした。以上、審査を尽くし採決の結果、議案第97号につきましては全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 98 号 平成 16 年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査において特に質疑、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 99 号 平成 16 年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、質問、「2,000 万円の繰入金で、事業規模が 9,300 万円で、割合が 21.5%になります。特別会計の中で最も繰入金の率が高いと思うが、どうしてですか。」答、「この会計で一般会計からの繰入は一概に収支の補助金のためということではありません。天城会館の劇場、その他文化施設については、町民会館とかあるいは市民会館とかというような位置づけです。それらの光熱費、あるいは人件費等についての助成ということがあります。一概に経営状況が悪いからくれるということとは違って、それなりの理由があつての繰入です。」

質問、「夕鶴記念館は入館者が少ないが今後どうしていくのか伺いたい。」答弁、「夕鶴記念館の入館者が少ないというのは確かでございます。その計画というのは、1 階にありますシアターを何かうまく活用ができないか、できれば夕鶴の資料はすべて 2 階に上げて、1 階を開放していただけないかということで、現在準備をしております。旅館組合、観光協会が天城温泉会館の 3 階部分のエントランスのところ到现在、事務所を構えていますが、手狭で会議もできない状況です。そのようなことから旅館組合、観光協会の方々から夕鶴記念館の 1 階を使いたいという要望がありました。今後業者に見積りを依頼し、その結果、検討を進めていく計画となっております。」

討論はございませんでした。以上、審査を尽くし、採決の結果、議案第 99 号につきまして全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 102 号 平成 16 年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計決算の認定については、審査において特に質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定するものと決定いたしました。

次に、議案第 103 号 平成 16 年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計決算の認定についても、審査において特に質疑、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 104 号 平成 16 年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定について、ご報告申し上げます。討議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、質問、「旧天城湯ヶ島町時代の第 3 セクターの時には、ゴルフ場の経営が大変だった。市になり今回の決算では 500 万円のプラスとなった要因はどういうわけか。」答弁、「収益総額自体はさほど変わっていませんが、旧町の時には 3 名の職員がいて、給料が年間約 900 万円ぐらいかかっていました。市になり 2 名の臨時職員賃金で 351 万 7,000 円となっております。その差が主な違いです」という答弁でした。

討論はありませんでした。以上、審査を尽くし、採決の結果、議案第 104 号につきまして

は全会一致で原案のとおり認定すべきものと、委員会では決定いたしました。

以上で特別会計の認定決算につきましてご報告をいたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

土木水道委員長（杉山羌央君） ただいま議長から報告を求められました、議案第 89 号 平成 16 年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を報告申し上げます。議案第 89 号は、審査において特に質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議案第 94 号 平成 16 年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査の経過と結果を報告申し上げます。当議案の審査の過程における質疑の主なものとしたしましては、131 ページの「山田川の施設が流失したが、完全に復旧したか」には、「ポンプ、井戸等はすべて復旧した」とのことでした。また、「大沢の方に水源のよいところがあれば、山田の方へ充当する話があったが、準備はしているか」との問いに、「16 年度で調査したが、1 日 100 トンぐらいの新しい水源があります。今、取水方法を検討中です。その上で利用の仕方を検討したい」とのことでした。

以上、審査を尽くし採決の結果、議案第 94 号につきましては全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 95 号 平成 16 年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査の経過と結果について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものとしたしましては、「大口未済について、下水道に関する全体の債務の合計はどのくらいか、また、汚泥運搬を委託しているが、将来伊豆市の清掃センターを造った時に、自営か委託か、どちらが割安かを意見を聞きたい」との問いに、「水道料金もあり、温泉料金もありまして大きなところでは 100 万円単位があるが、滞納整理を進めているが、下水道は止めることができないので、誓約書を取り、計画的に入れていただいている。債務の時効が 5 年から 2 年に短縮になり、不納欠損となるケースが出るので、計画的に滞納整理を進めています。なお、下水道の全体債務は 16 年度末で 86 億円程度だということだが、今後の事業についての意見は、50%の交付税措置がなされている。環境問題と財政のバランスを考え、少しでも効率のよい仕事をしていくように心がけているが、地方自治体がどうしても投資しなければならない事業であるという気構えで業務を進めている。現状でいくと、中伊豆地区、すでに全体計画の中では白岩処理場も 2 系列目ができているので、過大な投資額は国に返還しなければならないことになる。合併浄化槽の補助金等も考慮しての整備を検討している」とのことでした。

また、「157 ページの漁業用地占用料負担金は毎年支出されるか」には、「漁業に対する補償なので、そのとおりです」とのことです。

以上、審査を尽くし採決の結果、議案第 95 号につきましては全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 96 号 平成 16 年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査において特に質疑・討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 100 号 平成 16 年度伊豆市上水道事業特別会計決算の認定についての審査の経過と結果について報告申し上げます。過年度損益修正損の水道料不納欠損の詳細説明は、「15 年度以前の未収入金で、市全体で 2,600 万円程度あります。16 年度の欠損はすべて平成 7 年度の土肥地区分です。不納欠損の対象となるのは転居先不明なので今後収納見込みがない未収金が主です。今後は滞納整理を行い、計画的に納付してもらえよう鋭意努力していく」とのことでした。

「上水道の統合、また 1 市 2 制度については」という問いに、「現在、17 年度予算で中伊豆・修善寺・天城の 3 地区について、本管を接続し上水道を一本化するために、認可申請の作成委託を発注済みで、18 年度に申請し 19 年度から工事を実施する予定です。1 市 2 制度については土肥地区の設備の経過年数や経費単価の格差を考えるとやむを得ないと考えられます。」また、「水道が一つになると水源の取水量が増えないか、配水タンクの計画は」という問いに、「統合しても水源からの取水量は増えません。配水タンクの計画は 17 年度より予算化し事業を進めます。」

以上、審査を尽くし討論はなく、採決の結果、議案第 100 号につきましては全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 101 号 平成 16 年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定につきましては、審議において特に質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で平成 16 年度の特別会計の決算認定 6 議案の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で各委員長の報告は終わりました。これより暫時休憩といたします。それでは、あらかじめ出ている方もおりますが、通告を規定どおりこれから受け付けますので、5 分間休憩といたします。再開を 11 時 45 分といたします。休憩いたします。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午前 11 時 46 分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第 88 号 平成 16 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 104 号 平成 16 年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの 17 議案の質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告はありませんので、質疑をこれで終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので討論を許します。討論の場合、議案の順番にやろうと思いましたが、反対討論等の提出順がありますので議案番号が前後します場合がございます。

まず最初に、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第95号 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

委員会では審査を尽くして、というお言葉ですが、事務手続きには大きな問題がないでしょうか。大きな遺漏がないでしょうか。下水道事業特別会計における各種工事において、130万円を超える随意契約が行われております。決算報告書では細かく報告されていることから、工事を隠す意図はないことは理解しております。随意契約についても十分ご理解の上、実施されていることと思いますが、しかし、130万円を超える随意契約は伊豆市契約事務規則に違反することは事実です。その解釈は厳しく制限を加えられているものであります。改めて42条、43条、44条について述べます。限度額として42条では「政令167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、予定価格が次に掲げる額以下の契約とする。」工事又は製造の請負は130万円とされております。見積書徴取の省略については、43条、44条に規定されているとおりであります。

透明で公正なまち、税金の無駄遣いを許さないまちをつくるためにも、今後の予算の執行にあたり、今日から随意契約については厳しく執行されることを期待して反対討論とさせていただきます。

議案第100号 平成16年度伊豆市上水道事業会計決算の認定について、内容的には95号と同じになります。上水道事業特別会計においては、各種工事において130万円を超える随意契約が行われております。決算書では細かく報告されていることから、工事を隠す意図はないことは理解しております。また、その運用においても細心の注意を払っていただろうということは理解しておりますが、130万円を超える随意契約は、伊豆市契約事務規則を冒す恐れがあります。42条、43条、44条に規定されているとおりです。地方自治法施行令でも厳しくその運用は制限されております。最高裁の判例によってそのガイドラインは厳しく制限することを期されております。透明で公正なまち、税金の無駄遣いを許さないまちをつくるためにも、今日から随意契約の運用は厳しく執行されることを期待して反対討論とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、95号について賛成討論を行います。19番、関議員。

19番（関 邦夫君） 森議員の主張は理解できますが、私は賛成の討論をいたします。議案第95号 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案に対し、賛成の立場で討論を行います。

下水道は市民が清潔で快適な生活をするのに欠かせないインフラであり、また、雑排水による狩野川等の河川を汚染しないことも重要なことだと思います。そしてこれを整備するに

は膨大な費用と非常に長い時間を必要とします。平成 16 年度については全体計画の中でほぼ予定通りに進捗され、歳入歳出ともに適正であると考えます。今後は財源の問題や合併浄化槽の導入など、全体計画を再検討して進めていただき、平成 16 年度の決算認定については賛成いたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 続きまして、100 号について賛成討論を行います。4 番、内田議員。

4 番（内田勝行君） 4 番、内田勝行です。議案第 100 号 平成 16 年度伊豆市上水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案に対し、賛成の立場で討論を行います。

水道の蛇口をひねれば出て当たり前前の水道水、安全でおいしい水、また、安定供給のため日夜水道管の維持補修をされております。未収金に対しても滞納整理の努力が認められます。不納欠損についても収納の見込みのない転出者の平成 7 年度分ということであり、やむを得ないと思います。それら地方公営企業の趣旨に沿って運営に努力し、また純利益を出したことは懸命な行財政運営と、高くこれを評価します。

今後は土肥地区を除く 3 地区の配水管接続をして、統一した制度改革のために認可申請を進めていただくことをお願いし、平成 16 年度の決算認定については賛成いたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） まだ次にございますが、ここで昼の休憩に入りたいと思います。再開を 13 時までといたします。これより休憩に入ります。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続きまして討論を行います。まず反対討論から、26 番、木村議員。

26 番（木村建一君） まず最初に議案第 90 号 自然公園特別会計決算認定について反対討論を行います。虹の郷へ一般会計からの繰り入れ、修善寺町時代は施設は町のものだから、施設整備を目的としていました。それが今では入場者数が減り、収入が落ち込むその穴埋め分まで使い道を広げてきました。今回が始めから穴埋め分を繰り入れ、さらに補正でプラスして 6,000 万円繰り入れました。市当局が振興公社に対して何をどのように努力させようとしたのか。それに対して、公社はどう応えようとしたのか。だから、6,000 万円なのか。

住民が行政に望むことは、行政がやっていることがよくわかるまちづくりです。運営は全部公社にお任せという話も今議会でありましたが、これでは市民は納得しないでしょう。何のための一般会計繰入か、原点に戻って再検討を求めます。

次に議案第 91 号 国民健康保険特別会計決算認定について反対討論を行います。医療費がどんどん伸びるから税率を低い町に合わせていくと国保財政が破綻する。破綻しないように

国保支払基金いわゆる貯金をどれくらい取り崩せるのか。その額を考えて税率を決めたというのが旧4町の国保税の率を一制度にするに当たっての説明でした。

まず第1に、合併市町村への国からの財政支援について討論を行います。公共料金格差是正のための特別交付税措置、3年間という期限がありますが、決算のどこにそれがあるのでしょうか。一般会計からの繰入金、法定の1億7,900万円は入れたまま国保税格差是正のための交付税繰り入れは、一切説明がありません。そうすると国から特別交付税されたが、どこに使われてしまったのかということにならないのでしょうか。

第2に、税率を下げるために、また、国保財政が破綻しないように基金を3億4,000万円取り崩し国保会計に入れたが、2億3,000万円基金に戻した決算になりました。何をもって破綻すると言ったのでしょうか。基金条例どおりの基金はまだ足りないということもよく言われます。しかしながら、もともと旧4町基金条例どおりではない基金から出発しているわけですから、1年で条例どおりの基金が確保できることはありません。土台無理なことです。基金をどのように増やしていくのかというルールが条例の中にありますけれども、税を値上げしてもいい、基金を確保するために税を値上げしてもいいということは、どこにも書かれていないことも認識すべきことです。

第3に、保険税の減免規定がありますが、それは災害等、生活が苦しくなったときに特に市長が認める場合ということになります。しかしながら、一体全体どういう状況のもとに生活が苦しいと判断するのか、その規定がまだ不明確です。他の自治体ではその基準もはっきりと打ち出しているわけですから、さらに詳しい低所得者の方々やまた災害等によって生活が困窮した場合についての規定を明確にするように求めます。

第4に、滞納分をいかに少なくしていくか、また、医療費を抑制するための保健事業は今議会での一般質問でも私は取り上げ、議論しましたが、今後の改善策を注目しております。ある世帯では2万5,200円、10%も負担増になるというように、急激な負担増とならないように調整したとする当局の姿勢は問題ありと指摘せざるを得ません。特別交付税措置の取り扱いを再度見直すことを要求します。そして、国保会計の根本の問題として国の責任があります。1984年に国の負担を実質医療費の45%から38.5%に引き下げました。国に対して国保への国庫負担を元に戻すよう強く求めるべきです。

次に、第92号 老人保健特別会計決算認定について反対討論を行います。2002年、平成14年10月から70歳以上の方に対して1回850円の定額制を廃止して、1割負担が徹底され一定所得以上の方は2割負担に引き上げられました。お年寄りはお金持ちで裕福な生活を送っているのでしょうか。中には財産家もいるでしょう。収入実態はどうでしょうか。市議会が始まったときにこの問題についても、私触れましたけれども、もう一度お話ししておきたいと思えます。

社会保険庁が平成14年度の社会保険事業の概況というのを出しました。それを見ますと静岡県では厚生年金の平均月額が1人当たり16万8,000円。国民年金に至っては月額5万

3,000 円です。現役世代との均衡や高齢者の医療費がたくさんかかるから若い世代の負担が大変という理由で国は国民同士に責任をなすりつけるやり方をしています。最大の責任は国保会計以上に国にあります。低所得者、住民税非課税世帯への市独自の医療費助成制度の検討を求めます。

次に、議案第 93 号 介護保険特別会計決算認定について反対討論を行います。介護保険実施後、5 年 5 ヶ月を踏まえて、より安心できる介護制度にするために問題点の改善に取り組むことが自治体の仕事であり、国に対して要求すべきことは物申すということが大切です。私は当初予算の討論で、より改善をする必要があると思いますが、市独自の低所得者の方への減免制度を実行したことは評価しますと述べましたが、今後改善する必要があるのではないかと考えていることの一つを提起しておきます。

介護保険料は世帯所得を基準にしていることから、所得の低い人が所得の高い人より多く支払うという逆転現象も起きています。例えば、夫婦とも非課税である世帯よりも、夫のみ課税されている世帯の収入が少なくても、夫のみ課税されている世帯の方が多く保険料を払うということが起きているということです。

利用料のあり方の問題に移ります。その基本は何かをしっかりと踏まえて住民税非課税世帯への利用料の軽減対策を求めます。多くの高齢者の話を聞いておきますと、介護の必要に応じてではなくていくら利用料を払えるかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ないという状況です。内閣府経済社会総合研究所の研究者も、1 割の自己負担が介護サービスへの需要を減少させ、結果として家族に介護を強いていると指摘しております。

利用料軽減で第 1 は対象サービスを国の特別対策だけでなく訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所、療養介護に広げること。第 2 は負担割合 10%の軽減措置を行うこと。第 3 は制度発足後の利用者にも軽減措置を行うこと。東京都、横浜市、福島県の湯川町、三島町など全国多くの自治体で既にこれらのことは取り組んでおります。伊豆市でも実施を求めます。

地方自治体が利用者負担の軽減措置に対してどういう態度を今政府が取ろうとしているのか紹介しておきます。今月 26 日、日本共産党の国会議員団に尾辻厚生労働省は国が地方自治体にペナルティーを課すなどの干渉をすることは全く考えていないと述べました。国の顔色を気にせずに検討できるということです。そもそも保険料や利用料が高い最大の原因は介護保険が導入されたとき政府が介護政策に対する国庫負担の割合をそれまでの 50%から 25%へと大幅に引き下げたからです。将来、50%までの負担割合を求めていくべきだと思いますが、当面、国庫負担を直ちに 30%に引き上げるよう求めるべきです。現行では国庫負担 25%のうち調整交付金 5%分がその中に含まれておりますけれども、これを別枠にして国庫負担全体を 30%に引き上げることは、全国市長会も繰り返し要望をしていることであり、財源も 3,000 億円あれば足りることです。この程度の国庫負担金引き上げでも、住民税非課税世帯を対象に在宅サービスの利用料を 3%に軽減し、保険料を減免することができます。さて財

源は、3,000 億円の財源は、例えば米軍への思いやり予算というのがあります。法律にアメリカと則ってない。日本が思いやりという予算ですが、約 2,800 億円程度ありますが、これをなくすだけで、ほぼ賄える金額になります。

介護保険が始まって、冒頭お話ししたように 5 年 5 ヶ月たちましたが、とりわけ所得の低い方々への対策を切に求めて、反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に賛成討論を行います。まず 90 号について、13 番、鍵山議員。

13 番（鍵山堅一君） 13 番、鍵山堅一。議案 90 号 平成 16 年度伊豆市修善寺自然公園特別会計歳入歳出決算の承認について、賛成討論を行います。

市は観光振興のために観光施設の整備、業界団体への補助金等各種の支援を行っております。その中の一つに虹の郷を中心とする自然公園があります。伊豆半島の各観光施設が入り込み客の減少で厳しい環境にさらされている現在、虹の郷の運営も例外ではありません。一般会計から多額の繰入金を受け入れ、虹の郷の運営を維持せざるを得なかった本特別会計の 16 年度歳入歳出についてはやむを得ない結果であると思えます。

河津桜と修善寺自然公園の充実発展は多くの観光業者の期待とするところと聞いております。来年度からは指定管理者制度が導入されることとなりますが、制度導入により市会計の負担を最小限に保ちながら観光客からより多くの指示が得られる公園づくりを期待して私の賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 引き続き賛成討論を行います。91 号について、20 番、小野議員。

20 番（小野忠宏君） 20 番、小野忠宏。議案第 91 号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての賛成討論を行います。

最初に、伊豆市の人口 3 万 7,519 人でございますが、この中の 3 分の 1、1 万 2,372 人が国民健康保険に加入しております。さらに世帯で申しますと伊豆市の全世帯が 1 万 3,369 世帯ありますけれども、このうちの 64%、8,609 世帯が加入しております。このように多くの比率で加入しております国民健康保険の果たす役割は大変大きいと思っております。

ついでのことながら平成 15 年度 3 月末分が打ち切り決算になっているため、決算額による前年度との比較は難しいということをまず前置きしておきます。まず歳入でございますけれども、国民健康保険税収入が滞納繰越分等がかなり含まれているため、実態はやや減っているのではないかというふうに考えなくてはなりません。これは昨今の社会情勢からリストラの影響、フリーターやニート等の低所得者が増加していることを考慮いたしますとやむを得ないことであるかというふうに私は思っております。

次に歳出でございますけれども、保険給付費が 4 億 1,500 万円も増加しておりますが、これは老人保健対象年齢が 75 歳に引き上げられた。このために国民健康保険に高齢者が急増加をしているということを考えてみますと、当面やむを得ないことであろうというふうに理解をしております。

以上のように歳入歳出ともに極めて苦しい状況にあるにもかかわらず、先ほど総務委員長

報告でもございましたように、基金に2億3,000万円が積み立てられていることは評価すべきであると思っております。こうしたことを総合的に判断し、平成16年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は妥当であると判断いたします。

最後に、今後に向けての希望を三つほど申し上げます。一つは、健康で病院にかからない人々を増やすための今一步の工夫をしていただくよう希望いたします。二つ目は、国保税の滞納撲滅に向けて、今一步の努力をしていただきたいということでございます。三つ目は、基金の積み増しに一層注力して不時の出費に備えてほしい。この三つでございます。

以上、申し添えまして賛成討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 引き続き賛成討論を行います。92号について、22番、三須議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。議案第92号について賛成の立場で討論いたします。

高齢化が進む中、当会計はうなぎのぼりに増大していきます。従って今後、老人の健康増進に係る施策は大きな課題となり、レセプト点検の精査や医療機関との話し合いを密にし、無駄な医療費への支出が発生しない努力と予防医療に力を注いでいきたいと願うところでありますが、本決算に対しては疑義を唱える点はなく、賛成いたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 引き続き賛成討論を行います。93号について、11番、古見議員。

11番（古見梅子君） 11番、古見。議案第93号 平成16年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成16年3月末における65歳以上の第1号被保険者は10,017人で、介護サービス受給者は居宅サービス、施設サービス合わせて1,162人で前年度より9.1%の増となっています。高齢化が進み、なおサービスの利用が増えていくことが予想されます。今後介護保険法が改正されていきますが、高齢社会にとって病気予防・健康増進策が大事であり、既に介護予防事業が進められているところですが、これからも効果的な介護予防事業を進め一層の高齢者福祉の充実を進めていくことを期待して、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 続きまして、102号、103号、104号について、賛成討論を行います。

26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第97号 湯の国会館事業特別会計、議案第102号 国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計、議案第103号 国民宿舎木太刀荘事業特別会計、議案第104号 天城ふるさと広場事業特別会計の4件について、一括して賛成討論を行います。

それぞれの施設に共通しているのは市民の憩いの場であり、また伊豆市を訪れる方々が温泉につかり、スポーツやキャンプを通じて宿泊する場として、そして自然豊かな環境の中で心を癒す場として伊豆市を紹介する重要な施設です。

さらには、従業員の働く場所、生活基盤の場であり、地元業者の商売を、そしてその家族の生活を支えているという地域経済を守る上でも重要な役割を果たしております。市民だけ

ではなくて、それぞれの施設を利用するたくさんの方々のサービスをモットーとしている。そう考えると、まさに行政が行う住民サービスの中心的位置を占めている職員集団の集まりではないでしょうか。

この後、議題となる土肥ふじみ荘と木太刀荘を売却すべきかどうか、議員一人ひとりの判断によって施設と働く多くの皆さんの将来が決まります。ふじみ荘にあつてはその事業報告にある利用客に愛される宿舎づくりとともに経営の健全化を図る努力をすること、木太刀荘にあつてはお客様のニーズに沿った細かいサービスの提供、新しい宿泊プランの実施、木太刀荘独自の情報や伊豆市全体の観光情報を常に発信し続けると述べております。このことを私は重く受止めて、奮闘されることを願って、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決をいたします。議案第 88 号 平成 16 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 104 号 平成 16 年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計決算の認定についてまでの 17 件を一括採決いたします。本 17 件に対する各委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって議案第 88 号から議案第 104 号までの 17 議案は原案のとおり認定されました。

議案第 105 号～議案第 112 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に日程第 19、議案第 105 号 平成 17 年度伊豆市一般会計補正予算（第 3 回）についてから、日程第 26、議案第 112 号 平成 17 年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第 1 回）についてまでの 8 議案を一括して議題といたします。

本案についても各常任委員会の審査を付託してありますので、審査の結果と経過について各委員長より報告を求めます。

最初に総務常任委員会委員長、高田議員。

総務委員長（高田和正君） 24 番、高田和正です。議案第 105 号 平成 17 年度伊豆市一般会計補正予算（第 3 回）についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず質問ですけれど、「し尿処理プラント施設改良費、当初予算 5,100 万円と合わせて 9,700 万円程度となる。ごみの焼却場の移転はごく近い将来のことと思われる状況からここで大きな投資の必要性は疑問に思うが、将来的にはし尿処理プラントに対してどんな考えを持っているか」との質問がありました。答弁、「現在総合計画が策定中であり、この実施計画の中で時期も検討されることになるので、今のところは不透明である。現状から少しでも早く整備した方がいいのではないかと承知していますが、方向性は今後検討ということにさせていただきたいと思います」との答弁がございました。

また質問、「柿木の最終処分場の埋め立て完了後の水質検査は継続して実施するかどうか」

の質問には、「当然最終処分場が終わると廃止という手続きが生じてくる。その中で、2年間浸出水、地下水等の水質検査を行い、基準の中に入っていれば廃止ができるという状況にあることから、埋め終わった後に当然検査をして基準をクリアできればそのまま廃止ということになる」という答でございます。

また質問ですが、「基準値をオーバーした場合には検査をするのか」の質問がありました。答弁は「閉鎖ができないということ、さらに地元との協定の中身も含めて検討していく」という答弁がございました。

質問、「火葬場の土地購入費 2,130 万円の補正で、県道沿いが平方メートル当たり 3,432 円。それ以外が平方メートル当たり 3,120 円。どこまで県道沿いか説明願いたい」との質問でございます。答弁につきましては、「不動産鑑定結果に基づきこの額を決定いたしました。道路沿いというのは、県道に接している筆ということであり、筆の長さや奥行き・大きさは関係しないという取り扱いである」との説明がありました。

以上、付託されました議案第 105 号につきましては討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に議案第 106 号 平成 17 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第 1 回)につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

この議案につきましては基金を使って購入した土地の処分に伴う基金への戻しに伴う補正であります。審議におきましては特に質疑はなく、審議の結果、付託されました議案第 106 号につきましては討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 108 号 平成 17 年度伊豆市老人保健特別会計補正予算についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました当議案については審議において特に質疑はなく、審議の結果、付託されました議案第 108 号につきましては討論もなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決決定をいたしました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に福祉文教常任委員長、木内議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 17 番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

去る 9 月 15 日の本会議において付託されました議案第 105 号 平成 17 年度伊豆市一般会計補正予算(第 3 回)所管科目と、議案第 109 号 平成 17 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第 1 回)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は 9 月 22 日、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました結果、議案第 105 号におきましては反対討論・賛成討論があり、採決の結果賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において論議のありました主なものを申し上げます。49 ページの保育園一般

事業、「熊坂保育園・柏久保保育園の耐震契約というのは診断をどのようにするのか」という質問がございました。「耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強計画をつくり、概算の工事費を歳出するまでの業務である。実施設計、工事費は含まれていません」との回答でございました。

次に「85 ページ、中伊豆給食センターの光熱費の増額補正ですが、当初の予算を足すと 970 万円かかるというのは最新の設備なのに矛盾しているような感じを受ける。また、民営化により委託先で経費節減する努力をしてもらうことが考えられないでしょうか」という質問に対して、「給食センターは装備が増えている。指導のもと、エアコンをほぼ全室に設置し、換気扇は 24 時間行うので増えている。今の基準に合わせていくとこのようになります。また、委託先ではかなり節約をして使っているようでございますが、食の安全等を考えていくと節減はなかなか難しい状況にある」と、このような答弁でございました。

次に、「75 ページ、湯ヶ島小学校、77 ページの土肥中学校の体育館補強設計委託料は補強改修か建て替えか。また、85 ページ、修善寺体育館耐震診断委託料があるが、耐震診断だけか」という質問がありました。「湯ヶ島小学校と土肥中学校については耐震をしてあまり費用がかからなければ改修して使っていくが、建て替えとあまり変わらない場合は、建て替えを検討する」ということでございます。また「修善寺体育館については、耐震診断だけである」ということでございます。

続きまして、議案第 109 号 平成 17 年度伊豆市介護保険特別会計予算について報告します。関係当局の出席を求めて開催し、審査の結果、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において論議のありました主なものを申し上げます。114 ページの要介護認定モデル事業補助金について、「何のモデル事業をやるのか」という質問がございました。「これは国・県からの指定で、静岡県で 1 箇所、伊豆市がやっている。認定審査会のモデル事業、ケアプランのモデル事業です。この事業の結果、18 年度の審査会はどのようにしていくのか、項目を加除するのか、調整するかという問題を探るためのモデル事業」ということでございます。

以上、これをもちまして議案第 105 号、109 号の委員長報告を終ります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に観光経済常任委員会委員長、大川議員。

観光経済委員長（大川 孝君） 21 番、大川孝。それでは観光経済委員会に付託されました 105 号、補正予算関係は一般会計分のみでございますので委員長報告をさせていただきます。ただいま議長から報告を求められました、議案第 105 号 平成 17 年度伊豆市一般会計補正予算（第 3 回）所管科目についての審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

当議案審議の過程における審議等の主なものといたしまして、質問、「農業災害復旧事業、旧天城湯ヶ島町猫越字湯舟のワサビ田の件ですが、再々被害に遭ってこれから工事する分、査定する分、全部含めて完成するまでに総額どのくらいになりそうですか。」再々の被害とい

うのは、平成 15 年の 7 月ごろの集中豪雨、昨年の 22 号台風の件でございます。「またその完成によって復旧するワサビ田から上がるワサビの生産金額の年額で大体どのくらいになりますか」という質問に、答弁、「ワサビ田の復旧工事費が今までの総額で 8,965 万円。そのうち国庫補助が 8,120 万円。約 90.6%の補助をいただいております。一般財源としては 845 万円です。それに今回の補正が 1,000 万円増額となりますので、約 1,845 万円の一般財源の負担になります。それから生産額は、反収で約 1,000 万円です。しかし収穫までには 1 年半かかりますので、年収に換算しますと約 720 万円くらいになる」ということでございます。

討論はございませんでした。審議を尽くし採決の結果、議案第 105 号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

土木水道委員長（杉山羌央君） 14 番、杉山羌央です。議案第 105 号 平成 17 年度伊豆市一般会計補正予算（第 3 回）所管科目について審査の経過と結果について報告申し上げます。

討議案の審査の過程における質疑等の主なものは、69 ページ、「土地購入費の面積は」、「1,495 平米ほどで概算単価は 1 平米 1 万 5,000 円の予算で増額補正をいたしました。」

また、「合併支援道路の負担金は 1,000 万円であるが進捗状況はどうか」との問いに、県道の矢熊今垂地区の負担金で、そのうち 1 割が地元負担金です。事業の進捗については、県土木の修善寺支所から、近く現状の測量に入る」とのことでした。

以上、審議を尽くし、討論はなく採決の結果、議案第 105 号につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に特別会計 4 議案について行います。議案第 107 号 平成 17 年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第 1 回）についての審査の経過と結果について報告します。

当議案の審査過程における質疑の主なものといたしましては、「用地取得の項目はどうか」との問いに、「項目としては 15 年度、16 年度に取得した分が残る。これを国が買い戻すという形で 4 年間にわたり売り渡していくので、経理上はこの会計は残る。17 年度からは取得分については事務経費がある」とのことございました。

以上、審議を尽くし採決の結果、議案第 107 号につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 110 号 平成 17 年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 回）、議案第 111 号 平成 17 年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）、議案第 112 号 平成 17 年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第 1 回）、以上の 3 議案につきましては、審議において特に質疑討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩といたします。再開を 14 時といたします。なお、この休憩中に質疑、討論のある方はこちらの方へ提出願います。

休憩 午後 1 時 4 7 分

再開 午後 2 時 0 0 分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまから議案第 105 号 平成 17 年度一般会計補正予算（第 3 回）についてから、議案第 112 号 平成 17 年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第 1 回）についてまでの 8 議案について質疑、討論、採決を行います。

まず質疑の通告がありますので、これを許します。10 番、森良雄議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄です。議案第 105 号 平成 17 年度伊豆市一般会計補正予算（第 3 回）について土木委員長に質問させていただきます。

道路台帳再編統合は債務負担行為 3 億 4,000 万円に達する大変大きな事業と思います。どのような事業なのかお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

土木水道委員長。

土木水道委員長（杉山羌央君） お答えいたします。森議員の質問ですけれども、当委員会ではその質疑に対して質疑も答弁も審議の中の過程の中にございませんでしたので、終らせていただきます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員さん。委員長報告についての質問をお願いします。議案に対する質疑は 15 日に終わっておりますので、委員会に対しての委員長の報告に対する質問を。森議員。

10 番（森 良雄君） 委員長答弁では十分な質疑を尽くしたということですが、こんなに大きな事業をですね、本年度予算は 2,700 万円でしたか。小さいかもしれませんが、我々はこのに対して債務負担行為を承認するんでしょう。委員会として審議しませんでしたということで済むんでしょうか。その辺をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 土木委員長。

土木水道委員長（杉山羌央君） 委員長に答えるということですがけれども、私が一人で質問しているわけではございません。委員の皆さんから各自質問をいただいて、それについて行政当局から答をいただいているわけですので、その過程の報告をしております。その中になかったというふうな答でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それではこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。

まず反対討論。10番、森良雄議員。

10番(森 良雄君) 10番、森良雄です。議案第105号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)について反対討論をさせていただきます。

道路台帳再編統合に7,500万円の予算が組まれています。債務負担行為が3億4,000万円ですが、この計画は総額いくらになるのでしょうか。デジタル化とのことですが説明が不十分です。道路のデジタル化ということなら道路座標を管理すると考えてよいのでしょうか。もし道路の座標を管理しようとするのなら他の利用も考えられるのではないのでしょうか。この辺の説明が全くなかったと私は理解しております。

また委員会のあり方として3億4,000万円の債務負担行為を与えるような事業が全く審議されていないというようなことは、私は議員諸君の市民に対する責任を問いたいと思います。この事業は、もっと全市的に考える必要がないのでしょうか。説明が不十分です。もっとよく考えていただきたいと思います。

大平・日向間の橋を造るための用地購入予算が組んであります。この橋は1日何台通るのでしょうか。6,000台という回答がございました。この橋はどう利用者を見ても1日600台程度ではないのでしょうか。もっと慎重に計画を運んでいただきたい。

火葬場建設事業では土地購入費が計上されています。火葬場の土地購入は済んでいたと思っていたが、私はどういう理解をしていいかわかりません。

保育園の園舎耐震計画、湯ヶ島小学校の体育館補強設計委託、土肥中学校補強設計委託、修善寺体育館耐震診断委託、透明で公正な事業の推進を図っていただきたいと思います。

全体的に理解できない予算です。急ぎすぎではありませんか。市民が理解できるように説明していただきたいと思います。執行に当たっては十分注意を払っていただきたい。透明で公正なまち、税金の無駄遣いを許さないまちをつくっていただきたいと思います。

反対討論を終わります。

議長(遠藤正寿君) 次に賛成討論を行います。7番、加藤議員。

7番(加藤 章君) 7番、加藤です。議案第105号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)を賛成の立場で討論を行います。

円滑な行政を執行する上での必要不可欠の補正予算と認め、賛成討論といたします。

以上です。

議長(遠藤正寿君) 引き続き賛成討論を行います。26番、木村議員。

26番(木村建一君) 議案第105号 平成17年度一般会計補正予算について、賛成討論を行います。

議案が提案されて、そして総括質疑が行われました。質疑の機会が1回目与えられました。2回目、各委員会に付託されてそこでまた当然自分の担当委員会では大いに論議をする。そして、他の委員会では委員外議員として質疑があった。大きく2回ありましたが、そういう

経過を通じて討論を行います。

合併当初からとりわけ福祉文教委員会がずっと懸念していた熊坂、柏久保両保育園の耐震補強の第一歩としての補強計画予算 528 万円が計上されました。また、湯ヶ島小学校体育館 350 万円、土肥中学校体育館 350 万円の補強のための設計も予算計上されました。すべて建て替えができるならばそれは最高のことですが、土肥保育園の建物及び遊び場の狭い状況をどうするのか。新たな場所を見つけない限り根本的な解決にならないなど、まだまだ課題がたくさんあります。子供たちの安全を第一に考えての提案として理解をいたします。

また、海の玄関口としての港湾整備事業の調査委託料。伊豆市の海の玄関口にふさわしくなるようにしっかりとした内容に仕上げていただきたいと思います。

15 年災害の天城地区ワサビ田の災害復旧。地場産品の産業おこしに重要な基盤整備と考えております。さらには観光振興のための外国人観光客用パンフレット、ホームページの作成、土肥地区の花時計の整備などは観光伊豆市にとって大事な事業です。また、市民の関心のある火葬場土地購入費やごみの最終処分場も提案されておりますけれども、子供たちの安全の問題、市民の生活の問題、産業の育成にとって大切な補正予算が計上されているとして、賛成をいたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決をいたします。議案第 105 号 平成 17 年度伊豆市一般会計補正予算(第 3 回)についてから議案第 112 号 平成 17 年度伊豆市上水道事業会計補正予算(第 1 回)についてまでの 8 件を一括採決いたします。本 8 件に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって議案第 105 号から議案第 112 号までの 8 議案は原案どおり可決されました。

議案第 113 号～議案第 117 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第 27、議案第 113 号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、日程第 31、議案第 117 号 伊豆市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの 5 議案を一括して議題といたします。

本案についても各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に総務常任委員会委員長、高田議員。

総務委員長（高田和正君） 報告をさせていただきます。

議案第 113 号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての審査の経過と結果についてであります。審議において特に質疑はありませんでし

た。付託されました議案第 113 号につきましては討論もなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に議案第 117 号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご報告申し上げます。

質問、この指定管理者審議委員会は非常に重い責任がある審議会とっております。相当いろいろな見識や知識を持った人たちがその能力のもとにやってくれなければ難しいのではないかと考える中で、1万円の日額でいいのか。どういう組織、審議会をつくっていかうと考えているのか」という質問がございました。答弁、「審議会の委員の方につきましては利害が直接関係ない方であつ高い見識をお持ちの方ということで、できれば外部、市外の方々も幾人か入れていきたいと考えております。現在人選を進める段階にはなっていますがなかなか適当な方が、1万円の中で少し厳しいようなこともあると思う」ということでございます。

「しかしながら伊豆市のことを思っていただけでこのくらいの金額で是非お受けしていただける方を積極的に現在探している状況です」との回答がございました。

以上、付託されました議案 117 号につきましては討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

これを持ちまして委員長報告を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 17 番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

去る 9 月 15 日の本会議において付託されました議案第 114 号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正についてと、議案第 116 号 伊豆市教育振興審議会条例の制定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は 9 月 22 日、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました結果、議案第 114 号については反対討論、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。当議案の審査において論議のありました主なものを申し上げます。

「指定管理者制度を導入すると、今委託している手をつなぐ親の会への委託はなくなるか。また、委託先が変わった場合、運営方法とかが大幅に変わることはないか」という質問がございました。「県の小規模授産所の考え方でいきますと、法人であるとか N P O であるとか、法人に近い形を持った団体が望ましいわけですが、手をつなぐ親の会も選択肢の一つとして考えていくべきである」、こういう答弁がございました。また、「これは市の委託事業ですので要綱や条例もあり、また県の要綱に基づいている事業ですので運営方法が大幅に変わることはない」ということでございます。なお、「将来的には人員削減の考えから委託し民営化する方向を視野に入れて考えるべきである」というような答弁がございました。

次に、「対象者が市内在住者と決められているようですが今までも市内在住者だけだったの

でしょうか」という質問がございまして、「小規模授産所自体の前身が田方郡下の中で3箇所ありますが、そこでお互いにやっていた施設でした。合併するとき申し合わせにより中豆授産所については伊豆市内を対象者にすると決めた経緯がありますので、原則としてと書いてありますのでそのようにご理解願いたい」という答弁でございました。

続いて、議案第116号 伊豆市教育振興審議会条例の制定について審査いたしました結果、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。当議案の審査において論議のありました主なものでございますが、「教育委員会とこの審議会との関係、位置づけはどうなっているか」ということでございますが、「地方自治法に付属機関を設置できるということになっておりますので、教育委員会の付属機関ということになる」ということでございます。

また、「この審議会は何のためにつくるのか」ということですが、「例えば学区の弾力化等を決めるとき、教育委員だけの判断で決めるのはどうか。審議会があればそちらでいろいろな調査等をしてもらい、それらを吸い上げて判断材料にしていきたいという期待がある」ということでございます。このような理由から審議会を持ち上げたいということでございます。

以上、これをもちまして議案第114号、116号の委員長報告を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に観光経済常任委員会委員長、大川議員。

観光経済委員長（大川 孝君） 21番、大川孝。観光経済委員会に付託されました条例関係につきましてご報告を申し上げます。

ただいま議長から求められました議案第115号 伊豆市国民宿舎設置等に関する条例及び伊豆市国民宿舎使用料条例の廃止についての審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

当議案審議の過程におきまして質疑等の主なものといたしましては、質問、「国民宿舎という名前がついているとお客様の選択の大きな要因にもなっているので、今後も使用することができるのか。」答弁、「国民宿舎の名前を使う場合には、国民宿舎協会の許可を得れば使用できるかもしれません。もし使用できるとすると会費を負担することになると思われれます。いずれにしても協会へ確認したいと思います。」

質問、「国民宿舎には、顧客名簿があるが新しい経営者に引き継いで活用したらと思うがいかがか。」答弁、「個人情報なのでその人の承諾を得なければなりませんので難しいと思います。」

討論はございませんでした。以上、審議を尽くし、採決の結果、議案第115号につきましては全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をとります。14時30分再開といたします。この休憩中に質疑、討論の

ある議員は通告を提出願います。

それでは休憩といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時30分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまから議案第113号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、議案第117号 伊豆市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの5議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。まず反対討論から、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議案第114号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

この施設の利用者は原則として市内在住者に限るようになりますが、全く福祉の心を失っているといきようがありません。地域主義に陥っていませんか。運用で考えればという方もいますが、実際の運用では市外の方は冷たく門前払いを食らうでしょう。原則としては執行段階では原則ということで考えられるでしょう。

福祉は心です。福祉は愛です。いかなる場合でも排他的であってはなりません。笑っている方にお聞きしたい。福祉という言葉はどういうことを意味するのでしょうか。福祉は心です。福祉は愛です。いかなる場合でも排他的であってはなりません。地域主義はいただけません。福祉は何人にも公平に開かれていたいものです。福祉の世界に見えないバリアを張ってはいけません。今私たちはバリアをつくろうとしています。私たちはバリアフリーの社会をつくろうとしているのではないのでしょうか。

また、私たちは観光をまちづくりの大きな柱にしています。観光は世界中から伊豆市に来てもらうのではないのでしょうか。観光は心で人をもてなすのではないのでしょうか。地域主義は伊豆市の発展を阻害します。大きな心で福祉に取り組んでいただきたいと思います。

議案第115号 伊豆市国民宿舎設置等に関する条例及び伊豆市国民宿舎使用料条例の廃止について、反対討論をさせていただきます。

私は旅行が大好きです。まず最初に宿を探すときには公的な施設から探し出します。公的施設には当たりはずれが少ないです。実際に行ってみて民宿には大変な当たりはずれがあります。連泊する予定が一泊で早々に逃げ帰ったこともあります。

国民宿舎設置等に関する条例について、廃止には反対しませんが、国民宿舎木太刀荘は伊

豆市最高のビューポイントです。この土地を失うことは大変残念です。この景勝の地は伊豆市市民の財産です。一度手離せば二度と手に入らないでしょう。売却を急ぐ必要はありません。市民と再度話し合うことはできないでしょうか。

また、この条例に残された施設、修善寺虹の郷はこれで指定管理者制度の運用を受けることとなりますが、これは施設の延命を図るだけで、伊豆市に寄与できる施設に再建できるものではありません。現体制では施設の再建ができるとは考えられません。いたずらな延命はサービスの低下と市民負担の増大をもたらすでしょう。

次に議案第 116 号 伊豆市教育審議会条例の制定について反対討論をさせていただきます。この条例には何をするのか明記されていません。教育委員会の考え次第でなんでもできる組織です。今市民の間では 学校の統廃合の心配があります。いたずらな心配の種は必要ありません。教育の目的の最大のものは子どもたちの学力の向上です。学力向上は教育者の教育力の向上が必要です。教育現場の教育力の向上が必要です。教育力の向上は統廃合とは別問題です。統廃合は学校経営の経済的理由です。子供たちに負担をかける統廃合の影が見える本条例には賛成できません。

教育委員会の下にさらなる組織の設置は必要ありません。審議会設置の前に教育委員の能力の向上を図っていただきたい。教育委員会としての力の向上を図っていただきたいと思います。

終わります。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、賛成討論を行います。まず 114 号について、16 番、酒井議員。

16 番（酒井勲一君） 16 番、酒井勲一です。私は議案 114 号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案の上程は、平成 15 年 9 月の改正地方自治法施行に伴い、公の施設の管理運営に指定管理者制度が導入されたことが要因と考えております。指定管理者制度についてはみんなで勉強いたしましたので説明を省略させていただきます。つまり伊豆市心身障害者小規模授産所の管理運営を伊豆市が今後も委託して事業を実施するため、条例を改正しておくこととあります。なんら問題はないと私は考えております。

以上の理由により、賛成の討論を終わります。

議長（遠藤正寿君）引き続き賛成討論を行います。まず 115 号について、3 番、小森議員。

3 番（小森勝彦君） 3 番、小森勝彦です。議案第 115 号 伊豆市国民宿舎等に関する条例及び伊豆市国民宿舎使用料条例を廃止する条例についての賛成討論を行います。

3 軒の国民宿舎は他の民間施設とともに多くの観光客を受け入れ、観光伊豆の発展の一翼を担ってきました。しかし、現在その施設は老朽化し、設備産業である宿泊施設として利用者に満足のいくサービスを提供できなくなりつつあります。利用者数は減少の一途をたどり、このままで行けば市の財政負担はさらに悪化します。加えて民間業者が利用客のニーズに応

え多様なサービスを提供するに至った現在では国民宿舎は少なくとも伊豆市においてはその歴史的使命を終えたと考えています。

したがって、市当局が廃業、売却を決断したことはしかるべき選択であり、その維持管理に必要な条例の廃止と関連する条例の一部改正は必要なことだと思います。

なお、中伊豆荘については県の所有する土地であり中伊豆地区のグリーンツーリズムの振興に役立つ可能性があると思いますので、売却については市当局の一定の配慮を求めます。

以上、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 引き続き賛成討論を行います。116号について、8番、室野議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。議案第116号 伊豆市教育振興審議会条例の制定に賛成討論を行います。

合併後の新しい市の土台づくりは人づくりに始まると思っています。次世代を担う子供たちの教育は最も力を入れるべき課題で、教育振興に市の未来がかかっていると思います。時代を眺めるに、高齢者が人口の3分の1を占め、15歳未満が10%そこそこになり、高齢者世帯が800万世帯となる時代がもうすぐ来ています。これまでの社会システムが根本的に見直され、少子高齢化社会に見合う学校統廃合等今後のさまざまな課題について、教育振興のための審議会を制定し、時間をかけて今後の伊豆市の教育について広く市民の声を聞くことも含め、審議することを望むものです。

ゆえに審議会条例の制定に賛成いたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて反対討論を行います。115号、116号について、26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第115号 国民宿舎ふじみ荘・木太刀荘を廃止する条例に反対討論を行います。

4月27日付の伊豆市市営施設運営委員会から市長宛に企業部所轄施設の管理運営についての答申が出されて、それが議員に配布されたとき5月11日付で伊豆市役所企業部経営管理室から答申書の取り扱いについての文書が同時に配られました。この答申書の中になんと書いてあるか。今後議会など関係機関とも協議します、とあります。議会以外の関係機関とは一体何を指しているのか。ふじみ荘、木太刀荘で言えばその施設に関連のある旅館組合や民宿組合、観光協会、そして商品を入れている業者の方々、さらには地元地区の住民の方でしょう。

市民との協働のまちづくりが大事だと言っておきながら、今回ほどそれを無視したことはないと思います。市民との協働とは口先だけ。その最たる行動が土肥地区の方々への対応の酷さです。正式に両施設を売却したいと提案されたのが9月8日の今回、今開かれている議会の初日です。ふじみ荘の地元の方々で構成する八木沢地区7区の方々に対して、報告か相談か要望か何を聞いたのかわかりませんが、出かけていったのが9月16日です。さらには9月16日、八木沢地区に報告に行く前、私は13日に一般質問をいたしました。そのとき

に売却方針を決定する段階で、各地区・各種団体への意見を聴取してきましたと答えました。にもかかわらず、16日とはどういう意味でしょうか。関係機関とも協議すると言っているにもかかわらず、八木沢連合区は協議の対象外だったのででしょうか。地元の意見を聞く前に9月8日に売りたいと議会に意思表示をした後にこのことを地元になだ出かけていく。施設を市が手離すという大きな変化をもたらそうというのに、地元の市民の意見は無視したということです。

あなた方が売却したいという理由について、対立して意見を述べます。第1に両施設とも老朽化していますと言っています。ふじみ荘は耐震性能に欠けるとも伊豆市施設運営委員会の答申書にも書かれております。市としては中古品でなおかつ危ないもの売るんだという、そうではないでしょう。古くてもまだ使えると見ているから売りたいと思っているのではありませんか。まさか自治体が粗悪品を民間に売り出すとは考えられません。

第2に、民間と競合すると言っております。宿泊施設、とりわけ民宿からお客を取られているという声が上がっているのでしょうか。今議会まで何回か全員協議会の中で話し合いが持たれましたが、こういうことでお客を取られてしまうという話は当局から一度も聞いておりません。出されておられません。事実はどうでしょうか。7月1日に天城地区の民宿等宿泊にかかわる方々と懇談しましたが、民宿とは客層が違ふときっぱり言いました。お客を取られるという話は出ていないのです。

第3に全国的に見ても国民宿舎の役割は終わったと言っております。ある市民の方はこんなことを言っています。国民宿舎はこれからだと思えます。それは50代後半の団塊の世代の方が退職してくる。大金持ちも年金の細々とした生活を送られる方もいるでしょう。細々と年金生活をしようとしているこの世代が、旅館では夏休みや土曜・日曜など特別料金などを取られてしまう。その方たちのためにも必要になってくるのではないかと話してくれました。一理あると思いませんか。

第4に、行政サービスの付帯的サービス部門としての姿勢はどうかという時代になってきたと言いました。ふじみ荘が地元の方にどんな貴重な施設として利用されているか。その利用者数も私は聞いて調べてたいしたものだと思います。夕食で利用するお客は平成11年度には93名。それが平成10年度には925名。平成13年度1,913人。平成14年度2,885人。平成15年度3,078人。平成16年度3,654人。どんどん増えております。この夕食等々に八木沢地区の方々はもちろんこと小土肥地区からもそして賀茂地区からも来るそうです。各種サークル、忘年会、新年会、小中学校の謝恩会、高校同窓会、法事さらにはこんな利用もふじみ荘ではやられているということです。身内や親戚で不幸があったときに民宿の都合では基本的には家族経営していますから急にというのは対応できない。でもふじみ荘はその対応ができる。泊まる場所にも利用されているということです。

国民宿舎といってもその役割は一律ではないことを、天城に私、生活している者として木太刀荘だけを見て判断していましたが、ふじみ荘はふじみ荘としての特徴がある役割

を痛感いたしました。観光客だけを相手にしたサービスでないということであり、行政として住民の大切なサービス部門ではありませんか。売却することによってこの住民サービスは民間業者次第になります。行政も八木沢地区の地元の住民の方々も口出しは一切できません。付帯的なサービス部門はもう行政必要ないんだという事がしきりに言われてます。

それでお尋ねしますが、ウエルネス産業の一環として今取り組んでいる市営施設である天城温泉会館はどんな事業をやっているのでしょうか。民間でもこれは事業を今行っているでしょう。ふるさと広場のゴルフ場はどうですか。民間が行っております。これも付帯的なサービス部門でしょう。あなた方の考えには一貫性がありません。

第5に、専門性の高いサービスを提供することが求められているようになったとか民間が育ってきたから国民宿舎の使命が終ったとも言っております。民間になると高いサービスができると言えるのでしょうか。宿泊という専門性のある知識を持ってサービスを長年取り組んできた今、旅館がどんな時代か。不況のあおりを受けて倒産しているではありませんか。民間が育つところではない。大変な状況になっています。木太刀荘が長年苦勞して定着してきたハイキングの企画でお客さんを迎えていることは、これは職員始め素人、最初は素人でもそして人事異動で途中で職員が変わってもその積み重ねで木太刀荘の独自の売り物として専門性高いサービスを今担っているのではないのでしょうか。今年5月には七つのハイキングコースをハイキングクラブ180組にお知らせしているんです。

あなた方の売却の理由について私の考えを対比してきましたけれども、なぜこんなにバタバタしてまで売りに出さなければならないのかさっぱり分かりません。自分たちで勝手に期限を切っているからでしょう。委託契約している施設なら法律上来年9月までの期限は迫られていますが、市直営ですからこの両施設なら法的には問題ありません。ふじみ荘の地元である八木沢連合区の意見は数年の改善努力期間を設けて欲しい。天城の宿地区の役員の方は売った方がいい。木太刀荘の地元である西平地区の役員は売らないで欲しい。天城の民宿組合、旅館組合、観光協会役員は指定管理者制度を導入するかどうかでの懇談でしたから直営でやってくれないかという意見です。売却するかどうか、意見まだ様々です。もっと市民の皆さんの意見を聞いてからでも遅くはないでしょう。時期尚早です。

最後に企業会計で帳簿上、あくまでも帳簿上です。利益が少ないとか赤字だとか言っておりますけれども、現金預金残高は、木太刀荘は平成12年には8,138万円ありました。平成16年は1億533万円。ふじみ荘は平成12年には6,900万円。平成16年度は7,460万円あること。さらにはこの両施設とも一般会計から1円たりとも税金を投入していないということです。

木太刀荘、ふじみ荘を売却して市民からは一切注文が様々な要望ができない仕組みにするのかどうか、私たち議員の判断に委ねられています。市当局が売却の理由で述べられたこと、その意見に対して対比してきましたが、繰り返します。急ぐことはないでしょう。さまざまな意見を聞いてからの結論だってなら遅くはないというふうに判断をいたします。

次に議案第 116 号 伊豆市教育振興審議会条例の制定について反対討論を行います。教育とは私は伊豆市の未来への先行投資だと考えております。今はさほど影響を及ぼさなくても時が経つにつれてじわじわと良きにつけ悪きにつけその効果があらわれてくる分野だと思うからです。3歳児の子供が幼稚園に入園して小学校に入学して、そして大人になり人間的に成長を遂げて、そして生涯学習の分野でもまた活動することを考えれば、そのことは明らかでしょう。

その大切な分野に市民の声を聞く場を組織的に保障することは私は大切なことだと思っております。でもなぜ反対なのか。教育課程に関する事項について調査、審議するためといっても、その内容はあまりにも広くて、あまりにも深すぎるからです。現在の伊豆市にとっての教育課題とは何か、また、近い将来どんな課題があるからなのかということを確認すべきだと思います。

例規集を教育委員会の項目について調べてきましたけれど、この中には手続き上の書類のあり方という文章も入っておりますけれども、2,200 ページにも及びます。事務局の事務分掌だけでも 87 項目あります。教育委員会と議会が付かず離れず相乗効果の出る関係にしていくなかにも、教育委員会の諮問機関の役割をもう少し明確にすべきだと、私は思います。

もう一つ、委員のメンバーに公募による方法を取り入れることを要求いたしまして、反対討論いたします。

議長（遠藤正寿君） 次に賛成討論を行います。まず 115 号について、20 番、小野議員。

20 番（小野忠宏君） 20 番、小野でございます。

議案第 115 号 伊豆市国民宿舎設置等に関する条例及び伊豆市国民宿舎使用料条例の廃止について、賛成討論を行います。

伊豆市は観光の市でありまして、温泉や温泉旅館は観光に欠かせないことは誰もが認識していることであります。さらに、この温泉、温泉旅館は従来から民間主体で推進されてきておるわけでございます。国民宿舎といえどもこれを行政主体で進めていた近頃のやり方は市場経済、自由主義体制下ではあまり見栄えのよいことではないと私は考えております。自由化・民営化は基本原理であるわけであります。昨今の流行語にさえなっている「民にできることは民に」の範囲を逸脱し、民を圧迫することにもなりかねないとの感を、従来から私は持っております。

ところで、聞くところによれば、土肥ふじみ荘は結婚式や法事等の人寄せにも使われているようでございまして、何とか残してほしいというような話も出ているということをお聞きします。しかし、これは民営化されてもその目的が達成されないということではございません。あるいはもっともっとサービスが向上するということも、場合によっては期待できると、こういうことで、私は思っております。

以上のような状況を考慮し、本議案に賛成いたします。最後でございますけれども、一つだけ申し添えます。働いてきた従業員に関して、路頭に迷わせることのないよう善処をお願い

いいたしまして、賛成討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 引き続き賛成討論を行います。116号について、1番、杉山議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

議案第116号 伊豆市教育振興審議会条例の制定について、賛成討論を行います。少子高齢化と人口減少が進むなか、伊豆市として教育に関するさまざまな問題に真剣に取り組んでいかなければならない時が来ております。この伊豆市教育振興審議会は教育委員会の諮問機関として教育課題に関する事項についての調査・審議を目的として置くものであり、重要な課題について民間の意見を聞き、参考にするということは非常に大切であると思います。

今の教育課題について、明確な内容を示した方がよいという意見もありますが、今後学区の弾力化等、さまざまな問題を検討しなければならないことも考えられるなかで、ひとつひとつの課題ごとに審議会を立ち上げることは非効率的であり、また対応も遅れることとなります。

さらに、教育委員会の都合の良い人選になるのではという心配については、第6条で審議会は必要があると認めるときは委員でない者の説明または意見を聞くことができると明記されており、広く平等な立場から真に子供たちにとってよき教育振興がなされることを確信して、本条例の制定について、賛成をいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、反対討論を行います。115号について、19番、関議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

議案第115号 伊豆市国民宿舎設置等に関する条例及び伊豆市国民宿舎使用料条例の廃止について、反対の討論をいたします。

八木沢連合区長から要望書が8月30日に提出されています。皆様のご理解を得るため、読み上げます。下記の主な事項を挙げ、存続することを強く要望する、として、国民宿舎ふじみ荘の存続の件。1、地元の結婚披露宴、法事、宿泊等、リーズナブルな費用と従業員の誠意ある良質なサービスを提供していただき、地元住民、並びに一般客から感謝されている。経常収支につきましては、前年、単年度の赤字であり、過去においては世間の景況・不況あるものの、比較的良好な収支を計上してきた。従業員や商品の仕入業者に支払われる費用は従業員や業者の生活基盤となっている。年々高齢化が進む過疎地域であり、足の不便な高齢者等の福祉、厚生の拠点としての役割を担っている。少なくとも現在のメンバーにより数年間の改善努力期間を設けていただきたい。このような要望です。

廃止の方向に進むには、区民の理解を得るのにあまりにも時間が少ないと思われます。廃止の考えでことを運ぶから経営悪化に陥っているのではないかと。景気は上向いてきている今、売却の方向で何も急ぐことはなく、連合区の要望のように数年の改善努力期間を設けてもらい、結論を出していただきたい。市の負担になることは誰も望んでいないが、負担になるかからないかの精一杯の努力は見受けられません。

この地区にはこの地区の事情があります。日本中で国民宿舎を廃止するわけではありません。廃止を決めるにはもう少し検討する必要があるのではないかと。どうか、もう少し時間をかけてもらいたいと思います。区民の要望を無視し、努力なしに、時代の流れだと廃止に向かうことに強く反対いたします。

私の考えに同意してもらうことを強く要望して、反対討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第 113 号 伊豆市防災会議条例及び伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから、議案第 117 号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの 5 件を一括採決いたします。

本 5 件に対する各委員会の委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数です。よって議案第 113 号から議案第 117 号までの 5 議案は原案のとおり可決されました。

議案第 118 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第 32、議案第 118 号 市道路線の変更についてを議題といたします。本案については土木水道常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

土木水道委員長（杉山羌央君） 14 番、杉山羌央です。土木水道委員会に付託されました、議案第 118 号 市道路線の変更についての審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしましては、矢熊筏場線の旧終点付近の路線認定についての質疑があり、「確定路線については最終的に整備を進める時点で区域の検討をしていきます」との答弁がありました。

以上、審議を尽くし、採決の結果、議案第 118 号につきましては全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。これをもちまして、当委員会に付託されました全議案の委員長報告を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩といたします。再開を 15 時 15 分といたします。なお、この休憩中に質疑・討論のある方は提出を願います。

休憩 午後 3 時 11 分

再開 午後 3 時 17 分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまから、議案第 118 号 市道路線の変更について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ、質疑また討論ともありませんので、質疑、討論をこれで終わります。

それではこれより本案を採決いたします。議案第 118 号 市道路線の変更について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって議案第 118 号は原案のとおり可決されました。

議案第 119 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第 33、議案第 119 号 伊豆市監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 119 号の提案理由を申し上げます。本選任案は、地方自治法第 196 条に基づく監査委員の選任同意について、お願いするものであります。

鈴木健範氏は昭和 36 年 4 月から平成 9 年 10 月まで 36 年余にわたり株式会社静岡銀行に勤務し、その後 6 年間、静銀ビジネスクリエイト株式会社に勤められました。平成 14 年 3 月からは修善寺町固定資産評価審査委員会委員を歴任し、現在は伊豆市固定資産評価審査委員会委員に就任していただいております。

豊富な知識と経験を有しており、住民の信頼も厚く、監査委員として適任者であると判断いたします。よって、鈴木健範氏を監査委員として選任いたしたく、議会に提案するものであります。

よろしくご同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては人事案件ですので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございますか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

10 番（森 良雄君） 異議あり。

議長（遠藤正寿君） ご異議あるようですので、これについて、質疑を受けます。

森議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森です。

私はこの鈴木さんに対して異議があるというものではありません。しかし、今日出して、今日認めなさいと。この方は、私、全然知らないんですよ。何ら判断基準もなく、面識のない方に重要な監査委員をお任せするわけにはまいりません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ほかに質疑はございますか。討論はありますか。討論なしと認めます。

それでは採決いたします。お諮りいたします。議案第 119 号 伊豆市監査委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数です。よって、議案第 119 号はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第 120 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第 34、議案第 120 号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 120 号の提案理由を申し上げます。

財団法人田方体育振興会の所有でありました修善寺体育館は同財団の解散による財産処分
の異議申し立て期限が過ぎ、この 9 月 15 日をもちまして伊豆市に寄附されることになりました。
条例改正はこの寄附に伴って行うものであります。改正の主な点はこの修善寺体育館の
使用料を伊豆市運動施設条例に加えるとともに、一部条文を整備するものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、
可決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して
補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 市長提案理由の詳細につきまして説明申し上げます。

新たに追加された議案になります。4 ページの新旧対照表で説明申し上げます。まず、修
善寺体育館の方ですが、2 条で修善寺体育館の名称と位置を中伊豆社会体育館の次に加え、
次に別表第 2 になるわけですが、6 ページです。修善寺体育館の使用料を中伊豆社会体育館
の次に加えます。7 ページでは、下に傍線があるところですが、市民以外の使用料を 2 倍と
した額と定めています。使用料は田方体育振興会で運営していた以前と同じ額でございます。

次に、条文整備に移ります。5 ページ、9 条で、施設等を破損した場合の損害賠償義務で
すが、やむを得ない場合の賠償義務の免除の権限を教育委員会から市長へ移します。これは

あくまでも法制上の整備でございます。6ページ、別表第2の表中、中伊豆社会体育館でアリーナ1,000円の表記を、半面利用1,000円、全面利用2,000円に改正をするものです。この改正は、修善寺体育館と同じ表記にするもので、使用料は以前と変わりません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で補足説明を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開を15時35分といたします。それでは、休憩といたします。

この間に質疑・討論のある方は通告願います。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第120号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。26番、木村議員。

26番（木村建一君） 中伊豆社会体育館の件についてお尋ねします。旧制度の料金を見ますと、アリーナ午前・午後・夜間1,000円になっているんですが、今回、改正で提案されているのが、これがアリーナではなく全面利用、半面利用ということで、それぞれ全面利用が2,000円ずつ、半面利用が1,000円ずつと、こうなっているもので、何が違うのか、お尋ねしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 中伊豆社会体育館アリーナ1,000円という表記は、中伊豆町時代から、半面1,000円、全面2,000円を指してございます。ここで具体的な形で、整備をするものでございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） いいですか。旧中伊豆町、今のご説明ですと、アリーナという名前はいいでしょう。全面・半面を分けていたとなるんですけど、ここには、旧制度にはなんにも全面・半面ないんですよ。全部一律1,000円と。そうすると、何が違うのかなと。よくわかりません。もう一度お願いします。

議長（遠藤正寿君） 事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 運用という形で、アリーナ1,000円というのは、1面だけを指していたわけですね。それで1,000円ですという、そういった考え方です。ですから、2面使うようだと2,000円をいただいでいて、皆さんはそれを承知でお使いになられ

ていたということなのですが、ですから、それをわかりやすく、体育館の中を半面使う、1面ですね、それを使う場合には1,000円。それから、2面、全面を使う場合には2,000円ですというわかりやすい表記にただけで、何が違うかと言いますと表記がそういうふうに変えたというだけで、実際上の運営は変わりません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。これで通告による質疑は終わりました。討論はありませんので討論は終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は会議規則第37条2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって委員会付託は省略いたします。

それでは、討論はないものとして討論も終わります。

これより本案を採決いたします。議案第120号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 全員起立です。よって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第35、発議第3号 専決処分の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、山下議員。

6番（山下 一君） 6番、山下です。

発議第3号の資料をご覧ください。専決処分の指定についての提案理由を説明いたします。ただいま議案となっております発議第3号 専決処分の指定について、提出者を代表して提案理由を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会はその権限に属する議決事項のうち、軽微なものについては議決によって市長に委任することができることになっておりますが、本市議会におきましては、いまだ議決を行っておりません。この専決処分の指定は、議会運営の効率化を図るためのものです。

それでは、各事項についてご説明申し上げます。1番目は市営住宅の家賃の支払いまたは明け渡しなどの管理上の提起、和解及び調停に関することです。2番目の（1）は交通事故による損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調定であります。法律上伊豆市の義務に属する賠償ですので、業務上発生した交通事故が対象となります。（2）は交通事故以外で1件100万円以下のものであります。例として、学校のプールによる事故など、市営

施設で発生した事件が対象となります。なお、専決処分の内容につきましては、次の本会議において報告を受けます。

以上の権限を市長の専決処分事項とするため、地方自治法第112条及び伊豆市議会会議規則第14条の規定により、提出するものであります。このことにより、事務処理の迅速化、議会運営をより効率化できるものと考えます。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で発議第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） これより本件について質疑を許します。質疑はありませんか。

森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

この専決処分の指定についてですが、妥当ではあると思うんですが、正直言って考える時間が全くない。例えば2の（1）、交通事故による場合、これは何をあらわしているのか。保険金だけ、いわゆる民間で言えば強制保険で支払われる額を言っているのか、それともさらにそれにプラスするものも含めているのか。ここの（2）、1件100万円についてもこれが妥当であるかという判断は全くできない。例えば、他市町村ではこのようになっているとかですね、他市町村では50万円になっているとか、何らかの説明をいただきたいと思います。お願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは、山下議員。

6番（山下 一君） お答えします。

これは、旧町時代にはそれぞれの町で決まって指定されていたわけですが、本来ならば合併と同時に、これを提出して、承認を得なければならなかったものであります。ただいまの質問にあります、これは、何を言おうかと言うと、そのたびに例えば、業務上の災害があったというような場合に、いちいち議会を招集してやっていたのでは遅くなると。それと、議会の運営にも支障をきたすということで、これを専決にするということでございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私の聞いているのとちょっと論点が違うんじゃないかと思うんですが。私たちがもし交通事故を起こしますね。当然まず、強制の方から言葉は間違ったら申しわけないですけど、一般的に強制保険と言っているんじゃないかと思うんですが、強制の方から支払ってもらえると思うんですね。そのほかに保険が任意に入っている人は任意保険から支払ってもらえる。さらにこれは、さらにプラスアルファも含めているのかどうかということを私は知りたいと聞いているんです。それから、（2）については、1件100万円が妥当なものであるのかどうかということを私は聞いているんです。

その辺のお答えが全くない。

議長（遠藤正寿君） 先ほどの森君の質問の中に急にと言いましたが、これは議員発議ですので、急に出てもこれは不思議ではないと思います。

山下議員。

6番(山下 一君) お答えします。

そういういろいろ突っ込んでいくと細かい問題はあるかもしれませんが、従来これはやってきたという問題でございます。いずれにしましても、議会の効率化を図るための提案でございますのでご理解をお願いしたいと思います。

議長(遠藤正寿君) 森議員。

10番(森 良雄君) 同じことを聞くことにはなりますが、それでは旧来、こういう実例があったのかどうなのか。その場合どういうふうに対処したのか。たぶん、実例はなかったんだと思うんですね。ですから私たちは新しい見方で対処しなければいけないと思いますけれど、いかがでしょう。

この(1)については、どういう状況を想定しているのか。いわゆる個人による保険金で支払うもの以外も想定しているのか。(2)については、近隣市町村についても皆こうなっているのかどうか。

その辺をお聞きしたい。

議長(遠藤正寿君) 山下議員。

6番(山下 一君) お答えします。

(1)の具体例でございますが、これは、最後に書いてありますが、ここの市の職員が業務上交通事故を起こした、この場合にそれに係る費用をどうするかということを議会を招集していたのでは間に合わないということと、それでいちいち議会を招集していると効率的ではないということで、提案しているわけです。

10番(森 良雄君) 答えになっていない。交通事故だったら保険金でまず払われるでしょう。

議長(遠藤正寿君) ほかに質疑はございますか。

質疑なしと認めます。

10番(森 良雄君) 議長、答えになってないでしょう。交通事故はまず保険金から払われるんじゃないんですか。

議長(遠藤正寿君) それはありますね。討論はございますか。討論なしと認めます。

10番(森 良雄君) 討論あります。

議長(遠藤正寿君) それでは手を挙げてください。

森議員。

10番(森 良雄君) 10番、森良雄です。

今の質疑で私の知りたいところはどんなものであるか、ご存知だと思います。交通事故、特に役所が交通事故を起こした場合、どんな請求を受けるかわかりませんよ。まず、支払われるのは強制保険でしょう。次に、役所が入っているかどうかわからないが、任意保険から支払われるはずですよ。そして、その後いわゆる示談金がいくらになるかということになる

はずです。交通事故の示談金は特に役所が関与したものは、莫大なものになるはず。そういうことを想定したら、安易に私は賛成できません。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はございますか。それでは討論を終わります。

これより本案を採決いたします。発議第3号 専決処分の指定について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

決議第2号の上程、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第36、決議第2号 非核・平和都市宣言の決議についてを議題といたします。

提出者から決議の朗読を求めます。

24番、高田議員。

24番（高田和正君） 24番、高田和正です。

決議第2号 非核・平和都市宣言に関する決議。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条会議規則第14条の規定により提出をいたします。

条文を読ませていただきます。

世界の恒久平和に向けて、美しい地球を守り、人々の平和な生活を守りぬくことは人類の責務である。

日本は、第2次世界大戦と残虐な核兵器による広島・長崎の被爆体験から、戦争と一切の戦力を放棄し、世界平和に寄与することを誓った。

しかし、今日の世界情勢は、依然として紛争が絶えず、新たな核兵器の開発など核戦争の危機もなくなっていない。

伊豆市議会は、戦後60年にあたり、伊豆市が、日本国憲法にかかげられた恒久平和の理念を市民生活にいかし、子々孫々に継承するために「非核・平和都市」として邁進することを宣言決議をいたします。

平成17年9月29日、伊豆市議会。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それではお図りいたします。

本件につきましては説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、委員会付託、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。お諮りいたします。決議第2号 非核・平和都市宣言の決議に

ついて、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 全員起立です。よって、決議第2号は原案のとおり決議されました。

収入役辞任の挨拶

議長（遠藤正寿君） ここで収入役より特別発言の申し出がございましたので、発言を許可いたします。

収入役。

収入役（石田佑次君） 失礼します。

ただいま、議長さんから特別のご配慮で、私の方からの発言の許可をしていただきました。

実は、一身上の都合で任期の途中でございますけれど、収入役の職を9月30日をもって辞したいということで市長にお願いをしまして、許可をいただきましたので、この機会に皆様方に今まで大変お世話になったということのお礼、それから今しがたは平成16年度のそれぞれの決算につきまして、それぞれ、ご承認をいただきました。そういったことを一つの区切りとしまして、任期の途中で誠にご迷惑をかけますけれど、ここで職を辞したいということでございます。

今までのご協力に感謝申し上げまして、私の方からお詫びと御礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） 大変残念であります。市長、執行部、また議会としても議長としても慰留をいたしましたが、一身上の都合ということで意志も固く、本当に長い間ご苦労さまでございました。本当にありがとうございます。

閉会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成17年度第3回伊豆市議会定例会を閉会いたします。皆さんには長い間、本当に慎重なご審議ありがとうございました。

これで終わります。

閉会 午後 3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 遠 藤 正 寿

署 名 議 員 関 邦 夫

署 名 議 員 小 野 忠 宏